

広島弁護士会沿革誌

(3)大正編

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

増田修

目次

- 一 はじめに
- 二 広島弁護士会の沿革
- 三 広島弁護士会の運営
- 四 広島控訴院管内弁護士大会
- 五 会員の政治活動
- 六 会員の異動
- 七 会員の非行
- 八 おわりに

一 はじめに

本稿は、「広島弁護士会沿革誌 明治・大正・昭和戦前編」の内、

「広島代言人組合沿革誌 附・広島始審裁判所の官許代書人」(『修道法学』第二八卷第二号、二〇〇六年二月)、「広島弁護士会沿革誌 (1) 明治編・(2) 明治編・続 附・代書人取締規則」(明治三十六年広島県令第一〇二号)に基づく代書人組合(『修道法学』第三二卷第一号・第三三卷第一号、二〇〇八年九月・二〇〇九年九月)に続く、大正期について編集したものである。

本稿の資料は、『芸備日日新聞』(以下、「芸日」と省略)、『中国新聞』(以下、「中国」と省略)、『法律新聞』(以下、「新聞」と省略)、『日本弁護士協会録事』(以下、「録事」と省略)および『官報』(以下、「官報」と表記)の記事が主要なものである。

(注一) 『芸備日日新聞』は、明治二十七年九月一五日以前・大正七年六月一日以降の分は、呉市中央図書館において閲覧・謄写し(澤原梧

郎氏寄託原紙・呉市総務部市史文書課提供のコピー版)、明治二七年九月一六日以降・大正七年五月三一日以前までの分は、広島県立文書館において閲覧・謄写した(国立国会図書館所蔵原紙のコピー版)。『中国新聞』は、広島県立文書館所蔵のコピー版を、同館において閲覧・謄写した。

(注2) 『法律新聞』、『日本弁護士協会録事』の記事は、横山妙子氏の協力により収集した。

(注3) 代言人名簿は、山田耕造編『日本全国代言人姓名録』(局外舎、一八八四年)、および山本光稔編『日本帝国代言人姓名録 附録・法律学士姓名録』(文源堂、一八八七年)を、弁護士名簿は、磯野新『帝国弁護士法及附屬令 帝国弁護士録』(東洋社、一八九三年)、および『改正日本弁護士名簿』(日本弁護士協会録事号外として明治三〇年から毎年八月発行。国立国会図書館、早稲田大学図書館および東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館所蔵)を使用した。これらは、横山妙子氏の協力により収集した。なお、『日本弁護士名簿』は、明治三二年・明治三三年・明治三五年・明治四三年・明治四五年・大正一〇年・大正一三年・昭和一四年が残存している。

この他に、『大日本弁護士名簿 附満州国律師名簿・在中華民國弁護士名簿』(大日本弁護士聯合会、一九四二年六月、東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館所蔵)は、遠藤昭弁護士(第二東京弁護士会所属)の協力により、『同名簿・一九四三年五月』

版は横山妙子氏の協力により収集した。なお、『大日本弁護士名簿』は、昭和一五年・昭和一八年までである。

(注4) 裁判官・検察官の名簿は、『明治・大正・昭和 官員録・職員録 集成』(マイクロフィルム版、日本図書センター、一九九〇年)をコピー用紙に謄写したものを使用した。

二 広島弁護士会の沿革

大正期の「広島弁護士会の沿革」は、『芸備日新聞』、『中国新聞』を中心に、その記事や広告文をそのまま(頭に●を付す)、あるいは編集し(頭に○を付す)、それらを編年体で序列して構成した。しかし、新聞の性格からして、元々弁護士会の活動の総てを報道するわけではないし、残存する新聞も欠号があったり、取材にはらつきがあるため、また、大正期に入ると、新聞報道は変動する社会・政治・経済の動きについての記事で埋まり、弁護士会の活動についての記事は極めて僅かとなり、沿革の概略どころか、毎年の役員選挙の記事や中国弁護士大会の記事すら総ての年について再現することはできない状況となる。

そして、『日本弁護士協会録事』、『法律新聞』にしても、東京中心であって、広島のような地方の弁護士会の動きについては、役員選挙や中国弁護士大会についてすら、記事が掲載される年はないのである。

そこで、この沿革の項には、広島における裁判所の動き、例えば区裁判所の改廃、広島控訴院長・検事長、地方裁判所長・検事正などの異動についても掲載した。

(注) 大正元(一九一二年)年は、明治天皇の死亡日である明治四五年(一九一二年)年七月三〇日から始まるが、一九二二年は「明治編」に記載したので、本「大正編」の多くは、大正二(一九一三年)年から記載する。

大正二(一九一三年)

1月30日 ○法律事務所出張所開設(「芸日」大正二・一・三〇)

広島市三川町八番地、弁護士森保助三郎(後に祐昌と改名)は、双三郡の人であるが、今回同地方民の懇請を容れ、三次町西本町に一家を構え、法律事務所出張所を設け、汎く民刑訴訟および特許事務の依頼を受けることにした。

(注) 森保助三郎(広島県平民、東京弁護士会員)は、明治四一年一月二月弁護士試験に及第し、江木衷法律事務所において法学および実務研究を積んでいたが、東京地方裁判所検事局の弁護士名簿に登録したまま、明治四三年一月広島市三川町九番地において、不破熊男と合同法律事

務所を開設した(「芸日」明治四三・一〇・五、明治四三・一〇・七、「中国」明治四三・一〇・七)。しかし、森保は、明治四五年六月、不破との共同事務所を解き、単独事務所を開設した(「芸日」明治四五・六・一〜二、明治四五・六・八、「中国」明治四五・六・一)。なお、森保が、広島地方裁判所検事局の弁護士名簿に登録したのは、昭和九年六月二日である(「官報」昭和九・七・二)。

1月30日

○小川弁護士有罪(「芸日」「中国」大正二・二・二)

尾道市久保町尾道市市会議員弁護士法学士小川夔三に係る誣告教唆・詐欺取財被告事件、同市同町元市会議員旅人宿業増田勝平に係る誣告・詐欺取財被告事件は、かねて広島地方裁判所尾道支部において予審中であつたが、一月三〇日終結し、同支部の公判に附すべく決定された。

2月16日

○長屋市長逝去(「芸日」大正二・二・一七〜一九、「中国」大正二・二・一七〜一八)

広島市長(元広島弁護士会所属弁護士)長屋謙二は、昨年来健康勝れず兎角引籠中であつたが、昨今快方に向つたので公務を執つていた。しかし、去る一〇日の夜以来、俄然心臓病が再発して臥床し、一四日に至り病革まり、終に昨朝(二月一六日)八時十五分心臓麻痺に

罹り逝去した。享年五十有五歳、惜むべき哉。因みに葬儀は、明一八日午後三時自宅出棺、向西館において営まれる予定である。遺言により生花、放鳥等は、一切これをお断りすることである。

2月24日 ○広島経済会例会〔芸日〕大正二・二・二六

広島経済会例会は、二月二四日午後七時より、鳥屋町溝口旅館において開会され、出席者は二四名であった。村松幹事が、開会の挨拶をなし、会務を報告した後、新入会員の入会の辞があつた。それより、多田稔が通信事務に關して本市納税徴収の件、弁護士松井繁太郎は昨冬の北満州奉天、長春、吉林地方に出張した際の所感、日下亥佐三は鉄道賃金団体割引の改訂、弁護士森田卓爾は田尻稻次郎に關し幾多の例証を示してその潔癖な人格を述べ、最後に北条時敬より米国シカゴ大学教授アンダーソン博士の講演聴講に關する希望があり、その他種々の意見を交換し、九時半退散した。

3月1日 ○小川弁護士の公判〔芸日〕大正二・三・一、大正二・三・三

弁護士小川夔三に係る誣告教唆・詐欺取財被告事件、および元尾道市會議員旅人宿兼仲立業増田勝平に係る誣告・詐欺取財被告事件は、三月一日午前一〇時より、尾道支部において開廷された。小川の弁護は、尾道市

の多久間、大西、山科、広島市の藤田、田上、岡山市の石黒、足利、三宅、また、増田の弁護は、広島市の不破らである。裁判長は、特に広島地方裁判所の赤堀判事が出張し、検事は笠原検事の係である。傍聴者は、開廷前より続々と詰めかけ、満員のため入廷できない者数十名は、空しく廷前に佇立して耳を傾けている有様である。

午前中は、事実の審問があつたが、小川は事実を巧みに否認した。しかし、増田は、悉く事実を認めた。午後三時再開し、証拠調べがあり、小川は、御調郡栗原村竹内虎吉が貯蓄債券割増金五〇〇〇円に当籤したので、これを受領する印紙代と称して金一五円を勝平の手を経て受取り、これを横領したという事件が現れ、小川およびその妻ミツを取調の上、業務上横領として追訴されたので、裁判を中止し、重罪として広島地方裁判所の公判に附せられることになった。

(注) 小川は、三月一日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した(「官報」大正二・三・七)。

3月16日

○裁判所構成法改正反対〔中国〕大正二・三・一六―一八、「新聞」大正二・三・二〇）

裁判所構成法中改正法律案外四件に対しては、広島弁護士会は広島県選出代議士に打電して反対の助力を求めていたが、三月一三日、衆議院において可決された。そこで、広島弁護士会は、殊に裁判所廃止および区裁判所管轄区域変更法案に対しては、極力反対をするため、三月一五日午後一時より、広島地方区裁判所楼上において、総会を開いた。

〔注〕 広島弁護士会は、再三協議の結果、改正反対の建議を司法大臣に上申し、実行委員九名を推薦し、運動中であるという〔新聞〕大正二・三・二五）。

3月25日

○南條弁護士への負傷〔芸日〕大正二・三・二五）

広島組合弁護士で、当時呉市に居住していた南條持一は、過般広島監獄に留置中の某未決囚に面会の帰途、研屋町より大手町に通ずる街路において、車夫の過失から車台を転覆した際、右腰部大腿骨を折る程の大負傷を受けたので、直に難波病院に入院し、家族一同看護に尽くした結果、今日では快方に赴きつゝあるも、何分老体のことで経過はかばかしくなく、今なお同病

広島弁護士会沿革誌 (3)大正編

4月21日

院で治療中である。
○竹原区裁判所、庄原区裁判所の廃止〔官報〕大正二・四・七）

「裁判所廃止及名称変更二関スル法律」が、四月二日から施行され、百二十八の区裁判所が廃止された。広島では、竹原区裁判所および庄原区裁判所が廃止された。

〔注〕 裁判所構成法改正に伴う一連の改正は、事務の簡捷および経費の節約を目的とするもので、区裁判所の管轄事項を拡張し、民事においては従来二〇〇円まで、あったのを五〇〇円までとし、刑事については予審を経由しない罰金以上の刑に該当する事件へと拡張すること、し、大審院の合議は七人から五人へ、控訴院の合議制は五人から三人に改めたことなどであった。

また、これと同時に、「判事及検事ノ休職並判事ノ転所ニ関スル法律」の制定が行われ、判検事の休職者二三一名、退職者九八名、転補または転官者四四三名という、司法官の大異動が行われた。その異動で、区裁判所へ判事を二二三名送り込んで事件の増加に対処した。しかし、各裁判所は非常に煩雑を極めるようになって、事件は渋滞し、判検事の中には過労のため神経衰弱に陥る者が出るよう

一八三（一八三）

になり、司法省は僅か五年で裁判所機構改革の失敗を認めざるを得なかった。司法省は、大正六年から八年にかけて区裁判所を九三ヶ所復活し、区裁判所および地方裁判所の定員を大幅に増員した(前山亮吉「大正期の司法行政」、『日本法曹界人物事典』別巻、ゆまに書房、一九九六年一月)。

4月22日 ○控訴院長更迭(「芸日」大正二・四・二三、「官報」大正

二・四・二六)

広島控訴院長馬場厚治を大審院判事に転補し、大審院判事志方鍛を広島控訴院長に補した。

4月24日 ○地裁所長更迭(「官報」大正二・四・二五)

広島地方裁判所長乾孚志を長崎地方裁判所長に転補し、東京控訴院部長判事坂崎備を広島地方裁判所長に補した。

(注) 新任広島地方裁判所長坂崎備は、東京控訴院の勅任部長、殊に前々司法省職員課長の経歴を見れば、さして栄転とは謂い難い(「芸日」大正二・五・二)。

4月26日 ○弁護士会役員選挙(「芸日」「中国」大正二・四・二八)

広島弁護士会では、四月二六日午後二時より、広島

地方裁判所構内弁護士控席において定時総会を開き、役員選挙を行ったが、その結果は次の通りである。△会長 藤田若水 △副会長 新開辰市 △常議員 岡咲禮太郎、篠原勉、池田寛作、佐藤五三、米田權之助、玉木次郎、吉田眞策、河野曉、森田恪藏

5月20日 ○法律講演会(「芸日」大正一・五・二三)

安佐郡可部町実業少社会は、二〇日午後八時より、品窮寺において吉田眞策法学士(明治四二年京都帝国大学独法科卒)を招聘し、法律講演会を開いた。先ず、同会長戸田友次郎が開会の辞を述べ、次いで熊野可部町長が一場の挨拶をなし、また、可部町立実科高等女学校医末本吾市が会員を代表して、吉田法学士が山県郡吉坂村の出身である旨を紹介し、それより、吉田法学士の担保に関する有益な講演があった。聴講者は、会員その他有志を合わせて三〇〇余名で、すこぶる盛況を呈し、散会したのは午後一時であった。吉田は、現在は広島市に居住して、弁護士を業としているが、可部町到着の際は、朝枝同会副会長、柳谷理事、その会会員数十名が、可部駅まで出迎えた。

5月27日 ○三次講演会(「芸日」大正一・五・二七)

双三郡三次町青年会主催の三次講演会は、二四日午後二時より尋常小学校において開き、席上左記両氏の

講演あり、聴衆は非常に多く、盛会であった。

「時代の思潮」文学士久保芳之助、「民法に就て」法学士角倉晋造（明治四三年七月東京大学法科大学卒業、大正九年二月広島弁護士会員）

6月10日

○不破弁護士士の拘引（「芸日」大正二・六・二二、「中国」大正二・七・一一）

広島弁護士会員不破熊男は、一〇日深安郡福山地方に旅行中、同夜突然、広島地方裁判所藤井予審判事の令状により拘引の上、一一日同裁判所において取調を受け、これと同時に一〇日留守宅の搜索を受けた。事件の内容は、予審中のため記載できないが、聞くところによると、訴訟事務に関する偽証嫌疑であるという。

（注）不破は、広島監獄に入監していたが、大正二年八月一日保釈を許され、保証金三〇〇円を供託して即日出監し（「芸日」大正二・八・一二）、同月一八日県会議員および県参事会員を辞職した（「中国」大正二・八・一九）。不破は、偽証・偽証教唆・横領被告事件について、広島地方裁判所高橋予審判事の係で予審中であつたが有罪に決し、公判に附せられることになった（「芸日」大正二・八・二〇、「中国」大正二・八・二二、大正二・八・二三、大正二・八・二五）。

7月23日

○法律講習会終了（「芸日」大正二・七・二三）

一八日以来、毎夜広島商業会議所において開催中であつた、弁護士松井繁太郎の法律講習「商法と民法の關係」は、予定より一日早く終了したので、聴講者を代表して広島商業銀行員中野憲造が一場の謝辞を述べ、午後九時四〇分閉会した。

8月13日

○小川弁護士の公判（「芸日」大正一・八・一三）（一四）

弁護士法学士小川夔三の誣告詐欺横領被告事件、旅人宿兼仲立業増田勝平の誣告詐欺被告事件の公判は、八月一三日午後二時より、広島地方裁判所において、内藤裁判長、大原、佐々木両陪席判事、黒正検事の係で、弁護人は花井法学博士を初め尾道の多久間、大西、山科、岡山の石黒、足利、広島の上田、藤田、森保の各弁護士のもとに開廷された。被告人らに対する訊問と証拠調べの後、黒正検事は、勝平に懲役一年、夔三に対しては職掌柄犯状は重いと懲役二年を求刑した。花井弁護士は、「学問地位を兼備する被告人夔三をして復活せしめる様、御同情あらんことを、友人として切望に堪へず」など、約一時間余にわたり弁論し、続いて他の弁護士の熱誠な弁論があり、夜に入って閉廷した。

（注）大正二年八月二十五日午後一時前、広島地方裁判所において、小川は、二〇〇円の国庫債券騙取の点は無罪、その他の点（誣告・横領）につき懲役一年、増田は公訴事実全部（誣告・詐欺）につき有罪として、懲役八月の判決を受けた（「芸日」大正二・八・二六）。

9月20日
○弁護士会役員選挙（芸日）大正二・九・二二、「新聞」大正二・九・三〇）

広島弁護士会では、本年四月の定時総会において役員選挙を行ったが、今回会長以下総辞職をしたので、九月二〇日午後一時より、広島地方裁判所構内弁護士控席において役員選挙を行い、四時平穩の裡に閉会を告げた。同夜、大手町二丁目旭亭において懇親会を催したが、新役員は何れも第一流の弁護士を以て網羅した。すなわち、左記の通りである。

△会長 森田卓爾 △副会長 米田權之助 △常議員 田上諸藏、高野一歩、松井繁太郎、香川秀作、玉木次郎、井上房之助、富島暢夫、藤田若水、岡咲禮太郎

11月14日
○広島雄弁会（芸日）大正二・一一・一四）

広島市の弁護士の事務員は、先年自制会というものを組織し、毎月一回会合して、弁論の修養に努め、一

11月23日

面機関雑誌様のものを発刊したこともあったが、その後事務員の更迭するに連れて、自然消滅の姿となった。今回、これを遺憾として、二、三の事務員の発起により、広島雄弁会を組織し、十一月十六日午後六時より下中町戒善寺において、発会式を挙行するという。記者（注、白瀧）は、自制会の演説会ある毎に出席して、微力を尽くしたことがあるが、弁護士諸氏においても、後援者となり、本会を中途より消滅させないよう、また会員諸氏においても、本会の発展を期されることを切望する（白瀧）。

○中国弁護士大会（芸日）「中国」大正二・一一・二五、「新聞」大正二・一一・三〇、「録事」第一八一号、大正二四・二二・二八）

広島控訴院管内の弁護士大会は、二三日午後一時より、岡山市会議事堂に開かれ、志方控訴院長、川淵検事長その他司法官二十余名列席し、岡山弁護士会長石黒涵一郎を座長とし、議案全部を議了した。その決議を、司法大臣および帝國議会員に建議請願することは、主催地弁護士会に一任して、午後四時半閉会した。その後、一同記念撮影をして、五時より後樂園鶴鳴館に懇親会を開き、非常の盛況を以て終わった。

12月5日 ○不破弁護士の公判〔芸日〕大正二・一二・三、「中国」大

正二・二一・三、大正二・一二・六（七）

弁護士不破熊男に対する偽証・偽証教唆・業務横領被告事件、沼隈郡頼町米穀仲買商天野満助、同町職業同上片岡岩吉に対する偽証被告事件の公判は、広島地方裁判所において二月五日午前九時より開廷された。弁護人として、花井法学博士外、広島島の森田、田上、藤田、香川、米田、森保、岡咲、森田（格蔵）各弁護士である。

〔注〕 不破は、一月二二日午後二時半、広島地方裁判所において懲役一年六ヶ月、天野、片岡は各懲役三ヶ月の判決を受けた〔芸日〕大正二・一二・一三。これに対して、不破の弁護人藤田、高田、横山、森保の各弁護士は、判決を不当として、一月一七日控訴を申立てた。天野、片岡の両人も控訴を申立てた〔芸日〕大正二・一二・一三、大正二・一二・一九。

大正三（一九一四）年

1月1日 ○司法官の拝賀式〔芸日〕「中国」大正三・一・一（二）

広島地方裁判所および広島区裁判所では、元旦午前九時より地方裁判所楼上において遙拝式を行い、終

広島弁護士会沿革誌 (3)大正編

わって、一同は広島控訴院に至り、在広司法官、同弁護士、執達吏、公証人らと共に、拝賀式を行った後、新年祝賀会を開催する予定である。

3月27日

○控訴院の桜〔芸日〕大正三・一三・二七

小町広島控訴院構内の桜花は、四、五日前より満開となり、表門の堀越しに美観を呈している。

4月3日

○日本弁護士協会臨時大会出席〔芸日〕大正三・四・三（三）

広島弁護士会の弁護士高田似巖、森田格蔵、米田權之助、植田壽作、松井繁太郎、河野暁は、四月一日夜一二時一七分発列車で東上した。この一行は、日本弁護士協会臨時大会に出席し、博覧会を観覧し、特に振天府拝観の許可を得たという。

〔注〕 この臨時大会は、大正博覧会（主会場上野公園）の開設を期に開かれ、第一号議案「刑事訴訟法は、直接主義を原則として、其規定を改正すること」、第二号議案「再審又は非常上告に因り、無罪若しくは免訴の判決を受けた者に對し、國家の賠償責任に關する法律を制定すること」などが可決された。振天府の拝観は、皇太后陛下危篤などの諸事情により中止された（『日本弁護士協会録事』第一八五号、臨時大会紀念号、一九一四年四月）。

なお、振天府とは、日清戦争の戦利品を納め、戦死諸

一八七（一八七）

勇士の肖像を集め、その姓名を勒して陳列し、これを振天府と命名した建物群で、皇居吹上御苑の南端にある木造倉庫群に御府の中にあつた。振天府の外に、懷遠府(北清事変)、建安府(日露戦争)、惇明府(第一次世界大戦)、顕忠府(日中戦争)も存在したが、敗戦により廃止され、戦利品は関係各国に返還された。

4月25日 ○弁護士会役員選挙(芸日)大正三・五・二、「中国」大正

三、五、四)

広島弁護士会では、四月二五日定時総会を開き、役員選挙を行い、会長に香川秀作、副会長に池田寛作が当選し、常議員には森田(卓爾)、高野、田上、高田、横山、松井、玉木、井上、藤田、米田の一〇名が推された。こゝに至つて、藤田、新開は、昨年の憤懣を今日に持越して、去年の御礼と江戸の敵を長崎の橋で、今度起つた香川の新会長を倒すことになつた。

4月30日 ○弁護士会紛擾(芸日)大正三・五・二、「中国」三、五、四)

昨年の役員選挙で紛擾の張本人であつた香川が、約束を破つて本年自ら裏面運動を試み、会長となるのは不穩であるとして、常議員外十数名は、四月三〇日夜、大手町四丁目大本に会合し協議の結果、香川が辞任し

なければ、常議員は連袂辞任することに決し、また、池田は青年弁護士会の会員にも拘わらず青年会に一応の打合わせもなく副会長に就職するのは面白くないと、香川会長、池田副会長に辞職勧告をした。しかし、香川派では、代人を派遣して拒絶の旨を回答させたので、調停不成立に終わり、結局常議員九名が辞職をし、池田副会長も辞任した。

(注)「芸日」大正三年五月三〇日号によると、これでは、到底弁護士会の事務は進捗しないのみか、不便が少なくないので、日時は不明であるが、臨時総会を開いたという。総会では、先ず副会長の選挙をおこなつたところ、矢張り池田寛作が大多数で当選した。しかし、池田は、考えるところがあると再び辞任したので、再選挙を行ったところ、またもや池田の当選を見るに至つたが、同人は飽くまで就任を肯んぜなかつた。そこで、会員の某らは、香川会長の不信任を決議する意味において、三度選挙を行つても、池田が副会長に当選するに至れば、辞任せざるを得ないようにしては如何と発議し、選挙に移つたが、またも池田の当選を見るに至つた。しかし、池田は、深く決するところがあるとして終にこれを辞任したので、そのまゝ、閉会したという。

5月3日

○広島雄弁会例会〔芸日〕大正三・五・四（五）

広島の弁護士事務員を以て組織した広島雄弁会は、五月三日午後七時より、下中町戒善寺において例会を開き、会員一〇数名の演説、討論「公娼存廢論」等があった。なお、同会会長たる青年弁護士吉田眞策の演説等があり、頗る盛会を呈し、一一時閉会したが、当夜は会員三〇余名の外に多数の傍聴者もあった。

5月30日

○弁護士会臨時総会〔芸日〕大正三・五・三〇、大正三・六・一

広島弁護士会は、副会長および常議員九名の辞任にともない、五月三〇日午後二時半、臨時総会を開いた。劈頭、香川会長は、本会のため断然辞任すると、挨拶をした。しかし、同日は役員選挙を行うに至らず、三時過ぎ頃散会した。

6月8日

○広島雄弁会例会〔芸日〕大正三・六・七、大正三・六・九

広島弁護士事務員中の青年が中心となつて組織した、広島雄弁会は、六月七日午後八時より戒善寺大広間において、第五回例会を開いた。聴衆は、来賓藤田弁護士および新聞記者その他同会員などで、幹事は先ず同会の事務および会計等の報告をなした。それより、藤坂巴岳（活社会における神通力）、石田饗堂（大人物と偽

君子)、中原俟山(世界外交上の政策を論ず)、井上勝(空

想)、藤川康夫(国民の風紀に就いて)、大中巴城(織田信長を論ず)、加友古庵(楽は苦の種苦は楽の種、磯蘆水(絶叫)、小田故人、三田北水らが、何れも熱烈の弁を揮った。来賓の弁護士藤田若水は「演説の秘訣」につき一場の演説をなし、聴衆に対し多大の感動を与えた。最後に、「時代は英雄を造るか、英雄は時代を造るか」

の討論会に移り、先ず、加友古庵が登壇、時代を造る者は英雄なり主張し、夫れより甲論乙駁して気焰当たるのがあった。終わつて、茶話会に移り、散会したのは午後一々半頃であった。因みに各弁士の演題は、概して高尚であつたので、論旨の徹底しないものが多かったのを憾みとする。なお、演説中に傍聴席より無闇矢鱈に弥次り立て、弁士の演説を妨げるのは、宜しくない。今後は、少し慎重に行いたいものである。

6月20日

○弁護士会総会〔中国〕大正三・六・二二、〔芸日〕大正三・六・二二、「新聞」大正三・六・二五

広島弁護士会は、六月二〇日午後三時より広島地方裁判所弁護士控室において、更に第三回総会を開いた。出席会員は、池田、富島、岡咲、河野、横山、高田、松井、藤田、新開、森田(卓爾)の一二名であつた。香川は事故欠席のため、池田前副会長が議長席に着き開

会を宣し、直ちに会長の選挙に移り、横山金太郎が一〇票で当選した。そこで、横山が議長席に着き、副会長の選挙を行い池田寛作が、同じく一〇票で当選した。

この時、佐藤が出席し一三名で常議員の選挙を行ったが、富島、岡咲、河野、吉田、玉木、松井、藤田、佐藤、新開の九名が当選し、これに在来の米田を加えて互選で、富島を常議員会議長に挙げた。それより、森田、新開の二名は、新会長および出席会員に対して、所感を述べ四時半閉会した。久しく紛糾した役員選挙問題もこれを以て解決を告げ、閉会后、慈仙寺鼻料亭水月において懇親会を開き、これには欠席会員で参加する者があって、盛況を呈した。

7月27日
○小川弁護士に対する判決〔中国〕「芸日」大正三・七・二八)

尾道市久保町目下東京在住元弁護士小川夔三に対する、横領・誣告被告事件、同町宿屋業増田勝平に対する詐欺・誣告被告事件は、昨年八月広島地方裁判所に於て、小川は懲役一年、増田は同八月の宣告を受けたが、これを不服として控訴し、去る五月三十日広島控訴院において、審理に附せられた。その結果、七月二十七日、小川に対する前判決は取消され、横領の点は無罪、誣告は懲役六月、増田は公訴棄却の判決があった。

8月5日
○岡咲弁護士の発展〔芸日〕大正三・八・五)
〔注〕小川と増田は上告したが、大正三年一月二十九日、大審院は上告を棄却した。

8月29日
○字品繁盛記〔中国〕大正三・八・二九)
芸妓の輸入の外に、印判彫刻業者が一人しかいなかったのが四名となり、代書人が二名殖えて三名になったことなども、宿屋飲食店の増加と共に、時局の反映と認められる。印判彫刻業、代書人の増加は、人夫の身元証明書や種々の手続書を当て込んだものである。何しろ、三千からの労働者が、身元証明書を書いてもらって、人夫を申込み、印形の必要が生じるのである。

〔注〕大正三年八月三日、我国は独逸に宣戦布告をして、第一次世界大戦に参加し、字品港から出兵がなされた。

11月15日

○中国弁護士大会（海南新聞）「中国」大正三・一一・一五、
「海南新聞」「芸日」大正三・一一・一六、「新聞」大正三・一
一・二五、「録事」第一九一号、大正三・一一・二八

中国弁護士大会は、十一月五日午後一時より松山市の県公会堂楼上において、松山弁護士会の引受により開催された。出席者は、広島一名、森田卓爾、田上諸藏、高田似龍、横山金太郎、香川秀作、松井繁太郎、藤田若水、新開辰市、篠原迪、米田權之助、池田寛作、岡咲禮太郎、小野才次郎、河野暁、吉田眞策、岡山三名、松江一名、宇和島、西条各一名、松山一名であった。来賓として、川淵広島控訴院検事長、千葉松山地方裁判所長、福田同裁判所検事正らが臨席した。会の順序は、次の通りである。

▲野本半三郎松山弁護士会長、開催の辞、▲座長推薦、▲議事、▲最後に記念撮影、▲午後四時より梅廬舎において懇親会、余興として、狂言佐渡狐、察化および芸妓の手踊。

11月23日

○広島雄弁会（芸日）大正三・一一・一八、大正三・一一・二五、二六、「新聞」大正三・一一・三〇

広島雄弁会は、十一月三日午後五時より下中町戒善寺において、創立一周年祝賀記念大会を開催した。来賓の主な者は、

広島弁護士会沿革誌 (3)大正編

広島弁護士会長横山金太郎、弁護士吉田眞策の外、新聞記者などで、その他傍聴者を合して、二〇〇余名に

垂んとする有様で、場内余地を余さぬ程の盛況を呈した。先ず、吉田会長の開会の辞、および中原幹事の会務報告があつて、会員の討論会に移った。終わつて、横山弁護士の有益な演説があつたが、この間、飛入り弁士の演説などがあり、一層活気を呈した。かくて、当夜の呼物である、模擬裁判に移り、民刑事件各一件の弁論があつた。なお、余興としては、琵琶、バイオリン、剣舞、福引きなどがあり、閉会したのは同夜一二時過ぎであつた。

模擬裁判は、民事は、大阪城明渡事件（原告徳川家康・被告豊臣秀頼）、刑事は、大石内蔵助に対する騒擾殺人事件であり、討論会の論題は、「喰ふ為に働くか、働く為に喰ふか」であつた。

12月15日

●広島法況（新聞）大正三・一二・一五

「法律新聞」雑報欄に、弁護士（広島弁護士会）松井繁太郎君談「広島法況」といふ、次のような記事が掲載された。

◎近來不景気で銀行、会社の破綻が多い。目下三、四の銀行、会社の破産事件が起つて居る。尚ほ、貸金事件が却々多く、其他一般に事件が多い。所が、昨年の司法改革で判事が減つ

一九一（一九一）

て部が少ないのに事件が多くて、裁判所は非常に忙しい。従つて閉廷時間など随分遅くなる。

◎此間、広島管内の弁護士大会を伊予の松山で開いた。之れまでの司法省は、各省間に威信が足りないので、大臣でも伴食に甘んじて居なければならぬと云ふ風があつた。従つて、予算なども極めて削減されて、司法権の運用を充分ならしむることが出来ぬと云ふ有様がある。現に、之れまで大臣としては、松田氏の如き勢力家などもあつたが、結局(注、つまる)処は、司法省の威信が足らなかつたので、司法省は各省の間に頭が上らなかつた気味合である。今後、司法部の發展を期するが為めには、司法部の地位威信を高め、根本的に司法部の改善を謀らねばならぬと云ふ意見の發表をした。

◎其外、管内六地方裁判所の事務打合、執達吏制度の改善、事件の進捗等に関して種々協議した。大会には、所長、検事正、其他管内判検事全部を招待した。

◎広島控訴院は、民刑共判事は総て弁護士との打合も能く、模範裁判所だと云ふ評判がある。殊に、民事部長の山浦武四郎君は頗る評判が宜いやうである。又、刑事部長の山香次郎君も却々人気の宜い方で、好部長だとの評がある。

12月28日

●広島控訴院の告示(「芸日」大正三・一二・二九)

広島控訴院に於ては、本日左の告示をなしたり。

大正四年四月一日以降当院に提出すべき民事訴訟並非

訟事件に関する書類は、揮て半紙を使用すべし。
右告示す。

大正三年二月二八日

広島控訴院

大正四(一九二五)年

1月15日 ○広島用の紙改正(「新聞」大正四・一・一五、大正四・二・一五)

広島地方裁判所および同区裁判所では、来る四月一日以後における民事訴訟事件に関し、提出すべき書類は、総て半紙を以てすべき旨告示した。

(注) 民事訴訟及非訟事件ニ関スル用紙改正ノ件(大正三年

一二月司、民第一九九一号次官通)が發せられた。

民事訴訟及非訟事件ニ関スル用紙ハ從來美濃紙ヲ使用スルコトニ相成居処大正四年四月一日ヨリ半紙ヲ用キルコトニ改定相成候条右様取扱相成度高管内弁護士ニモ此旨御伝達相成総テ遺漏無之様御取計相成度依命此段及通牒候也

追テ裁判所ニ於テ従前ノ用紙残存シアルモノハ之ヲ使用シ尽クシタル後半紙ニ改メ候様致度為念申添候

なお、訴訟当事者の方でも、美濃紙が残っている間は、

3月12日

これを使用できる取扱であった。また、民事訴訟費用法による書類の書記料（半枚一二行二〇字詰金二銭五厘）などは、美濃紙を前提としていたが、法は用紙を特定していないので、半紙になっても変更はしない取扱であった。

○尾崎法相歓迎会（芸日）大正四・三・一三〜一四、「中国」大正四・三・一四

司法事務視察を兼ねて地方遊説のために来広した、司法大臣尾崎行雄一行の官民合同歓迎会は、山香・江藤両判事、守津・一式両検事、西村本県内務部長、吉村広島市長、横山・池田両弁護士らの発起により、三月一二日午後七時一〇分より広島市公会堂楼上大広間において開催された。出席者は、主賓尾崎法相、野田秘書官を初め、寺田県知事、志方控訴院長、川淵検事長、坂崎地方裁判所長、執行検事正、早速・有田両代議士、眞藤県会議長、武田同副議長、石井典猷、西村内務部長、吉田市長、大島警察部長、渡部日本銀行支店長、高東康一、長沼鷺藏、瀬川岩藏、保田大吉、松井亮吉、松浦繁太郎、原田監督判事、石坂参謀長等在広司令官、各弁護士、県市会議員、商業会議所議員、その他紳士紳商および新聞記者など無慮百数十名で、一同着席すると、寺田知事は発起人側を代表して歓迎

広島弁護士会沿革誌 (3)大正編

3月31日

○弁護士会総会（芸日）大正四・四・六、「録事」第一九六号、大正四・四・二八

広島弁護士会定期総会は、三月三十一日、広島地方裁判所弁護士控室において開かれ、会長以下の役員選挙および大正四年度予算につき討議がある予定であったが、会長選挙で老年組と青年弁護士との紛擾を惹起して流会となった。

4月4日

○広島弁護士会総会（芸日）大正三・四・六、「録事」第一九六号、大正四・四・二八

四月四日、広島弁護士会は定期総会の継続会を開いたが、尾道市の多久間信衛を会長に選出し、その他の件は全部次会に譲り閉会した。

4月8日

●花の裁判所（中国）大正四・四・八
年が年中権利と義務の声しか聴れない、冷かな裁判所の庭内に培はれる樹木も、春が来れば花が咲く。寄

一九三（一九三）

集ふ罪の子の暗い影の後ろにも、鳥も歌へば胡蝶も飛交ふ。実にや此頃の裁判所の庭は、絵の様であり、詩の様である。控訴院には、門内数本の桜が咲きこぼれて手でも受けたい位み、地方の庭内も見るからに気の浮立つ様、さては区裁判所の受付裏は、一面の桜で其所も此処も桃色に霞むで見える。予審廷の横から監獄留置場の横に散在する桜は十数本、海棠も咲けば、梨に木蓮、椿に小梅、裁判所の庭は赤く白く色様々に彩られて、彼処も此処も花の香が満つ。

5月23日 ○明治大学同窓会〔芸日〕大正四・五・二五)

在広東京明治大学出身者は、五月二三日午後三時より、水野法官部長の送別会を兼ねて、春季同窓会を西地方町大万楼において開催した。宴に先だつて、幹事より、二、三の報告および協議事項を提出し、一同異議なく是認した。夫れより、謡曲、囲碁その他の余興があった後、宴に移った。校書酒間を斡旋し、酒三行にして校書の手踊りなどがあつて、各自十二分の飲を尽くし、一同の散会したのは午後一〇時過ぎであつた。当日の出席者は、左記の通りである。川淵龍起(控訴院検事長、山浦武四郎(同院判事)、守安富太郎(同上)、勝井喜蔵(地方裁判所予審判事)、原田一(区裁判所監督判事)、伊東剛太(同検事)、二木靖夫(同判事)、水野米次

6月18日

○不破弁護士の公判〔芸日〕大正四・六・二〇)
弁護士不破熊男に係る刑事被告事件は、広島控訴院新開辰市(以上、弁護士)、川中安定内(国貯蓄銀行支店長)、長山寅次(執行吏)、中村温男(日本生命保険出張所長)、二階堂秋治(会社取締役)、藤田筆吉(芸備日日新聞記者)

7月22日

○松井弁護士の渡米〔中国〕大正四・六・二九、大正四・七・一四、「芸日」大正四・七・二三、「新聞」大正四・七・二五)
広島商業会議所特別議員の弁護士松井繁太郎は、米

国桑港万国博覧会視察を兼ねて、欧米視察のため、七月二一日九時四五分広島駅発列車で出発した。大阪、京都、東京などにおける法務を済ませ、八月七日横浜より春洋丸に搭乗、先ず米国に赴く予定である。出発の際は、吉村市長、高坂商業会議所副会頭、同会議所員、弁護士、市会議員、その他知友ら百数十人名、広島駅まで盛んに見送つた。

(注1)

松井は、広島県から在米本県移民に関する経済その他各種状況取調方を囑託された。広島市からは、広島市出身者の状況調査および慰問方、ならびに広島市対米国貿易関係(特に本県出身者の居住地において本市生産品の受給の状況)、その他実業上に関する調査を囑託された。また、広島商業会議所からは、北米合衆国および布哇における次の事項の調査を囑託された。①在留日本人の経済状態の調査、②商業会議所制度およびその法規の調査、③法律殊に商法特許法および商標法に関する法規ならびにその運用に関する調査、④巴奈馬太平洋万国博覧会の状況調査、⑤各地商業会議所の訪問、⑥在留日本人の慰問

(注2)

松井は、司法省より北米合衆国における商事裁判に関する実況の視察も囑託された(「芸日」大正四・八・六)。松井は、一〇月一九日春洋丸で横浜に帰着し、同月二七日午後三時帰広した(「芸日」大正四・一〇・二九)。

10月31日

○弁護士会役員選挙(「中国」大正四・一一・二、「芸日」大正四・一一・三、「新聞」大正四・一一・五)

広島弁護士会役員選挙は、四月を以て改選を行うはずであったが、従来の暗闘に次いで、昨年の大紛擾以

広島弁護士会沿革誌 (3)大正編

12月20日

来、益々猛烈な競争があり、荏苒今日に延び来たった。加えるに、本年は特に会長は天皇即位大典参列のこともあつて、層一層競争は烈しく、すでに一〇数日前より運動に着手し、中老派は香川を、少壮派は新開をそれぞれ会長に推し、互いに暗中飛躍をなしてきたが、遂に一〇月三十一日、広島地方裁判所弁護士控室において、正副会長、常議員の選挙を行った。二十九人出席中投票の結果、会長は、一票の差を以て新開が当選した。

▲会長 新開辰市、▲副会長 佐藤五三、▲常議員 横山金太郎、松井繁太郎、池田寛作、岡咲禮太郎、河野暁、吉田眞策、森田恪藏、野間傳吉、深谷長之助、藤井定市

○控訴院問題(「芸日」大正四・一二・二〇)、「中国」大正四・一二・二二)

長崎控訴院を福岡市に移転する移転問題が、衆議院において調査委員会に附託せられているが、これはやがて広島控訴院廃止の前提となるという。そこで、一月二〇日、広島市長吉村平造は、在京広島県出身者男爵眞鍋斌、渡正元、江木千之、村上敬次郎、和田彦次郎、八田徳三郎、代議士早速整爾、橋本太吉、花井卓藏、金尾稜巖、横山金太郎、瀧口了信、荒川五郎、有田温三、湯淺凡平、宮原幸三郎、望月圭介、山道襄

一九五(一九五)

一の諸氏に左記の同文依頼電報を出した。
控訴院の福岡に移転するは、広島控訴院廃止の前提
なりとの説あり、何分の御配慮を煩はす。

広島弁護士会長新聞辰市より、本県選出の代議士一
二名に対し、左記の電報を發した。

長崎控訴院、福岡移転案の否決せらるゝ様、御尽力
を乞ふ。

なお、広島商業會議所よりも、夫々打電した。

〔注〕長崎控訴院を福岡に移転させる政府提案は、大正四年
一月二十四日、衆議院において否決された〔芸日〕大正
四・二二・二四〕。

12月27日 ○地裁所長更迭〔芸日〕大正四・二二・三〇〕

広島地方裁判所長坂崎雋を大審院検事に転補し、熊
本地方裁判所長百瀬武策を広島地方裁判所長に補した。

大正五（一九一六）年

1月1日 ○法衙の拝賀式〔中国〕〔芸日〕大正五・一一・一〕

広島控訴院では、一月一日午前九時より樓上會議室
大広間において、御尊影奉拜式を挙行するため、志方
院長、川淵検事長以下高等官、順次御真影を奉拝し、

続いて志方院長、川淵検事長は、判任官一同の参賀を
受け、それより職員一同延了給仕に至るまで、御真影
拝賀の儀があり、終わって、別室樓上において、同院
および広島地方裁判所、同区裁判所全員ならびに弁護
士、執達吏、公証人ら法曹事務関係者一同の新年互礼
会を催す。

広島地方裁判所では、一月一日午前九時より御真影
奉賀式を挙げ、所長代理江藤部長、執行検事は判任
官以上の参賀を受け、次いで、一同御尊影を奉賀し終
わって、控訴院における新年互礼会に参列する。

1月30日 ○河野松一弁護士〔芸日〕大正五・一一・三〇〕

弁護士河野松一は、東京市木挽町に事務所を設け法
律事務を取扱い、名声逐日隆盛に赴きつゝ、あつたが、
郷里安佐郡ならびに広島市有志の勧誘に基づき、昨冬
東京の事務所を引揚げ、広島市小町三〇番地電車道通
に新たに事務所を設立した。これに関して、花井博士
その他在京広島県人法曹は、送別記念として金杯一組
を贈ること、し、幹事長屋茂（東京弁護士会弁護士）が
来広の砌、河野に交付した。

〔注〕河野松一（安佐郡祇園村出身、明治四四年七月東京帝
国大学法科大学卒業）は、広島に弁護士名簿の登録換を

2月23日

しないま、広島で開業したが〔芸日〕大正四・一一・六、肺病のため広島病院に入院中、大正六年四月一八日死亡し、一九日午後四時より材木町善福寺において葬儀を執行了。行年三七歳。〔中国〕大正六・四・一九〔芸日〕大正六・四・二一〔二二〕。

○坂崎前広島地方裁判所長病没〔芸日〕大正五・二・二五〔二八〕

昨年来病気療養中であつた、前広島地方裁判所長であつた坂崎備は、薬石効なく一二月二三日午後二時、広島市上幟町官舎において終に死去した。

〔注〕故大審院検事前広島地方裁判所長従三位勲二等坂崎備の葬儀は、二月二六日午後二時幟町官舎出棺、向西館において国前寺住職導師の下に執行された。会葬者は、伊地知具鎮守府司令長官、および森山參謀代理、福與海軍中佐、小原第五師団長、佐藤少将、飯田・渡邊両中將、川淵検事長、幣原高師校長、関本主計監、白川第九旅団長、大島警察部長、吉村市長、司法官衛の高等官以下所員一同は勿論、各部隊長および幹部、各官公衛代表者、弁護士、新聞記者、その他官民、総て二百数十名であつた。裁判所側からは、江藤判事、井前検事、原田判事、伊

広島弁護士会沿革誌 (3)大正編

3月18日

東検事両側を守り、靈柩式場に入ると、これより先式場に整列していた歩兵第七一連隊小林少佐指揮の儀仗兵二個中隊は、喇叭を吹奏し捧銃で靈柩を迎えて、導師引導を授け、故人が元講師であつた中央大学の學員総代高田似龍弁護士が弔辞を朗読し、岡谷検事が各地よりの弔詞弔電を報読し、遺族親戚その他の焼香となると、復儀仗兵の敬礼があつて、莊嚴な式のおく終つたのは午後四時半であつた〔芸日〕大正五・二・二八。

○不破弁護士の公判〔新聞〕大正五・三・一八

元広島弁護士会所属弁護士不破熊男の業務上横領上告差戻事件は、三月一三日、大阪控訴院において刑事第三部田中裁判長の係において、福釜検事立会、弁護人側は花井博士、足立弁護士外二名出席の上、公判が開かれた。裁判長は、犯行当時の事実訊問をしたが、不破の陳述によると、受け取つた着手金千七百は、自分が県會議員立候補運動の際に六百余円の負債があつたので、その支払いに充て残額も支出した旨を申立て、閉廷した。

〔注〕不破は、第一審で、懲役一年六月の判決を受けていたが、控訴審で控訴棄却となり上告したが、大正五年五月

一九七 (一九七)

三二日、大審院から差戻された大阪控訴院は、前判決を破毀し懲役六月に処する旨の判決をした(「新聞」大正五・六・五)。

3月30日

○弁護士会役員選挙(「芸日」大正五・三・三一、「中国」大正五・四・一)

広島弁護士会は、三月三〇日午後二時半より広島地方裁判所弁護士控室において、会長および役員改選の総会を行った。出席会員は、二八名であった。新開会長は、開会を宣し、前年度決算報告および会員異動の報告をなし、次いで、先ず会長の選挙をなした。その結果は、左記の通りである。

▲二〇票 会長香川秀作(当選)、▲三票 森田卓爾(次点)、▲三票 植田壽作、▲一票 田上諸藏

夫れより、香川会長が当選の挨拶をし、前会長新開に変わって会長席に着き、副会長選挙に移った。その結果は、左記の通りである。

▲二〇票 副会長篠原勉(当選)、▲七票 森田恪藏(次点)、▲一票 吉田眞策

引続き、新開の提議により、常議員は会長の指名となり、左記のように決定した。

▲常議員会長 富島暢夫 ▲常議員 井上房之助、

5月19日

○大審院長来る(「芸日」大正五・五・一九)

小野才次郎、米田權之助、小島孫三郎、植田壽作、森田恪藏、河野暁、秦野健二(呉)、吉田眞策
最後に、大正五年度予算を附議し結局原案を可決して、三時過ぎ散会し、それより大手町旭亭において懇親会を開催した。

大審院長横田國臣男爵は、書記岡田照雄を随えて、九州地方視察の帰途、五月一九日午後九時三十分広島駅着上り列車で来広した。志方控訴院長、川淵検事長、百瀬地方裁判所長、執行検事正、石井典獄、香川弁護士会長以下、広島控訴院、地方・区裁判所職員、弁護士、公証人、その他多数の出迎えを受け、大手町三丁目長沼旅館に投じた。

(注) 横田は、二〇日は午前九時より広島監獄を視察し、直ちに広島控訴院に到り同所を視察し、午餐を喫し、午後二時広島地方裁判所を視察した。同日午後七時より広島市公会堂において、横田大審院長一行の歓迎会が開催された。出席者は、嘉賓横田男爵を初め、志方控訴院長、川淵検事長、その他判検事、各弁護士、石井典獄、および公証人ら六六名で、司会者志方院長は主催者側を代表して簡単に歓迎の辞を述べ、次いで横田大審院長の挨拶

7月4日

があった。夫れより宴に移り、校書酒間を斡旋し、主客十二分の歡を尽くし、一同の解散したのは午後一〇時過ぎであった。二一日朝保安丸で宇品より厳島に向かい、岩惣旅館に投じ終日觀光し、即日帰広の上、二二日朝一〇時一〇分発の上り列車で帰東した〔芸日〕大正五・五・二一、大正五・五・二二。

○藤田弁護士懲戒裁判〔中国〕大正五・七・四〇五

弁護士藤田若水に対する弁護士懲戒裁判は、七月四日広島控訴院刑事法廷において、午前九時過ぎから横山、森田、香川外二名が出廷し、公証人懲戒委員長部長山香判事担当、懲戒委員守津検事立会、その他各懲戒委員列席の上、懲戒裁判が開廷された。藤田弁護士が、今回の懲戒裁判に付せられるに至った原因は、次の通りである。市会議員選挙法違反事件被告呉市選出県会議員堀岡眞一外一名の市会議員選挙違反が、呉警察署において検挙され、呉区裁判所に事件を廻送されたので、同区裁判所中田検事は事件を略式手続に請求したが、服せず公判を仰ぎ、同裁判所法廷で公判開始された。藤田弁護士は、堀岡眞一の弁護の衝に当り、事実の審問終了後、二、三の証人を申請したが、中田検事は必要なしと意見を述べ、裁判長もその必要なしと却

広島弁護士会沿革誌 (3)大正編

下した。そこで、藤田弁護士は、奮然として「証人喚問却下とあれば、略式手続と何ら異なる無し、近來検事の裁判するもの多く、裁判所の検事か、検事の裁判所か、判断に苦しむが如き傾向あり云々」の意味の意見を述べ、中田検事の心機に触れたものである。因みに、懲戒裁判開廷の控訴院法廷の参考人席には、和服姿の中田検事の姿も見えた。

(注) 藤田は、広島控訴院では、大正五年七月七日無罪の判決を受けたが、控訴されて、大審院において、大正六年二月一九日原判決を取消され、過料金三〇〇円に処せられた〔官報〕大正六・三・八。

8月5日

○広島控訴院管内弁護士大会〔芸日〕大正五・八・六、大正五・八・八、〔中国〕大正五・八・六、「新聞」大正五・八・一五、大正五・九・三、「録事」第二二一号、大正五・九・二八

広島弁護士会員は、八月四日午前一〇時より広島地方裁判所弁護士控室に会して、来る一九日松江において開かれる、広島控訴院管内弁護士大会に提出する提議について協議し、左記の通り決定した。

広島控訴院管内弁護士大会提出案

一九九(一九九)

- 一、司法官定員減少の結果、甚しく事務の渋滞を来したるを以て、大に増員を企て敏速に事務を進捗せしむる要ありと認む。
- 二、司法官の選叙に付き、情弊あるを認む。
- 三、捜査機関並に捜査方法改善の要ありと認む。
- 四、自白強制の悪弊は、速に之れを根絶せしむる要ありと認む。
- 五、重難なる事件にして直ちに之を区裁判所に起訴するの悪傾向あり、之れが矯正の要ありと認む。
- 六、区裁判所に於ける訴訟手続等に付き、更に一層簡捷の手段を講ずるの要ありと認む。

8月17日

○検事正更迭(芸日)大正五・八・一七

広島地方裁判所検事正執行軌正は、京都地方裁判所検事正に榮転し、後任として、樺太地方裁判所検事正松田協輔が、広島地方裁判所検事正に転補された。

8月19日

○広島控訴院管内弁護士大会(大阪朝日新聞・山陰版)大正五・八・二〇、「芸日」大正五・八・二二、「新聞」大正五・九・三、「録事」第二一号、大正五・九・二八

広島控訴院管内弁護士大会は、八月一九日午後三時より松江地方裁判所楼上において開かれた。参加者は、岡山より足利会長以下六名、鳥取より三名、主催地松江より一二名、広島より香川会長、篠原副会長、田上、横山、高田、森田(卓爾)、岡咲、森保、吉田、井上、

11月7日

七〇九、「中国」大正五・一一・一九

米田、高野の二二名であった。出席者の外に、唐渡検事正、時實警察部長、外数名の列席者があつた。杉江松江弁護士会会長を会長とし、協議事項を総て可決決定し、午後四時散会した。その後、松江城跡を観覧し、夫れより松江地方裁判所職員、公証人らと合同で、宍道湖に七艘の舟を浮かべて、鯉、鱒魚を試み、同夜八時より、宍道湖畔臨水亭の宴会に出席した。因みに、広島よりの一行は、八月二〇日大社詣でを終え、二二日午後六時着列車で帰広した。

○松室法相来広(芸日)大正五・一一・五、大正五・一一・七

新任司法大臣松室致は、原秘書官を随え、一月七日午後二時五十分広島駅着急行で来広した。広島駅には、馬淵県知事、志方控訴院長、川淵検事長、百瀬地方裁判所長、松田検事正以下判検事、ならびに夏秋内務部長、大島警察部長、石井典獄、小堀法官部長、香川弁護士会長、篠原副会長、磯野税務監督局長、その他有志らが出迎え、同大臣は県庁より差回しの馬車で、大手町三丁目長沼旅館に入った。法相は、午後六時より広島市公会堂において催された在広司法官主催の歓迎会に臨んだ。同会の出席者は、馬淵県知事、志方控訴院長、川淵検事長、百瀬地方裁判所長、松田検

事正以下判検事、ならびに夏秋内務部長、大島警察部長、磯野稅務監督局長、郷原專克支局長、石井典獄、神田憲兵隊長、香川弁護士会長、篠原同副会長、その他裁判所職員、弁護士、執達吏および公証人ら百数十人で、席上主客の挨拶があつて、宴に移り校書十数名酒間を斡旋し、午後九時頃盛況裡に散会した。

(注) 松村法相は、八日午前九時、原秘書官、河邊属を随え、大島監獄に到り、玄関前で所員一同の出迎えを受け、休憩室に入り少憩の後、石井典獄の先導により獄内事務を巡視し、午前十一時過ぎ大島控訴院に向かい、玄関前で所員一同の出迎えを受け、志方院長の案内により、階上会議室に入り高等官を接見し、同所で昼食を喫し少憩後、院長の先導で同事務所を視察し、午後一時大島地方裁判所に到り、玄関前で所員一同の出迎えを受け、階上休憩室に入り少憩、高等官を接見し、百瀬所長の案内で所内事務を視察し、これで大島における司法事務巡視を終わった。午後二時直ちに広島駅に出て、馬淵県知事、志方控訴院長、川淵検事長以下判検事、夏秋内務部長、大島警察部長、磯野稅務監督局長、裁判所員、弁護士、その他多数の見送りを受け、午後三時六分発列車で福岡県に向け出発した。

12月20日

○地方裁判所の火事(芸日)大正五・二・二二)

一二月二〇日夜九時頃、広島地方裁判所西南隅の弁護士控室の火鉢より出火し、床板および根太を焼落し、三間に五間の室内に煙が漲るのを、書類鞆を同室に忘れて取りに来た河野曉弁護士方の事務員が発見し、それを廷丁室に報じ、宿直の田中書記、山口雇らと共に極力消防に務めた。一方、急をその筋に報じたところ、折良く同所附近で初春出初式の稽古中であつた、消防夫十数名も早速駆けつけ、床板根太約四坪(損害約四〇円)を焼いたのみで、大事に至らず消止めたが、場所柄、一時は附近大騒ぎとなつた。宿直室は、出火現場より甚だ距たつており、宿直員は規定により毎夜数回構内を巡視することになっており、当夜も同時刻頃、巡回に出たが未だ現場には到らず、同所に近接の刑事部に到つたときに急を聞いたという。出火の原因は、同控室では、中央に三尺四方で深さ約一尺の木製で、内部に煉瓦を漆喰張りとした火鉢二個が備付けてあるが、火気が余りに強かつたので、先ず火鉢の側を焦すに到り、遂にこの珍事となつたのである。

12月22日

○地方裁判所の建物が傾く(芸日)大正五・二・二二)

広島地方裁判所の建物は、三十幾年前の建築であり、頗る旧式な上に、久しく歳月を経たものであるので、

重量のため次第に地盤にのめり込み、玄関東寄りの柱は、両外側に湾曲した有様なので、この程来、階下の各室に鉄の支柱を入れることになった。しかし、生憎、広島には格好の物が見付からず、一〇本ばかり大阪に注文したが、その品が到着するまで、仮に柱を入れておくことにし、一二月二日來民事部法廷内の二本から造作を始めた、め、当分の法廷では事務が執れないので、二三日より民事公判は一部分、検事廷で開かれるという。

大正六(一九一七)年

1月1日 ○法曹界の互礼会(芸日)大正六・一・一(二)「中国」大正六・一・二

一月一日午前九時、広島控訴院においては、所員に在広弁護士を加え、同地方裁判所においては、同区裁判所員および公証人、執達吏と共に、各莊嚴な拝賀式を行った。同日、午前一〇時、広島控訴院、広島地方裁判所、同区裁判所、在広弁護士、公証人および執達吏の新年互礼会が、同控訴院内会場において挙行され、志方控訴院長が司会者となり、一同君が代を奏し、折詰を開いて祝杯を挙げ、聖上陛下の万歳を三唱して散会した。

1月4日 ○裁判所の御用始(芸日)大正六・一・五

御用始めの一月四日、広島地方裁判所、同区裁判所は、何時になく静かで、訴訟人控所や留置場には人影も見えず、弁護士控室もがらんとしていた。所員は、百瀬所長以下、一同定刻までに登庁し、各部署とも休暇中の事務の整理と明日からの仕事の準備とに忙しうであつたが、正午頃から事務に差支ない限り随時退庁した。広島控訴院も同様に忙しく、こゝでは、各部署とも殆ど平常通り事務を執っていたが、殊に中央部は夕刻まで繁忙で、若い雇いさんにはお気の毒であつた。

(注) 控訴院刑事部の初公判は、八日に某の強姦致傷と業務

上横領二件、傷害一件、強姦致傷一件、その他一件となつている。初公判で最も早いのは、六日、区裁判所で開かれる賭博二件で、地方裁判所の方は九日が初公判日である。御用始め早々から、区裁判所に出た民事新件は、支払命令一件、強制執行異議その他数件であつた(芸日)大正六・一・五。

1月9日 ●法廷の窓(「中国」大正六・一・九)

法廷子も人間並に馬齢を加へて、大にお目出度がり、

屠蘇も漸く醒め口になつたから、茲に本年の筆初めをする。新年宴会の翌日土曜日の六日、飲み過ぎの腹直し、ではない大に士気を喚起さして、新なる勇気を揮ふと云ふ立派な趣旨の下に、在広弁護士同事務員聯合の兎狩りが開催された。

(続き) 当日は、午前六時己斐の幾代に集合、佐伯郡は古江の山を狩り立てようと云ふ一般方略。まだ明けきらぬ内から三十年來の寒気も恐れず、凍て付いた霜柱を踏んで幾代に集る猛者、先生、事務員連約四十名。鉄砲と來たら弁護士界唯一の腕前と自他共に許す吉田真策君、乃公の手腕を現はすは今日なりと秘藏の銃に巻ゲートル天晴天狗振りを發揮し、大兵肥満の身を揺るがして先頭に立つ。予て雇入れて置いた本業の獵師五名犬五疋、武歩堂々と古江の山へ進撃する。サル程に口は達者でも、足下の怪しい人達計りが勢子となつて、山峡からワーツとばかりに追上げる一谷又一谷、寒氣と疲労でへトくになつても、更に獲物が無い。携帶の握り飯は、カチカチになつて齒も立たぬ。モウ帰らうと弱音を吐く先生も出来る。日頃自慢の吉田君、これではならぬと大童、漸く小鳩一羽を美事仕留めて、天狗の鼻の存在を許された解。サテ兎の方は、暮れ近く無慮一匹を討取り、兎も角も兎狩りの名実を全うして、電氣の点く頃、幾代へと引上げる。これからが大変、五十名近い一団、不羈の不平を此の一堂に移して、飲む程に喰う程に、先生も書

2月2日

生もあつたものでなし。道が(注、さすが)に事務員と一座では、呼びたい芸者も呼ばず、幾代の仲居の足を棒にさせて、退散したのがモウ終電もない時分。

○法曹懇話会(芸日)「中国」大正六・二・二)

二月二日午後五時より広島市公会堂において、広島在任の司法官、弁護士、公証人および執達吏、ならびに広島控訴院管内地方裁判所長会議に出広の各地地方裁判所長連合で、一大懇親会を開催する予定である。

(注) ●法廷の窓(「中国」大正六・二・五)

遠く一瀬控訴院長時代から毎年々々一回宛開催されて居つた、法曹懇親会も打続く諒闇やその他の障で、兩三年打絶て居つた。処が本年は、是非再興し様と寄り寄り話のある処へ、管内地方裁判所長会議で各所長の出広を機として急に話が纏り、この二日に公会堂で催す事に決定される。幹事は、控訴院側から山香判事部長、地方側から江藤判事部長、弁護士側からは篠原弁護士の三人。料理から余興一切を請負ふたのが、弁護士連の宿坊慈仙寺鼻の水月。サテ当日となる、午後五時開会と云ふ通知であつたが、顔の荒方揃つたのが六時半、控訴院地方区両裁判所の高等官連、笠憲兵隊長、公証人、執達吏の面々、在広の各弁護士諸君と合せて八十余名の大一座。

控訴院長、検事長の閣下連、当日の来賓各地方裁判所長連は、特に敬意を表されて正面に居並ぶ、其他の諸君は抽籤で席が定まる。平素は訟廷で睨み合っている、検事と弁護士が膝を交へる。官等の高下もなくホンの無礼講。愈よ開会となる、山香判事、幹事を代表して一場の挨拶を申述る。「サテ諸君、本席は至つて不行届でありまして、然し酒文は特に優良品を充分に準備して有りますから、何うか十二分に……それから申後れましたが、今夕は広陵美人の粋を集めて、諸君に御一覽に供する様、準備が出来て居りますから……」と平素の謹厳に似合はぬ、柄にない美人の紹介迄して引下がる。其所謂粋を集めた美人なる者は、開会前二日前から請取を掛け、水月女将の大骨折りで狩り集められた、貞、君、こん、ちかを初め若い処で、君太郎、染太郎、須磨子、濱之助、一羽、吉三と云ふ様ふ、白切符の姐さん方二十有余名。舞台で、吉例の舞が二三番、後は入乱れて、夫れぞれお客さん方の前に割込む。例年、法官側から、弁護士の処へ計り芸者が集まつて、我輩等は甚だ不景気である、故に同一の会費は不公平であると、抗議を申込まれるので、本年はそう云ふ苦情の来ぬ様と、特に注意さす。法官側の酒豪では、幹事の山香判事、地方の長谷川検事、余り飲めもせぬに一座を巡回して、酒を勧めるのは川淵検事長。何等の意味もなく、理屈もなく、

一堂打解けて懇談の趣旨を全うし、連に職掌柄、隠芸も出ず、多数の隠芸を持仓す弁護士諸君も遠慮に及んで、至極平凡に無事に散会したのは、十時頃。但し、二次会は大に盛に、幾組も成立して、若い法官連も其団体に加入して、中には遠く東遊郭方面に出動した組もある。

2月17日

○検事長更迭（芸日）大正六・二・一七

川淵龍起広島控訴院検事長は、宮城控訴院検事長に転補され、その後任として宮城控訴院検事長三木猪太郎が広島控訴院検事長に補された。

2月20日

○日本弁護士協会刑法改正委員（新聞）大正六・三・

三

日本弁護士協会は、二月一〇日、日比谷松本楼における評議員会の決議に基づき、二月二〇日午後一時より、協合理事今村、江木、鵜澤、南部、平松、太田、秋山、堀江らが、東京弁護士会館に理事会を開いて、刑事訴訟法改正委員を選定し、広島からは田上諸蔵が選ばれ、三月三日、同会館において第一回委員会を開く予定である。

3月3日

○川淵検事長祖道の宴〔芸日〕大正六・二・三三、〔芸日〕「中国」大正六・二・三五

広島控訴院検事長から宮城控訴院検事長に転任した川淵龍起のために、三月三日夕、広島市公会堂において、官民聯合送別会を開催した。法曹界よりは、志方控訴院長、武田検事、百瀬地方裁判所長、松田検事正、芥川山口地方裁判所検事正以下、控訴院判検事、地方裁判所管内判検事、書記および香川弁護士会長、篠原副会長外、在広弁護士、執達吏、公証人、地方側よりは、馬淵知事、本間警察部長、早速、横山（弁護士）、有田の各前代議士、吉村病院長、磯野税務監督局長、郷原専売支局長、藤田県会副議長（弁護士）、小田助役、富島市会議長（弁護士）、官公吏、県市名誉職、保田、森川、有末、高坂、銀行会社員、その他有志、新聞記者、陸軍側よりは、小原師団長、吉江參謀長、小堀法官部長、親木重砲兵隊長、齋藤衛成病院長その他で出席者約二〇〇名を算し、在広の貴顕紳士紳商を網羅し尽くす、近來希有の盛会であった。開会の定刻午後七時までには、階下控え室において、川柳一座の落語があり、聽て会場大広間において祖道の宴は開かれた。主客席定まると、志方控訴院長が発起人を代表して一場の挨拶をなし、川淵検事長は司法官として前例のな

い官民聯合送別会を開かれるのを謝し、「長年の在任中、大功無きも、又大過なかりしは、予の僥倖なると共に諸氏の賜なり」と、諸方面に対して至情を披瀝し、「黒髪にして來任し、衷心より第二の故郷と思慕せる風光明媚、氣候温暖にして人情概して敦厚なる広島の地を振棄て、否振棄てられて、白頭を戴きつ、仙台の野に赴くは、感慨無量なり、後來予の微力にして本市の爲めに尽し得るあらば、敢て辞せず」云々と結ぶと、席上熱狂的拍手が起る。夫れより、宴に移り、三篠会の美妓数十名酒間を斡旋し、酒杯頻りに傾けらる、頃、美妓の余興演舞が二回あつて、興益々加わり、主客共に惜別の情を竭し、午後九時半頃より漸次、折柄降りしきる春雨の中を散会した。

（注）川淵検事長の送別会は、当初二月二十六日午後五時より、

広島市公会堂で開く予定で、会費は金二円、出席者は、二月三日まで市役所秘書課に通知することになっていた。発起人（イロハ順）は、本間利雄、小田清、香川秀作、吉江石之助、武田乙次郎、夏秋十郎、山香二郎吉、保田八十吉、松田協輔、高坂萬兵衛、志方敏、百瀬武策〔芸日〕大正六・二・三三。なお、川淵龍起が、広島控訴院検事長に在任した期間は、明治三八年一月六日か

ら大正六年二月一四日である。

3月6日 ○三木検事長着任(芸日)大正六・三・七)

新任広島控訴院検事長三木猪太郎は、三月六日午後二時五八分広島駅着列車で、家族同伴して来広した。これより先、志方控訴院長は岡山、松田検事正は尾道まで出迎えた。駅頭には、百瀬地方裁判所長、原田監督判事、江藤、菅波、佐々波、荒地、安藝、山香、前田、平川、細川、園、鈴木判事、郷津、清水検事らの裁判所側全部を始め、保田八十吉、長沼鷲藏、石井典獄、磯野税務監督局長、横山金太郎(弁護士)、郷原専売支局長、香川弁護士会長ら無慮百余名、出迎えたが、三木検事長は九名の家族と共に、腕車に乗って直に官邸に入った。

3月11日 ○山中校創立三〇年記念式(芸日)「中国」大正六・三・

一一)

代言人山中正雄らが設立した、私立山中高等女学校は、三月一日、創立三〇年記念式を行ない、校主山中正雄の喜寿を祝った。

(注) 同校は、初め広島高等女学校と称し、明治二〇年一二

月六日、時の知事千田貞曉らの組織した発起人会の申請に依り、文部大臣より創立の認可があった(本科三年、予科一年半)。校主に山中正雄(代言人)、校長に千田そも子を推薦し、広島市天神町に民家を賃借してこれを仮校舎にあて、翌明治二十一年一月一日開校式を挙げた。同年二月新川場町正清院に移転し、明治二十三年千田知事が新潟県知事に転任したので、同夫人である千田校長は退職し、爾後校長は欠員となる。明治二十五年二月初めて本科卒業生を出し、二七学年則の改正があり、同年四月学監松岡ミチを校長心得に任じた(本科四年、予科二年、別科二年、小学教員必須科六ヶ月)。明治二十八年文部省令高等女学校規則の発布があり、これに準拠して学則が再び改正された(小学教員必須科廃止。明治三〇年三月広島市小町に新築の校舎が落成し移転したが(小学校教員資格を得た、明治三二年高等女学校令および同編成設備規則、明治三四年高等女学校令施行規則の発布があり、三度学則を改正し、同年五月私立広島高等女学校と改称した。明治三五年には、生徒定員六〇〇名となり、松岡ミチは校長に任ぜられ、同年四月一日校舎を現在の位置に移転した。こうして、明治四十一年文部省告示第一号を以て、広島県私立山中高等女学校と改称し認可があった。

3月31日

爾來、校舎の増築、事業の發展に勉め、明治四二年一月山中校主および松岡校長に対し、藍綬褒章を下賜された。明治四四年二月二日校長松岡ミチ子が死去し、山中校主が校長に就職したが、諸般の設備は漸次整頓し、大正二年一月には定員を八〇〇名に増加の件が、文部大臣より認可された。同校は、明治二四年より同二七年に至るまで、経営維持が最も困難で、生徒僅かに二〇名内外に過ぎず、教員の俸給も全部これを支給することが出来なかつたことさえあつたが、よくその難関を越え、遂に卒業生三千五百数十名を出す盛運を來すに至つた。

○弁護士会役員選挙（「芸日」「中国」大正六・四・二）

広島弁護士会総会は、三月三一日午後四時より、広島区裁判所楼上において、出席者は四六名で開会された。香川会長は、開催を宣して、議事日程の第一、昨年末小火を出した弁護士控室修繕費の事後承諾を求めたが、常議員会に諮らないで支出した点を少壮派から追及されたが、急を要したとして可決され、第二の給仕増員の件、第三の大正五年度会計報告も可決された。日程第四の役員選挙に入り、会長、副会長の選挙結果は、次の通りである。

○会長 ▲二四票（当選） 富島暢夫（老壮派）、▲

広島弁護士会沿革誌 (3)大正編

一九票 井上房之助（少壮派）、▲二票 田上諸藏（老壮派）、▲一票 横山金太郎（中立）

○副会長 ▲二四票（当選） 小野才次郎（老壮派）、▲一八票 岡咲禮太郎（少壮派）、▲各一票 香川秀作（老壮派）、野間傳吉（老壮派）、高野一步（老壮派）、無効

常議員選挙は、投票の結果、会長指名に決したので、少壮派は一名を残し退場した。そこで、会長は、次の者を常議員に指名した。

○常議員 田上諸藏、香川秀作、米田權之助、吉田眞策、小島孫三郎、高橋仰之、井前正、秦野健二、山科慎次郎、小川浩行

引続き日程第五の大正六年度予算案を議決して、午後五時二〇分散会した。その後、老壮派は山万大広間で、少壮派は大本で宴会を催した。

6月10日
○友愛会支部発会（「芸日」大正六・六・一〇、大正六・六・一二）

六月一日夜、袋町小学校雨天体操場において、芸備日日新聞社印刷工場の労働者を中心に、友愛会広島支部発会式を行った。始めに先ず、芸備日日新聞社の前田貞次郎が、会則草案を読みこれを説明し、時間がないため役員の選挙は追ってこれを行うこと、し、直

に鈴木文治会長が綱領を朗読し訓示を与え、次いで三五名の会員入会の式として、それぞれに暖かい握手をし、偶々来合わせた呉支部幹事久保常市が同支部を代表して祝辞を述べ、これで終了したが、一時過ぎであった。こうして広島支部が成立したので、賛助会員である医学士高田敦二の斡旋に待ち、第一着に広島医師会員の援助を得て、友愛会員疾病の場合、相当の便宜を得る方法を講じる可く、追ってまた法律顧問をも依頼する予定である。

(注1) 友愛会広島支部長は前田貞治郎(三遊、芸備日日新聞社記者)が就任し、法律顧問は弁護士高田似壠、森田卓爾、藤田若水に依頼した。例会は材木町無得幼稚園で開き、第一回労働講演会も同幼稚園で開催し、機関雑誌「労働及産業」を発行した(「芸日」大正六・九・一七、大正六・一〇・一八)。

(注2) 友愛会広島支部は、大正七年一月一七日、材木町無得幼稚園において解散式を行った。設立以来、その間①一回労働講演会を開き、②医療紹介券交付の途を開き、③少額の基金を造り、④会員の吉凶慶弔を行い、⑤他の労働組合と交渉した。解散式は、次の順序で行うことにした。①解散する理由の説明(今や周囲の事情

はその存続に可ならざるものあれば、組織を改めて維持せんとの説もあれど、役員協議の上、この際断然解散した)、会務および会計報告、②解散記念メタル配布、③茶話会。記念メタルは、基金で造ったが、広島における最初の労働自助団体が存在したことを永久に記念するところにあるという(「芸日」大正七・一一・二)。

7月28日 ○中国弁護士大会(「芸日」大正六・七・二八、「中国」大正六・七・三二)

広島控訴院管内、岡山、広島、山口、愛媛、鳥取、島根の各地方裁判所所属弁護士より成る、中国弁護士大会は、八月一日、鳥取市で開かれる予定である。

8月11日 ○中国弁護士大会(「新聞」大正六・八・一八、「因伯時報」大正六・八・一二、「鳥取新報」大正六・八・一三)

八月一日、中国弁護士大会が、鳥取市扇亭において開催され、広島、岡山、鳥取各弁護士会より提出された問題について討議され、多少の修正加除をして可決された。それが終わって、同夜、上町公会堂において懇親会が催され、散会したのは一〇時過ぎであった。次回は、広島市を以て主催地とし、会場は宮島の勝地とするという。

9月7日

○司法官送別会〔芸日〕大正六・九・七

広島控訴院、同地方裁判所、同区裁判所および弁護士、その他司法部内各所職員は、九月七日午後六時より、鉄砲屋町山万料亭において、今次の更迭により、広島を去ることになった江藤直作部長判事（広島地方裁判所部長判事→久留米区裁判所監督判事）外六判事の送別宴を催す。

〔注〕六名の判検事は、次の通りである。山香二郎吉（広島控

訴院部長判事→函館控訴院部長判事）、守安富太郎（広島控訴院判事→名古屋控訴院判事）、菅波鶴雄（広島地方裁判所判事→尾道区裁判所判事）、前田幹雄（広島地方裁判所判事→尾道区裁判所判事）、佐々波與佐次郎（広島地方裁判所判事→宇和島区裁判所判事）、長谷川常太郎（広島地方裁判所検事→千葉区裁判所検事）

9月8日

○守安判事赴任〔芸日〕大正六・九・九

広島控訴院判事より名古屋控訴院判事に栄転した守安富太郎は、九月六日午前六時四十分発広島駅上り列車で出発したが、途次郷里岡山に立寄る由。司法官、弁護士、明大同窓会員、その他知友ら数十名、広島駅に見送った。

広島弁護士会沿革誌 (3)大正編

9月10日

○竹原区裁判所復活反対〔芸日〕大正六・九・一二

尾道市会議員らは、九月一〇日午後二時より、尾道市役所楼上において、竹原区裁判所復活運動の反対運動を試みるべきであるとの件につき、秘密会議を開いた。復活反対の理由は、元竹原区裁判所管区の一部は、尾道区裁判所の所管となったものであるが、竹原区裁判所の廃止は、竹原および附近の地方を除く外は、格別の不便なく、復活の必要はないというにあるという。

9月11日

○加來判事・竹本検事着任〔芸日〕大正六・九・一三

尾道区裁判所監督判事加來源太郎、同上席検事竹本正業は、九月一日午前九時四三分尾道駅着列車で着任し、判検事、弁護士、裁判所員、新聞記者ら多数出迎えた。

9月16日

○井前検事赴任〔芸日〕大正六・九・一四、大正六・九・一七

弁護士より大分地方裁判所首席検事に補任された井前正は、家族を伴い、広島駅より宇品線により、九月一六日午後七時半宇品出帆の汽船で、出発赴任の途についた。司法官および弁護士、その他知友ら多数、広島駅および宇品港まで見送った。

〔注〕井前正は、大正五年六月一四日、広島控訴院検事の

二〇九 (二〇九)

き退職を命ぜられ、同年六月二三日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録していた(「官報」大正五・六・一五、大正五・六・二九)。

12月28日 ○法曹界新年互礼会(「芸日」大正六・二二・二八)

法曹界の新年互礼会は、例年の通り、元旦当日、控訴院楼上大広間で、今年は午前十一時から始められるそうであるが、彼の古い建物に多数詰めかけられては、今年こそ墜落しはせぬかと気を揉んでいる者があるという。先年、地方裁判所の方で、二階が墜落したことがあるから、油断は出来ない。

9月17日 ○山香判事送別会(「芸日」大正六・九・一三、大正六・九・一五、大正六・九・一九)

新任函館控訴院部長判事山香二郎吉のために、元浅野学校および修道校同窓有志は、九月一七日夕、大手町四丁目渡部旅館において、送別会を開いた。参会者は、男爵浅野養長を始め三十余名で、三好保之助が発起人を代表して開会の辞を述べ、山香の謝辞があつて、一同三、四〇年前の昔に返って談笑し、主客歓を尽くして、一〇時半頃散会した。

大正七(一九一八)年

1月1日 ○法衙の拝賀式(「芸日」「中国」大正七・一・一)

広島控訴院、広島地方裁判所、広島区裁判所では、一日午前九時三〇分より、拝賀式を挙行し、同一時三〇分より、控訴院楼上において、各法衙員、判任官以上ならびに在広弁護士、公証人、執達吏合同の法曹界互礼会を催すこと、例年の如くである。

3月31日 ○広島弁護士会役員選挙(「中国」大正七・四・二、「新聞」大正七・四・二三)

(注) 山香二郎吉は、慶応三年二月二六日広島市竹屋町旧藩士黒田家に生まれ、国泰寺町旧藩士山香家に養われて、司法省法律学校に入った、八年制度が廃されると同時に、帝国大学法律学科に入り、明治二五年七月卒業し、直ちに司法官試補となった。明治三五年四月松山地方裁判所部長判事から広島控訴院判事となり、明治四一年五月広島控訴院部長判事となった。

広島弁護士会総会は、三月三一日午後一時より、広島区裁判所楼上において開き、何の議案もなく、また役員競争者一名もなく、稀に見る平穩裡に役員選挙をなし、同点者多数を出したが、結局、会長に米田權之助、副会長に吉田眞策、常議員に高田似壠(議長)、森

5月6日

田卓爾、岡咲禮太郎、高橋光次、香川秀作、井上房之助、横山金太郎、藤田若水、池田寛作、玉木次郎が当選し、無事閉会、続いて宴会を開催した。

○横山弁護士の招宴〔芸日〕大正七・五・六

代議士横山金太郎は、その令嗣寧道が無事独逸より帰朝したので、五月四日夕、広島市公会堂において、広島および呉などの親族知友ら百名ばかりを招宴した。席上横山弁護士の挨拶について、天野良太郎が来賓側を代表しての謝辞があり、西券の粹を抜いた校書の舞曲などがあつて、盛況を現じ、九時頃全く散会した。

(注) 横山金太郎の令嗣寧道(故渡邊又三郎弁護士の四男で養子。明治四四年七月京都帝國大学京都医科大学卒業、耳鼻咽喉科)は、大正二年七月独逸に留学中、同三年世界大戦が勃発し、同年八月一六日、日本が独逸に対して最後通牒を發したので独逸は敵国となり、同国官権の手に捕われて拘禁二ヶ月後放免され、瑞西に留学すること三年あまりで、大正七年一月初旬、仏英を経て帰国の途につき、四月六日、神戸に帰着した。

6月24日

○弁護士大会〔中国〕大正七・六・二四

中国四国弁護士大会を來たる七月二二日、山口弁護

6月30日

士会引受で、山口県会議事堂において開催、出席會員約五〇名の外に、來賓として司法官三〇名を招待し、司法部の改善および各県提出の問題につき協議し、終つて懇親会を開催し、耶馬溪を探勝するという。

●広島法況〔新聞〕大正七・六・三〇

「法律新聞」雑報欄に、広島弁護士小野才次郎氏談「広島法況」といふ、次のような記事が掲載された。

広島に於ける裁判所側と弁護士側とは至極円満で、其関係頗る美しいものである。志方控訴院長は學者、御承知の通りの人であるから、何等の非難もない。若し、強ひて其短を指摘せば、學者だけに聊か理論に馳せて、實際を閑却せざるやとの評もあれど、之とて大したことはない。次に、三木検事長は、温厚な人であるだけに、何等の非難もない代りに、取立て、云ふ程の好評も博して居ない。要するに、広島裁判所全体を觀るのに、区裁判所の如き、コマカイ判検事中には、非難のある者もあるだらうが、其他は可もなく不可もなしと云ふ様な風である。其中で最も評判のよいのは、控訴院の後藤部長判事で、其心証に反するときば検事の論でもドシク斥ける。此点は何んでもないやうなもの、以前検事局側の強かつた頃は、裁判官、検事の鼻息を窺ふに非ずやと疑はれたものだが、同部長は

決して其様なことはない。猶ほ、広島地方に特有な犯罪と云ふ程のものもなく、又、時局に伴ふ特種の事件もない。そして、目下の処、民刑を通じて事件は甚だ少ない。これは、景氣のよい為めだらうと思ふ。即ち、例へば借金の如きは、裁判事件とならざる前に、返済して了ふので、訴訟の如きも、従て減少したのであらうと思ふ。

7月7日 ○判検事送別宴〔芸日〕「中国」大正七・七・九

転任した、広島控訴院判事山浦武四郎、同鈴木秀人、広島区裁判所検事森勇、同郷津茂松、広島監獄典獄石井光美の送別の宴は、七月七日夜八時、広島市公会堂で催された。来賓には、前記の者に、志方控訴院長、三木検事長、百瀬裁判所長、松田検事正らが参会したのを始め、司法部の判事側では控訴院の後藤和佐、地方の安藝茂富、井上博、その他検事側では、控訴院の武田、大井、地方に転任した清水、地方から控訴院に行った緒方、広島弁護士会員、実業家森川脩藏その他二百余名来会した。開演前幹事側の竹内検事の「暑の砌、斯く多数の御来会下されしは、転任諸氏の御徳望に依るものにして」と法廷では聞かれぬ心持よい挨拶があつて、漸次転任の者中、石井典獄が年頭の意味で挨拶を返し復席すると、郷津新西署長は、最後に踏み

溜まって「警察も法曹界の一部に将来お加へを願ひ度いもので」と、例の重い口調で挨拶した。弁護士会長の米田が「暑いですから」と諸君の羽織を脱がし、同一〇時散会した。

7月21日 ○弁護士大会〔芸日〕大正七・七・二四、「馬関毎日新聞」

「防長新聞」大正七・七・二三

中国四国弁護士大会は、七月二一日午後三時より、山口県会議事堂において開かれ、出席者は四〇名であつた。広島よりは、森田卓爾、田上諸藏、香川秀作、藤田若水、岡咲禮太郎、高橋光次、吉田眞策、山原富四郎、米田權之助、岡田陸藏が出席し、主催者側を代表して山口町の中野治介弁護士が開会の挨拶をし、次に、千々松安太郎弁護士が議長席に着き、各地弁護士会提出の議案を附議し、右終わつて六時閉会し、次いで、菜香亭において懇親会を開き、盛況を呈した。

8月20日 ○米騒擾事件の弁護〔芸日〕大正七・八・二〇

米価狂騰に関する騒擾事件被告らのために、広島弁護士会の第一流弁護士横山金太郎、森田卓爾、田上諸藏、藤田若水、高田似龍、松井繁太郎、米田權之助、森保祐昌の八弁護士は、進んで弁論の勞を採り、各得意の雄弁を振るつて、各被告のために、實際的社会問題のために、裁判の公正を期すべく、奮闘するといふ。

10月19日

○広島控訴院の新判例〔新聞〕大正七・一一・二五)

国家または公法人が、行政処分として施した行為については、従令私人に損害を加えても、私人はその賠償を求めることは出来ないとは、独逸系法学者の唱える所で、由来大審院以下諸裁判所またこの方針を執りつゝ、あるが、一方、英法系学者は全くその反対の地位に立つて争い、久しく斯界の問題であった。今般、猿猴川灌漑所営業妨害事件で、広島控訴院は、この問題を解決して、公法人の責任を認める判決を下した。即ち、「公法的行為なるが故に私権を侵害するも賠償の責任なしとの法理あらず。……所有権不可侵は帝国憲法の大原則にして、唯公益上必要なる処分を為すべき場合に限り、法律を以て制限せらるること有り」と雖も、公共事業を理由として無賠償にて所有権を制限したる法律は未だ曾て存せざればなり。」

(注1) この係争案件は、広島市が下水道工事を施行するに

(注) 広島における米騒動については、天野卓郎「米騒動」〔大正デモクラシーと民衆運動——広島県域を中心として——〕、雄山閣出版・一九八四年二月)を参照されたい。

際し、旅館業紀川勝男の所有土地に接近して掘付けた、灌漑ポンプ運転の振動および音響により、屋根が落ち、睡眠が出来ず、宿泊客も無くなり、該土地に対して損害を与えたので、紀川が広島市に対して損害賠償の要求をなしたが、大正五年六月三〇日第一審においては、公法人である市が公法上施行した行為であるので司法裁判所の受理すべきものではないと管轄違の判決した〔芸日〕大正五・七・三。この事件は控訴され、広島控訴院は、大正七年一〇月一九日、広島市に損害賠償責任があるとして原判決を廃棄した。控訴人代理人は高田似龍、森田卓爾、被告人代理人は田上諸蔵、控訴審の裁判官は、志方鍛、辻武雄、水野忠行であった。なお、同様な案件について、大審院は、大正七年六月二十九日、民法の不法行為の適用があると判決している〔新聞〕大正七・一〇・二三、「大審院民事判決抄録」第七九卷一八三七九頁。

(注2) 本件訴訟は、大正二年一〇月一六日訴訟を提起してから、大正一三年六月二九日に大審院が、広島市の上告を棄却して広島市が敗訴して、やっと終わったが、そこに至るまでには、広島地裁で三回、広島控訴院で四回、大審院で四回の判決があった〔中国〕大正一三・七・二。このような長期裁判になったのは、「明治民訴」が

原因判決に上訴を認めていたこと、および管轄違の妨訴抗弁を認められていたことが、大きく影響している(林屋礼二『明治期民事裁判の近代化』東北大学出版会・二〇〇六年一〇月、三九四―四〇〇頁)。

(注3) 第一審被告・第二審被控訴人広島市の代理人田上諸

藏は、呉海軍工廠において軍艦周防解体工事に従事中起重機のワイヤロープが切断して死亡した潜水夫の代理人として、呉鎮守府司令長官を相手に、大正一二年広島地裁呉支部に損害賠償請求を提起して大正一三年六月五日、勝訴している。裁判長は、後に弁護士(広島弁護士会員)となった中場彌太郎、呉鎮守府指令長官の代理人は、吉田眞策であった(『中国』大正一三・六・六、「新聞」大正一三・七・二五)。

大正八(一九一九年)

1月1日 ○法衛の拝賀式(『中国』大正八・一・一)

例年の通り、広島控訴院において、一日午前九時より院長以下所員一同および地方区両裁判所員参集し、拝賀式を行い、正午より弁護士、公証人、執達吏らと同院会議室において、互礼会を開催する。判検事夫人互礼会は、一〇日、控訴院長官舎に参集して開催の予定。

2月11日 ○憲法発布三〇年祝賀会(『芸日』大正八・二・一六)

広島弁護士会中の有志二五名は、東都における普通選挙運動に応じ、二月一日夜、天神町すし徳において開催した憲法発布三〇年祝賀会の席上、香川秀作弁護士が主唱者となり、米田外一〇名の実行委員を選び、広島における普通選挙の第一声を挙げるべく論議したが、席上、尚早論者との間に猛烈な論戦があつて確定的なものとならなかった。しかし、一五日夜は、更に慈仙寺鼻料亭水月に米田会長その他の会員が集合し、真面目の議論を遂げた上、協議進行中の模様である。

2月15日 ○普通選挙期成同盟会(『芸日』大正七・七・一七)

広島弁護士会の少壮弁護士二五名によって聯盟企画された普通選挙期成同盟会は、憲法発布三〇年祝賀会席上における協議会の後も、弁護士香川秀作、藤田若水、岡咲禮太郎、米田権之助、吉田眞策、土井與一、麓巖の九名を実行委員に選び、右委員は一五日午後三時より、慈仙寺鼻水月に集合して、実行方法の協議を重ねた。そして、同夜の弁護士会例会の席上で全員に諮ったが、出席者三〇名中、二五名の賛同を得た。その実行方法は、①演説会を開催して、普通選挙の意義を明らかにし、氣勢を挙げることに、②市会議員其他の有志に諮って運動の速成を期すこと、その他である。

3月20日 ○控訴院附近の彼岸桜〔芸日〕大正八・三・二〇

広島名物の控訴院の彼岸桜、裁判所、国泰寺の桜が咲き出した。控訴院の桜は、色と枝と共に誉高く、樅の木の陰に古風の釣井戸があつて、風に紅弁の散る処風情殊に深い。場所柄だけに一瓢にも及び難い、国泰寺も墓地だけにどうにもならぬが、桜餅だけはある。花は、昨年比して一〇日くらい早く咲いた。無心の子供が針に糸をつけて花弁を刺して歩くようになる見頃は、今日から後と五日間位。囚人が笠の中から眺める桜、広島の春の魁。

3月31日 ○広島弁護士会役員改選〔新聞〕大正八・四・三〇

広島弁護士会定期総会は、過日、同地広島区裁判所楼上において開催され、大正七年度の決算報告および八年度の予算等を議了し、役員選挙を行い、左記の者が当選した。

会長 岡咲禮太郎、副会長 野間傳吉、常議員会議長 森田卓爾、常議員 高田似壠、高橋光次、香川秀作、池田寛作、吉田眞策、岡田陸藏、麓巖、土井與一、田上諸蔵

4月5日 ○弁護士大会の議題〔芸日〕大正八・四・七

四月一九日、岡山地方裁判所構内に開かれる、広島控訴院管下六県弁護士大会に、広島弁護士会より提出

広島弁護士会沿革誌 (3)大正編

する議題は、四月五日の常議員総会で、左記のように議決した。因みに、広島出席者は、森田卓爾、田上諸蔵、高田似壠、森田恪藏、岡田陸藏、野間傳吉、井上博、岡咲禮太郎、吉田眞策、横山金太郎の一〇名である。

一、刑事裁判に關し、陪審制度を設くるの急務なることを認む
二、司法官の選叙配置に關し、一層慎重の考慮を費す可き要ありと認む

三、執達吏の監督は、一層厳密にする要ありと認む

四、弁護士に非らずして、營利の目的を以て他人の争訟に干渉する者を制裁する法律を制定する要ありと認む

五、幼年者の犯罪に關し、特別な裁判手続を定むるは、現下の急務なりと認む

六、刑事審問に關し、人權輕視の傾向あり、速に之を矯正すべき要ありと認む

七、弁護士の監督は、司法大臣に移す要ありと認む

4月9日 ○平沼検事総長来広〔芸日〕大正八・四・一〇

平沼検事総長は、林大審院検事および福山まで出迎えの武田広島控訴院検事、松田広島地方裁判所検事正と共に、九日午後二時五五分広島駅着列車で来広。志方控訴院長、百瀬裁判所長、芥川山口地方裁判所検事正、川田松山地方裁判所検事正以下、判検事、本間警

一一五 (一一五)

察部長、田村典獄、弁護士など多数の出迎えを受け、直ちに腕車で旅館吉川に入った。

4月10日 ○平沼検事総長の動静〔春日〕大正八・四・一一)

四月九日来広した平沼検事総長は、同日直ちに広島控訴院の事務検閲をなし、一〇日には、午前中広島監獄、午後広島地方裁判所の事務を検閲し、同夜七時より在広法曹界の発起に係る歓迎会に臨み、一日午後三時広島駅発列車で岡山に向かう。在広法曹の発起に係る平沼検事長の歓迎会は、一〇日夜七時広島公会堂において開かれ、志方控訴院長、百瀬裁判所長、その他判検事、弁護士、県庁より安河内知事、本間警察部長ら都合七〇余名出席し、盛會裡に一〇時過ぎ散會した。

4月19日 ○広島控訴院管内弁護士大会〔山陽新報〕大正八・四・二〇、「新聞」大正八・四・二八)

広島控訴院管内弁護士大会は、四月一九日午後二時より岡山市会議事堂において、志方広島控訴院長、中島岡山地方裁判所長、奥村同検事正、山浦部長判事、その他判検事一〇余名列席の上開催された。出席者は、広島一五名、尾道二名、福山一名、山口二名、下関三名、松江一名、岡山二八名、津山四名、高梁二名、計五八名であった。西川壯六岡山弁護士会長、開会の辞

7月1日

○竹原区裁判所復活開庁〔中国〕大正八・七・二一) 明治二二年八月、地方民の寄附建築によつて開設した竹原区裁判所は、大正二二年四月法律第八号を以て廃庁となり、単に尾道区裁判所の一出張所となつて以来六年、この間地方民は屢々当局に対し、その再開庁を請願する処であったが、今回漸く宿望を達し、七月一日より開庁のこととなつた。監督判事松元辰之助、検事種子島時慶、監督書記高辻唯一が就任した。

(注) 竹原区裁判所は、大正八年三月法律第二二号を以て復活し、七月一日より裁判事務の開始を見るに至つた。

7月18日

○両検事正発着期〔中国〕大正八・七・一八) 七月八日広島地方裁判所より長崎地方裁判所へ転任した松田協輔検事正は、来る七月二六日午前七時四八

分広島駅発列車で赴任、また、七月八日新任の阿部義彰検事正は、二六日午後三時もしくは六時広島駅着の列車で着任の予定である。

7月23日 ○裁判所改築建議（「中国」大正八・七・二五）

広島弁護士会では、広島控訴院、広島地方裁判所および広島区裁判所改築に關し、建議案を可決し、七月二三日、司法大臣へ建議書を提出した。その理由は、庁舎は、明治初年司法制度創造の際に建築され、居室の狹隘、設備の貧弱は到底時代の要請に副わないというものであった。

8月10日 ○司法代書人法実施（「芸日」大正八・八・一〇）

司法代書人法は、来る九月一日より施行されるが、同日より他人の囑託を受け裁判所および検事局に提出する書類の作成を為すことを業とする者は、地方裁判所長の監督を受けることになった。そこで、広島地方裁判所長は、司法代書人監督手続を制定した。その出願手続および司法代書人たる者の資格は次の通りである。因みに、願書は九月一日以前と雖も受理することである。

▲司法代書人たるの認可を受けんとする者は、附録第一号第二号様式（略之）に依る自筆の願書及履歴書を差出すべし。
▲左に記載したる者には、司法代書人たるの認可を与へず。

広島弁護士会沿革誌 (3)大正編

- 一、司法代書をなす技能を有せざる者
- 二、未成年者、禁治産者及準禁治産者
- 三、素行不良なる者
- 四、其他司法代書人たるに適せずと認めらるる者

12月2日

○広島弁護士会臨時總會（「芸日」大正八・一二・四、「中国」大正八・一二・六）

広島弁護士会は、一二月二日午後二時臨時總會を、広島地方裁判所弁護士控室において開き、刑事裁判については陪審制度を採用する可否、および我国民の醇風美俗に副うべき民法の改正補修を要する点を調査して司法大臣に申報する件を審議した。岡咲会長議長席に着き、第一問陪審制度の採否を提出し、満場一致の異論無く、必然のこととして採用可決した。次いで、民法改正補修問題は、その必要を認め、別に調査委員を設け、同時に陪審制度問題も併せて調査することに決し、会長の指名で次の者を委員に選んだ。森田卓爾、高田似壠、田上諸蔵、香川秀作、藤田若水、池田寛作、麓巖、吉田眞策、岡田陸藏、横山金太郎、松井繁太郎、野間傳吉、岡咲禮太郎

12月2日

○呉労働組合第一回公演会（「中国」大正八・一一・一、「芸日」大正八・一二・四）

一〇月三十一日、呉労働組合会長に選挙された、弁

二二七（二二七）

護士県会議員藤田若水は、就任後該組合会の内容その他四囲の状況を調査研究した結果、改善指導すべきものが多数あるのを認め、先ず組合綱領を明らかにし、かつ改善指導の方針を組合会員および工廠当局、呉市民に訴える必要から、一月二日午後六時より、呉市中通呉座において、労働組合会第一回公演会の名の下に、これを発表した。聴衆は、無慮二千名で、午後一時ころ閉会した。

公演会では、芸備日日新聞社角森記者が「穩健なる發展を望む」、天声社長矢田眞平が「会員の自覚を促す」、能人和田副会長が「穩健主義の主張」、県会議員法学士弁護士吉原一夫が「我国と労働問題」、藤田若水が「只労働組合の進むべき道」、芸備日日新聞社客員關戸雅城が「労働問題と普通選挙」などについて演説をした。

12月7日

○陪審制度民法改修委員会（芸日）大正八・一二・一八

広島弁護士会における陪審制度及民法改正補修調査委員会は、一月二七日より連続、広島地方裁判所弁護士控室において開会、各委員意見を交換の上、取纏めて今年中に陪審制度採用綱領を決し、司法大臣に申報することに決した。民法改修は、何分問題複雑で短期に決定し難いものがあるので、別に委員を設けて調査続行するという。

1月1日

○法曹互礼会（中国）大正九・一・一（二）

一月一日午前一〇時より、広島控訴院樓上へ、広島地方裁判所、同区裁判所の書記以上の各員、および控訴院の各員、在広弁護士、公証人、執達吏の法曹全部参集し、陛下の万歳を三唱し、各自年始の盃を交換した。

1月28日

○光塵会を組織（芸日）大正九・一・三〇、「中国」大正九・一・三二

改造の叫びは各方面に漲り、思想益々動揺する折柄、沈滞した広島市民を教化し、法治国民として一般法理を通俗的に鼓吹する目的の下に、広島弁護士団の有志および司法記者団は、今般時事問題に関する演説会もしくは講演会を随時開催し、青年団その他の集合に際しては講師として無料で需に應じるべく、高田似蠟、森田卓爾、小野才次郎、高橋光次、森保祐昌、土井與一、麓巖、岡田陸藏、松古喜一、沖田繁雄、篠原喜太郎が発起人として、一の会を組織することとした。そこで、一月二〇日夜、高田、岡田、麓、富田篤衛（中国新聞）、篠原、沖田、松古の七名が、岡田弁護士宅に会合して、規定を決議し、会名を光塵会と称することに決した。常任幹事に岡田弁護士、麓弁護士、松古（芸

備日日新聞、沖田（広島新聞）、篠原（中国新聞）の五名を選挙し、事務所を当分の間、下中町岡田弁護士方に置き散会した。創立協議の後、慈仙寺鼻水月において盛大な発会式を挙げた。なお、二月中旬、時局大講演会を開催する予定である。

（注）光塵会規定は、次の通りである。

第一条 本会は、国体の精華を闡明し、社会的教育を鼓吹するを以て目的とす。

第二条 本会の名称は光塵会と称す。

第三条 本会の整理は、常任幹事数名を置きて会約を整理せしむ。

第四条 本会組織は、第一条の目的を有するものを以て組織す。

第五条 本会の経費は、当分有志の義捐に俟つ。

3月9日 ○陪審制度綱領（芸日）大正九・三・一〇）

三月九日、広島弁護士会は、法務大臣から諮問された陪審制度採否問題について、数次審議の結果、次の綱領を決定し答申した。

一 陪審制度は、刑事裁判及民事裁判共に之を採用すること。刑事裁判の陪審の範囲は左の如し。

広島弁護士会沿革誌 (3)大正編

死刑、無期又は短期一年以上の懲役若しくは禁錮に該当する事件及び政治に関する事件は、総て陪審に附すべき事。

前項以外の刑に該当する事件の裁判は、被告人、法律上代理人又は弁護人の請求により陪審に附すべき事。

民事裁判の陪審は、当事者の請求により陪審に附すべきこと。

二 陪審員は、市町村の公民にして年齢満三十歳以上の男子中より、市町村の公民に於て選挙すること。

三 裁判に干与すべき陪審員の数は、十二名以上とし、其評決は三分の二以上の同意を要すること。

四 陪審裁判は、第一審を以て事実終審と為すこと。

五 陪審裁判の審理は、検事及弁護人に於て、証人に対し直接審問を為すことを得せしむること。

3月25日 ○国際弁護士大会出席（芸日）大正九・三・二七、「中国」大正九・四・一一）

広島弁護士会では、四月一日東京で開催される国際弁護士大会出席有志協議会を、三月二五日、広島地方裁判所控室において開き、諸般の協議を遂げた上、会長岡咲禮太郎、副会長野間傳吉の両名の外、森田卓爾、井上博、吉田眞策、岡田陸藏、麓巖の七名が出席する

一一九（一一九）

ことになった。

(注) 日本弁護士協会臨時大会ならびに国際弁護士協会設立

協議会は、四月一日〜三日東京において開会された。なお、

広島からは、岡田、麓、吉田、岡咲の外に、森田(卓)、

野間、井上の代わりに高田似壠、佐藤五三、松井繁太郎

が出席した(『日本弁護士協会録事』第二五一号、大正

九・四・二八、五〇頁)。

5月22日 ○裁判沙汰が殖える(芸日)大正九・五・二二)

財界の大動揺に連れて、諸物価は漸く下落の趨嚮を示してきたが、その影響は民事訴訟に現れてきた。財界の黄金時代における、広島地方裁判所の民事部は、通常訴訟と称される売買代金請求、損害賠償請求などの事件は、僅々一日に一、二件しかなかったが、最近は四、五件も受付けている状態で、一ヶ月に合計するともつさり殖えてきた。手形訴訟も、その割りに増加している。今までは、訴訟沙汰になるまでに、相互とも和解示談で免がついたものが、銀行が手を締めたり、株式が惨落したために、金融が頗る緊縮して、財産上の損害は飽くまで争うという、血の出るような激烈振りを見せてきた。区裁判所方面は、時代の影響が最も

5月30日

痛烈に喰入って、家屋の明渡請求やお客相手の料理屋の遊興費請求が殖えている。それらが、二、三〇円位から始まっているのも注意すべきである。これに従って、弁護士界は、大いに活気づいてきた。

○庄原区裁判所庁舎新築落成式(芸日)大正九・五・二

一、「中国」大正九・六・一)

庄原区裁判所庁舎新築落成式は、六月三〇日午後一時より、新庁舎内空地において盛大に挙行された。当日、来賓の主な者は、百瀬広島地方裁判所長、金森三次区裁判所判事、同新谷検事、河野庄原警察署長、桂郵便局長、佐々木税務署長、神田実業学校長、加藤町長、坂本・田邊両広島地方裁判所監督書記、蓮池・福岡両三次区裁判所監督書記、管内各町村長、戸籍主任者名譽職、新聞記者など二二〇余名。一同着席すると、祝賀会長植竹判事が開会の辞を述べ、夫れより唱歌君が代(樂器)があり、会長が式辞を朗読した。引続き、植竹判事の工事報告(工費は約四万円)があり、阿部広島地方裁判所検事正(河野書記代読)、加藤町長らの祝辞があった。こうして、植竹会長の挨拶があり、式を終わり、祝賀宴会を開き新旧両券芸妓の手踊りがあり、主客とも欲を尽くし、三時過ぎ散会したが、余興として自転車走、福引があり、近郷よりこの盛況を見よう

7月23日

と一万余の人出で、庄原は空前の賑わいであった。
○三次区裁判所の塀倒壊〔芸日〕大正九・七・二六

七月二三日未明、三次区裁判所南側の大手約二〇〇間の間、突然大音響と共に倒壊し、瓦の如きは殆ど全部微塵となった。損害約三五〇円。

11月14日

○広島控訴院管内弁護士大会〔芸日〕大正九・一一・一三、「中国」大正九・一一・一六、「新聞」大正九・一一・一八

広島控訴院管内弁護士大会は、十一月四日午後二時より、厳島千畳閣において開会。出席者は、広島三六名、山口一六名、松江三名、松山七名、岡山一六名、鳥取三名、合計八一名で、来賓として、志方控訴院長、三木検事長、百瀬広島地方裁判所長、阿部検事正、谷岡控訴院判事、山浦判事、草光検事、山縣広島市会議長、岸本厳島町長、蜷川厳島分署長らが列席した。広島弁護士会長高田似蠅が議長席に就き、議長選挙の結果、高田が当選し議事に入る。日程に入り議案全部を議了し、来賓志方控訴院長の「裁判所の改善は、在野法曹の援助を必要とす」との講演があつて、四時大会を終了した。会員一同は、大会終了後、岩惣旅館に大懇親会を開いた。なお、大会前には、広島弁護士会会員を除く六〇余名は、厳島の島廻りを行った。また、田

広島弁護士会沿革誌 (3)大正編

12月25日

部広島市長は、今回の広島控訴院管内弁護士大会へ出席した弁護士九〇余名を、一五日正午より、基町広島偕行社へ招致して、歓迎宴を張つた。

○弁護士会総会〔中国〕大正九・一二・二七

広島弁護士会では、十二月二十五日午後、広島区裁判所楼上会議室において総会を開き、会長補欠選挙を執行し、森田卓爾が当選した。終わつて、午後六時より、慈仙寺鼻水月で忘年会を催した。

(注) この会長選挙は、高田似蠅会長が、東京に移転して老後を送るとして、二月三日辞表を提出したので行つた〔芸日〕大正九・一一・八。

大正一〇(一九二一)年

1月1日

○法曹互礼会〔中国〕大正一〇・一・一二

広島控訴院においては、一月一日午前一〇時より、同院ならびに地方、区裁判所判検事、裁判所書記、弁護士、公証人、執達吏ら参集、楼上において陛下万歳を三唱し、互礼会を催した。

3月30日

○広島弁護士会役員選挙〔中国〕大正一〇・四・二一

広島弁護士会長森田卓爾、同副会長麓巖は任期満了につき、三月三〇日広島地方裁判所構内において総会

一一一 (一一一)

を開き、選挙の結果、会長に池田寛作、副会長に土井與一が当選した。

6月2日
○百瀬広島地方裁判所長死去〔芸日〕「中国」大正一〇・六・三、大正一〇・六・五、「芸日」大正一〇・六・六、「新聞」大正一〇・六・八

広島地方裁判所長百瀬武策は、六月二日午前五時、上臈町の官舎で死亡した。享年六〇歳。百瀬は、明治二三(一八九〇)年一〇月から明治二七(一八九四)年二月までの間は広島地方裁判所、明治二七(一八九四)年二月から明治三五(一九〇二)年四月までの間は広島控訴院に在り、大正四(一九一五)年一二月、広島地方裁判所長に補されて今日まで、半生を広島に過ごした。葬儀は、六月四日、向西館において執行され、先ず、勅使若林知事の弔辞に亜いで、志方控訴院長、山浦判事、池田弁護士会長、田村典獄、鈴木師団長らの各弔辞があり、その後、遺族を首じめ、一般の焼香があった。当日は、在広各官公衛署長ら多数会葬し、近來にない盛葬であった。

(注) 六月二七日、新潟地方裁判所長杉坂實が、広島地方裁判所長に補された〔中国〕大正一〇・六・一八。

6月13日
○広島控訴院長・検事長更迭〔芸日〕大正一〇・六・一、大正一〇・六・二)

六月一三日、志方鍛広島控訴院長は退職を命ぜられ〔官報〕大正一〇・六・九、後任に名古屋控訴院検事長高橋文之進が広島控訴院長に補された。また、同月同日、三木猪太郎広島控訴院検事長は名古屋控訴院検事長に補され、後任に東京地方裁判所検事正太田黒英記が広島控訴院検事長に補された〔官報〕大正一〇・六・一四。

6月20日

○三判検事送別会〔中国〕大正一〇・六・一七)

今回功成り名遂げて退職した志方前広島控訴院長、および名古屋に栄転した三木前広島控訴院検事長、ならびに山口地方裁判所長に栄転の谷岡広島控訴院部長判事の送別会は、六月二〇日法曹三者主催で、広島公会堂において午後五時より開催する予定である。

7月1日

○呉区裁判所が呉支部となる〔中国〕大正一〇・四・一、大正一〇・六・三〇、「芸日」大正一〇・七・二)

呉区裁判所は、七月一日を以て、広島地方裁判所呉支部となった。甲号支部なので、民事刑事の第一審、ならびに予審事務を執行する。来る八日を期して、呉支部に係属町村が連合して、祝賀会を同所において催す予定である。

8月17日

○裁判所の時間不励行〔中国〕大正一〇・八・一七

広島地方裁判所では、毎年のごとであるが、夏季休暇に入るに先立って、「休暇中の民刑事開廷時間は、午前九時と定め、此時間に遅刻すると、休止又は欠席となる」旨の注意を弁護士側へ発するが、注意を發する裁判所が少しもこの時間励行を厳守しないのだから矛盾している。今夏も休暇の半分は経過したが、今までに時間励行後に開廷したのは、タッタ一回か二回で、その他は一〇時過ぎ、遅いときは一一時頃でなくては開廷しない。そして、終わりは大抵午後の一時、二時、甚だしいときは三時になることもある。弁護士側が、時間励行しているのに対して、裁判所が時間不励行をやるなどは不都合千万だと、だいぶ非難の声がある。因みに、控訴院の方は、正確に時間が励行され、民事数件に刑事一件位なら、正午前に片付けられて仕舞い全く気持ちがいい。

大正一一（一九三二）年

1月1日 ○法衙の拝賀式〔中国〕大正一一・一・一

裁判所主催の在広法曹界判検事弁護士合同の拝賀式は、恒例により、一月一日午前一〇時から広島控訴院楼上会議室において挙行する。

広島弁護士会沿革誌 (3)大正編

1月24日

○裁判所の小火〔芸日〕大正一一・一・二六、大正一一・二九、〔中国〕大正一一・一・二六

一月二四日午後一〇時、広島市三川町広島地方裁判所廷丁室から火を發し、同三〇分平屋根の一室を半焼して鎮火した。発火の場所が、裁判所であったのでその騒ぎも大きく、殊に同室は東部通用門南側に在る燐寸会社も程近いので、東西両署員ならびに各消防隊が駆けつけて消防に尽力した結果、右のような小火に終わったのは、不幸中の幸いであった。出火の原因は、廷丁の西村藤平（五七）が、湯沸場で灰俵の空を炊き、一寸室外に出ていた間に天井の煤に火が燃え移って大事に至ったものであるという。廷丁は、失火罪で起訴された。

2月11日

○普通選挙大演説会〔芸日〕大正一一・二・二二、二三

広島市における普通選挙運動は、二月一日の紀元節を卜して挙行された。午後二時半、広島駅前から、先ず、森保県会議員（弁護士）、角森芸備日日新聞副編集長らが行列の先頭を承り、楽隊の車がそれに引続き、その後に弁護士団を含む広島一四団体の各員が続き、殿には自動車隊が進んだ。演説会場である寿座へ着いたのが四時過ぎであった。五時半、角森が司会者として演説会開催の挨拶をして普選即行を要望し、次に、

一一三三（二二三）

立憲青年党の岡上英太郎が「新勢力の出現」、広島毎日石田將夫の「第一步」、立憲青年党吉原猛の「金と血と何れが貴きか」、芸備日日新聞山本鯉城の「非法法権天」と題する演説があつた。六時半からは、広島普通連即行同盟大会に入り、同会会長弁護士森田卓爾が座長に指名され、左記のような決議文を可決した。この大会終了後、広島一四団体各代表者の演説(その内、弁護士は森田卓爾、森保祐昌)に入り、午後一〇時半頃散会した。

「決議」今や政治は腐敗の極に達し、国民の生活は脅威せられ、思想亦動揺し、帝国の前途寔に寒心に堪へず。之れに処するの対策は、普通選挙を即時断行して、第二維新の實を挙ぐるの外に途あるなし。茲に、憂世愛國の広島市民は相集まりて、決議をなすこと左の如し。一、本会は、今期議会に於ける普通選挙の通過を期す。一、本会は、普通選挙に反対する者を国民の公敵と認む。以上 大正十一年二月十一日 広島普通連即行同盟会

○弁護士会定時総会〔中国〕大正一一・三・二三、〔芸旦〕大正一一・三・三〇、大正一一・四・一、〔新聞〕大正一一・四・八)

広島弁護士会定時総会は、三月三〇日午後四時から、広島区裁判所楼において開会。庶務会計報告の後、

正副会長の改選を行い、会長に森田卓爾、副会長に高橋光次が当選した。当日、動議として提出された呉市選出広島県会議員山下が広島監獄拘留監内獄死した事件は、時間の都合で新会長に一任すること、なり、午後五時三〇分閉会した。なお、同会は不日、臨時総会を開いて、飽くまで獄死問題を糾弾するという。

6月7日 ○弁護士会臨時総会〔中国〕大正一一・六・八) 広島弁護士会は、六月七日午前九時から、広島区裁判所楼上大広間において臨時総会を開催して、

一、司法大臣よりの刑法改正諮問案
二、大審院院長よりの判例変更に関する諮問案
三、司法大臣よりの弁護士法改正諮問案
を附議した。一は九名、二は二〇名の委員に附託、三は修正の上可決し、同一〇時散会した。

7月6日 ○司法事務進捗の協定〔中国〕大正一一・七・一四) 七月六日、七日の両日、司法事務の進捗について協議するため、広島控訴院、広島地方裁判所、同区裁判所判検事、ならびに広島地方裁判所所属弁護士懇談会が、広島控訴院において開催された。裁判所側からは、高橋控訴院長、太田黒検事長以下控訴院の判検事全部と、杉坂地裁所長、阿部検事正、篠田部長、岸本・渡邊両裁判長らが出席し、弁護士側からは、森田・高橋

3月30日

9月12日

の正副会長と外に委員九名が出席し、事務の進捗につき協議を重ね、裁判所側から弁護士側に対する要望一六項、弁護士側から裁判所側に対する要望一二項を協議した。廣部控訴院検事、篠田地方裁判所部長、水野控訴院判事、森田、高橋の弁護士会正副会長を起草委員に選り、同起草委員会を、一〇日、一日の両日、控訴院において開会し、大体の起草を了したという。

○院長自身法廷に出る〔中国〕大正一一・九・一二

近時、広島地方においては、民刑事とも事件は割合少ない方であるが、広島控訴院管内の他地方においては、これと反対にドンドン増加して行く傾向があり、特に民事においては最も甚だしい。随つて、広島控訴院においても、民事事件は著しく増加し、新件の取扱件数で、大正八年は二七三件、同九年は二九三件、同一〇年から急に殖えて四七四件、本年はまだ九月の初めであるのに現在既に三二九件にも上がっている。この勢いで進むと、昨年よりはズット大きな数字を示す予想である。それで、控訴院においては、自然事件渋滞の虞があるので、速やかに事件を進捗させるために、当分の間、高橋院長自ら法廷に出馬し、なお、地方裁判所から岸本、西巻の両判事に臨時転補を命じて、従来一部だけであった民事部を、九月一日から一部増

設して二部とした。

(続き) その配置は、一部は裁判長水野判事、陪席岸本判事、菅波判事、二部は裁判長高橋院長、陪席大原判事、西巻判事、開廷日は月水金が二部、火木土が一部である。因みに、地方裁判所の方では、民事部裁判長は岸本判事の代わりに渡邊判事がなり、渡邊判事が担当していた地方における控訴事件の裁判長は区裁判所の澤野判事が臨時転補でやることになり、同日から実施した。

10月13日

○鈴木喜三郎検事総長来広〔中国〕大正一一・一〇・一五

一〇月一三日、来広した鈴木検事総長および溝淵大審院勅任検事、瀬戸同監督書記の一行は、一四日午前九時半県警察部差回しの二台の自動車に便乗して、地方裁判所に到着、表玄関敷台下に整列した判任官、玄関上に整列した高等官の出迎えを受けて、本館階上の応接間に入り、改めて一同の挨拶を受け、検事正から管内の状況を聴取し、溝淵検事は別室で事件の記録および六〇歳以上および二〇歳以下の者の犯罪統計表ならびに特種犯罪、著名な犯罪などについて点検をし、正午昼食を共にし、午後二時半裁判所の巡視を終えて、自動車で広島監獄に向かった。因みに、一行は同夜、広島市公会堂における官民合同の歓迎会に臨み、一五

日は敵島に遊覧、一六日に控訴院を巡視して、一七日
出発、松山裁判所の巡視に向かう予定である。

4月23日 ○広島控訴院管内弁護士大会〔新聞〕大正二二・四・三
○、「馬関毎日新聞」〔防長新聞〕大正二二・四・二四

大正二二(一九三三)年

1月18日 ○新設法律専修学校〔芸日〕大正二二・一・一八、大正二
二・三・二六

広島市外己斐ステーションより国道に沿い、西三丁の
山手に財団法人己斐中学校および広島法律専修学校が
設立されることになった。校主は、市内大手町八丁目
広友中学校主坪井石五郎で、中学校の定員は千名、専
修学校は六百(予科二年・中学二年修業あるいは高等小学
卒業以上の学力を有する者、本科三年・中学校卒業あるいはそ
れと同等以上の学力を有する者、文部省の認可を得て、
来る四月上旬より開講される予定である。本年度の生
徒募集は本科生約百名、選科生約二百名である。

8月20日

○広島地方裁判所長更迭〔中国〕大正二二・八・二二
八月二〇日、広島地方裁判所長杉坂實は台湾高等法
院長に補任され、同月二七日大審院判事東龜五郎が広
島地方裁判所長に補された。

講師は、佐藤広島市長、原田監督判事、栗谷刑務課長、安
原理事、内田商業会議所書記長、辻野佐伯郡長ら約三十名で
ある。校主坪井は語る、「東は大阪から西は門司に至るまで、
法律学校なるものは一校だにも無い。実に嘆かましい次第で、
今度自分が浅学非才資力乏しき乍ら粉骨碎身其任に当り、社
会奉仕の一端たりとも尽さうと思つた訳です云々」。なお、講
師の中には、広島弁護士会員の名前は見えない。

11月1日

○広島控訴院検事長更迭〔官報〕大正二二・一一・二二
十一月一日、広島控訴院検事長太田黒英記は大阪控
訴院検事長に転任し、十一月七日、大審院検事皆川治

廣が広島控訴院検事長に補された。

12月21日 ○仏法護国団発会式〔芸日〕大正一二・一〇・二〇〜二

一)

九月二五日の広島県会議員選挙において、まさかの落選をした弁護士兼僧侶森保祐昌は、深く感ずる処あつて、日々専念に法律事務を執る傍ら、夜間は仏教伝道に従事すると宣言したが、今回、いよいよ中島本町鏡商山本五三治と仏法護国団を組織し、その発会式を、一〇月二一日日午後一時から円龍寺、七時から誓立寺と二回に亘り盛大に開いた。

大正一三（一九二四）年

6月29日 ○猿猴川灌漑所営業妨害事件〔中国〕大正一三・七・二、

「法律新聞」大正一三・七・三〇）

広島市が下水道工事を施行するに際し、同市民紀川勝男の所有土地に接近して据付けた灌漑ポンプの回転の振動および音響が、該土地に対して損害を与えたので、大正二年以来、紀川が広島市に対して損害賠償の要求をなしたが、一二年振りに解決し、結局広島市の敗訴となつた（大審院民事判例集「第三卷第八号二九五頁）。

（注）

原告紀川勝男の損害賠償請求に対して、広島市は、ポンプを設置したのは公共団体の行政行為であるので損害賠償の責任は生じないと主張した。まず、広島地裁は、大正五年六月三日管轄違いの判決をした。原告は控訴し、広島控訴院は、大正六年一月一六日管轄違いではないと広島地裁に差戻した。しかし、広島地裁は、大正七年四月二九日再び管轄違いの判決をした。これに対して、広島控訴院は、大正七年一〇月一九日本件事件の性質は広島市が耕地所有者に送水する義務の履行に過ぎないと、控訴を廃棄して広島地裁に差戻した。それにも、広島地裁は順わないので、広島控訴院は、賠償金額は定めず本訴の原因を明らかにして原告側の勝訴と認めた。これに対して、広島市は上告したところ、大審院は、大正八年六月三日判決の説明が不十分として広島控訴院に差戻した。広島控訴院は、大正一一年六月二三日三度目の判決をし、「広島市は壹五百円に年五分の利子を附すべし」と判決した。それでも、広島市は上告したところ、広島控訴院で書記が捺印を忘れていたので、大審院は、大正一一年一二月二三日手続が違つたと広島控訴院に差戻した。広島控訴院は、大正一二年四月五日前回と同様の判決を下したが、広島市は服せず上告した。その結果、大審院は、大正一三年六月二九日上告を棄却し、広島市の敗訴でやつと

切りがついた(「中国」大正二三・七・二)。最後の上告審の上告人広島市の代理人は太田資時、被上告人紀川勝男の代理人は高野金重、森田卓爾であった。

7月19日 ○広島控訴院管内弁護士大会(「新聞」大正二三・八・八)

七月一九日午後二時半、松江市の島根県会議事堂において広島控訴院管内弁護士大会を開いた。会する者は、山口、広島、松山、鳥取、島根各地方裁判所弁護士約四〇名である。議案の審議は、午後四時に終わった。それより、千島城二の丸の興雲閣において一同撮影し、市より茶菓の饗があった。一時、宿舍に戻り一風呂浴びて、宍道湖上に舟を浮かべて、独特の漁遊に興の尽きるを知らず、午後八時半、松崎水亭の大宴会場に列し、本場芸者得意の安来節とその踊りに一同満足、午後一二時退散。翌日は、三保神社と出雲神社の二手に別れ、土地弁護士の案内により参拝するものあり、芸者を雇い入れて安来節の稽古をする者有り、盛會裡に散会した。

7月29日 ○無料法律相談所土曜会の設立(「中国」大正二三・七・

三一)

広島弁護士会の少壮連は、社会奉仕の目的を以て、無料法律相談部を設け、一般の係争事件の簡易解決を

計ると同時に、法律的思想を普及することを目論んでいたが、いよいよ、その準備が成り、七月二十九日、中島本町水月で創立の決議をし、八月二日より実施する。同会は、広島市社会課、東西両警察署などと協力して事に当たる予定である。会則および内規は、次の通りである。

「土曜会則」第一条 本会は土曜会と称し、広島市に在住する弁護士有志を以て組織する。第二条 本会は法律研究並に法律に関する社会奉仕を為すを以て目的とす。第三条 本会に世話人若干名を設く。第四条 本会の経費は会員の負担とす。第五条 前各条に関する内規は別に之を定む。「土曜会内規」本会の目的遂行に付、左の通り定む。第一 本会は毎月二回以上随時の場所に於て法律研究をなすこと。第二 本会に無料法律相談部を設く。(A) 本相談部は市社会課、警察署其他官公署と連絡をとり、資力なきものと認めたる者のために無料にて法律上の相談を受くるものとす。(B) 本相談所は毎週火、土曜日に夜間広島商業会議所に於て、会員二名以上交替出頭して相談を受くるものとす。(C) 本相談所は訴訟事件は受任せざるものとす。但、訴訟救助を受くべき者のために訴訟事件を受任することあるべし。(D) 本相談所に於て相談に関与した会員は、該事件の訴訟を受任することを得ず。(E) 本相談所に日誌を備ふ。第三 本会に講演部を設け、時宜に依

り講演会を開催す。

大正一四（一九二五）年

1月11日 ○小山松吉検事総長来広〔芸日〕大正一四・一・八、大正

一四・一・一三

小山検事総長は、地方視察のため、一月七日東都を
発し、途中名古屋、京都、大阪、神戸の諸市に立寄り、
一日午後六時五〇分広島到着の下り列車で来広した。
旅館は、大手町三丁目吉川旅館で、一二日午前九時、
先ず広島地方裁判所の視察をなし、応接間で羽田別荘
調理の昼餐を喫し、午後三時より広島刑務所を視察し
た。午後六時から羽田別荘において開催された歓迎会
に出席した。一三日は控訴院を、一四日は呉支部を視
察し、同日午後松山市に向かう。

2月15日 ○平野弁護士無罪〔芸日〕大正一四・二・一五

平野春一弁護士は、石黒慶太郎外三名の文書偽造脅
迫恐喝偽造有価証券行使事件に連座して、広島地方裁
判所の予審に付され、福田予審判事の手で、予審審理
中であつたが、二月一五日予審終結し、ともに予審免
訴となつた。

（注）その後、検事局の抗告となり、広島控訴院に廻され、篠

広島弁護士会沿革誌 (3)大正編

田裁判長の掛で慎重に審議され、「抗告の理由なし」と、
抗告は却下となつた。これで、平野は、いよいよ青天白日
の身となつたので、再び弁護士登録をし、法律事務に従
事することになった〔芸日〕大正一四・七・二八。

3月28日

○広島控訴院長更迭〔中国〕大正一四・三・三〇～三二、
大正一四・六・九、大正一四・七・一〇、〔芸日〕大正一四・
七・一一

三月二十九日、広島控訴院長高橋文之助は名古屋控訴
院長に榮転し、同日、東京控訴院部長判事須賀喜三郎
が広島控訴院長に任ぜられた。須賀は、日独混合仲裁
裁判所審判委員として滞英中であつたが、六月七日帰
朝し、七月九日着任した。

4月1日 ○広島弁護士会役員改選〔芸日〕〔中国〕大正一四・四・
二二

広島弁護士会では、四月一日午後二時一五分から広
島区裁判所楼上において、総会を開き、左記のように
役員改選を行つた。

会長 田上諸藏（旧会長、佐藤五三）、副会長 岡田陸藏
（旧副会長、森田格藏）、常議員 香川秀作、松井繁太郎、
小野才次郎、池田寛作、佐藤五三、柳川兵一、佐々木
英夫、野間傳吉、土井與一、高木茂

二二九（二二九）

5月8日 ○弁護士収入〔芸日〕大正一四・五・八)

閻魔の序のように怖がられている裁判所で、厳めしい判官連を向こうに回して、亡者のように竦んでいる弱い者の味方として、人権擁護のため卓を叩いて舌三寸の弁論戦を演じる弁護士の収入は、随分ポロイものといわれている。広島市に開業している、四八名の弁護士について調べると、大正一三年中の収入総額は三〇万円と目され、一万円以上四人、五千円以上二四人、二千円以上二〇人という。

5月10日 ○両陛下銀婚式奉祝〔中国〕大正一四・五・二二)

広島弁護士会では、一〇日午後四時、大手町五丁目神宮奉斎会広島本部に集合し、奉賀の祭典を執行し、終わって羽田宴会場に至り祝宴を催した。また、広島三法衛御銀婚式奉賀拝賀式は、五月一日午前九時より、広島地方裁判所で開かれ、聖上皇后両陛下万歳を三唱して式を閉じた。

6月2日 ○裁判所控室の新聞雑誌〔芸日〕大正一四・六・二二)

裁判所に出頭を命ぜられた者が、呼び出されるまでの焦燥と不安から来る精神的苦痛を、幾分でも紛らわして緩和してやりたいという方針から、近来は、福岡その他大きい地方裁判所では、控室に新聞あるいは雑誌を備え付けているという。これについて、呉区裁

6月5日

○弁護士出張事務所廃止動議〔新聞〕大正一四・六・五)
広島弁護士会に属する呉市在住弁護士一同は、一般、広島弁護士会臨時総会において、「一定の土地に定住する弁護士にして、他地に出張事務所を有する者は、其出張事務所にならず弁護士一名以上定住せしむること。然らざる限り、速に出張事務所を撤廃すべし」との動議を提出した。その理由は、出張事務所の事務員には、所謂三百と称せられる者が多いという。評議の結果、調査委員を設け、廃止すべきかどうかを調査したうえ決することになった。

6月18日

○広島控訴院の岡山移転運動〔中国〕大正一四・六・一八)

岡山弁護士会少壮弁護士団は、目下、同県出身の平沼枢密顧問官、小山検事総長らが、当局の要路に在るのを幸として、数年来、政府の懸案である長崎控訴院の福岡移転が、早晚再び具体化すべきを見越して、これに伴って起るべき管轄変更、即ち広島控訴院の管轄区域、山口、広島、岡山、鳥取、島根、愛媛の六県か

ら、山口を福岡に属せしめた場合、大阪、福岡の両控訴院の中間に介在して、その中心地である岡山に広島控訴院を移転させようとして、関係裁判所の法曹、市会商工団と提携し、当局を動かすために大々的な運動に着手している模様である。

これにつき、広島弁護士会長田上諸藏は、「岡山の問題は、長崎控訴院の福岡移転に依る管轄区域の変更を前提として居る様子であるが、嘗て之は議案として政府が衆議院に提出し、長崎側の猛烈な反対に遭つて不成立に終つた。其際に広島も大に長崎側を支持したのである。其後と雖も屢々問題とされるが、実現を見るや否やは不明である。若し実現するとせば、山口、広島は福岡が便であり、岡山、鳥取、島根、愛媛は大阪が便であるから、広島控訴院は不必要になるわけであるけれど、更に大阪に接近した岡山に移転する事は地理上考へらるべき事でないが、一方司法機関なるものは、且下の情勢上増加するとも減少する余地はない。何となれば訴訟事件の増加に伴ひ、個人が之に費す旅費日子、刑事被告人囚人の押送費多々益弁ずで、国家経済上直接間接に不利が頗る多く、斯る状態の下に、一控訴院を廃して僅かに院長、検事長級二名を減じ得る如き愚を為し得るであらうか。自分としては、絶対に実現不可能と断ずる次第である。然し、岡山に於て大々的運動を起すならば、吾人は一般市民と一団となり、猛然として反対する覚悟を

有つて居る。」と、昂然たる意氣を示した。また、皆川広島控訴院長は、「長崎控訴院の福岡移転は、数年前からの宿題である。併し、それはそれ文の問題で、管轄変更の問題は少しも含んで居なかつた筈である。實際、現在に於ける控訴院の数が少数に過ぎ、権利保護に全からざる恨める場合、之を増設するは格別、減少する事は、自分としては更に余地なしと思ふ。岡山移転説は、初耳であるが、此種の事は頗る困難な事であるのを想像せざるを得ない。」と語り、問題の核心には触れなかつた。

10月26日

○司法省廃止案〔中国〕大正一四・一〇・二八)

広島弁護士会は、一〇月二六日臨時總會を開き、一月七日岡山市において開催される広島控訴院管内弁護士大会に提案する左記の議案を決定し、翌二七日、田上会長から各弁護士に配布した。

一、司法省を廃し、裁判所と検事局の所屬を分離し、司法事務は大審院長をして管掌せしむるの制度に改むること。

二、裁判官優遇の途を講じ、人才を登用するの要あり。

三、新刑事訴訟法実施後と雖ども、尚被疑者に対する取扱は旧法実施の時と異なることなきを認む。新刑事訴訟法の趣旨に鑑み、其取扱を改むること。

四、民刑事訴訟の控訴は、総て控訴院に於て管轄することに規定を改むること。

五、上訴に関する里程猶予の規定を廃し、上訴状は原裁判所に提出することに規定を改むること。

六、競売法に依る競売期日は、利害関係人の承諾ある時は、期日を変更することに取扱を改むること。

七、民事保証金の還付に付、相手方の同意なき場合は、裁判所は相手方に対し、一定の期間を定めて催告し、異議なき時は還付することに取扱を改むること。

八、法廷における検事の席は、裁判官と同席にせざること。

○呉市メーデー事件〔新聞〕大正一四・一一・二〇、「芸日」大正一四・一〇・二二、大正一四・一〇・二四、大正一四・一〇・二八

四月二三日、航空母艦「赤城」の進水式当日、呉工廠当局に対する反感から、造船部職工を中心として突発した退廠事件の批判を主題とし、メーデー当夜、広島労働組合聯合会主催で、呉市朝日座において、労働問題演説会を開催しようとしたところ、呉警察署の干渉により、突如会場を断られた。そこで、主催者側が殺到した数千の聴衆に弁明を試みようとする、官憲対群衆の大混乱を惹起し、その際検束された同演説会後援の中国評論社記者弘中柳三は、呉署内において、十数名の警官の為に殴打され、全身十二個所の傷を負ったという。弘中は、警官を告訴したが不起訴とな

り、却って警官から誣告を以て告訴された。弘中は誣告、右事実を目撃したという広島自由労働組合幹事原正雄は偽証を以て、兩名は起訴され、八月一〇日子審最終をみた。この呉市の所謂メーデー事件は、呉市の高橋武雄、弁護士が弁護士となり、一〇月二〇日より五日間ぶつ通して、公判開廷の予定であったが、第二、第三の公判日における、証人調中、裁判長中場判事の訊問の態度が、予断を抱いてなすような、頗る偏頗なものがあつたとして、第四日目(一〇月三三)、高橋弁護士は辞任し、被告両者は裁判長を忌避した。

(注) その後、東京から自由法曹団の弁護士長田治人、檜橋渡、太田政雄、大阪の少壮弁護士佐々木健助の外四名が呉まで来援した。しかし、大正一五年四月、弘中柳三は誣告罪で懲役三月、原正夫は偽証罪で懲役二月の実刑判決を受けた。大正一五年一〇月控訴審も、前審通りであった。上告したが、翌年二月上告棄却の判決があつた(山木茂『広島県社会運動史』労働旬報社・一九七〇年三月、三三二〜三三四頁)。

11月3日 ○不起訴処分は慎重に(「中国」大正一四・一一・三)

一一月七日、岡山市において開催される広島控訴院

管内弁護士大会に、山口弁護士会からは、左の四項を提出することに決し、中野副会長からそれぞれ管内の弁護士に通知した。

一、検事は従来、告訴事件に関して無造作に不起訴処分となすが、右は甚だ穩当を欠くから、十分慎重なる態度を以て、之に臨まれたい。

一、判検事御用令を改正して、左の如くする事。

判検事は、尽く弁護士たりし者より任官する事。

一、法廷を奇麗にして、以て其神聖化を計る事。

一、検事局は、不起訴記録の取寄に応ずる事。

11月7日

○広島控訴院管内弁護士大会（「山陽新報」大正一四・一・八、「新聞」大正一四・一一・二五、「録事」第三二二号、大正一四・一二・一、「正義」第二卷第一号、大正一五・一・二）

広島控訴院管内弁護士大会は、一月七日午後一時より岡山市会議事堂において開催された。足利岡山弁護士会長の開会の辞に続き、満場一致を以て足利弁護士を議長に推し、議事を討議して議決し、終わって、帝国弁護士会岩田、日本弁護士協会青木両博士の祝詞演説があり、午後五時より旗亭松之江において大懇親会を開き、午後一時半盛會裡に宴を閉じた。翌八日は、午前九時より名勝豪溪を探勝し、帰途、吉備津神

広島弁護士会沿革誌 (3)大正編

社に参詣した。同日午後五時、窪谷岡山市長の招待会に出席し、午後八時大会を終了した。

大会では、「陪審法の実施までには、其趣旨を徹底的に国民に周知了解せしむる要があるが故に、大に宣伝の要あり。司法省にては、相当宣伝費ある筈なるに、今の如き宣伝の仕方にては甚だ心細し。依て、各弁護士会と協会して、熱心宣伝に務むべく、其費用も相当支出せられんことを要望す。」という決議事項を含めて、一〇数項目の司法制度に関する決議がなされた。

11月8日

○陪審制度裁判劇（「芸日」大正一四・一一・八、「芸日」「中国」大正一四・一一・一〇）

一月八日から四日間、寿座において陪審制度裁判劇が開演された。この裁判劇は、青年法律家川村金次郎を主幹とし、東京新派男女俳優連、文士、大学生、新聞記者からなる陪審法研究会が、東京を出発して、各地で研究資料として公開してきたものである。演目は、○金と男に捨てられし可憐なる乙女の罪、孝女の犯罪、○某市大工場に起つた労働争議の真相、○花柳界に於て全国的に大問題となつた惨殺事件（某花柳界の重大事件、芸妓の犯罪）であつた。

（注）陪審法は、大正二年四月一日公布され、昭和三年一月一日施行され、昭和十八年四月一日その施行を停止

一三三三（一三三三）

された。陪審法の成立過程、広島における陪審法施行の準備、実施状況、停止に至る経緯については、「広島における陪審裁判(一)(二)」「修道法学」第二九卷第二号、第三〇卷第一号、二〇〇八年二月・九月を参照されたい。

11月27日 ○官民合同江木司法大臣歓迎宴(芸日)大正一四・一

一・二九

広島市官民合同の江木翼司法大臣歓迎会は、一一月二七日午後六時から、広島市羽田別荘で開催された。出席者は、岸本師団長、須賀控訴院長、皆川検事長、荒井裁判所長、阿部同検事正、伴通信局長、野村税務局長、多田山口裁判所長、棚木同検事正、松木、森田上院議員、横山金太郎(弁護士)、河野曉(弁護士)、吉田眞策(弁護士)、代議士、在野法曹家、実業家、県市会議員約二〇〇名であった。発起人を代表して、濱田知事の歓迎の辞があり、江木法相は、「司法事務は、社会真理を離れては存立しない、時代に適合してゐるものであって、社会は決してこれを嫌忌すべきものではなく、常に親しむべきものである。」と所論を述べ、次いで、国家に有益なる講演を挨拶にかえて述べ、宴に入った。主客一二分の歓をつくして後、川淵市長の発声で万歳を三唱し、盛会裡に午後九時散会した。法相

12月12日

○出張所廃止問題(新聞)大正一五・一・五

先に、呉在野法曹会において、広島弁護士会に提案した「本会則中に会員出張所を設くるときは、担任弁護士を置く事を要すとの一項を加ふる件、会員佐々木英夫君提出」との案は、本年三月の総会において委員附託となり、委員会は慎重に審議を重ねた結果、撤廃すべしとの意見を附し、一二月二二日午後一時、臨時総会が開催されるに当たり、議案として上程された。しかし、香川弁護士の更に委員を挙げて再調査を為すべしとの動議が出され、採決の結果、即決すべしとの説は一名の差を以て敗れた。

12月18日

○常議員会(中国)大正一四・一二・一八

広島弁護士会では、芸備鉄道紛争事件に関して、中村派の登記申請に関与した弁護士の行動が問題となり、常議員会において十分調査の上、相当の処分を求めるため、一二月一八日午後一時から、広島ホテルで常議員会を開催した。

大正一五(一九二六)年

1月1日 ○法衙の拝賀式〔中国〕大正一五・一・一)

在広法曹界、判検事、弁護士合同の拝賀式は、午前
一〇時から広島地方裁判所楼上において挙行した。

4月19日 ○井上博弁護士司法官会議へ〔芸日〕大正一五・四・二

○)

四月二十九日、司法省において開催される司法官会議
には、旧来の例を破って、全国七七个所の弁護士会会
長も出席することになった。そこで、広島弁護士会
は、四月十九日午後一時、常議員会を広島裁判所楼上
において開催し、劈頭、高野一步議長より、「本会より
主張すべき提案を審議する必要がある」と前提して、
協議に入った。旅費その他の費用も、同弁護士会より
支弁することに決定。会長森田卓爾が都合上出席出来
ない場合は、副会長井上博が代わって出席することも
併せて決定した。

4月29日 ○司法官弁護士会長合同協議会〔中国〕大正一五・四・

三〇)

司法官と全国弁護士会長の合同協議会は、四月二九
日午前九時三〇分、司法省会議室において開会。司法
官側一五〇余名、弁護士側五〇余名(広島からは、井上
博副会長、司法省よりは次官、参与官、局課長ならび

広島弁護士会沿革誌 (3)大正編

に横田大審院長、小山検事総長出席。江木法相より、
一場の演説があった後、判検事と弁護士との事務の連
絡につき、法規に背反しない範囲内の手続の簡捷など
に關し、司法官ならびに弁護士側より意見の開陳があ
り、正午休憩。午後一時再開、協議を継続した。
協議事項は、次の通りであった。

一、陪審制度の宣伝其他実施準備の方法。

二、改正民事訴訟法の実施及び運用に關する希望如何。

三、期日開始を正確にして、訴訟手続を遲滞ならしめる為め
に執るべき方策。

5月2日 ○井上弁護士司法官会議から帰広〔芸日〕大正一五・

五・四)

司法官會議に列席のため上京中であつた、広島弁護
士会副会長井上博は、五月二日午後五時広島駅着列車
で帰広した。

(注一) 今回の會議で、広島弁護士会は、次の様な主張をし
た。

一、来る大正一七年度より実施さる、事となつて居る
陪審法を、国民に周知せしめ以て法の精神を了解せ
しめるため、其実現を活動写真などで地方的に公開
する事、及び判検事が地方に出張したる場合、其実

一三五(二三五)

施を講演せしめる事。

二、民事訴訟を改正するの件で、政府側では、陪審法と同様、大正一七年度頃より実施する意思であるらしいが、先づ其内容から国民の思想、風俗、人情、環境等に適合せしめるやうに改善し、実施年度をより以上延期する事、並びに、準備手続は経験ある受命裁判官をして為さしめて、事務の簡捷を計り、一方では、民事事件の弁論期日をなるべく早くし、以て訴訟の決定を敏速ならしめる等を考慮するの事。

等であった。これについては、広島裁判所では、理想的に進んでいることを主張することが出来たのは、蓋し、我々の一種の誇りであったという。

(注2) 「全国弁護士会長歓迎晩餐会席上演説」(正義)第二卷第七号、大正一五年七月一日)に、井上博の挨拶が掲載されている。

7月6日

○陪審制度宣伝の模擬裁判劇(「芸日」大正一五・七・六、大正一五・七・八)

七月六日から、広島市寿座において、日本文化協会の率いる模擬裁判劇を開演した。この時は、東都の新劇界の権威である文化座の男女数十名が事実問題をとらえて前提劇を演じた。そして、文化協会の新聞記者、

7月20日

法律家、大学生、および広島市法曹界の権威横山金太郎、松井繁太郎、香川秀作、森保祐昌、井上博らをはじめ数十名の賛助を得て、模擬裁判劇を演じ、陪審制度宣伝応援のため奮起した少壮弁護士平野春一、大町和左吉、田坂戒三その他数名がその裁判劇に出場して熱弁を揮った。陪審制度宣伝劇の芸題としては、▲最近某所に起こった大事件、▲恋愛と金権に絡まる美人の犯罪、▲女教員の哀れな嬰児殺し、▲土々呂焼の悲惨事件、▲白痴娘の妹殺しなどである。

○広島地方裁判所長更迭(「中国」大正一五・七・二〇、「芸日」大正一五・七・二一)

広島地方裁判所長荒井操は京都地方裁判所長に栄転し、伊藤久次郎岡山地方裁判所長が広島地方裁判所長に補された。

9月27日

○陪審制度裁判劇(「中国」大正一五・九・二七)

川村金次一行の手によつて、九月二七日から三日間、尾道市偕楽座において、大正一七(一九二八)年度から実施される陪審制度の裁判劇を上演することになった。そこで、尾道支部裁判所中場監督判事や尾道弁護士協会においても、後援者の一員に加わり、中場判事が脚本に訂正を加えて、明年度から実施される陪審制度に毫も相違のないものとした、「美人の犯罪」という劇を

上演し、劇の大団円の裁判には、弁護士協会よりも弁護士として出場しようという意気込みである。

この時に当たり、中国新聞社尾道支局では、借楽座と交渉し、一等五五銭を、中国新聞社尾道支局割引券を持参者に限り、四〇銭で入場できること、した。

11月6日 ○広島控訴院管内弁護士大会（「中国」大正一五・一一・六～七）

広島控訴院管内弁護士大会は、一月六日午後二時より、広島高等工業学校講堂において開催された。来会者九三名、来賓末松知事、川淵市長、須賀控訴院長、皆川検事長外、裁判所関係者ならびに帝国弁護士会代表鹽谷恒太郎、堀江専一郎、日本弁護士協会代表猪股淇清、塚崎直義など約四〇名列席。先ず、富島広島弁護士会長、開会を宣し、推されて議長席に着き、直ち

に議題に入る。「陪審制度の施行を大正二〇年迄延期すること」（山口弁護士会提出議案、「司法省を廃止したる上、裁判所の行政事務は大審院長をして之を統轄せしむるの制度に改むるの要あり」（広島弁護士会提出議案）などを議決した。最後に、鹽谷、猪股の講話があつて、四時半盛會裡に閉会した。引き続き、羽田別荘で宴会を催した。第二日は、宇品港から乗船し、厳島に清遊を試み、午後五時岩惣における川淵広島市長の招宴に臨む。

三 広島弁護士会の運営

1 広島弁護士会の役員選挙は、大正期に入っても、しばらくは老壮派と少壮派の間の抗争が続いた。大正年間における広島弁護士会の会長、副会長、常議員は、次の通りである。

大正	会長	副会長	常議員
2	藤田若水	新開辰市	(注) 4月26日、正副会長・常議員選出。 (常議員) 岡咲禮太郎、松井繁太郎、篠原廸、池田寛作、佐藤五三、米田權之助、玉木次郎、
	森田卓爾	米田權之助	(注) 9月20日、正副会長・常議員改選。 吉田眞策、河野暁、森田格藏
			(常議員) 高田似龍(議長)、田上諸藏、高野一步、松井繁太郎、香川秀作、玉木次郎、井上房之助、富島暢夫、藤田若水、岡咲禮太郎

3	香川秀作	池田寛作	(注) 4月25日、正副会長・常議員選出。 (常議員) 森田卓爾、高野一歩、田上諸藏、高田似壠、横山金太郎、松井繁太郎、玉木次郎、井上房之助、藤田若水、米田權之助 (注) 6月30日、正副会長・常議員改選。
4	横山金太郎 新開辰市	池田寛作 佐藤五三	田若水、佐藤五三、新開辰市、米田權之助 (注) 紛擾激しく、役員選出できず。 (注) 10月31日、正副会長・常議員改選。
5	香川秀作	篠原 廻	野間傳吉、深谷長之助、藤井定市 (常議員) 富島暢夫(議長)、井上房之助、小野才次郎、米田權之助、小島孫三郎、植田壽作、森田卓爾、河野暁、秦野健二、吉田眞策
6	富島暢夫	小野才次郎	(常議員) 田上諸藏、香川秀作、米田權之助、吉田眞策、小島孫三郎、高橋仰之、井前正、秦野健二、山科愼次郎、小川浩行
7	米田權之助	吉田眞策	(常議員) 高田似壠(議長)、森田卓爾、岡咲禮太郎、高橋光次、香川秀作、井上房之助、横山金太郎、藤田若水、池田寛作、玉木次郎
8	岡咲禮太郎	野間傳吉	(常議員) 森田卓爾(議長)、高田似壠、高橋光次、香川秀作、池田寛作、吉田眞策、岡田陸藏、麓巖、土井與一、田上諸藏
9	高田似壠 森田卓爾	麓 巖	
10	池田寛作	土井與一	
11	森田卓爾	高橋光次	
12	富島暢夫		
13	佐藤五三	森田恪藏	

14	田上諸藏	岡田陸藏	(常議員) 香川秀作、松井繁太郎、小野才次郎、池田寛作、佐藤五三、柳川兵一、佐々木英夫、野間傳吉、土井與一、高木茂
15	森田卓爾 富島暢夫	井上博	(常議員會議長) 高野一歩

(注1) 役員の変更期は、四月一日(三月末選挙)である。

(注2) 大正四年の広島弁護士会定期総会は、三月三十一日流会となり、四月四日継続会を開き、尾道市の多久間信衛が会長に当選したが、その他の役員は選出できなかったという(「芸日」大正四・四・六)。しかし、「日本弁護士名簿」(7月現在)には、会長は横山金太郎とある。尾道では、会長役は勤まらないので、多久間は当選を辞退したと思われる。この年は、紛擾が長引き、一〇月三十一日になって、やっと役員改選ができた。

(注3) 大正九年は、会長高田似龍、副会長麓巖であったが、高田会長が二月三日辞任し、二月二十五日改選により森田卓爾が会長に当選した。

(注4) 大正一五年は、会長森田卓爾、副会長井上博であったが、「日本弁護士名簿」(7月現在)によると、会長は富島暢夫とある。

(注5) 大正一二年の副会長、大正九年同一三年・同一五年の常議員は、現在のところ不明である。

2 広島弁護士会の運営および活動に関しては、左記の資料を収録した。

大正	収 録 資 料
2	①〜③裁判所構成法改正(「中国」大正二・三・一六〜一八)。広島では竹原区裁判所および庄原区裁判所が廃止された。 ④⑤弁護士会役員選挙(「芸日」「中国」大正二・四・二八、「芸日」大正二・九・二二)。少壮派の藤田若水が会長に当選したのに対し、反対派の香川秀作の策動より、藤田会長以下は総辞職し、新たに会長に森田卓爾外の役員が選任された。 ⑥⑦⑫弁護士会役員選挙紛擾(「芸日」大正三・五・二、大正三・五・三〇、大正三・六・一、大正三・六・二二、「中国」大正三・五・四、大正三・六・二二)。老壮派の香川秀作が会長に当選したので、藤田らが昨年のお返しとして、香川を辞任に迫込み、新たに横山金太郎以下の役員が選任された。
3	

<p>4</p> <p>⑬⑮ 弁護士会役員選挙 (「芸日」大正四・四・六、大正四・一一・三、「中国」大正四・一一・二)。前年、前々年の役員選挙のしこりで四月に役員を選出できず、一月に行われた選挙で少壮派の新聞辰市会長外の役員を選出した。</p> <p>⑯⑰ 控訴院移転問題 (「芸日」大正四・二・二〇～二二)。長崎控訴院の福岡移転問題で、広島控訴院の廃止を招くとして、広島弁護士会は反対した。</p>	<p>5</p> <p>⑱⑲ 弁護士会役員選挙 (「芸日」大正五・三・三一、「中国」大正五・四・一)。香川秀作会長外の役員が、平穩に選任された。</p> <p>⑳⑳ 弁護士会役員選挙 (「芸日」大正六・四・二、「中国」大正六・四・二～三)。老壮派と少壮派の紛擾激しかったが、富島暢夫会長外の役員を選出し、老壮派が勝利した。</p>	<p>7</p> <p>㉑㉒ 弁護士会役員選挙 (「中国」大正七・四・二、「新聞」大正七・四・二三)。米田權之助会長外の役員を、平穩裡に選出した。</p> <p>㉓ 普通選挙問題 (「芸日」大正八・二・一七)。少壮弁護士が普通選挙同盟会を結成した。</p> <p>㉔ 弁護士会役員改選 (「新聞」大正八・四・三〇)。岡咲禮太郎会長外の役員を選挙した。</p> <p>㉕ 裁判所改築建議 (「中国」大正八・七・二五)。広島弁護士会は、広島控訴院、同地裁、同区裁の改築を司法大臣に建議した。</p>	<p>8</p> <p>㉖ 陪審制度案可決 (「芸日」大正八・二・二四)。広島弁護士会は、日本弁護士協会の通牒に応じて、陪審制度を制定することを可決した。</p> <p>㉗⑳ 国際弁護士大会 (「中国」大正九・二・一、大正九・三・一、大正九・三・三一、大正九・四・二、「芸日」大正九・二・一七、大正九・三・二七)。日本弁護士協会の主催による、国際弁護士協会設立大会に広島弁護士会から岡咲会長以下が参加した。</p> <p>㉙ 陪審制案諮問答申 (「芸日」大正九・三・一〇)。司法大臣からの陪審制度採否に関する諮問に対し、民事刑事共に陪審制度を採用することなどを答申した。</p>	<p>9</p> <p>㉚ 弁護士会総会 (「中国」大正九・二・二七)。高田似龍が会長を辞任したので、森田卓爾を会長に選任した。</p> <p>㉛ 新弁護士会長 (「中国」大正一〇・四・一)。会長に池田寛作、副会長に土井與一を選任した。</p>
--	---	---	---	--

11	<p>③⑧⑨ ④ 弁護士会監獄当局糾弾（「中国」大正一一・三・二三、「芸日」大正一一・三・三〇、「新聞」大正一一・四・八）。 県議員が広島監獄で死亡した件に関し、監獄側を糾弾する決議をした。</p> <p>④⑩ 弁護士会定時総会（「芸日」大正一一・四・一）。会長に森田卓爾、副会長に高橋光次を選出した。</p> <p>④⑪ 弁護士会臨時総会（「中国」大正一一・六・八）。司法大臣よりの刑法改正、判例変更、弁護士法改正の諮問に対し、委員に附託して審議することを可決した。</p> <p>④⑫ 判検事弁護士協議会（「中国」大正一一・七・一四）。裁判事務の渋滞を進捗させるため、判検事、弁護士が協議し、相手方に対する要望について協定を締結した。</p>
14	<p>④⑬ 弁護士会役員改選（「芸日」「中国」大正一四・四・二）。会長に田上諸藏、副会長に岡田陸藏を選出した。</p> <p>④⑭ 芸鉄紛争事件（「中国」大正一四・二・一八）。芸備鉄道紛争事件について、登記申請に関与した弁護士の処分を検討する常議員会を開いた。</p>
15	<p>④⑰⑱ 司法官弁護士会長合同協議会（「芸日」大正一五・四・二〇、大正一五・五・四、「中国」大正一五・四・三〇）。司法官会議に弁護士会長も出席することになったが、森田卓爾会長に代わって井上博副会長が出席した。</p>

大正二（一九三三）年

① 裁判所構成法改正法律案（「中国」大正二・三・一六）

裁判所構成法中改正法律案件外四件等の本期議会に提出せらる、や、広島法曹界にては一方ならず驚愕し、広島弁護士会の名を以て、取り敢へず本県選出代議士に打電して反対の助力を求め、一方、日々集会を催して之に対する方針を協議中なりしが、去る

十三日遂に衆議院に於て議案の可決せられたるより、更に憤慨し、殊に裁判所廃止及び区裁判所管轄区域変更法案に対しては極力反対をなすべく、昨日（注、三月一五日）午後一時より、広島地方裁判

所楼上に於て総会を開きたるが、本稿を草する迄には未だ協議決定事項の何たるを耳にせざりしも、場合に依ては上京委員を選みて直に反対運動に着手する筈なりと聞く。尚、本問題に就き、本県選出代議士中政友会並に無所属同志会に属する代議士は何等助勢を与へず、立憲同志会と国民党所属代議士のみ氣脈を通じて熱心に尽力をなし居れりと。

（注一） 衆議院に於て可決せられた裁判所管轄区域変更につき、十五日
 広島弁護士会は総会を開いた（「新聞」大正二・三・二〇）。

(注2) 広島弁護士会は、再三協議の結果、改正反対の建議を司法大臣に上申し、実行委員九名を推薦し運動中である(新聞)大正一・三・二五。

②裁判所問題と広島法曹界(中国)大正一・三・一七

今度、衆議院の本会議で可決された裁判所廃止、区裁判所管轄区域変更に就て、某弁護士は語つて曰く、

▲裁判所問題と代議士 本問題は、実に咄嗟の間に衆議院に提出され、又決議されたので、何分余地がなかつたのは残念である。尤も、此の案は、法曹界多年の問題であるけれ共、斯る大問題を咄嗟の間に決定しようとするのは、乱暴な話である。之に就て、広島弁護士会では色々協議した。而して、其の結局、取り敢へず本県選出の在京代議士に奔走を依頼する外無いので、一々電報を發した所、助力して呉れたのは、新政党の立憲同志会と国民党代議士のみである。ナニ、政友会や無所属同志会は、相談に乗つて呉れないのサ。

▲合議制の破壊 一体、今度の改正によると、区裁判所の管轄区域を変更されたる其の結果として、合議制度の根本主義は破壊されてしまふのである。ト云ふのは、今度改正の案によると五百円迄の事件は、区裁判所で取扱ふ事が出来る。而かも、区裁判所は合議制になつて居ないから、従来合議制に依て裁判されて居た事件でも、之からは大体区裁判所の手に附せられる、様になるの

である。而して、其の事は進歩せる裁判制度の合議主義に悖る事は言ふ迄もない。

▲本問題と広島 以上は、大体論の一部であるが、而かも、本問題が地方に及す影響は決して少くない。現に、広島でも何程の不利益を蒙むるかも知れない。今之を数字上で説明しようならば、此の改革案が実行される様になると、広島県を除く山口、松江、松山、岡山、鳥取管内の五百円未満の民事案件、予審を経ざる有期懲役、有期禁固以下の刑事案件は、広島控訴院には来ずして、各管轄の前記五地方裁判所で事が済む様になるのである。所が之が大問題でも、恚う云う風になつて来ると、広島控訴院の必要は無い様になる。言はゞ、広島控訴院廃止の前提となるのであるから、吾々広島地方の者は、之れ丈の事でも、最早黙つて居る訳に行かぬのである。

▲貴族院は如何 衆議院では、何分、松田法相との関係もあるから、政友会全部は本問題に於て反対を試みるの勇氣なく、又無所属同志会は花井君があれだから、之れ亦不同意を唱ふる訳に行かずして、遂に多数で通過したが、偕て貴族院で如何に決議する、かは問題で、而かも、吾々頼む所は最早貴族院の一あるのみである。今や、本問題に対して全国各地方共、氣脈を通じて大反対の運動に着手して居る。吾々も弁護士の一人として、本問題の爲め政府に反省を促さねばならぬ云々。

③ 裁判所問題と広島法曹界〔中国〕大正二・三・一八

裁判所問題に対する反対熱は、全国を通じて愈々喧しくなり、東京に於ては既に立憲同志会、国民党を中心として、党人と法曹界と提携して、全国各地と気脈を通じて反対の目的を達成すべく、運動に着手するに至り、広島地方に於ても無論之に加盟して極力奔走するならんが、本問題の広島に及す利害關係に就ては、昨紙所載の某弁護士談話に依て知るを得べく、今当地方に於て取り扱はれたる明治四十三年より昨年末迄の事件数を参考のため、聞き得たるまゝを掲ぐれば、左の如し。

広島地方裁判所及支部民事事件一覧

序 名	明治四十三年度	明治四十四年度	明治四十五年度
広島地方	一四一	一五六	一九六
尾道支部	九六	一三二	一三八
三次支部	一一	二七	三三
	九	一二	七

(注) 明治四十五年度には、大正元年を含む。

広島地方裁判所刑事事件一覧

年 度	経 予 審	不 経 予 審
明治四十三年	二五一	五三二

明治四四年	二〇〇	六三九
明治四五年	二一七	五二二

広島控訴院刑事事件一覧

刑 名	件 数	経 予 審	不 経 予 審
死刑	四	四	〇
無期	一四	一四	〇
有期	八二六	五〇九	三二七
禁 錮	三〇	三〇	〇
罰 金	六二	二六	三六
計	九三六	五八三	三五三

広島控訴院民事事件一覧

金額五百円未満	金額五百円以上	上告事件
八四	八〇	三三三

然るに、若し衆議院可決通りに裁判所廃止及び区裁判所管轄区域変更が実施さる、暁には、如何といふに五百円迄の事件は、之を区裁判所に於て取扱はる、事となる故、当然前記の数字面に著しき減少を来すは明らかにして、而かも、之が纏て広島控訴院の廃止を断行さる、前提となる次第なり。市民たるもの、豈黙視するに忍びんや。

(注) 裁判所構成法改正に伴う一連の改正は、衆議院、貴族院を通過し、大正二年四月二一日から施行された。

④ 弁護士会の役員選挙 (芸日) 大正二・四・二八、「中国」大正二・四・二八

広島弁護士会にては、一昨日 (注、四月二六日) 午後二時より、広島地方裁判所構内弁護士控席に於て定時総会を開き、役員選挙を行ひたるが、其結果は左の如し。

会長 藤田若水、副会長 新開辰市、常議員 岡咲禮太郎、松井繁太郎、篠原迪、池田寛作、佐藤五三、米田權之助、玉木次郎、吉田眞策、河野曉、森田恪藏

⑤ 弁護士会の役員選挙 (芸日) 大正一九・二二

広島地方裁判所所屬弁護士を以て組織せる、広島弁護士会にては、本年四月の定時総会に於て、役員選挙を行ひたりしも、今回会長以下総辞職を為したるに付、一昨日 (注、九月二〇日) 午後一時より、広島地方裁判所構内弁護士控席に於て役員選挙を行ひ、四時平穩の裡に閉会を告げ、同夜大手町三丁目なる旭亭に於て懇親会を催はしたるが、新役員は何れも第一流の弁護士を網羅せり、即ち左の如し。

会長 森田卓爾、副会長 米田權之助、常議員議長 高田似龍、常議員 田上諸藏、高野一步、松井繁太郎、香川秀作、玉木次郎、

井上房之助、富島暢夫、藤田若水、岡咲禮太郎

大正三 (一九一四) 年

⑥ 広島弁護士会の紛擾 (芸日) 大正三・五・一二、「新聞」大正三・六・二五

広島弁護士会にては、数日前総会を開き役員選挙を行ひ、会長に香川秀作、副会長に池田寛作両氏当選、常議員十名を選挙せしが、元来此一兩年來、役員選挙毎に紛擾あり。

昨年は、会長に藤田若水氏、副会長に新開辰市氏当選せるを不満とせる連中は、攪乱策を講じ紛擾せしも、森田卓爾氏会長となり藤田氏辞職し落着を告げたり。

然るに、昨年紛擾の張本人たりし香川氏が、本年自ら裏面運動を試みて会長たるは不穩なりとし、一昨夜常議員外十数名、大手町四丁目大本に集合し協議の結果、香川が辞するに非れば常議員連袂辞任の事を決議し、尚、池田氏は青年弁護士会の会員たるに拘はらず、青年会の一応の打合せも無くして副会長に就職するは面白からずとて、一座の中某弁護士は両氏に対し辞職勧告を為したる所、香川派にては代人を派して拒絶の旨を回答せしめられたれば、茲に端なく双方の激論となりて遂に調停不成立に終り、結局常議員総辞職を為したるが、之を以て最後の解決と見る能はざる模様ありと。

⑦ 広島弁護士会の紛擾尚未だ鎮定せず（芸日）大正三・五・三〇）

広島弁護士会にては、曩に会長以下の役員選挙を行ひしに、先年役員選挙の際、之を攪乱したる張本人とも謂ふべき香川秀作氏、内々運動して会長に当選したれば、斯と知りたる青年組弁護士の激昂一方ならず、老年派弁護士と相呼応して、副会長に当選したる青年組の池田寛作氏を初め、常議員十名総辞職を為したることは、当時の本紙に詳報したる所の如し。而も、爾来香川氏は頑として会長の地位を去らざる為め、紛擾は尚未だ鎮定するに至らざるのみか、甚だしきは宴席にて両派弁護士が活劇を演ずる等の事もあり、宛然香川氏は野中の一本杉の観あり。

然れど、斯ては到底同会の事務は進捗せざるのみか不便尠からざるより、此程臨時総会を開き、先づ副会長の選挙を行ひしに、矢張り池田寛作氏大多数を以て当選したれど、同氏は考ふる所ありとて再び辞任したれば、再選挙を行ひしに其結果又もや池田氏の当選を見るに至りしに、同氏は飽迄就任を肯んぜざりしかば、会員の某々等は、三度選挙を行ふも香川会長の不信任を決議する意味に於て、池田氏副会長に当選するに至らば、辞任せざることとして如何と発議し選挙に移りたるに、又も池田氏の当選を見るに至りるも、同氏は深く決する所ありとて終に之を辞任したれば、其儘閉会を告げたり。為に紛擾は益々拡大せんとしつゝ、ありて、広島法曹界の爲め、寔に苦々しき事と謂ふべし。吾人は、先年の例に倣ひ、此際有力者の尽力に依つて円満なる解決を告げん

ことを切望して止まざるなり。

⑧ 弁護士会長辞任追て会長以下を選挙す（芸日）大正三・六・二）

広島弁護士会にては、かねて役員選挙の事に関して紛擾起り、容易に解決せざりしが、（注、五月）三十日に至り、遂に臨時総会を開くこと、なり、午後二時半開会するや、劈頭先づ曩に会長に当選せし香川秀作氏は、「自分が会長として就任せるは、本会の平和を害するものと認むるのみならず、自分は一部人士の忌諱に触れ、本会を惑乱するもの、ごとく言はれ居ることをも耳にせり。然れば、自分は本会の為、断然辞任すべし。」との挨拶をなし、同日は役員選挙を行ふに至らず、三時過頃散会したり。追て、更に総会を開き正副会長、常議員等の選挙を行ふよし。

⑨ 弁護士会役員寛愈々決定す（芸日）大正三・六・二二）

広島弁護士会にては、曩に役員選挙を行ひし処忽ち紛擾を生じ、其末遂に香川氏が会の平和を保たん為会長を辞退するに至りし始末は既に報じたるが、其後香川前会長の通告に依り、（注、六月）二十日午後三時より、広島地方裁判所弁護士控室に於て、更に第三回総会を開けり。出席会員は、池田、富島、岡咲、河野、横山、高田、高野、松井、藤田、篠原、新開、森田（卓爾）の十二氏にして、香川氏事故欠席の爲め、池田前副会長、議長席に着き開会を宣し、直に会長の選挙に移りたるに、横山金太郎氏十票にて当

選したれば、直に池田氏に代りて議長席に着き、副会長の選挙を行ひしに、池田寛作氏同じく十票にて当選したり。此時、佐藤氏出席し十三名にて常議員の選挙を行ひしが、富島、岡咲、河野、吉田、玉木、松井、藤田、佐藤、新開の九氏当選し、之に在来の米田氏を加へ、互選にて富島暢夫氏を常議員会長に挙げたり。夫れより、森田卓爾、新開辰市の二氏は、新会長及び出席会員に対して所感を述べ、四時半閉会したり。

久しく紛糾せし役員選挙問題も、之にて無事解決を告げ、閉会后、慈仙寺鼻料亭水月に於て懇親会を開き、之には欠席会員の参加する者もありて、盛況を呈したり。

⑩ 弁護士会の紛擾役員選挙騒動の顛末 (中国) 大正三・五・四

本日(注、五月)一日午前九時「昨三十日午後十一時頃、市内大手町四丁目料亭大本方二階一室に於て、市内弁護士数名小宴中、端なくも議論の大衝突を生じて大立廻りとなり、美妓数名の目前に於て、内一名の弁護士は他の二、三名の爲めに散々殴打せられたるが、加害者被害者共氏名不詳」との電話が来た。何はともあれ、苟くも身は弁護士てふ歴々の紳士が、場所柄も弁へず酒樓の一室に八公熊公の喧嘩にも劣る大乱痴氣を働くとは、之れ何物か根底に蟠る紛擾なくんばある可からずと、事の真相を捉へる爲め各方面の調査を遂げ、茲に紛擾の真因を知悉するを得た。即ち、事は弁護士会役員選挙の紛擾から来たものである。依つて、之れ

が事件の裏面に漂ふ暗流から報道する。

▲が、先づ内容を詳記するに先立つて、知つて置くべき必要があるのは、広島弁護士会なるもの、役員選挙に関する党派の色分けである。無論、会員の内には市外尾道、呉等に在住する連中も在るが、之はほんの一部に止まるので、大体の勢力なるものは、在広者連に依つて掌握するのである。

▲会員の党派を分類すると年輩、開業日数等からして、凡そ四派に別れて居る。

▲先づ、元老株といふのが、「森田(宣)、高田、高野」の三君で、中老組と云ふのが「田上、横山、香川、高橋、井上、植田」の六君あり。次に、多数党であつて、而かも新進の気を吐くのに、「松井、玉木、藤田、新開、篠原、米田、池田、佐藤、岡咲」の青年党八君が居る。別に、昨年の選挙後、右の青年党から脱会して別に一派を爲して居る、「小野、河野、吉田、森田(格)、久留島」の五君、之れを五人組と云ふのがある。此の外に一派、富島、平本の両君が無所属で居る。

▲所で、其の色彩は仕うかといへば、元老は、飽くまで元老振つて、動もすると青年党を子供扱ひにせんする。一方、少壮党は、何に老人共がと、之れを葬らんとして氣勢を高める所から、常に確執は絶えない。そこで、中老株は、仕うかといへば、此兩者の間に立つて看視に任ずるといふ様な抱負もあるが、時に關係上、旗色を鮮明に為兼ねる場合もある。マア利口者のお揃いで、

相当羽振りも好い。

▲で、今回の紛擾は何処から来たかといふと、大体は党派関係から来て居るらしいが、最も近因なる原動力ともいふべきは、昨年の選挙から来た反目であらう。

▲随つて、此処には昨年の選挙当時の紛々から書き出さねばならぬ。当時を見るに、各派共予め内定があつたものと見えて、平穩の内に元老の高田君を会長に押し、副会長以下は青年組又は青年組で役員連も出来て、高田内閣が成立したのだ。

▲所が、此の時、真先きに反対の氣勢を揚げたのは、元老の森田(卓)君で、「青年組計りで、役員を選挙するとは何事か、畢竟是れ青年組専横の致す所で、自分等が携はらずして、役員を選挙が能きるなら行つて見る。」といった風に、青年党を虐めて水を差し、高田君に辞職を促した。そこで、高田君は、直ちに辞職したから、後継内閣成立は困難になつた。元老連の方も、高見の見物と来たが、青年党が黙つては居ない。此処一番吾党の腕前を見せ行ると立所に団結して五分を出ない内に、藤田会長、新開副会長、十名の常議員も全部青年党に取つて純然たる青年党が成つた。成られて見ると、元老、中老の方では非難百出、此席上、中老組に属する香川君は、青年組の振舞を非難し青年組従来の行動を攻撃した罵倒演説を試み、元老、中老を差措いて青年組のみに依つて組織せられた弁護士会なるものが、果して同会の名譽と体面を維持し得られるか否か、若し得られるなら我輩何をか云はんやで

宜しく諸氏の勝手にせらるべしと、皮肉を浴せた。

▲双方の反目は、此後愈々激しく、青年組は其翌日、藤田新会長の肖像を掲げ、当日の有様を報じた新聞記事を、某新聞に出させる。

▲中老組では、藤田君は年齢、地位、名望共に尚ほ、会長としての適任でないのみならず、役員の肩書を利用して誇大に広告するは不都合だと憤慨し、果ては、その在任中は一切会費を納めぬなど、いふ不信任運動に出た。

▲が、結局、高野、富島両君の調停で、今後は一切役員選挙に就ては運動がましい事を避け、各自の自由意思に任ずるといふ申合をして、解決を告げた。

▲藤田君も、同(注、大正)二年九月常議員を全会に諮らずして推挙したのは、自己の失態であると折れて出て、其理由により辞任を申出た。

▲そこで、新たに森田(卓)君が会長に推されて今日に至つたが、客月(注、四月)廿五日、定時総会を開いて新たに改選する事となつて、茲に香川秀作君が会長(八票)、池田寛作君(十三票)が副会長に推され、森田(卓)、高野、田上、高田、横山、松井、玉木、井上、藤田、米田の十君が常議員に推されたが、此処に至つて当時の憤懣を今日に持越して、去年の御礼と江戸の仇を長崎の橋で、今度起つた香川君の新会長を倒す事となつた。

▲表面主張してゐる所は、米田君が裏切をして香川君と握手し、

為めに米田君が脱党の五人組を抱込むで行ったから、畢竟香川君が会長になれたのだ、そんな卑怯な暗中飛躍があつて出来た内閣は正当でない、一切運動がましい事はせぬといふ、昨年九月の言約に反くから打潰せといふので、藤田、新開の両君が躍氣となつて打壊し運動を開始した。

▲藤田、新開の両君は、二十九日夜の黒幕に隠れ、右の不正行為を標榜し常議員辞職の会長を迫らうと、同夜二時過ぎ迄活動し、十名の内、田上、井上、米田の三君を除き、副会長共に八名説き付けて、連袂辞職の連判状を作つた所で、米田君は抑も始めから裏切者と見做されて居るから、頂で交渉をしなかつたらしい。

▲順次に調印を取つて来て、井上、田上と廻る時、田上君の所で、鳥渡蹊いた。

▲といふのは、田上君は、穏和な調停説で、成程不正行為がありとすれば如何にも打倒すも好からう、而し此処は一番黙考を要する所だ、何も狼狽して辞職するにも当らぬから、非なりとする所あれば、井上君と謀つて香川君に辞職を勧告する事にするから、調印だけは今暫く出たので、至極最もな事と二人は先づ其夜の運動は中止したが、翌日になつても埒が明き相にも見えぬので、然らば調印した八名だけは結束して、目的を決しやうと其夜、即ち大本に会合する事にした。

▲話變つて一方、田上、井上、米田の三君は、これも其夜、香

川君の所に押掛けて頻りと辞職を勧告した所が、香川君たるものウン夫れと三人の意を容れないのみか、我輩は多数の当選を以て会長になつたのだ、何の点からしても自分は辞職する理由がないと、頑として動かない。

▲一方では、大本の方から、早く来て連判状に加はつて貰いたいと、田上、井上の二君へ頻りと電話で交渉した。兎角する内には移つた十時過ぎ、三名の居る香川君の所へ、書留郵便特別配達といふ大した郵便物は到着した。開いて見ると、此は如何に、大本に陣取つた八名(最も、要事の都合で出なかつた者もあつて五、六名だけ)の連判辞表、一同は驚く間もなく事の早計を怒つた井上、田上の二君は、俵を駆つて大本に向かつた。扱て是からが、愈々喧嘩の幕だ。

▲藤田、新開、松井、池田、森田、高田の諸君が、盛んに飲むで論じつ、ある所へ、走せ付けた二人が、開口に一番事のあまりに早計を叱責したから、是れが謂掛りとなり、先づ田上君と新開君が口角泡を飛ばし正に鉄拳を揮はんとする所まで論戦する。次に、井上君が新開君の人身攻撃を行つたから、新開君黙つて居ない、ナニといふなり鉄拳を見舞ふ、ヤレく、と側から煽てる。「馬鹿野郎」「畜生」「高利貸」と罵声が加はる。横合から、酒を浴びせる、殴る蹴る、井上君散々な目に逢はされたので、側で見て居た芸妓等は縮い上る。利口者の松井君は、火事泥坊的に美妓の手を引いて早々に逃げた相だ。

▲先づ其れで、其処は井上君、多少の詫を入れて済むだが、第二次会になって、森田、高田、井上といふ諸君、今度は水月に宅替へをして飲むだが、此処でも井上君ツイ無礼な失言で、一座の人に散々な目にやられたとか。

▲喧嘩の顛末は、右の次第で、役員選挙の飛沫が私行上の感情を害して、結局井上君一人がヒドイ目に逢つた迄だが、一方、会の方は付うかといふと、其後田上、井上の両名も辞職したので、残る所は米田君と香川君丈。米田君は別に非難も受けない、たゞ五人組を引張つたと云ふので、皆から疑はれて居るらしいが、實際は左様ではないらしい。で、香川君一人が辞職するまでは、何度他の役員を選挙しても、直ぐに辞職するといふて居るので、香川君を厭が応でも自滅せしめ様と、謀つて居るらしい。

▲今後の成行も、余程面白い様ではあるが、成るだけ腕力沙汰丈は抜きにして、男らしく行つて貰ひたいが、何日解決が付くか知らん。

①弁護士会の紛擾殴られ損の人井上弁護士（中国）大正三・五・四）
広島の弁護士会に役員選挙が有つて、会長に香川君が当選し、副会長に池田君がなつたので、前回に会長、副会長に当選して、お茶を入られた藤田君と新開君とが、大反対をやり出した。これは、復仇戦とも云ふべきもので、前にお茶を入れたのは元老連と香川君とで有るからさうな。

香川内閣に反対すべく、常議員は大本に会した。常議員中で辞職の早計なるを戒めたのは、田上君と井上君とで有つて、田上君は穩健な人だけに他の常議員と若干の論争をやつた位であつたが、井上君は何を思つたか他を屈服せしむべく、個人間の關係までさげ出し大いに罵つたために、遂に力自慢の藤田君に殴られた上に、亦新開君にも殴られたさうだ。水月でも、高田君が森田君に殴られたさうだが、井上君本年は鉄拳の見舞年じゃと笑つて居るか、苦い顔をして居るか、サテも変な事が有つたものだ。

②弁護士会総会役員選挙無事終る（中国）大正三・六・二一）
広島弁護士会が、曩に役員選挙の結果紛糾を生じたる以来、続いて久しく之れが解決に苦みつ、ありしは既報の如くたりしが、茲に（注、六月）昨廿二日、第三回目の総会を開きて、役員選挙を行ひたり。午後三時、地方裁判所弁護士控室に於て開会、出席会員は、森田（卓）、高野、高田、横山、松井、藤田、新開、篠原、池田、佐藤、岡咲、河野、富島の十三名にて、池田前副会長、仮に議長席に着き（香川前会長欠席の爲、開会を宣し、其れより直ちに投票を以て会長の選挙に移り、横山金太郎氏十票にて当選して議長席に着き、副会長の選挙を行ひ、池田寛作氏同じく十票にて当選。続いて、常議員の選挙を行ひたるが、松井、藤田、吉田、新開、佐藤、岡咲、河野、玉木、富島の九名当選したるが、其れより森田、新開の両氏、新会長及び出席の会員に対して所感を述

べて閉会したるが、之れにて、久敷き間の問題を以てせられたる、役員選挙事もなく終了を告げたり。

大正四(一九一五)年

⑬ 弁護士会の役員選挙(芸日)大正四・四・六、「録事」第一九六号、大正四・四・二八)

広島弁護士会定期総会は、去月(注、三月)三十一日、広島地方裁判所弁護士控室にて開かれ、会長以下役員選挙及び大正四年度予算討議ある筈なりしも、会長選挙にて老年組(?)と青年弁護士との紛擾を惹起して流会となり、漸く一昨(注、四月)四日、之れが継続会を開きたる結果、尾道市の多久間信衛氏会長に当選し、其他の件は全部次会に譲りて閉会したりき。

⑭ 弁護士会の役員選挙(芸日)大正四・一・一三)

広島弁護士会にては、去月(注、一〇月)三十一日、広島地方裁判所弁護士控所に於て、役員即ち正副会長並びに常議員の選挙を行ひし処、左の諸氏当選したり。

広島弁護士会長 新開辰市、同副会長 佐藤五三、常議員 横山金太郎、松井繁太郎、池田寛作、岡咲禮太郎、河野暁、吉田眞策、森田恪藏、野間傳吉、深谷長之助、藤井定市(以上十名)

⑮ 弁護士会長選挙(中国)大正四・一・二)

本年四月を以て改選を行ふ筈の広島弁護士会役員選挙は、従来の暗闘に次いで、昨年の大紛擾以来、益々猛烈の競争あり、荏苒今日に延び来りたるが、遂に、一昨(注、一〇月)三十一日、地方裁判所控所に於て挙行したり。加ふるに、本年は特に会長は、大典参列の事もありて、層一層競争は烈敷、既に十数日前より運動に着手し、一方、中老派は香川氏を、少壮派は新開氏を、夫々会長に推し、互に暗中飛躍を為し来たりたるが、総数廿九人出席、投票の結果、一票の差を以て新開辰市氏十五票にて会長に当選し、次いで佐藤五三氏副会長の選に当りたるが、常議員は左の十名当選を以て、漸やく一段落を告げたり。

横山金太郎、吉田眞策、岡咲禮太郎、松井繁太郎、池田寛作、河野暁、藤井定市(福山)、深谷長之助、藤田若水、森田恪藏

⑯ 控訴院移転問題(芸日)大正四・二・二〇)

長崎控訴院移転問題(長崎控訴院を福岡に移転せんとするに在り)は、目下その原案を衆議院に於て、委員に附託し調査中なるが、同院にして福岡に移転せんか、纏て是れ広島控訴院廃止の漸をなすものなれば、広島に於ては之を対岸の火災視す可きにあらず。然れば、先年も一たび本問題に付、直接関係在る人々は極力運動したるが、今や本問題は、其成行如何を注意す可き時機に会し居り、一日も之を忽かせに視る可からず。頃日、長崎控訴院長手塚太郎

氏が上京して帰任の途次、訪問者に語れる所を見るに、聊か其間の消息を窺知するに足るものあり。曰く、

余は、帰途花井博士と名古屋駅まで同車したるが、同氏は同控訴院移転原案に対する委員代議士の顔触に依りて種々説明し呉れたるが、目下の所同委員の意見は賛否半々にて、殊に同委員長選任に就ては、余程議論ありたる由、半々と云ふ状態なれば委員長の人選に付ては、殆ど同案の運命に影響するを以て議論ありしも、無理ならぬ事と信ず。最初の委員長は、福岡県選出代議士なりしが、種々故障の爲め、後変更せられたるやに聞く。委員代議士には、福岡、長崎、熊本、佐賀の關係選出代議士の外、他県よりも任命せられたるが、広島県選出の代議士の如きは、福岡移転の暁には広島控訴院廃止の懸念もある事とて、全然反対の意見を主張し、山口は福岡賛成説との由。佐賀は、今日にては殆んど失望の状態なれば、無論福岡賛成ならん。併し、本案は本会議に於ても、随分八ヶ間敷論戦を見る事なる可し。要するに、賛否半々の今日なれば、今後の形勢は、又運動の結果に依りて如何に変化するやは、今日能く窺知するを得ず云々。

右の次第なれば、本市に於ても、此場合在京本県代議士に対し、警告し置く必要あれば、広島弁護士会は勿論、広島市長、広島商業会議所会頭よりも、昨日打電する所ありし筈なり。

⑰控訴院移転問題（芸日）大正四・二・二二）

長崎控訴院を福岡市に移転することは、聽て広島控訴院廃止の前提となるより、目下同問題が衆議院に於て調査委員会に附託せられ居る折柄、之が移転反対の運動をなし居る由は既報の如くなるが、昨（注、十二月）二十日、広島市長吉村平造氏は、在京本県出身者、男爵眞鍋斌、渡元正、江本千之、村上敬次郎、和田彦次郎、八田徳三郎、代議士早速整爾、橋本太吉、花井卓藏、金尾稜巖、横山金太郎、龍口了信、荒川五郎、有田温三、湯淺凡平、宮原幸三郎、望月圭介、山道襄一の諸氏へ、左の同文依頼電報を發せり。

控訴院の福岡に移転するは、聽て広島控訴院廃止の前提なりとの説あり、何分の御配慮を煩はず。

広島弁護士会長新聞辰市氏より、本県選出の代議士十二名に対し、左の電報を發せり。

長崎控訴院福岡移転案の否決せら、様、御尽力方を乞ふ。
尚、広島商業会議所よりも、夫々打電したること、既報の如し。

大正五（一九一六）年

⑱弁護士会役員の選挙（芸日）大正五・三・三二）

広島弁護士会長及役員改選の弁護士会は、昨日（注、三月三〇日）午後二時半より、広島地方裁判所控室に行われた。新聞前会長開会を宣し、前年度決算報告及び会員異動の報告を為し、次で、

先づ会長の選挙をなし、左の通り、香川秀作氏が当選した(但し、出席会員は、二十八名)。

○廿票 会長 香川秀作(当選)、▲次点三票 森田卓爾、▲三票 植田壽作、▲一票 田上諸藏

夫より、香川会長当選の挨拶をなし、新開氏に代つて会長席に着き、副会長選挙に移したが、其の結果は、左の通りである。

○廿票 副会長 篠原廸(当選)、▲次点七票 森田恪藏、▲一票 吉田眞策

引続き、新開氏の提議により、常議員は会長の指名となり、左の通り決定した。

▲常議員会長 富島暢夫 ▲常議員 井上房之助、小野才次郎、米田權之助、小島孫三郎、植田壽作、森田恪藏、河野曉、秦野健二(呉)、吉田眞策

最後に、(注、大正)五年度予算を附議し、結局原案を可決して、三時過ぎ散会した。

⑲弁護士会長選挙(「中国」大正五・四・一)

当地方裁判所控室に於て挙行せられたる、広島弁護士会長及役員改選弁護士会は、一昨日(注、三月三〇日)午後二時半、新開前会長の開会の辞に始まり、前年度決算報告、会員異動の報告を爲し、次で、先づ会長の新選挙をなし、

○廿票 会長 香川秀作(当選)、▲次点三票 森田卓爾、▲

三票 植田壽作、▲一票 田上諸藏、の諸氏にて、夫れより、新会長香川は当選の挨拶をなし、更に新開氏会長席に着き、副会長選挙に移る。開票の結果は、

○廿票 副会長 篠原廸(当選)、▲次点七票 森田恪藏、▲一票 吉田眞策

引続き、新開氏の提議により、常議員は会長の指名に依る事となり、左の諸氏に決定す。

▲常議員会長 富島暢夫 ▲常議員 井上房之助、小野才次郎、米田權之助、小島孫三郎、植田壽作、森田恪藏、河野曉、秦野謙二(呉)、吉田眞策

最後に、(注、大正)五年度予算を附議し、結局原案を可決して、三時過ぎ散会し、夫れより大手町旭亭にて懇親会を開催したり。

大正六(一九一七)年

⑳老人の強い広島弁護士会少壮派又敗る(「芸日」大正六・四・二)

昨年、広島弁護士会の役員選挙が、頗る平穩に上品振つて行はれて、些かの紛めをも見なかつたのは、ほんの息つきで、本年はより猛烈に緝りが戻されて、会期前十数日来

▲少壮派は大本に、老壮派は山万の大広間に陣取り、双方必死となつて鎬を削り、夫れが事件の進行に及ぶ事も多々あつた有様で、会期切迫と共に競争は益々激烈となり、老壮派は四便を急行列車で尾道、福山に飛ばし、呉、三次に特派使を出し、少壮派も

これに劣らず各方面に密使を送り、徹宵真に暗中飛躍させて、同志を募らせ、開会当日郡部より出広の会員を駅前で互ひに奪ひ奪はさじとする様は、凄まじさを超越した滑稽味があつた位だ。さて、愈よ一昨日（注、三月三日）の開会当日となるや、開会二時の通告もテンから無視されて、午後三時頃から酒気を帯びた会員が続々出席し、地方裁判所の控室に只ならぬ雰囲気を醸し、所在に密語、私語が交され、形勢甚だ穏やかでない。

▲午後四時、当区裁判所の階上に居並ぶ会員は、総勢四十六名。香川会長が、開会を宣し、昨年末小火を出した地方控室宮繕費の爾後承諾を求めると、藤田氏（少壮）は、会長が名誉ある常議員会にこれを謀らず独断でやったのは、悪例を遺す虞があつて、尊敬する香川会長の一大失敗にあらずやと先づ皮肉り、新開氏（少壮）これに應じて、前例なしと責むれば、会長は、会則の表面には無きも、事を要し責任問題起こる虞ありたりと答へ、森田（卓）氏（老壮）は、此廢放屁の様な事を議に上すのは会長が取れぬからだ、馬鹿を言ふぬいと露骨に嘯き返し、高田（老壮）も、急を要したれば会長が独断でした事で、前例が在ると会長を弁護して、討論終結して可決となり、次で、給仕増員の件を可決し、五年度の会計報告も少波瀾ありしも可決され、愈よ、

▲会長の選挙に入りて、新開（少壮）院内総務、大いに奔走す。斯くて、開票の結果、左の如き得票にて、富島氏（老壮）会長に当選す。

廿四票 富島暢夫（老壮）、十九票 井上房之助（少壮）、二票 田上諸藏（老壮）、一票 横山金太郎（中立）

斯くて、富島氏は、不適任なるも会の現状に鑑みお受けすると、早速会長席に就き、次で、副会長の選挙に入りかけると、新開氏は、会長の選挙で形勢は判明したから、副会長は会長指名されたしと動議を投出せば、藤田氏これに反対し、麓氏（少壮）も円満なる光栄の勝利を一縷の望みとして反対すれば、森田（卓）氏大いに弥次り、

▲投票の結果、小野才次郎氏（老壮）副会長に当選す。

二十四票 小野才次郎、十八票 岡咲禮太郎（少壮）、各一票 香川（老壮）、野間（老壮）、高野（老壮）

最後に、常議員の選挙に入りかけると、高田氏は、之れこそ会長の指名選挙だと勝誇つた動議を出すと、藤田氏は、会長を信任せぬと怒号し、指名賛成者点呼となり、起立者二十二名であるを、会長が余りに会員の去就を知りすぎて居たため、これを多数と宣言したので、少壮派から異議が出て、更に起立者の番号を取る事となり、白頭の老人が小若い者によって番号を呼んで見たけれど、矢張り二十二名である処へ、中立の池田新弁護士（注、池田九郎）が指名説、投票説双方に不賛成を表明したので、一層会場は波瀾を生じ、

▲両派共に怒号の応酬したが、指名説に決すると、少壮派は、玉木氏を先頭にし松井氏を殿にして、席を蹴って退場し、後は、

老壮派の内輪同志仲善く、会長はお味方の田上、香川、米田、吉田、小島、高橋(仰之)、井前、秦野(呉)、山科(尾道)、小川(三次)を指名し、型の如く拍手し、本年度予算に入り、居残りの藤井氏(少壮)は郡部の会員のため一寸気を吐き、午後五時半閉会し、老壮派は山万大広間に、少壮派は大本に引揚げ、宴会を催ほしたり。

②紛々擾々弁護士会長選挙(「中国」大正六・四、二—三)

広島弁護士会総会は、三月三十一日午後四時より広島区裁判所楼上にて開会。出席会員四十六名、開会予定は午後一時の処、前日来紛擾を来し居れる会長選挙の交渉纏らず、所謂官学私学の争ひと一部の野心家が夫れに乗じて、敵味方入乱れて、構内弁護士控室又は会場の一部にて同志の引つ張り合が初まり、漸く前記の時間に開会の運びとなれり。香川会長、開会を宣し、議事日程第一、弁護士控室修繕費事後承諾を議とするや、私学派の頭目藤田若水君、第一に質問の矢を放ち、「本案其物に反対するに非らざれども、斯くの如き臨時支出をなすに当り、何故常議員会を招集して其議決を経ざるや」と突つ込み、次いで、新開君発言を求め、「前例もなき事後承諾は、会則の何れに依りたるや」と藤田君に助勢すれば、香川会長より、何分事急を要するより已むを得ず、会長の責任を以て実行したりと弁明し、藤田君は、「如何に急を要すればとて、常議員会を招集する時間なしとは信ぜられず、これは

尊敬すべき香川会長の一大失態なり」と絶叫して、議場は早くも殺氣立つ。森田(卓)、高田両君より、藤田君に対し皮肉な反駁があつて、漸く承認と決定。第二案は無事通過、第三の大正五年度会計報告にて、又々私学派より質問が出て、日程第四、役員選挙に入る。投票用紙の配付を終り、森田(愷)、佐藤両君立会の下に開票となる。其結果は、

▲会長 二十四票 富島暢夫(当選)、十九票 井上房之助、

二票 田上諸藏、一票 横山金太郎、

▲副会長 二十四票 小野才次郎、十八票 岡咲禮太郎、野間傳吉、高野一步、香川秀作(各一票、無効一票、

富島君、拍手の裡に挨拶を述べ、会長席に着き常議員の選挙に入る。高田君より、常議員は投票の煩を省き、会長に一任したしと動議を提出するや、会長選挙に破れたる藤田君、憤然として立上り、「我々の信任せざる会長の指定は不賛成なり、宜敷、会則の規定に従ひ投票すべし」と叫ぶや、同志又呼応する。高田君の動議を起立に計り、会長多数と宣するや、反対派より異議ありくと大呼して点呼となり、会長一名の多数と宣するや、又々紛擾を来し、会長乱暴なりそんな馬鹿な事があるか、と議場混乱を呈し、藤田君以下の反対派は袂を連ねて退席し、残りの同志にて議事を進め、会長左の常議員を指名す。

田上、香川、米田、吉田、小島、高橋(仰)、井前、秦野、山科、小川

引続き、日程第五、大正六年度予算案を議決して、午後五時二十分散会。

会長 米田權之助、副会長 吉田眞策、常議員會議長 高田似
龍、常議員 森田卓爾、岡咲禮太郎、高橋光次、香川秀作、井上
房之助、横山金太郎、藤田若水、池田寛作、玉木次郎

⑳中国日記広島弁護士会長・副会長の選挙（中国）大正六・四・三三

大正八（一九一九）年

㉔普通選挙問題（芸日）大正八・二・一七

○広島弁護士会長、副会長の選挙は、例によりて、紛糾を極めたるも、併し表面は例年の如く、爾く激烈ならざりしは、却て裡面の暗闘の甚だしかりしを默示するものか。○理屈屋の集合所丈けに、会議の模様なども、随分四角四面だらけなりしは、争はれぬもの也。○新会長富島暢夫君といひ、又副会長の小野才次郎君といひ、共に貫目に於て不足なし。乞ふ、自重せよ。

大正七（一九一八）年

㉔広島弁護士会役員選挙（中国）大正七・四・二二

△実行方法の協議を重ね、同夜の弁護士会例会の席上にて全員に諮りし結果、種々反対論者もありしも、出席者三十三名中二十五名の賛同を得たり。其実行方法は、

上にて開き、何等の議案もなく、又役員競争者一名もなく、稀に見る平穩裡に役員選挙を為し、同点者多数を出したるが、結局会長に米田權之助氏、副会長に吉田眞策氏当選し、無事閉会、続いて宴会を開催せり。

一、演説会を開催して、普通選挙の意義を明にし、氣勢を挙ぐ可きこと。

⑳広島弁護士会役員選挙（新聞）大正七・四・二三

二、市會議員其他の有志に諮りて、運動の速成を期すこと。

其他にて、

去月（注、三月）末、定時総会を開き、極めて平穩裡に役員選挙を行ふ、左記諸氏当選したり。

△演説会場、日時等は、未だ決定せざれども、開催の暁には、耳熱し舌爛るの近來稀なる痛快の叫びを聴るべく、九名の委員は其れぐ各種の運動をなしつつ、あり。

㊟ 広島弁護士会役員改選(「新聞」大正八・四・三〇)

広島弁護士会定期総会は、過日、同地広島区裁判所楼上に開催され、大正七年度の決算報告及び八年度の予算等を議了し、役員選挙を行ひ、左の諸氏当選せり。

会長 岡咲禮太郎君、副会長 野間傳吉君、常議員会議長 森田卓爾君、常議員 高田似龍君、高橋光次君、香川秀作君、池田寛作君、吉田眞策君、岡田陸藏君、麓巖君、土井與一君、田上諸藏君

㊟ 裁判所改築建議(「中国」大正八・七・二五)

広島弁護士会にては、広島控訴院、広島地方裁判所及び広島区裁判所改築に關し、左の建議案を可決し、二十三日司法大臣へ建議書を提出したり。

広島控訴院、広島地方裁判所及広島区裁判所は共に、明治初年司法制度創造の際に於ける建築に係り、時運の進展制度の發達したる式後より之を視れば、其体裁の旧に属するは暫く之を措き、局室の狹隘設備の貧弱は到底時代の要求に副はざること遠く、有司職務の不便言ふに耐へず。加ふるに、敗類年を逐て至に弥縫一時を糊塗するも、久しきを保つべきにあらず。司法の威信為めて或は傷かんとを虞る。当時、本会は深く之を憂ひ言を当路に獻じて適當の施設を請はんと欲したること一再ならず。而も国費多端の秋に際し、所望を貫徹するに便ならず。殊に大正二年に至り、

政府は財政整理の急に驅られ、有用の地方裁判所支部長若くは区裁判所を貫徹するの挙に出でられらるを見、窃に当路苦衷の存する所を察し、所見を開進するを避くるの已なきに至れり。爾來世運の趨向を觀るに、世界の大戰は、時勢の一大転化を促し、殊に司法制度の進展と改善とは、国家社会の隆替と至重の交渉あるを認めざるを得ざるに至り、当路亦此に見る所あり。比年頻々として、地方裁判所支部を復活し、区裁判所を所設せられ、甚しきに至りては、局外者の見て以て喫緊ならずとせる地方裁判所支部若くは区裁判所を建設せらるゝが如き、是皆民衆の利便を思ふの余に出でたるものにして、社会の爲め感謝措く能はざる所なるのみならず、司法制度の進展と改善との資源に於て、綽々たる余裕の存するを想見すべく、国家の爲めに慶賀の至りて耐へざるなり。惟ふに頽廢庁舎の改造の漸次之を執行するの要ある、夙に当路の認めらるゝ所にして、名古屋、熊本、松山等に視るも、其一端を窺ふを得べし。而かも、一挙完成を期するの猛断に出でざるに、只財政との調和如何を顧みるに外ならざるべし。然るに、今や財政に余裕の有るべきこと、前已に述ぶる所の如、仰ぎ願はくば、此機会に於て、広島控訴院、広島地方裁判所及広島区裁判所改築の議を決し、速に之を実行せられんことを。而して、今や予算編成の期に會す。直ちに規画を來るべき議會に提案せらるゝを得ば、洵に望外の幸ひなり。若し、夫れ裁判所を一地域に収め之に拘置監を附置し、以て經費を節し利便を図るが如きは、当局自ら巧妙

の所期あるを信ず。謹て蛇足を加ふるを避く。右本会の決議に依り建議候也。

⑧陪審制度案可決（芸日）大正八・一二・四

世界的傾向としての裁判の民衆化、即ち陪審制度採否論は、最近司法界に喧しき問題にて、大日本弁護士会（注、日本弁護士協会）は、陪審制度採用の世論を喚起すべく、全国弁護士会に通牒を發せるが、

△広島弁護士会も、既報の如く、（注、二月）二日午後二時、臨時總會を広島地方裁判所弁護士控室に開き、刑事裁判に就いて陪審制度を採用する可否及我國民の醇風美俗に副ふべき民法の改正補修を要する点を調査して、司法大臣に申報する件を審議せり。

岡咲会長議席に就き、第一問陪審制度の採否を提出せしに、満場一致の異論無く、必然の事として採用を可決し、
△次で、民法改正補修問題に移りしが、右は具体的の問題とするには複雑なるより、結局改正補修の必要ありと認め、別に調査委員を挙げ、同時に陪審制度も併せ調査する事に決し、会長の指名にて、

△左の諸氏、委員に挙げられたり。

森田卓爾、高田似巖、田上諸藏、香川秀作、藤田若水、池田寛作、麓巖、吉田眞策、岡田陸藏、横山金太郎、松井繁太郎、野間傳吉、岡咲禮太郎

右に就き、岡咲会長は語る、「陪審制度問題は、全国弁護士会の与論であるから、直ぐ可と云ふことに決定して、民法改正補修も同様であつた。我國民生活に最も適合した法律を得る事は、全國民の幸福である。調査の綱領方針は、近く委員会を開いて決定する事になって居る。私の都合上、四、五日後に開會する運びにして居る」と。

大正九（一九二〇）年

⑨國際弁護士大会（中国）大正九・二・一

世界人類平和の為に、日本弁護士協会主唱の下に開催さる可き、國際弁護士協会設立協議会は、いよく陽春四月一日より三日間、上野精養軒に於て開催することに決定せり。これが案内状を、各方面に發するや、支那にては北京に「中華民國全國律師公會聯合事務所」を組織し、それが主任に律師公會（弁護士会）副会長傳紹儒氏が主任となり、出席を勧誘する処ありしが、同会長の鄭鎔及広東律師公會葉夏聲以下、支那からのみ都合四十四名、印度より二名、比律賓より十八名代表者出席す可き旨通牒ありしより、日本弁護士協会の委員連は、之に充つべき宿所、其他歡迎準備等につき忙殺され居れるが、一方、東京商業會議所にては右の企圖に賛成し、四月三日正午來賓一同を招待し、午餐會を催す筈なり而して、米國大使モリス氏は、本協会の主旨に賛成し、特に出席し一場の講演を試む可し。

③〇万国弁護士大会（「芸日」大正九・二・一七）

万国弁護士協会の大会は、四月一日より三日間、東京に於て開會することに決し、既に我国以外に中華民國代表四十六名、比律賓代表二十名、印度、暹羅（シヤム）、代表各二名出席の事に確定せり。而して、同会予定順序、左の如し（東京電話）。

△四月一日 午後一時臨時大会並に創立協議会を開き、終つて大懇親会

△二日 午前大審院参観、正午司法大臣招待午餐会、午後四時より帝国劇場に於ける東京市主催の歓迎会

△四月三日 午前帝國議會訪問、午後五時より東洋館に於て來賓歓迎会を開き、國際弁護士会設立に関する報告あり、尚、同席上に於て駐日米國大使の演説ある筈なり。

③①國際弁護士大会（「中国」大正九・三・一）

日本、比律賓、支那、暹羅、印度等の弁護士によつて組織せられんとしつゝある、東洋國際弁護士協会は、既報の如く、本年四月一日東京上野精養軒に於て設立總會を開催する事に決定せるが、國際弁護士協会は、一面弁護士相互の向上と團結を図り、又相互の親善を保ち、人類平和の秩序を維持すると云ふ目的の爲め生れんとするものにて、曩に比律賓弁護士会總會の際、日本弁護士会代表の出席を希望し來れるにより、日本よりは、増島、花岡の両博士出席し、偶々東洋の國際弁護士協会設立の件を提唱せるが起

因となり、結局第一回を日本にて行ひ、兎も角設立協議会を開いて成立せしめ、漸次機を見て、欧米にも拡張する方針にて、今回は支那よりは正式代表二十九名を出席せしむる事に決し、比律賓は二十名（内、六名は婦人）出席する事となり、暹羅、印度よりは各二名と確定し、出席者六十名以上に上るべしと云ふ。而して、言語、服装、礼儀等は各國共純自國の法に依り、日本にては勿論、紋服羽織にて押通る考へなりと。

③②國際弁護士会協議会出席（「芸日」大正九・三・二七）

広島弁護士会にては、四月一日東京にて開催せられる、國際弁護士大会出席有志者協議会を、（注、三月）二五日午後、広島地方裁判所控室に於て開き、諸般の協議を遂げたる上、会長岡咲、副会長野間両氏の外、森田（卓）、井上（博）、吉田、岡田、麓の七氏が出席することとなりたり。右につき、吉田弁護士は、「時節柄、最も有意義の会合だと思ふ。支那も比律賓も相当に外交上の意味を含むて出席するらしいので、面白いと思つて居る。國際上の会同だけに、是非広島司法記者の代表者が派遣して貰いたい」と。

（注）日本弁護士協会臨時大会ならびに國際弁護士協会設立協議会には、

広島からは、岡田、麓、吉田、岡咲、高田似壘、佐藤五三、松井繁太郎が出席した（『日本弁護士協会録事』第二五一号、大正九年四月二八日、五〇頁）。

㉔ 国際弁護士大会（「中国」大正九・三・三一）

四月一日より三日間、東京に開会せらるべき、日本弁護士協会臨時大会並に国際弁護士協会役員協議会には、比律賓十七名、中華民國二十二名、暹羅二名、印度一名、バタビヤ一名出席の外に日本弁護士協会代表者並に在京弁護士等二百余名出席の筈にて、来賓側より原首相以下各大臣、大審院長、検事総長、法制局長、其他朝野の法曹家数百名出席、空前の盛況を呈すべく、会議の順序は左の如し（東京電話）。

△四月一日 上野精養軒、午後二時大会開会宣言、歓迎の辞、東京弁護士会長の挨拶、来賓の祝辞（司法大臣演説、大審院長、検事総長、貴族院議長、衆議院書記官長、各祝文朗読）、外賓の祝辞（米国大使並に中華民國代理公使、比律賓、暹羅弁護士ドクトル・ドームス・ヘーセー氏各演説）、四時記念撮影、園遊会、午後七時懇親会

△四月二日 午前十時大審院長訪問、正午築地水交社司法大臣招宴、午後二時中央大学大講演会、午後四時帝國劇場東京市長招待△四月三日 午前十一時帝國ホテル各国来賓歓迎、正午東京商業会議所招待、午後五時芝紅葉館日本弁護士会招待、国際弁護士会設立並に諸般の報告

㉕ 国際弁護士協会設立協議会（「中国」大正九・四・二）

日本弁護士協会臨時大会並に国際弁護士協会設立協議会第一日

は、午後二時より上野精養軒に於て開会、比律賓大審院判事ジョージ・エー・バルカム、同検事総長シスチエン・バレデス、同下院議員ハブルー・ローランド、外判検事弁護士十四名、中華民國弁護士葉夏聲外二十一名、暹羅弁護士チャマエトス・フグビバダナ外一名、バタビヤ弁護士ジョン・オンカウラス（印度代表者不参加）、日本側各地弁護士代表者、東京弁護士会員等一千五百余名出席、来賓は原首相以下各大臣、横田大審院長、平沼検事総長、徳川貴族院議長、寺田衆議院書記官、東京各官公署代表者並に米国大使、中華民國、暹羅、墨西哥、葡萄牙、希臘、チエツク・スラブアツク各国公使等百余名列席、劈頭新井要太郎氏開会の辞を宣したる後、副島六一郎氏議長席に着き、花井卓藏氏開会の辞、江木衷氏歓迎の辞、東京弁護士会会長原嘉道氏の来賓に対する挨拶に引続き、原法相の演説、横田大審院長、平沼検事総長、徳川貴族院議長、寺田衆議院書記官長の祝辞祝文朗読、米国大使、中華民國代理公使、其他各国代表者の演説あり。次で、議事に入り、卜部喜太郎氏の陪審制度に関する調査報告あり、三宅碩夫氏による国際弁護士協会設立に関する日本側の委員選定を提議し、議長より指名ありたる後、各国委員の指名報告あり。議長は最後に協議会設立に関する演説をなし終つて、一同記念撮影をなし、四時過散会、更に同所に於て園遊会、七時より懇親会を開き、八時過散会せり。

(注) 大正九年四月一日(三日)に開催された、日本弁護士協会臨時大会ならびに国際弁護士協会設立協議会については、『日本弁護士協会録事』臨時大会記念号(第二五二号・大正九・四・二八)に詳細な記録が収録されている。

㊸陪審制案諮問答申〔芸日〕大正九・三・一〇)

広島地方裁判所々属弁護士会は、法務大臣より諮問せる陪審制度採否問題に就き、数次審議の結果、(注、三月)九日、左の綱領を決定し答申せり。

- 一 陪審制度は、刑事裁判及民事裁判共に之を採用すること。刑事裁判の陪審の範囲は、左の如し。
死刑、無期又は短期一年以上の懲役若しくは禁錮に該当する事件及び政治に関する事件は、総て陪審に附すべきこと事。
前項以外の刑に該当する事件の裁判は、被告人、法律上代理人又は弁護人の請求により陪審に附すべき事。
- 二 民事裁判の陪審は、当事者の請求により陪審に附すべきこと。
陪審員は、市町村の公民にして、年齢満三十歳以上の男子中より、市町村の公民に於て選挙すること。
- 三 裁判に干与すべき陪審員の数は、十二名以上とし、其評決は三分の二以上の同意を要すること。
- 四 陪審裁判は、第一審を以て事実終審と為すこと。
- 五 陪審裁判の審理は、検事及弁護人に於て、証人に対し直接審

問を為すことを得せしむること。

㊹弁護士会総会〔中国〕大正九・一二・二七)

広島弁護士会にては、(注、二月)二五日午後、広島区裁判所楼上会議室に於て総会を開き、会長の補欠選挙を執行したるが、森田卓爾氏当選。終つて、午後六時より慈仙寺鼻水月にて忘年会を催したり。

(注) ●高田弁護士退隠 多年本誌(注、法律新聞)特別寄書家として麗筆を揮はれたる、広島弁護士高田似龍氏は、今回三十八年間の弁護士生活を罷め、東京市外平塚村戸越一一九〇番地に余生を送らる、由。猶、残務は広島市弁護士中(注、土井)與一氏に依頼せられ、高田氏自身も残務の都合上、当分弁護士の資格丈は留保せらるると(「新聞」大正一〇・一・二〇)。

大正一〇(一九二二)年

㊺新弁護士会長〔中国〕大正一〇・四・一)

広島弁護士会長森田卓爾氏、同副会長麓巖氏は任期満了に付、(注、三月)三〇日広島地方裁判所構内に於て総会を開き、選挙の結果、会長に池田寛作氏、副会長に土井與一氏当選したり。

大正一一（一九二二）年

③ 広島弁護士会が監獄当局を糾弾（中国）大正一一・三・二三

広島弁護士会の某有力者等は、二十二日午前中、広島地方裁判所構内弁護士控室に集合し、去る二十日広島監獄内で死んだ某に対する、当局の態度に就て協議したが、其結果近く総会を開き、大に当局及広島監獄を糾弾すべく、調査委員を設ける運びに至るらしい。右に付、当日協議した弁護士中の一人は語る。

自分は、死んだ某の弁護を引受けてゐたので、一度接見に行つてやらうと思つてゐたのだが、接見禁止になつてゐるといふものだから、遂に其意を果さなかつた次第である。某が死んだ前日、県庁に勤めている某の実弟正人といふのが自分の処へ来て、兄は病気で斯々の次第故、何とかなるまいかといふので、自分はそれでは兎に角検事に会つて見てやらうとて別れた。所が、翌日の午後二時頃、監獄から正人氏に電話がかゝり、接見禁止解けた、危篤を知らして来たので、同氏が駆付けると、そのとき既に某は死んでゐたといふ事だ。何でも、正人氏の語る処によると、其時の監獄の狼狽さ加減は大変なもので、兄に会はしてくれと云ふと、一寸未だ検事の指揮がなくて……とて、容易に会はず、その内に小森検事が来監して、典獄と暫く別室で密議し、漸くにして会はしたが、行つて見れば、兄は普通の監房内に枕をして、其上に毛布を一枚掛けたなりに、死んでゐたさうである。あまりに乱暴な其取扱振りに正人氏は、驚きながらよく見ると、兄の身体に

カンフル注射の痕があつて、而も、それは前日注射されたものであつたから、病気は前日既に重態であつたと察せられるので、大いに怒り、昨日から重態な者を病室にも収容せず、通信もさせないとは不都合だ、誰かの立合か解剖かせねば、死体を引取らぬと怒鳴りつけて、其儘監獄を飛出したさうだ。そして、其足で自分の処へ来たのだが、同人は、「兄は何日頃から病気で、そして病気は余程前から重態であつた」と云ふ事を証拠立てるため、死体を解剖して貰ふと云ふから、自分はそれを押宥め、なるべく穏和にしたがよい、解剖するなら獄外でせよ、一切通信も接見も禁じてゐるから病気といふ事を家族なり親属なりが知り得なかつたのだ。又、病気なら病監に入れるべきだ、且余程重態なら監獄医のみでなく、獄外の名医にも診さして差支ない。それをしなかつたのは、如何にも残念だ。春秋の筆法を以てすれば、通信禁止が死を早めたのだと、私は断言する……と懇々言つて聞かせた。自分では、通信を禁止するのも、証拠湮滅を防ぐとかその他の場合、必要上止むを得ないが、病気のときは格別である。恚る場合は許可して、親属の者に相当なことをさせねばならぬ。此某の如きは、悶死したのだといふが、通信接見を故なく禁止したからさうなつたので、早く普通監房から引出して、養生すればよかつたのだ。此点は監獄当局の大失態で、看過すべからざる大問題である。自分達は、常に監獄の不都合なることに就て、遺憾に感じてゐたが、此機会に於て、大に革正の叫を擧るつもりである云々。

尚、少壮弁護士連は、「職権の濫用だ、不都合千万だ」と頗る憤慨し、弁護士会が大々の活動を起さねばならぬと敦囑(注、トンギヨ、いきまぐさま) いている。

③ 広島弁護士会定時総会(芸日)大正一一・三・三〇)

広島弁護士会は、今(注、三月)三十日午前九時より、定時総会を広島区裁判所楼上に開き、一般庶務報告並に会計報告を為す筈或は緊急動議として、某氏怪死問題が提出されるかも知れぬが、同会としてはまだ腹案はないらしい。

④ 広島弁護士会定時総会(芸日)大正一一・四・二)

広島弁護士会定時総会は、既報の如く、(注、三月)三十日午後四時から、広島区裁判所楼上に於て開会。庶務会計報告の後、正副会長の改選を行ひ、会長に森田卓爾氏、副会長に高橋光次氏各当選した。当日、動議として提出の一つであつて、山下氏獄死事件は、時間の都合で新会長に一任することとなり、午後五時三十分閉会した。尚、同会は、不日臨時総会を開いて、飽迄獄死問題を糾弾する由。

④ 弁護士会臨時総会(新聞)大正一一・四・八)

広島弁護士会では、去月(注、三月)三十日午前、広島地方裁判所内弁護士控室に臨時総会を開き、曩に広島監獄拘留置監内にて急

死した、呉市選出広島県会議員山下徳右衛門氏に対する、監獄側の処置を不法なりとて、人権蹂躪問題を起し、当局の弁解を求め、大に糾弾すべく決議文を協議したり。

④ 広島弁護士会臨時総会(中国)大正一一・六・八)

(注、六月)七日午前八時から、広島区裁判所楼上大広間に於て、広島弁護士会臨時総会を開き、

- 一、司法大臣よりの刑法改正諮問案
- 二、大審院長よりの判例変更に関する諮問案
- 三、司法大臣よりの弁護士法改正諮問案

を附議し、一は九名、二は二十名の委員に附託、三は修正の上可決し、同十時散会した。

(注) ● 判例改正と判決文時代化(中国)大正一一・八・三二、大正一

一・九・三) 大審院判決例は、法律と同一の効力を生じ、法曹界にて多大の權威を有するものであるが、時代の進運に伴ひたい。判決例中には、之を現代に適用すると甚だ不適當のものもあり、且各種の判決に矛盾したものもあるので、平沼大審院長は、就任早々判例審査会なるものを設置し、民事刑事とも毎週一回宛開会すると共に、全国弁護士会、裁判所、各検事局に向つて、判決例中不適當と認むるものは申出でられたしと照会したが、今日まで東京、函館外二、三個所から申込みあり。平沼院長は曰く、「従来の判決例中、改正を要

するもの二、三あるが、是は近く聯合審判を開いて決定する筈、弁護士会、裁判所、検事局に於て、不当と認むる判決は遠慮なく申出られたい。又、従来の判決書は、難解の文章を用ひる傾きあり、一般人が諒解に苦しむ様だから、法律語は致し方ないが、成るべく平易にして時代に適する様に致したいと思ふ。

④ 判検事弁護士事務進捗協議（中国）大正二・七・一四

広島控訴院並に広島地方、区両裁判所に於ては、予てから民刑事とも事件が非常に渋滞するので、頗る頭を悩ましてゐたが、過般全国司法官会議が東京で開かれた際、司法省に於ても此事が問題となり、事務の刷新に就て当局大臣及次官から訓示があつた位で、殊に新刑事訴訟法の実施も目前の間に迫り、其準備としても、なるべく事件を早く進行せしむる習慣を作る事は必要なので、其等の事を協議するため、広島控訴院に於て去る（注、七月）六日と八日の両日、広島控訴院、広島地方裁判所、同区裁判所判検事、並に広島地方裁判所々属弁護士懇親会を開催し、裁判所側から、高橋院長、太田黒検事長以下、控訴院の判検事全部と杉坂所長、阿部検事正、篠田部長、岸本、渡邊両裁判長、原田監督判事等出席し、弁護士側から、森田、高橋の正副会長と外に委員九名出席し、事務の進捗に付協議を重ね、裁判所側から弁護士に対する要望十六項、弁護士側から裁判所に対する要望十一項を協定の上、廣部控訴院検事、篠田地方裁判所部長、水野控訴院判事、森田、

高橋の正副弁護士会長を起草委員に選び、同起草委員は十日、十一日の両日、同院に開會、大体の起草を了した由である。協定事項は、当局から発表される筈であるが、協定が遵守され、ば、今後裁判事務は大に進捗するであらう。右に就き、某法曹は語る、「司法事務は、判検事、弁護士が協力一致せんとくまなく行かぬから、會議をやつた訳である。従来、裁判所は時間が兎角不励行であるといふ非難があつたが、之からは、時間励行を第一とするから、事件はグン／＼片付いて行く。現に、控訴院などは、民事は正確に午前八時に開始し、刑事は同九時に開始するから、迂闊にしてゐると遅れて了ふよ……」。

大正一四（一九二五）年

④ 広島弁護士会役員改選（芸日）大正一四・四・二二

広島弁護士会では、（注、四月）一日午後二時十五分から、広島区裁判所楼上で總會を開き、左の如く役員改選を行ふたと、會長 田上諸藏、副會長 岡田陸藏、常議員 香川秀作、松井繁太郎、小野才次郎、池田寛作、佐藤五三、柳川兵一、佐々木英夫、野間傳吉、土井與一、高木茂

④ 広島弁護士会役員改選（中国）大正一四・四・二二

広島弁護士会の會長以下各役員は、三月三十一日限り任期満了したので、一日区裁判所楼上に於て、改選を行った結果、左の如

く決定した。

会長 田上諸蔵(旧、佐藤五三)、副会長 岡田陸蔵(旧、森田恪藏)、常議員 柳川兵一、佐藤五三、池田寛作、松井繁太郎、小野才次郎、野間傳吉、土井興一、佐々木英夫、香川秀作、高木茂

④⑥ 芸鉄紛争事件弁護士会の活動〔中国〕大正一四・一二・一八)

芸鉄紛争事件に就ては、既報の如く、検事局の活動となったが、一方、広島地方裁判所々属弁護士会も、中村派の登記申請に関与した所属弁護士の行動が問題となり、常議員会に於て十分調査の上、相当の処分を求むべく、(注、十二月)十八日午後一時から広島ホテルで、常議員会を開くこととなった。

(注) 芸鉄紛争事件刑事問題惹起の模様〔中国〕大正一四・一二・一

七) 紛争の渦中にある芸備鉄道株式会社事件は、中村派、熊巳派の訴訟戦に入り、前途混沌の情勢にあるが、十六日に至り突如、中村派が選挙したる新社長今田庫吉氏は、広島地方裁判所に召喚され、森検事より長時間の取調を受け正午帰宅したが、右は同裁判所にて両派とも重役就任登記禁止の仮処分を受け居るにも拘らず、今田、中村、金田、長沼、古川の五取締役が新取締役三名の登記申請を敢てし、又其の登記申請を為すに際し、光町、山村、笹野、雲井の四監査役は、谷口取締役は重任を承諾せず、吉中取締役は登記申請の調印を承諾しないといふ証明書を選付提出して居るといふことは、公

務員に対し虚偽の申立を為し、権利義務に関する公正証書の原本に不実の記載を為さしめたといふ疑点を生じ、活動を開始したもの、如く、安部検事は裁判所の威信と法の權威を擁護すべく、断固として事の真相を究めんと決心を以て、各検事を指揮せる模様で、他の重役取締役も続々召喚さるべく、芸鉄関係の実業家連は不安の氣に鎖されて居る。

大正一五(一九二〇)年

④⑦ 井上博弁護士司法官会議へ〔芸日〕大正一五・四・二〇)

来る(注、四月)二十九日、司法省に於いて開催さるべき司法官会議には、旧来の例を破つて、全国七十七ヶ所の弁護士会々長も出席する事になったので、広島弁護士会では、十九日午後一時同会常議員会を広島裁判所楼上で開催。劈頭高野議長より、「本会より主張すべき提案を審議する必要がある」と前提して、協議に入つたが、旅費其他の費用も同会より支弁する事に決定。会長森田卓爾氏が、都合上出席出来ざる場合は、副会長井上博氏代つて出席する事も併せて決定した。

④⑧ 司法官弁護士会長合同協議会〔中国〕大正一五・四・三〇)

司法官と全国弁護士会長の合同協議会は、(注、四月)二十九日午前九時、司法省會議室に於て開会。司法官側五十余名、弁護士側五十余名出席。司法省よりは、前日同様次官、参与官、局課長

並に横田大審院長、小山検事長出席。

江木法相より一場の演説ありたる後、判検事と弁護士との事務の連絡につき、法規に背反せざる範囲内の手続の簡捷等に関し、司法官並に弁護士側より意見の開陳があり、正午休憩、午後一時再開、協議を継続した。

協議事項

- 一、陪審制度の宣伝其他実施準備の方法
- 二、改正民事訴訟法の実施及び運用に関する希望如何
- 三、期日開始を正確にして、訴訟手続を遅滞なからしめるために執るべき方策

④井上博弁護士司法官会議から帰広（芸日）大正一五・五・四）

司法官会議に列席のため上京中だった、広島弁護士会副会長井上博氏は、二日午後五時広島駅着列車で帰広した。同氏は語る、今回の会議で協議事項中、社会に発表する価値なし（注、「価値あり」の誤植か？）と認むるを得るものは、広島弁護士会主張の一、来る大正十七年度より実施さる、事となつて居る、陪審法を国民に周知せしめ、以て法の精神を了解せしめるため、其実現を

活動写真などで地方的に公開する事、及び検判事が地方に出張したる場合、其実施を講演せしめる事

二、民事訴訟法を改正するの件で、政府側は陪審法と同様、大正十七年度頃より実施する意見であるらしいが、先づ其内容から国民の思想、風俗、人情、環境等に適合せしめるやうに改善し、実施年度をより以上延期する事並びに準備手続を経験ある受命裁判官をして為さしめて事務の簡捷を計り、一方では民事事件の弁論期日なるべく早くし、以て訴訟の決定を敏速ならしめる等を考慮する事等であつたが、之に付いては、広島裁判所では理想的に進んで居る事を主張する事が出来たのは、蓋し僕等の一種の誇りであつた云々。

四 広島控訴院管内弁護士大会

広島控訴院管内弁護士大会は、明治三九（一九〇六）年、岡山、鳥取が広島控訴院管内に入つてからは毎年開かれていた。大正に入つても、同様であつたと思われるが、開催されたかどうか不明の年がある。

大正	月 日	開催地	開催場所	懇親会場	市長招待会（開催日）	備 考
2	11月23日	岡山市	市会議事堂	後樂園鶴鳴館		①②
3	11月15日	松山市	県会議事堂	梅の家		③④⑤⑥
4						

5	8月19日	松江市	松江地方裁判所	臨水亭			⑦⑧
6	8月11日	鳥取市	扇亭	上町公会堂			⑨⑩
7	7月21日	山口市	県会議事堂	菜香亭			⑪⑫⑬
8	4月19日	岡山市	市会議事堂	松之江楼	偕行社(20日)		⑭
9	11月14日	厳島	千畳閣	岩惣旅館	偕行社(15日)		⑮
10							
11							
12	4月23日	下関市	市役所	春帆楼	城山公会堂(24日) 乃木神社、先帝祭見物		⑯⑰
13	7月19日	松江市	県会議事堂	松崎水亭	城山興雲閣(20日) 三保神社、出雲神社参拜		⑱
14	11月7日	岡山市	市会議事堂	松之江楼	岡山社交俱樂部(8日) 豪溪、吉備津神社見物		⑲⑳㉑
15	11月6日	広島市	広島高等工業学校	羽田別荘	岩惣旅館(7日) 厳島見物		㉒㉓

(注1) 大正四年、同一〇年、同一一年は、広島控訴院管内弁護士大会が開かれたかどうか、現在のところ確認できない。

(注2) 鳥取で広島控訴院管内中国四国弁護士大会が開かれたのは、大正六年が初めてであり、昭和五年が二回目であるという(「因伯時報」昭和五・四・一一)。

(注3) 大正八年が、市長による招待会の始めである。

(注4) 「山陽新報」「中国民報」は、加藤高修道大学名誉教授に依頼して岡山県立資料記録館において、「海南新聞」「朝日新聞愛媛版」「伊予新報」「愛媛新聞」は、矢野達雄修道大学教授に依頼して愛媛県立図書館において、それぞれ閲覧・謄写してもらった。「因伯時報」「鳥取新報」の収集は、鳥取県立図書館で行ったが、紺谷浩司西南学院大学法科大学教授、および矢野達雄教授の協力を受けた。右の三氏は、広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会のメンバーであるが、資料収集に当たり協力していただき感謝するものである。

大正二(一九三三)年

①広島控訴院管内弁護士大会(「新聞」大正二・一一・三〇)
 鳥控訴院管内六県弁護士大会を開きたるが、会するもの四十六名、
 広島控訴院長志方鍛、同検事長川淵龍起、岡山地方裁判所長牛山
 去る(注、一一月)二三日午後一時、岡山市会議事堂に於て、広
 松藏、同検事正奥村靖並に岡山地方裁判所管内区裁判所監督判事、

上席検事、岡山地方裁判所部長、上席検事諸氏は、司法官会同の期を利用して列席せられたり。

午後四時閉会、一同記念撮影を為して、五時より後樂園鶴鳴館の大宴会に臨み、余興、吉備樂、高砂、素バヤシ、神刀流劍舞等あり、和氣藹々歎を罄して、散会したるは午後十時過ぎなり。同会に於て決議したる議案、左の如し。

△大会議案

第一号議案、予審に弁護人を附する事(可決)

第二号議案、区裁判所の判決に対する控訴の裁判所長は、必らず所長若くは部長たるべきこと(可決)

第三号議案、起訴猶予の場合に於て、被告人に左記請書を差出さしむるは不当なること

請書

住所 氏名

私儀今般何々罪を犯し御処刑に可相成の処特典を以て今回限り起訴御猶与被成下難有相承仕候就ては自今謹慎を旨とし誓ふて再び執行致間敷此段御請仕候也

年月日 右氏名

検事宛(撤回)

(以上 山口弁護士会提出)

第四号議案、弁護士が在監刑事被告人に接見する場合は、別に予審判事の認可を得るを要せざること。但、此場合に於ても弁護士

人接見室にて接見せしむること(宿題)

第五号議案、保釈金は、第三者にて為すも差支へなきこと(可決)

第六号議案、裁判所に於て、刑事被告人に接見するの余地を与へられ度きこと(可決)

(以上 松山弁護士会提出)

第七号議案、大正元年五月勅令に依り廃せられたる各地方裁判所支部に於ける民事刑事非訟事件の裁判事務取扱は従前の通り復活するを便利且至当なりと認む

前項の目的を達する為め、司法大臣、帝国議會に請願又は建議を為すこと(可決)

(以上 津山弁護士団提出)

第八号議案、訴訟印紙税を軽減すること

右目的を達する為め、司法大臣に建議し議會に請願すること(全会一致可決)

第九号議案、素行調査は、事項を具体的に記載せしめ、調査の方法を明示し、且つ直接調査に關与せし者の氏名を明示することに一定する様、検事長に要望すること(可決)

第十号議案、公判廷に於ける、弁護士と検事との席を同等に為すこと(可決)

第十一号議案、刑法中(一)賭博常習に關する条項を削除し、賭博罪には罰金懲役の選択刑を科する様、改正すること及、(二)業務横領に關する条項を削除する様、改正することを、司法大

臣に建議し帝國議會に請願すること(宿題)

第十二号議案、心証上、重要な場合には、証拠調は所轄区裁判

所に囑託せずして、受訴裁判所に於て直接なすべきこと(可決)

第十三号議案、財産隠匿の爲めにする会社の設立に就きては、嚴

重に取締るべきことを検事長に要望すること(可決)

第十四号議案、信託事業につきましては、取締規定を設くべきことを

其筋に請願すること(可決)

(以上 岡山弁護士会提出)

第十五号議案、裁判所構成法改正に際し、地方裁判所及控訴院の

部数を痛く減せられたる為、各部の担任重劇に過ぎ、審理の渋

滞するは憂ふべき現象なり、此際各裁判所に適當の部数を増置

せられる、の急要なるを認む(可決)

第十六号議案、改正裁判所構成法は、区裁判所に多大の権限を与

へ、甚深の責任を負はしめたり、判事其人の選任に付、慎重の

注意を払はざる可からざるは論を俟たず。この点に関する当局

者の措置、未だ遺憾なしと云ひ難し、敢て一層の省慮を望む

(可決)

第十七号議案、執達吏の執務に対する批難の声、今仍吾人の耳朵

を去らず、吾人は実に其因なきにあらざるを認む、監督官庁の

一層嚴重なる督責を期待す(可決)

第十八号議案、刑事被告人の素行調書には、作成者官氏名を記載

しあれども、多くは是れ空名にして、其実部下の吏員の報告を

其儘収録したるもの、如し、宜しく實際調査したる者の氏名を
記し、其責任を明にすべきなり(可決)

第十九号議案、民事訴訟に於ける証人訊問は、特別の事情なき限
りは、受訴裁判所に於てすべきは法の精神なり、然るに単に証
人の管内に在るの一事を以て、之を他へ囑託するは年来裁判所
の通例なり、洵に理由なきことに属す、宜しく申請者の希望を
容れ、法規の許す限り囑託を避け、自ら訊問せらるべきものと
す(可決)

第二十号議案、何人と雖も、監獄法規の規定に依り、獄官の許可
を得て在監人に接見し得べく、又在監被告人は其予審中なると
公判中なるとに論なく、刑事訴訟法の規定に従ひ、官吏の立会
に依り監外者と接見し得べき者とす、然るに、近時予審中の在
監被告人と弁護士との接見を絶対に拒絶する司獄官又は予審判
事ありと聞く、果して然らば背法にして、且つ重事なりとす、
吾人は其真否を調査して適當の措置を取らんとす(宿題)
(以上 広島弁護士会提出)

(注) 中国弁護士大会(「中国」大正二・一一・二三、「山陽新報」大正
二・一一・二四、「芸日」大正二・一一・二五) 参照

② 広島控訴院管内弁護士大会（録事）第一八二号、大正二・二・二八）

広島控訴院管内弁護士大会は、去月（注、二月）二十三日、岡山市会議事堂に於て開催せられ、左記各号議案に就て協議の結果、第三（撤回）、第四（第二十と共に宿題）、第十一（宿題）の議案を除く外、全部を可決したり。

一、予審に弁護人を附する事

一、区裁判所の判決に対する控訴の裁判所長は、必らず所長若くは部長たるべきこと

一、起訴猶予の場合に於て被告人に左記請書を差出さしむるは不当なること

請書

住所氏名

私儀今般何々罪を犯し御処刑に可相成の処特典を以て今回限り起訴御猶与被成下難有相承仕候就ては自今謹慎を旨とし誓ふて再び犯行致間敷此段御請仕候也

年月日

検事宛

（以上 山口弁護士会提出）

一、弁護士が在監刑事被告人に接見する場合に、別に予審判事の認可を得るを要せざる事又、此場合に於て弁護士接見室にて接見せしむること

一、保釈金は、第三者にてなすも差支へなき事
一、裁判所に於て刑事被告人に接見するの余地を与へられたきこと

（以上 松山弁護士会提出）

一、大正元年五月勅令に依り廃せられたる各地方裁判所支部に於ける民事刑事非訟事件の裁判事務取扱は従前の通り復活するを便利且つ至当なりと認む事

前項の目的を達する為め、司法大臣及び帝国議會に請願亦是建議をなす事

（以上 津山弁護士会提出）

一、訴訟印紙税を軽減する事

右目的を達する為め司法大臣に建議し議會に請願する事

一、素行調査は、事項を具体的に記載せしめ調査の方法を明示し、且つ直接調査に關与せし者の氏名を明示する事に一定する様、検事長に要望すること

一、公判廷に於ける弁護士と検事との席を同等にする事

一、刑法中（一）賭博常習に關する条項を削除し、賭博罪には罰金懲役の選択刑を科する様、改正する事及び（二）業務横領に關する条項を削除する様、改正する事を司法大臣に建議し帝国議會に請願する事

一、心証上、主要なる場合には、証拠調は所轄区裁判所に囑託せずして、受訴裁判所に於て直接なすべき事

一、財産隠匿の爲めにする会社の設立に就いては嚴重に取締るべき事を検事長へ要望する事

一、信託事業に就いて取締規定を設くべき事を其筋に請願する事
(以上 岡山弁護士会提出)

一、裁判所構成法改正に際し、地方裁判所及控訴院の部数を痛く減ぜられたる爲、各部の担任重劇に過ぎ、審理の渋滞するは、憂ふべき現象なり、此際各裁判所に適當の部数を増置せられる、の急要なるを認む

一、改正裁判所構成法は、区裁判所に多大の権限を与へ、甚深の責任を負はしめたり、判事其人の選任に付、慎重の注意を払はざる可からざるは論を俟たず。この点に關する当局者の措置、未だ遺憾なしと云ひ難し、敢て一層の省慮を望む

一、執達吏の職務に対する批難の声、今仍吾人の耳朵を去らず、吾人は実に其因なきにあらざるを認む、監督官庁の一層嚴重なる督責を期待す

一、刑事被告人の素行調書には、作成者官氏名を記載しあれども、多くは是空名にして其实部下の吏員の報告を其儘収録したるもの、如し、宜しく實際調査したる者の氏名を記し、其責任を明にすべきなり

一、民事訴訟に於ける証人訊問は、特別の事情なき限りは、受訴裁判所に於てすべきは、法の精神なり、然るに単に証人の管内に在るの一事を以て、之を他へ囑託するは、年来裁判所の通例

なり、詢に理由なきことに属す、宜しく申請者の希望を納れ、法規の許す限り囑託を避け、訊問せらるべきものとす

一、何人と雖も、監獄法規の規定に依り、獄官の許可を得て在監人に接見し得べく、又在監被告人は其予審中なると公判中なるとに論なく、刑事訴訟法の規定に従ひ、官吏の立会に依り監外者と接見し得べきものとす、然るに、近時予審中の在監被告人と弁護士との接見を絶対拒絶する司獄官又は予審判事ありと聞く、果して然らば背法にして、且つ重事なりとす、吾人が其真否を調査して適當の措置を取らんとす

(以上 広島弁護士会提出)

大正三(一九一四)年

③広島控訴院管内弁護士大会議案(「新聞」大正三・一一・二五)

広島控訴院管内弁護士大会は、去(注、一月)十五日、松山市なる県會議事堂に於て開催したるが、各弁護士会より提出したる議案左の如し。

(岡山弁護士会提出)

一、大審院に民事部の増置を其筋に建議すること(理由、現在の部数に於ては俊敏を欠く虞あり)

二、広島控訴院に民刑各一部の附置を其筋に建議すること(理由、現在の部数に於ては俊敏を欠く虞あり)

三、刑事弁護は、簡明を期し冗長に涉らざること(理由、複雑冗

長の弁護は、何ら利益無く、従て進行を妨害する弊あるに依る）
四、証人訊問調査の読聞に関する規定を厳守すること（理由、
往々読聞の手續を省略するの弊あるに依る）

五、執達吏役場の合同執務を廃止すること（理由、各自職務の精
励を期するに在り）

（広島弁護士会提出）

一、執達吏の職務上弊害多し、当局者の監督厳正ならんことを望
む

二、執達吏の制度を改正すること

参考 △執達吏の事務を裁判所事務官をして取扱はしむること△
執達吏の報酬を月給と爲し、執行、送達の手数料、旅費等を収
入印紙を以て納付せしむること△執達吏の代理制を廃止するこ
と

三、判決其他の裁判所の正本謄本及抄本の体裁を改善完備するこ
と

四、裁判所書記の選任を慎み、其待遇を厚くすること

五、刑事事件に関しては、必ず被告人の素行調査を爲し、其調査
を作成すること

六、刑事事件に関しては、被告人及被害者の素行を調査するには、
犯罪の証拠を蒐集すると同一の方法に依ること

七、刑事検事及裁判所書記の増員を爲し、合議裁判所に民刑両部
を増設すること

八、合議裁判所の現状は、往々その制度の実を挙ぐるに慥焉たら
ざるものあり、仍て之が反省を望む

九、予審中の刑事被告人に対し、接見禁止を頻繁にし、保釈を許
すに吝なるは、自ら自白を強ゆるの傾あり、切に当該官吏の考
慮を望む

十、近時司法警察界に動もすれば、威信を弄して人權を蹂躪する
の弊害あり、敢て上司の監督矯正を望む

十一、弁護士会の自治を認め、司法大臣の直轄となすこと

十二、監獄署に於て、刑事被告人に接見を爲す弁護士の待遇を改
良すること

（松山弁護士会提出）

一、予審判事公判判事が、起訴状を附記せる「令状請求」の四字
に依り、直ちに拘留状を發するは、人權尊重の理を尽さざるも
のなり。慎重の詮議を遂げ、諸般の事情を察し、發せられんこ
とを望む

二、事件、予審又は公判に繫属したる以上は、捜査を爲さず、直
接審理の原則に基き、証拠調を爲すこと

三、保釈金、仮処分、仮差押其他の保証金は、第三者の供託を許
すこと

四、執達吏共同事務所を分離各別に事務を取扱はしむること

五、未決拘留者に対しては、拘留の趣旨を害せざる範圍内に於て、
可成自由を与ふることを望む

(注) 中国弁護士大会〔中国〕大正三・一一・一五、「芸日」大正三・一一・一六、「海南新聞」「愛媛新報」大正三・一一・一五 参照

④ 広島控訴院管内弁護士大会 (海南新聞) 大正三・一一・一六

既記の如く、広島控訴院管内弁護士大会は、十五日日本県公会堂に於て開会せられたり。来賓として、川淵広島控訴院検事長、千葉松山地方裁判所長、福田同検事正、時實警察部長、瀧本松山地方裁判所刑事部長、中島検事、和田典獄、石橋検事、甲斐判事等十余名臨席し、会員は松山の十五名及び、新開辰市、篠原迪、藤田若水、松井繁太郎、小野才次郎、岡咲禮太郎、吉田眞策、米田權之助、河野暁、香川秀作、田上諸藏、森田卓爾、高田似龍、横山金太郎、池田寛作(以上十五名広島)、岡本佐市、入江武一郎、藤田和孝(以上三名岡山)、高橋千代司(松江)、山村豊次郎(宇和島)の三十五名出席せり。

午後二時二十分振鈴を合図に、一同入場着席するや、野本松山弁護士会長の開会の辞あり、議長の推薦に移りしが、野本会長議長に推薦せられて議事に入り、議案附議に先立ちて岡本佐市氏より緊急建議案として、従来我内閣は司法を軽視する傾向あり、依つて其筋へ反省を求むといふ意味を述ぶるや、森田卓爾氏より七名の委員を挙げて建議案起草し内閣に薄り度し、就ては委員は議長の指名に一任し度しと陳ぶ。議長は、協議の上指名すべしと宣して、議案附議に移る。更に、議長は第一号、第二号、第十

七号、第二十一号の四議案は、畧ほ類似のものなれば一纏として議する旨を告げ、松井繁太郎氏より執達吏の不都合といふ事は久しき問題なるに拘らず未だ具体的に承らず、故に当局者に厳正なる監督を依頼するに当りては、其不都合不正なる点を具体的に調査せざるべからずと陳ぶるや、天野義一郎氏の發議より、広島控訴院管内六県弁護士会長に於て調査する事となり、第三号議案より逐次審議せしが何れも原案可決確定し、確定議案の実行は所在地弁護士会長に一任する事となり、午後五時閉会せり。次に、庭園に於て紀念撮影をなし、午後六時より二番町梅の家に於て余興の狂言(不聞座頭察化)及び芸妓の手踊あり、終つて開宴せり。

⑤ 六県弁護士大会 (愛媛新報) 大正三・一一・一六

十五日午後二時二十分より当市物産陳列場樓上に於て、広島控訴院管内弁護士大会を開会。出席者は、左記弁護士三十五名、来賓十余名にして、野本半三郎氏(松山)開会の辞を陳べて議長の推薦を行ひたる処、野本半三郎氏当選議長席に就き、直に議事を開き、己報各議案に就き、討議論駁の末第一号執達吏の執務上弊害多し当局者の監督厳正なる事を望む、第二号執達吏の制度を改正する事、第十七号執達吏役場の合同執務を廃止する事、及第二十一号執達吏共同事務所を分離各別に事務を取扱はしむる事の四議案は、特別委員会を設けて研究する事とし、而して、同委員は広島控訴院管内六県の各弁護士会長に囑託する事となり、其他の

議案は全部可決したるが、尚ほ右議案の外、岡本佐市氏(岡山)より、従来内閣にては司法省を軽視するの傾向あり依つて其筋に反省を促さん事を建議するの件を緊急動議として提出し満場一致にて可決、建議案起草委員を議長より指名する事となりたるが、議長は追つて指名する事とし、午後五時閉会を告げ、陳列場階下の正門に於て一同記念の撮影を為し、夫れより梅廻家にて懇親会を催し、狂言佐渡狐、察化及芸妓の手踊登あり、十時頃盛會裡に散会したり。

△広島 新開辰市、篠原迪、藤田若水、松井繁太郎、小野才次郎、岡咲禮太郎、吉田眞策、米田權之助、河野暁、香川秀作、田上諸藏、森田卓爾、高田似壠、横山金太郎、池田寛作

△岡山 岡本佐市、入江武一郎、藤田和孝

△松江 高橋千代司

△宇和島 山村豊次郎

△松江 野本半三郎、宇和川濱藏、檜垣吉太郎、小野君太郎、富田嘉吉、仙波良太郎、大關信一郎、野間恒太、天野義一郎、藤野政高、勝田久敬、奥村正人、高須峰造、夏井保四郎、清家俊三
△来賓 川淵広島控訴院検事長、千葉松山地方裁判所長、福田同検事正、古市同予審判事、瀧本同刑事部長、中島検事、和田松山典獄、石橋検事、甲斐判事外数名

⑥中国弁護士大会(録事)第一九七号、大正三・二一・二八)

松江、広島、山口、松江、岡山、鳥取の六地方裁判所々属弁護士を以て組織せる、中国弁護士大会は、本月(注、一月)一五日松山に於て開催。志方広島控訴院長等も臨席し、当日午後一時泉會議事堂に於て議事を開き、午後五時よりは、梅の家にて大懇親会を催し、司法事務の刷新、人權の擁護に関する諸般の打合せをなし、且相互の親睦を一層深からしめたり。当日主催者たる松山弁護士会には、天野、清家、野間、仙波の四弁護士を議事係に、奥村、藤野、小野、大關の四弁護士を接待係に、檜垣、富田、宇和川、夏井の四弁護士余興掛に選定し、諸氏熱心会務に軼掌せられたり。

大正五(一九一六)年

⑦広島控訴院管内弁護士大会(新聞)大正五・九・三)

広島控訴院管内中国弁護士大会は、(注、八月)十九日午後二時二十分より、松江地方裁判所内に開會し、時實警察部長、唐渡検事正等も列席したるが、出席会員三十二名にして、杉江松江弁護士会長、開會の挨拶をなし、次で、協議打合をなし、左記の提出案等を議決し、午後四時閉會し、其より一同、城山興雲閣に至り、松江弁護士会より茶菓の饗あり、市内を遊覧し、午後五時半臨水亭に集合し、湖上の船遊をなしたる後、七時半より臨水亭にて懇親会を開く。出席者並に提出議案如左。

△出席者

森田卓爾、篠原勉、横山金太郎、香川秀作、高野一步、田上諸藏、米田權之助、吉田眞策、岡咲禮太郎、外三名(以上広島県)、高松久次郎、三谷水哉、雜賀啓次郎(以上鳥取県)、西川莊六、岡本佐市、藤田和孝、足利義見、栗山精一、榎昌外一名(以上岡山県)、杉江彦三郎、景山百太郎、大脇熊雄、佐野正雄、遠藤静衛、高橋千代司、坂本昌訓、山本豊一郎、向坂弘、福岡世徳、草光萬平諸氏

△提出議案

- 一、司法官定員減少の結果、甚しく事務の渋滞を来したるを以て、大に増員を企て敏速に事務を進捗せしむる要ありと認む
- 一、司法官の選叙に付、情弊あるを認む
- 一、捜査機関並に捜査方法改善の要ありと認む
- 一、自白強制の悪弊は、速に之を根絶せしむる要ありと認む
- 一、重難なる事件にして、直ちに之を区裁判所に起訴するの悪傾向あり。之れが、矯正の要ありと認む
- 一、区裁判所に於ける訴訟手続等に付、更に一層簡捷の手段を講ずるの要ありと認む
- 一、広島控訴院の改築は、急速之れを実行するの要ありと認む(以上、広島弁護士会提出)
- 一、検事増員の必要ありと認む
- 一、弁護士会は、司法大臣の監督に専属し、自治制度の実行を期

すること

- 一、単独判事の任命は、五年以上判事又は弁護士たりし経歴を有する人を以てすること
- (以上、岡山弁護士会提出)
- 一、執達吏の職務執行に付、嚴重なる監督を為すべき必要あるを認む
- 一、信託業務者に対し、嚴重なる取締方法を設くるの必要ありと認む
- (以上、松江弁護士会提出)

(注) 弁護士大会 (芸日)「中国」大正五・八・六、大正五・八・二二、

「芸日」大正五・八・八、「大阪朝日新聞・山陰版」大正五・八・二

○ 参照

- ⑧ 中国及九州弁護士会の議案〔録事〕第二二一号、大正五・九・二八
- 中国弁護士大会は、八月二十日松江市に開会せられ、左の議案を附議せられ、又九州弁護士大会は、九月二十三日、四日を以て佐賀市に開催され、左の議案を附議せらるゝ由。
- 中国弁護士大会 (広島控訴院管内) 提出議案
- 一、司法官定員減少の結果、甚しく事務の渋滞を来したるを以て、大に増員を企て敏速に事務を進捗せしむる要ありと認む
- 一、司法官の選叙に付、情弊あるを認む

一、捜査機関並に捜査方法改善の要ありと認む

一、明白強制の悪弊は、速に之れを根絶せしむる要ありと認む

一、重難なる事件にして、直ちに之を区裁判所に起訴するの悪傾向あり。之れが、矯正の要ありと認む

一、区裁判所に於ける訴訟手続等に付、更に一層簡捷の手段を講ずるの要ありと認む

一、広島控訴院の改築は、急速之れを実行するの要ありと認む

(以上、広島弁護士会提出)

一、検事増員の必要ありと認む

一、弁護士会は、司法大臣の監督に専属し、自治制度の実行を期すること

一、単独判事の任命は、五年以上判事又は弁護士たりし経歴を有する人を以てすること

(以上、岡山弁護士会提出)

一、執達吏の職務執行に付、嚴重なる監督を為すべき必要あるを認む

一、信託業務者に対し、嚴重なる取締方法を設くるの必要ありと認む

(以上、松江弁護士会提出)

○九州弁護士会提出議案

第一号議案、準禁治産者が補佐人の同意を要する事項に關し、補佐人に法律行為の取消権及法定代理権を附与すべく帝國議會に

請願し、併せて司法大臣に建議する件

第二号議案、左の各項に付、從來已になしたる本会の決議が完全に実行せられる、様、重ねて長崎控訴院長及同院検事長に要望する件

一 仮差押、仮処分保証金軽減の件、二 民事裁判の証拠となるべき不起訴記録の取寄に關する件、

第三号議案、速に刑事訴訟法の改正案を各弁護士会に配付せられん事を、司法大臣に建議する件

第四号議案、民事訴訟法第二百三十三條但書を成る可く勵行する様、長崎控訴院長に要望する件

(以上 熊本弁護士会提出)

第五号議案、株式会社に於て、第二回以下の払込みをなすに當り、其払込不足を請求する為め、株式の競売をなし、其手続を終了するか若くは裁判上請求を為し強制執行を為したるときは、直

に夫等の時期に於ける現実の払込額に付、登記を為す可く、商法の解釈を一致する様、長崎控訴院長に交渉するの件

第六号議案、民事訴訟法に依る不動産競売期日及競落期日は、之を申立人其他の利害關係人に対し、裁判所より通知すべき様、取扱を一定せられんことを、長崎控訴院長に要望すること

第七号議案、民事裁判判決確定債務者の無資力若くは住所不明の為め執行に着手すること能はざる時の時効中断の手続を制定せるの件

第八号議案、有体動産強制執行着手後、停止命令申請の爲め競売停止を受けたる物件にして、著しき価格の減少を生ずる恐れあるとき、又は其貯蔵に付不相応なる費用を生ずべきときの処分方法に付、民事訴訟法第七百五十条四項後段の規定準用の件を、其筋に要望の件

第九号議案、弁護士にあらずして、訴訟の鑑定、債権の請求等を營業とし、又は法律事務を取扱ふ意味の表札を掲げ、名刺を使用することを禁止し、且つ之が制裁法規(警察犯処罰令若くは警察罰則)を制定し、其筋に要望すること

第十号議案、訴訟記録、特に公開の訴訟に現はれざる民事記録を新聞記者又は興信所員に閲覧せしむることを禁止せられん事を、控訴院長に要望するの件

(以上 福岡弁護士会提出)

第十一号議案、長崎控訴院管内に於ける区裁判所の復活、地方裁判所支部の権限拡張に關し、本会に於ては左の方法に依り、必要の箇所を調査し、司法大臣に陳情するの件

(調査方法) (一) 本会に於て各地方管内の本会員中より三名づゝの調査委員を選挙すること、(二) 調査の結果は、詳細の理由を附し、本年十月末日迄に主催地の調査委員に報告すること
第十二号議案、公判に於て召喚の決定をなしたる証人に対し、檢事又は司法警察官に於て、右喚問前其証言の内容を確むる爲め、之れが取調べをなさざる様、檢事長に要望するの件

第十三号議案、略式命令予告の受書に略式命令の処分に異議なき旨の附記を爲さしむること、及略式命令の受書に正式裁判の申立を放棄する旨の附記を爲さしむることを禁止せらるゝ様、控訴院長に要望する件

(以上 佐賀弁護士会提出)

第十四号議案、左の事項を司法大臣に建議すること

第一 違警罪即決例を廃止すること、第二 予審判事増員の件、予審判事を増員して事件の終結を迅速ならしむること、第三 準禁治産者及保佐人は、之を戸籍簿に登録する様、關係法律を改正すること

(以上 長崎弁護士会)

第十五号議案、方今、予審事務の渋滞、予審々理期間の瀰久特に甚しく、其結果被告人の未決拘留を長期ならしむるの事實あるを認む、之れが救済方法を長崎控訴院長及檢事長に要望すること (以上 宮崎弁護士会提出)

吾人は、右両会の議案に付、各地弁護士諸君が、何れも時弊と、執務の實際に付、能く謀り能く遂ぐるの誠意を迎へざるを得ず、之と同時に司法当局は、大に之に耳目を聳動して、改善の途を開くを望むに切なり。

大正六（一九一七）年

⑨ 中国弁護士大会（「新聞」大正六・八・一八）

去る（注、八月）一日、鳥取市扇亭に於て開催せる中国弁護士大会に於ては、広島、岡山、鳥取弁護士会より提出せる問題に就き討議せるが、該決定の事項に対し、当日臨席せる藤岡裁判所長よりも意見を述ぶる所あり。弁護士側の森田氏は反駁を加へ、尚ほ問題の趣旨を説明する等、相互意見の徹底を期し、問題に付ては、多少の修正加除をなし、結局左の如く決定せるが、各弁護士会に於ては、該当せる事実の調査を為し、又其れに關する出来事あれば調査の上、広島弁護士会長へ宛て報告する事となせるが、決定事項は、追て關係ある向へ送達の手なりと。

△ 決定事項

（広島弁護士会提出問題）

- 一、近時、上級審に於て、原判決を擁護するの傾向あり、大に之が反省を望む
- 二、近時、民刑事事件の審理渋滞せるは、全く司法官の人数に由來せるを以て、大に増員を為し之れが進捗を図るの要ありと認む
- 三、司法警察官に於て、今尚、被告人に対し自白を強要し、又は關係者に対し虚偽の陳述を強ゆるの弊風あり。蔽に之を矯正するの要ありと認む
- 四、略式命令の場合、正式裁判申立権の放棄を強ゆるの弊あり。蔽に之を監督せられん事を望む

五、刑事訴訟法百九十七条の二の規定は、爾今空文に属するの憾みあり。依つて蔽に之が実行を望む

六、略式命令を發したる判事又は検事に代りて捜査に従事したる判事又は予審の一部に干与したる判事にして其事件の公判に干与するは、裁判の公正を欠くの憾みあり。之が矯正を望む

七、執達吏の職務に關しては、爾來種々の弊害あり。蔽に之が監督を望む

（岡山弁護士会）

一、改正刑事訴訟法案中、検事の権限に關する条項を修正し、現行法以上に拡張せざる事

二、官選弁護人に相当の手当を支給するの法規を設くること

三、判事の定員を充實し、審理の鄭重迅速を期すること（本項は、広島弁護士会提出問題第二項の趣旨と同様に字句の修正を加ふること、す）

四、嘗て、本会の決議に係る弁護士会長を主務省に招集するの件の実行を期すること

（鳥取弁護士会提出問題）

一、略式命令に対する異議申立に依る正式裁判は、申立人の不利益に変更することを得ざる旨の規定を設くるの要ありと認む

二、債權讓渡により債權取立を業とする訴訟当事者に対し、弁論禁止の命を發するの權を裁判長に附与するの規定を設くるの要ありと認む

三、被告上訴の場合に於て、可成保釈を許容するの方針を執られんことを望む

四、刑事訴訟法改正案を当分の間、議会に提出せざること（本項は、撤回となれり）

右終りて、各弁護士は、同夜上町公会堂に懇親会を催せるが、当夜の来賓としては、藤岡裁判所長、藤岡警察部長、内海市長、小松鳥取署長、因伯其他新聞記者等にして、弁護士側の出席者は、△広島、井上房之助、富島暢夫、小野才次郎、香川秀作、田上諸藏、松井繁太郎、藤田若水、麓巖、森田卓爾、△岡山、栗山精一、保田爲一郎、藤田和孝、三浦達夫、平尾賢治、△松江、大脇熊雄、景山百太郎、佐野正雄、△米子、松江彦三郎、橋谷繁三郎、雑賀啓次郎、三谷水哉、△鳥取、和泉頼三、井墻増藏、羽島清輝、田中至義、高松久次郎、松田辰三郎、福田宏有、君野順三等の諸氏なりしが、先づ、階下の一室に於て、抹茶菓子を侷め、纏て定刻となるや、会場に移れるが、中央には二個の大なる氷柱を装置し、床に面したる西方の一隅には、舞台を作りて紫の幔幕をめぐらし、床には真柏の盆栽を配置せるなど、満座をして涼味を覚へしむ。

高松氏は主人側を代表して、炎暑の候、来賓並に遠来の珍客を迎ふるに其設備至らざるものあれども、充分の歓を尽されたしと挨拶するや、広島の高島弁護士は当夜の宴席として善尽し美尽せるを謝し、尚短時間の滞在なれども其の交はる所、中流以上の人士なるを以て、能く土地の人情風俗を察知するを得、且其業務上裨

益するところ少からずと述べ、尚ほ、当席には藤岡警察部長も列せらるることなれば、除外例の許しを得て、鳥取の名物なりと聞く、因州因幡踊りをば、何らかの形式を以て舞踊せしめらる、様希望すと、諧謔的に結び、満座をして哄笑せしめ、次で、藤岡裁判所長は来賓側として、弁護士大会は連年開催せらる、と聞く、斯る会合は最も有益にして趣味あり、余が鳥取に在任中に於て、此の会合に招がれしは、幸ひとする所なり、今後とも毎年鳥取に於て開催せられんことを希望すべしとて、一座をして微笑せしめ、尚ほ、富島氏最後の希望は四畳半の別室に於て、充分観覧を尽されては奈何と報ひ、斯くて閑宴となりしが、設けられたる舞台面に於て、同地校書数番の舞踊ありて、興趣の尽くることを知らず。来会者は、何れも劣らぬ口より先に生れ出でたる猛者のこと、て、談笑湧くが如く、梁塵も為めに揺がんばかりの歓興を極めたり。斯くて散会となりしは、十時を過ぎる頃なりしが、弁護士中には当夜の夜行列車にて、帰郷の途に就けるものあり。因に、次回は、広島市を以て主催地となし、会場は宮島の勝地となすべしと。

(注) 中国弁護士大会(芸日)大正六・七・二八、「中国」大正六・七・三一、「因伯時報」大正六・八・二二、「鳥取新報」大正六・八・一三 参照

⑩ 中国弁護士大会（「因伯時報」大正六・八・二三）

● 中国弁護士会

十一日午後、扇邸仁風閣に於て、中国弁護士大会開催せられたること、既報の如し。議案は、孰れも熱心に討議せられ、既記提出議案中、「略式命令を發したる判事又は検事に代りて捜査に従事したる判事にして、其事件の公判に干与するは、裁判の公正を欠くの憾あり、之が矯正を求む」（広島弁護士会提出）に予審判事をも附加することに修正可決し、「刑事訴訟法改正案は、当分の間、議案に提出を延期することを望む」（鳥取弁護士会提出）は撤回に決したる外、他は何れも原案通り可決し、終つて藤岡裁判所長の希望演説あり、五時過ぎ閉会せり。

● 在野法曹の議事振り

藤岡裁判所長の真摯な演説

十一日午後扇邸仁風閣に開かれた、中国弁護士大会は、各議案共熱心に討議せられ、在野法曹の氣を揚ぐること万丈。中にも広島の前護士諸君は、流石控訴院所在地の前護士とあつて、意氣頗る盛んにキビキビと時弊を指摘して完膚なからしめ、森田前護士の如き、破れ鐘のやうな声を出して諧謔交りに吐鳴り付ける。

広島前護士会提出議案は、富島前護士によつて説明されたが、「略式命令の場合に、予め正式裁判申立権の抛棄を強ゆるの弊あり、蔽に之れを監督せられんことを望む」と云ふ議案に対し、正式裁判を受けないと云ふ請書を、被告から取つて居るのがある、

之は人權に関する問題だと説明する。正式裁判不受の請書とはさても御念の入つたお世話振り。それから、「刑事訴訟法第百七十九條の二の規定は、今に空文に属する憾あり、依つて、蔽に之れが実行を望む」と云ふ議案は、未丁年や婦女子若くは智能の足らないものには、前護士を附することになつて居るが、それが閑却されて居る、裁判官は前護士を蔑如して居るのではないかとある。執達吏の執務に関する弊害について、森田前護士露骨にスツパ抜きをやる。

岡山前護士会提出議案中、「官選弁護に相当の手当を支給する法規を設けること」と云ふには、我々公職にあるものには公務義務がある、官選弁護に手当を強ゆるのは面白くない、イヤ趣旨に於ては賛成だが体裁がよくないから撤回したいと云ふ議論が出たが、勞力に対する報酬は当然のことであつて、之を要求するも正義に反しない、体裁が悪いなんと云ふは昔の武士氣質だ、正義のある処之を主張するするも決して差支ないと云ふや、前の撤回論者自分の撤回論を撤回して、満場一致可決となる。

「債權讓渡による債權取立を業とする訴訟当業者に対し、弁論禁止の命を發するの權を裁判長に附与するの規定を設くるの要ありと認む」と云ふ、鳥取前護士会提出議案附議さる、や、広島の前護士、債權取立業者に対して、当地では何等取締の方法を講じて居らないのか、広島あたりでは警察や県令によつて取締まつて居つて、現今では是等の弊害がなくなつて居ると云ふ。又、

岡山地方でも、同様だとあるが、鳥取、鳥根ではまだそこ迄取締つて居らぬ。

モ一つ、鳥取弁護士会提出議案中、「被告上訴の場合に於て、可成保釈を許容するの方針を執られんことを望む」と云ふに對し、特に上訴の場合と示したのはどういふ訳か、元來人は拘留するのが原則でなくて、保釈するのが原則だ、もつと範圍を広くしてはどうかと云ふ。処が、提出者側の君野弁護士、上訴の場合道中を曝され、警察に止め置かれたりするのがつらさに、上訴を思ひ止まるものがある、強盜や泥棒の如き特種の犯罪に對しては兎も角元來善良なもので逃走の憂もなく、証拠湮滅の虞れもないやうなものにして、保釈されざるために、上訴せしめよう者がある、斯様なことで無辜の犯人を出すことは甚だ遺憾である、特に上訴の場合とした所以であると説明し、修正論者成程とあつて修正説を撤回して、満場一致可決となる。

議事を終ると、藤岡裁判所長、拍手に迎へられて正面に現はれ、希望演説を述べた中に、略式命令の場合、正式裁判を受けぬと云ふ請書を取つて居るのがあると云ふことが、鳥取には左様なものはない。未丁年者や婦女子に對して、弁護士を附けぬと云ふことであるが、官選弁護でも手当がなくてお気の毒に思つて居る位であるから、其上右の如き場合に、弁護をお頼みすることは、御迷惑であらうと思つて、差控へて居る。執達吏の職務に關して弊害ある処をお認めになつたら、其都度申出でもらひたい、平素我々

が帳簿や書類の上で見た計りでは却々分るものでない。債權取立業者に對する規定を設けたいと云ふ議案が可決になったが、此規定は設けるがよからうと思ふ。鳥取に来て驚いたのは、債權譲渡に頗る多いことだ。民事案件の半分は、債權譲渡と云つてよい、此弊害については、常に憂ひて居る所であるが、法律上之を認めて居るのだから、裁判所の方では如何とも致し難い。上訴の場合、可成保釈を許すやうにと云ふことだが、之は從來から執り來つた方針であつて、今改めて聞く程のことでないと思ふ。特種な犯人に對しては、許さぬことはあるが、大抵の場合、之を許可して居るのである。元來、当地の弁護士諸君には、お氣付の点があれば、何時にてもお申出で下さいと云ふことが願つてあるのであつて、此事については、既に御承知の事であらうと思ふ。然るに、右の様な事を並べられては、殆ど自分の立場がないやうなことになる、と頗る真摯である。

藤岡所長が自席に歸ると、広島森田弁護士、本会の決議は鳥取に斯様なことがあるとか、広島に斯んなことがあると云ふやうな、局限されたものではない、広く日本全国にある所のものを捕へ來つた問題であつて、それに対して此大会が決議を為し、在野法曹の叫びを揚げたのである。故に誤解のないやうに御願ひしたいと述べ、併せて藤岡所長の真摯なる演説に對し敬意を表したので、所長も衆と共に拍手して無事会を終つた。

●債權譲渡多きは之が為め

債権を買ふモグリを嚴重に取締まれ

十一日鳥取市に開かれた中国弁護士大会には、各弁護士会より必要な事項が夫々提出された。中に、鳥取弁護士会より提出の「債権譲渡による債権取立を業とする訴訟当業者に対し、弁論禁止の命を発するの権を裁判長に附与する規定を設くるの要ありと認む」てふ件は、注目されたやうである。

債権譲渡に対しては各地共既に夫々取締を設け、広島の如きは県令を発し嚴に取締つておるといふ。而して、当日の大会に臨席した藤岡裁判所長も、当地に赴任し、債権譲渡の多きに一驚を喫した、提出されし如き規定を設くるは必要だといつておる。

債権譲渡の多きは、畢竟信託とか代弁とか種々な看板を掲げた、モグリが続々出来たためである。一体、此信託とか代弁とかいふモグリは、貸金なり懸金の取立を引受けるのでなく、債権を買ひ廻り、反古同様の証書を金にするのである。反古同様の証書なれば、其金高は知れたもので、大抵五円とか十円とか、貧乏人の借りた証書である。実際の債権者が、債務者に幾度催促しても払はず、さりとて訴へて迄取立てる勇氣なく、何年も其儘に済ましておるのを、僅かな金でモグリが買取り、支払命令をつけ、先づ荒肝を取り置き、夫れでも払はねば、早速差押への手続を為し、執達吏を差向け、有りつたけの品を差押へてヒツタクル。而かも、夫れが其日暮しの貧乏人で、有りつたけの品を差押へられては、身動きが出来ぬので、猶与の懇願に罷出るも却々聞き入れぬ。而

已ならず、利子の如き嚴重に計算して、一厘も負けぬと頑張る。借りた金を返へさぬ者の善くないことは言ふ迄もないが、斯うして貧乏人の生血を吸つておる、信託とか代弁とかいふモグリの行為は、全く血も涙もない、憎むべき行為で、人間の屑のすることである。而も、此徒に限つて蛇の道は蛇とでもいふのか、多少法律の端を囁りおり、巧みに法網を免がる手段を平素講じておるので、一層始末に悪い。兎に角、是等悪漢に対する其筋の取締と、社会の制裁は最も必要である。嚴重な取締法が設けて欲しい。

● 弁護士諸君！

公会堂の懇親会

因州因幡は底事

十一日、本市に開かれたる中国弁護士大会に出席の弁護士懇親会は、既報の如く、同夜七時より上町公会堂に開かれたり。来賓は、藤岡裁判所長、長岡検事、矢部判事、藤岡警察部長、小松警察署長、原田分監長、内海市長、両新聞記者等にて、鳥取弁護士会長高松弁護士の開会挨拶あり、次で広島弁護士富島暢夫氏外来弁護士を代表し、当地に参り人情風俗其他を親しく見て得る所多かりしと喜ぶ、尚ほ此歓待を受くるを喜ぶと謝し、鳥取には有名な因州因幡の舞踊あるも、風紀上矢釜しく演ぜずとのことなるが、此席には藤岡警察部長あり、今夜だけは特に除外例として演ぜしめられたしと述ぶるや、藤岡裁判所長は来賓を代表し、中国弁護士大会は毎年開かるも、本市に開かれしは、今回が始

めてなり、願くは毎年本市に於て開かれ、吾々お相伴に預りたしと、頗る碎けた挨拶を為したる後、只今因州因幡を所望されたるが、因州因幡は四疊半のものにて、公会に見るべきものに非ず、夜行列車にて帰りを急がんより、一夜宿泊し四疊半にて見られたしと、頗る皮肉に出で、宴に移りたるが、宴会場には特に舞台作られあり。開宴間もなく、本街芸妓の手踊りありしも、会する人何れも口の人とて歓談に耽りて、見向く者なく、其中因州因幡問題再燃し、外来の弁護士頻りに所望して已まざる模様なりしが、主人側なる本市の弁護士諸君は、因州因幡の醜舞踊を如何に心得おれるか、突如として二三の不見転へ聞くに堪へざる因州因幡を唄はしめ、花検の榮菊とかいふ不見転をして見るに堪へざる醜舞踊を演ぜしめたるが、外来の弁護士数名は舞踊の前に並びて拝見に及び舞踊終るや拍手するの痴態を演じたり。因州因幡は、実に鳥取市を侮辱せる俗踊りなり、醜舞踊なり。外来の弁護士諸君が紳士として、之を所望するは誤まれり。而も、所望に応じたる本市の弁護士諸君は、自ら鳥取市を侮辱し、鳥取市の面目を蹂躪せるもの、紳士的態度を失へる一層なるものあらずや。言論の人、既に此狂態を演ず。市井の徒の醜態を演ずるは、之れ当然乎。斯くて、宴は漸く十一時頃終り、外来の弁護士は、多く夜行列車にて帰途に就けり。

大正七(一九一八)年
①中国四国弁護士大会〔芸目〕「中国」大正七・七・二四

中国四国弁護士大会は、(注、七月)二十一日午後三時半より、山口県会議事堂において開かれ、出席者四十名ありて、広島県よりは、森田卓爾、田上諸藏、香川秀作、藤田若水、岡咲禮太郎、高橋光次、吉田眞策、山原富四郎、米田權之助、岡田陸藏諸氏出席し、主催者側を代表して、山口町の中野(治介)弁護士開会の挨拶をなし、次に、千々松(安太郎)弁護士議長席に着き、各地弁護士会提出の議案を附議し、右終りて、六時閉会し、尋いで、菜香亭において懇親会を開き、盛況を呈したり。

広島弁護士会の提出の議案は、如左

一、刑事に於ては専ら有罪の証憑を募集するに偏し、汎く被告人の爲め利益なる証憑情況を蒐集するに吝なるの嫌あり、改善の要ありと認む

一、保釈願に対し、今尚ほ許可に吝なる事例あり、改善の要ありと認む

一、弁護士を司法官に採用するに付ては、今一層優遇の要ありと認む

一、弁護士会を自治体と爲すの方針を以て、弁護士法を改正するの要ありと認む

一、広島控訴院庁舎の改築は、刻下焦眉の急ありと認む

⑫ 中国弁護士大会（「防長新聞」大正七・七・二三）

既報の如く、二十一日午後本県会議事堂に於て、中国弁護士大会を開催せり。出席者四十名、外に三浦裁判所長、芥川検事正、山川典獄、森検事、紀伊警察部長の五名あり。席定まるや、千々松安太郎氏、当番幹事として座長席に就き、次で、各弁護士会より提出の議題を附議し、喋べるが商売の弁護士のこととて、一題毎に議論百出、会議の光景却々に賑はしく、二十九の議題中撤回せるものあり、否決せるものあり、結局左の諸題だけ存命せり（中に二三項語句の修正せるものを含む）

議題

- (一) 刑事に於ては、専ら有罪の証拠を蒐集するに偏し、汎く被告人のため利益なる証憑情況を収集するに吝なるの嫌あり、改善の要ありと認む。
- (二) 保釈願に対し、今尚ほ許可に吝なる事例あり、改善の要ありと認む。
- (三) 弁護士を司法官に採用するに付ては、今一層優遇の要ありと認む。
- (四) 弁護士会を自治体となすの方針を以て、弁護士法を改正するの要ありと認む。
- (五) 広島控訴院庁舎の改築は、刻下焦眉の急ありと認む。（以上広島弁護士会提出）
- (六) 嘗て、本会の決議に係る、全国弁護士会長を主務省に招集す

るの件、実行を期する事。

- (七) 旧裁判所構成法第二百七条乃至第三百十条を復活し、裁判所の休暇を設くる事。但、第二百七条、休暇の始期を八月一日、終期を同月三十一日とす。（以上岡山弁護士会提出）
- (八) 司法官を優遇すべき事。
- (九) 免囚保護を国家事業となす事。
- (一〇) 不起訴記録は、民刑事とも之が取寄に應ずること。
- (一一) 弁護士に被告人の連署を要せざる事。
- (一二) 法令に因る業務にあらずして、自己の利益を図る目的を以て、民刑非訟事件の取扱を為す者の取締規定を設くる事、必要ありと認む。（以上山口弁護士会下関会員提出）
- (一三) 司法官更迭の頻々たるは、却而司法事務進行を阻害するものと認む。
- (一四) 禁治産、準禁治産に関する宣告を、戸籍簿に登録する制度を設くること。
- (一五) 執達吏役場の合同を廃止する事を望む。
- (一六) 差押物件を債務者の保管に付したる場合に、差押解除の手續は、執達吏より保管者に対し其旨を通知するに止むる様、改められん事を、広島控訴院長に建議すること。
- (一七) 刑事上告公判期日の通知は、送達手續に依る様、大審院に建議する事。
- (一八) 現時、刑事々々の証拠調は制限に失す、更に寛容ならんこ

とを望む。(以上山口弁護士会山口会員提出)

其より一同は、祇園菜香亭に引上げ、懇親の盛宴を張りたるが、引受地たる山口弁護士会にて、幹旋宜しきを得、外来者は何れも満足して、十一時頃散会し、昨二日には朝七時山口駅発にて篠目により、それより長門耶馬溪を巡遊し、再び篠目に引返して、無事解散せり。

⑬六県弁護士大会(馬関毎日新聞)大正七・七・二三

既報、広島控訴院管内なる愛媛、広島、鳥根、鳥取、岡山、本県の六県弁護士大会は、二十一日午後三時より、本県会議事堂に於いて開会。出席者は、岡山六名、広島十名、下関七名、山口十一名、松江、萩、徳山各一名宛、合計三十七名にして、三浦山口地方裁判所長、芥川同検事正、山川典獄、紀伊警察部長外二名臨席し、本県弁護士会長千々松安太郎氏、議長席に就き、岡山、広島、下関、山口各弁護士会提出の、左の議題を決議し、午後七時開会。斯くて、同夜七時半より、野田町なる菜香亭に於て懇親会を開催し、中川知事、三浦裁判所長、芥川検事正、紀伊警察部長、山川典獄諸氏を招待し、頗る盛宴なりき。而して、二十二日弁護士一同は、午前七時十八分山口駅発列車にて三谷駅に向ひ、同駅より自動車に搭乗し、長門耶馬溪を探勝し、同日午後六時帰山せり。

広島弁護士会提出

一、刑事に於ては、専ら有罪の証拠を蒐集するに偏し、汎く被告人の為め利益なる証憑状況を収集するに吝なるの嫌あり、改善の要ありと認む。

一、保釈願に対し、今尚ほ許可に吝なる事例あり、改善の要有と認む。

一、弁護士を司法官に採用するに付ては、今一層優遇の要有と認む。

一、弁護士会を自治体と為すの方針を以て、弁護士法を改正するの要ありと認む。

一、広島控訴院庁舎の改築は、刻下焦眉の急ありと認む。(以上全部原案可決)

岡山弁護士会提出

一、嘗て本会の決議に係る、全国弁護士会長を主務省に招集するの件、実行を期する事。

一、旧裁判所構成法第二百七条乃至第三百十条を復活し、裁判所の休暇を設くる事。但、第二百七条休暇の始期を八月一日、終期を同月三十一日とす。(原案可決)

山口弁護士会下関会員提出

一、司法官試験補をし相当期間弁護士事務を修習せしむる事。(撤回)

一、弁護士より司法官に任命する場合に於ける官等俸給の制限を撤廃する事。(撤回)

一、司法官を優遇すべき事。(可決)

一、免囚保護を国家事業となす事。(可決)

一、不起訴記録は、民刑事とも之が取寄に應ずること。(可決)

一、民事に関する保証は、第三者の供託を許すこと。(撤回)

一、単独判事が、刑事の裁判をなす場合に於ては、判事より官等
高き検事を立会はしめざる事。(撤回)

一、弁護届に被告人の連署を要せざる事。(可決)

一、法令に因る業務にあらざして、自己の利益を図る目的を以て、
民刑非訟事件の取扱を為す者の取締規定を設くる事を其筋へ建
議すること。(修正可決)

一、民事上訴は、原審に書面を提出して之を為し、且つ民事に関
する猶予期間を短縮する様、法律の改正を其筋へ建議する事
(可決)

山口弁護士会山口会員提出

一、地方裁判所長、検事正を府県知事と同格の標準に司法官の位
地を向上せしむる事。(可決)

一、判事又は検事の任命は、弁護士の職に三年以上従事したるも
のより、採用すること。(延期)

一、合議裁判所の裁判長は、可成部長以上又は監督判事たるべき
事。(否決)

一、司法官更迭の頻々たるは、却而司法事務進行を阻害するものと
認む。(可決)

広島弁護士会沿革誌 (3)大正編

一、告訴に係る刑事事件の不起訴理由を、告訴人に開示すること、
及民事裁判所の要求ある時は、不起訴記録の取寄に應ずること
(修正可決)

一、禁治産、準禁治産に関する宣告を、戸籍簿に登録する制度を
設くること。(可決)

一、裁判送達の早きを希望す。(否決)

一、執達吏役場の合同を廃止する事を望む。(可決)

一、差押物件を債務者の保管に付したる場合に、差押解除の手續
は、執達吏より保管者に対し其旨を通知するに止むる様、改め
られん事を、広島控訴院長に建議すること。(可決)

一、刑事上告公判期日の通知は、送達手續に依る様、大審院に建
議する事。(可決)

一、司法檢察官及検事の作成する聞取書は、必ず読み聞かす事
(可決)

一、現時、刑事事件の証拠調は制限に失す、更に寛容ならんこと
を望む。(可決)

大正八(一九一九)年

⑭広島控訴院管内弁護士大会〔新聞〕大正八・四・二八

△大会決議 広島控訴院管内弁護士大会は、(注、四月)一九日
午後二時より、岡山市会議事堂に於て、志方広島控訴院長、中島
岡山地方裁判所長、奥村同検事正、山浦部長、其他判検事十余名

二八五(二八五)

列席の上開催。出席者広島十五名、尾道二名、福山一名、山口二名、下関三名、松江一名、岡山二十八名、津山四名、高梁二名、合計五十八名にして、西川岡山弁護士会長、開会の辞を陳べ、広島弁護士会長岡咲氏の動議に依りて、西川氏を座長に推薦し、議事に入り、左記第三号議案より、順次議決したる後、志方控訴院長は起つて、

「本日、諸君の決議せられらる多数の事項は、立法事項に関するものを除き、自分等の力の及ぶべき裁判所の取扱ひに関する希望に對しては、熟慮の上、其希望に副ふべく努力するに吝ならざるべし。唯、此際自分等よりの希望を述べれば、従来民事の訴訟事件に關し、裁判所に於て弁護士諸君の便利を図り、之が希望期日に開廷しつゝ、あるにも拘はらず、往々更に合意に依りて此希望期日を変更し、又は數回弁論を重ねて、既に其の終結を認むる際、尚之を続行せんとするが如きことあるは、著しく裁判事務に遲滞を來す虞あり。今後は、只管此点に留意せられんことを望む」と、述べ、午後五時散會したり。

第三号議案（山口弁護士會提出）

- 一、既決の囚人に対する、刑の適否に關し、裁判官に於て注意せられたきこと（裁判官は、自己の言渡したる刑の適否に關し、一層の注意あらんことを望むと、修正可決）
- 二、大会の決議実行は、主催弁護士會之に該り、其結果を参加各弁護士會に報告すること（可決）

三、区裁判所に於ける民事事件の準備書面及証拠物は、副本を相手方に交付すること（撤回）

第二号議案（広島弁護士會提出）

- 一、刑事裁判に關し、陪審制度を設くるの急務なるを認む（可決）
- 二、司法官の選叙配置に關し、一層慎重の考慮を費すべき要ありと認む（可決）

三、執達吏の監督は、一層厳密にするの要ありと認む（可決）

四、弁護士にあらざして營利の目的を以て、他人の争訟に関与する者を、制裁する法律を制定する要ありと認む（第一号議案第六と合し、「弁護士にあらざる」を削除し、「関与する者」の次に、「債權讓渡を受くることを業とする者」を加へ、可決）

五、幼年者の犯罪に關し、特別な裁判手続を定むるは、現下の急務なりと認む（可決）

六、刑事審問に關し、人權輕視の傾向あり、速に之を矯正すべき要ありと認む（第一号議案七と合して、可決）

七、弁護士の監督は、司法大臣に移すの要ありと認む（第一号議案八と合し、可決）

第一号議案（岡山及津山弁護士會提出）

- 一、予審中の被告人と雖も、弁護士に對し一般面會を許すべきことを、当局者に要望すること（可決）
- 二、執達吏合同事務所は廢止すべきことを、其筋に要望すること（可決）

三、岡山地方裁判所に一部増設の件を、其筋に要望すること（可決）

四、刑事の不起訴記録は、取寄の請求に応じ、可成提出すべきことを、検事局に希望すること（可決）

五、保釈許可の方針を取るべきことを、裁判所に希望すること（第十同一、可決）

六、営利の目的を以て、債権譲渡を受くることを業とする者に対し、取締規則を設くべきことを、其筋に要望すること（第二号四参照）

七、刑事事件に付き、検事、司法警察官、及び予審判事は、現行犯又は急迫止むを得ざる場合の外、夜間の取調は之を為さざることを、其筋に希望すること（第二号議案六参照）

八、弁護士会は司法大臣の監督とすることを、其筋に要望すること（第二号議案七参照）、以上岡山

九、岡山地方裁判所津山支部判事の欠員は、速に充実すべきことを、其筋に要望すること（可決）

十、保釈許可の方針を取るべきことを、裁判所に希望すること（第五同一、可決）

十一、未拘留の被告人に対し、刑の言渡を為すと同時に拘留するの取扱は、爾後之を改むべきことを、裁判所に希望すること（可決）、以上津山

△広島控訴院管内弁護士大会大宴会 右大会解散後、弁護士大

会宴会を、午後六時より岡山市松之江楼に於て開催、出席者は、來賓志方広島控訴院長、中島岡山地方裁判所長、奥村検事正、各判検事、黒瀬警察部長、中山市長、大森商業会議所会頭、岩田伊藤兩助役、結城岡山署長、石井典獄、各新聞社員等の外、大会に参加したる各弁護士にして、西川（岡山）弁護士の挨拶に次いで、志方控訴院長の謝辞あり、岡咲（広島）弁護士が外来の参会者を代表して挨拶を述べ、酒宴となり、各自飲を尽したるが、当日の余興吉備樂（児島高德及桜狩、義太夫、芸妓手踊、どじょうすくひ、最旧式飛行機踊、各自隠芸等ありたるが、最後に岡山青年弁護士連の苦心したる喜劇「或る日」（弁護士の一室）は、最も喝采を博し、十時半散会したり。

△岡山市長の弁護士大会招待 翌二十日大会出席の弁護士及來賓一行は、午前九時より岡山城、後楽園、共進会を參觀し、それより自動車に分乗、岡山市招待会に臨めり。

岡山市長は、大会出席の各弁護士、來賓一同を、二十日午後一時より偕行社に招待し、午餐を供したり。市長中山寛氏の開会の辞につき、中島所長の謝辞あり、開宴、各地弁護士より謝辞、演説、隠芸等続出し、各自十二分の飲を尽し、午後三時半散会したり。因に、広島控訴院管内弁護士大会が、主催市長に招待せられしは、今回を以て始めとす。

（注）中国弁護士大会「芸日」大正八・四・七、「山陽新報」大正八・

大正九（一九二〇）年

⑮広島控訴院管内弁護士大会（中国）大正九・一一・一六

広島控訴院管内弁護士大会は、（注、二月）十四日午後二時前より厳島千疊閣に於て開会。出席者は、広島三十六名、山口十六名、松江三名、松山七名、岡山十六名、鳥取三名、合計八十一名にして、來賓として志方控訴院長、三木検事長、百瀬広島地方裁判所長、阿部検事正、谷岡控訴院判事、山浦判事、草光検事、山縣広島市会議長、岸本厳島町長、蜷川厳島分署長等列席せり。広島弁護士会会長高田似壠氏議長席に就き、議長選挙の結果同氏当选、議事に入る。劈頭山口弁護士会の一人は議事進行に就き発言を求め、吾人は優に司法省を動かす力がある、然るに弁護士大会の決議は由来空文に終り、徒らに懇親会の名目の下に飲酒を事とするにあらざやとまで世間は風評しつゝ、あり、宜しく爾今決議の実行を期すべし云々と、諄々と説き立つるや、高田議長は大声にて、其の問題は後にして下さいと制し、直に日程に入る。山口弁護士会提出の第一号議案、

「一、区裁判所民事権限中、訴訟価格を千円までに拡張を望む」

の提案理由の説明あり。之れに対し、広島弁護士会麓氏反対説を述べ、賛否両派に分れて裁決を拳手に問ひたる結果、議長は反対説多数を宣して同案を否決するや、場内は騒然として反対説は少

数なり、議長は両手を挙げたるものは如何に取計らひたるや、議長不公平なり、否議長公平なりと、賛否両派より交々起つて連呼し、議事漸く喧囂を極む。此時、議長は大声を張り上げ、不公平でもよろしい議事を進行致しますと。斯くて、

「二、区裁判所事件は、必ず七級以上の判事をして裁判せしめら、ことを望む」

は、提案者より撤回し、

「三、地方裁判所管轄民事事件は、原告の希望に依り、本庁に於て取扱ふ様、改められんことを望む」

「四、事件記号は、全国を通じて統一せられんことを望む」

「五、故障事件は、事件番号を改めざることを望む」

は、賛成反対の議論に火花を散らして論議せしが、採決の結果何れも可決。次いで、下関在住弁護士団提出の議案に入る。

「六、司法官優遇の途を啓き優良なる人物を採用すること」

提案者より、理由として「司法官の能不能は、世間に議論あるも、心事の高潔にして事件に当り公平無私なるを要す。世界に冠絶せる国家は、如何に之を優遇せりや、戦前に比し俸給は約五割増俸せられしも、物価は三割以上増加し、為に司法官は俸給の二分の一を減俸せられたるの現状にあり。司法官は、生活難を緩和せんが為に田園生活をなし、若くは南瓜を作り」云々と論述するや、簡單々々の声は四方より起りたるが、提案者は尚も屈せず茄子や南瓜を纏述して止まず満場哄笑、遂に提案理由中途にして笑殺さ

れたり。然れど、採決の結果は可決。

「七、陪審制度の実施は急務なりと認む」

「八、破産法改正は、目下の情勢上、最も急務なりと認む。今期議
會に必らず提出方、其筋へ建議すること」

「九、商事裁判所設置は、目下の状態に鑑み必要なりと認む」
は、何れも可決。

「十、執達吏役場の分離を速に実行せしむること」

は、提案者より「志方控訴院長の違憲問題に対する勇氣の百分の
一の勇氣を以て、即時実行せられんことを望む」と声を嗶らして
提案の理由を説明したが、多数反対の為に廃案となり、

「十一、禁治産者、準禁治産者は、戸籍簿に記載すべく実行するこ
と」と

「十二、保釈の保証金は、弁護人より納付するを許し及び受領を許
すこと」と

は、何れも可決。次で、第二号議案（岡山弁護士会提出）に入る。

「二、予審中の未決拘留被告人に対する接見は、殊に予審判事の
接見禁止命令なき限り、当然之をば為さしむること」

は、広島在住弁護士藤田若水氏より「我日本帝国には此の如き事
なしと信ず。其は恐らく朝鮮台湾ならん」と反対論起り、それよ
り広島側の猛烈なる反対あり「此の如き事を大会に議するは大人
気なし」とて、遂に廃案。

「二、司法官會議に各地弁護士会長を、招集会同せしむること」

「三、未決拘留被告人の保釈出獄保証金を第三者名義を以ても供
託し得る様、刑事訴訟法を改正すること」

「四、土地の状況事務の繁簡により、司法官の人員を相当案配し事
務の進捗を謀る様、当局へ要望すること」

は、何れも可決。次で、広島弁護士会提案に係る第三号議案に入
り、

「一、司法官停年制を設くるの必要なしと認む」

「二、検事局は、司法省所管より分離するを適當なりと認む」

「三、弁護士の監督は、司法大臣に移すを適當なりと認む」

「四、司法官の補充は、可成下級裁判所に適材を置くの必要ありと
認む」

「五、広島控訴院、広島地方裁判所の改築は、焦眉の急なるを認
む」

「六、執達吏の監督は、一層厳密にするの必要ありと認む」
は、多少の議論に波瀾ありたるも何れも可決。

「七、司法警察官作成の聴取書は、犯罪捜査の資料に止め、事件
記録に添綴せざることを望む」

は、否決。

「八、民事訴訟に於ける証人偽証の弊を匡正すべく、十分の留意あ
らんことを裁判所及検事局に希望するの必要ありと認む」

は、尾道在住弁護士早川六郎氏の提出にして、提案の理由ありた
る後、議論沸騰し、遂に廃案となりたり。かくて、議案全部を議

了し、来賓志方控訴院長の「裁判所の改善は、在野法曹の援助を必要とす」との講演ありて、四時全く大会を終了したるが、大会会員は何れも口の人として、議論沸騰し、会場は恰も蜂の巣を突くが如く喧々囂々を極め、議事に真面目を欠きたるやの観ありたり。因に、会員一同は、大会終了後、岩惣旅館に大懇親会を開き、尚、大会前には、広島弁護士会員を除く六〇余名は、厳島の島廻りを行った(厳島電話)。

田都市長招宴 田部広島市長は、今回厳島にて開会せる広島控訴院管内弁護士大会へ出席せる弁護士九十余名を、十五日正午より、基町広島偕行社へ招致して歓迎宴を張りたり。

(注) 広島控訴院管内弁護士大会(芸日)大正九・一一・一三、「新聞」大正九・一一・一八)参照

大正一二(一九三三)年

⑯広島控訴院管内弁護士大会(馬関毎日新聞)大正一二・四・二四)

広島控訴院管内の中国弁護士大会は、予報の如く、二十三日午後一時より下関市役所市会議事堂に於て開催する事となり、引受役たる下関弁護士団にては、数日来より諸般の準備をなし、会場たる市会議事堂は議席を整頓し、席順が定められてゐた。

会議に入り、各弁護士より提出せる議案に付討議し、同日午後六時より市内阿弥陀寺町春帆楼に於て懇親宴を催し、二十四日午

前九時市内唐戸町税関棧橋に参集し、下関水上署汽艇にて関門海峡を視察し、長府町に上陸乃木神社参拝、それより引返し、正午山崎下関市長の城山公会堂に於ける招待会に臨み、午後三時より赤間宮に参拝し、同夜散会、それ〳〵帰郷する由である。

大会出席者にして、広島県の弁護士は既に二十二日下関着の終列車にて来関し、二十三日市内、民繁、大久保、村岡、古谷、木村、松本の各弁護士は、下関駅前浜吉に待合せ、同駅頭まで迎へ、同午後一時着列車にて出席者申込者全部来関し、昼食の上直ちに会場に参集し、定刻より一時間遅れて、午後二時会員一同着席、来賓として、下関区裁判所壹岐監督判事、帆高上席検事、森永下関刑務支所長、山崎下関市長、寶邊市会議長、榎谷下関商業会議所会頭、筒井出野水陸両署長列席し、山口弁護士会長民繁福壽氏開会を宣して、座長の推薦をなし、直ちに議事に入った。

大会出席者氏名 三浦顯藏(下関)、田中勇一(山口)、小河虎彦(山口)、美郷新太郎(山口)、千々松安太郎(山口)、三木登明(山口)、中野治介(山口)、三原鼎(山口)、松岡康雄(山口)、長谷川彦太郎(山口)、門脇孝一(鳥取)、草光義質(松江)、大脇熊雄(松江)、家本爲一(岡山)、多賀寛一(岡山)、有岡幹三郎(岡山)、岡本佐市(岡山)、早川六郎(広島)、高野一歩(広島)、森保祐昌(広島)、麓巖(広島)、松井繁太郎(広島)、野間傳吉(広島)、香川秀作(広島)、森田卓爾(広島)、田上諸藏(広島)、井上博(広島)、池田寛作(広島)、土井與一(広島)、田中豊(広

島)、南通雄(下関)、藤井啓一(下関)、吉賀徳太郎(下関)、富島暢夫(広島)、岡田陸藏(広島)、村岡吾一(下関)、松本新六(下関)、古谷判治(下関)、筒井禎一(下関)、岡本勳治(下関)、大久保竹久(下関)、木村信一(下関)、吉田助(下関)、川添鑑(下関)、森尾伍郎(下関)、民繁福壽(下関)、横山金太郎(広島)、江藤直作(広島)、本田常吉(松江)

(注) 広島控訴院管内弁護士大会、「防長新聞」大正二・四・二四 参照

⑰広島控訴院管内弁護士大会(「新聞」大正二・四・三〇)

広島控訴院管内に属する中国弁護士大会は、(注、四月)二十三日午後二時から、下関市役所楼上にて開催。出席者は、鳥取、松江、岡山、広島、下関、山口各地から合計五〇名にて、来賓として下関区裁判所から壹岐監督判事、帆高上席検事列席。山口県弁護士会長民繁福壽氏開会を宣し、直に議長席に就き、議長より広島控訴院長、同検事長、山口地方裁判所長の三氏、列席不可能の旨を報告し、直に左記議案の討議に移り

第一号、供託局に於て、現金を取扱ふやう改正を希望する事(原案可決)

第二号、不起訴の記録は、関係控訴院管内よりの取寄せに應ずるや否やの取扱区々たる故、全国一斉に右取寄に應ずるやう其筋

広島弁護士会沿革誌 (3)大正編

に要望する事(原案可決)

第三号、昨年司法省諮問の弁護士法改正案に対し、此大会に於て意見を統一し、司法省に具申する事に關する件。(右は、各弁護士会より、既に具申済となつて居るから、其必要なしとて、原案撤回)

(以上、岡山弁護士会提出)

第四号、判事の進退異動を行政官たる司法大臣の管掌に任ずるは、裁判官独立の趣旨を貫徹するに於て遺憾なきを得ず。宜しく、之を大審院長の管掌に移すを適當とする故、現制度を改正されん事を、其筋へ要望の件(原案可決)

第五号、検事は、行政長官の命令に従ふべき規程あり、又、如何なる方法を以てするも、判事の裁判中に容喙を許さざる規制の下にありて、検事局を裁判所に併設して其職権を行はしむるは不可である故に、之を裁判所より分離し、厳然たるものとし、検事の権能を貫徹する上に於て適當なものと認むるを以て、検事局分立を実現されたき事(原案可決)

第六号、裁判官選任の上に深甚の注意を払ふ、且つ合議裁判所は其部を、単独裁判所は其人員を増加し、以て裁判の正確と迅速を期すべきは、今更之を論ずる要なきも、最近に至り其緊切なるを認むる事(原案可決)

第七号、弁護士会は、之を自治体とし、司法大臣の監督の下に置くべく、現制度改正の件(原案可決)

二九一(二九一)

第八号、弁護士試験に関し、最近一兩年間に政府の採りたる態度を見るに、之を軽視する傾きある如きは、弁護士の地位及信用を低下するのみならず、試験制度を設けたる精神を没却するものと云はざるべからず。将来十分注意あらん事を其筋に警告する(原案可決)

(以上、広島弁護士大会提出)

第九号、弁護士会を自治体とする事

第十号、執達吏役場の合同制を廃止する事

第十一号、区裁判所には、成るべく熟練なる判事の配置あらん事を望む

第十二号、無集配郵便局に於ける内容証明郵便の取扱を復活する事

第十三号、準禁治産の宣告は、第三者をして容易に認識せしむるに足る公示方法を設くる事(以上、一括して原案可決)

第十四号、民刑事訴訟法上の量定猶与に関する規定を廃止する事
に関する件(右は、民刑事の件を削除し、更に量定猶与期間を短縮する事に修正可決)

第十五号、民事訴訟の上訴は、遠近(注、原審の誤植か?)に提出すべきやう改正する事

第十六号、株式会社合資会社の規程を廃止する事

第十七号、株式会社基本額の最低限度を定むる事(以上、三件は何れも原案可決)

第十八号、手形償還請求に就き、其要件となれる支払拒絶証書の作成を望む事(原案可決)

第十九号、男子の姦通罪を設くる事(原案可決)

(以上、山口弁護士会下関提出)

之にて本会議終了となつたが、特に議案第四号の判事の進退異動を司法大臣より大審院長に移す件、第十九号男子の姦通罪を設定する事の両件に就ては特に議論沸騰し、前者は司法問題とせられ、後者は婦人問題と、新しき女、家族制度問題等、各種各様に亘り、艶つばい各種の珍問題現はれ議場を動揺めかせた。因に、同弁護士会は、同夜春帆楼に於ける懇親会に臨み、二四日早朝から関門海峡の風光を賞し、更に、長府乃木神社に参拝し、正午、山崎理事、下関市長の歓迎会に臨み、午後二時、下関名物の先帝祭を見物し、同夜、解散せり(下関通信)。

大正一三(一九二四)年

⑱広島控訴院管内弁護士大会(新聞)大正一三・八・八)

去七月一九日、松江市に於て、広島控訴院管内弁護士大会を開いた。会する者、山口、広島、松山、岡山、鳥取、島根各地方裁判所弁護士にして約四〇名、早きは、前日到着せるあり。否らざるものは、思ひく、に沿道、温泉或は海辺に一泊、一九日午後一時二五分上り列車、山口、下関弁護士を最後に、何れも自動車にて会場なる県会議事堂に参集。午後二時半開会、別紙議題につき

議事をなし、酷熱を物ともせず口角泡を飛ばし、議論百出、午後四時漸く終了。それより、千鳥城二の丸なる興雲閣に於て一同大会の撮影をなし、市より茶菓の饗あり。一時、宿舎に帰り一風呂浴びて、六道湖上に舟を浮べ、独特の漁遊に興の尽くるを知らず、午後八時半、松崎水亭の大宴会場に列し、本場芸者得意の安来節とその踊りに一同満悦、午後十二退散。翌日は、三保神社と出雲大社の二手に別れ、土地弁護士のご案内により参拝するものあり、芸者を備入れて安来節の稽古をするものあり、盛会裡に散会した。尚ほ、該会合の議案と議決は、大要左の如くである。

(広島弁護士会提出)

一、検事局に専属する司法警察官設置の件(可決)

二、弁護士法改正の件(可決)

1、弁護士会を自治体となすこと

2、弁護士会は、司法大臣の監督を受けること

3、所属以外の地に事務所を設けて執務する弁護士に対して、該地弁護士会並に該地管轄懲戒裁判所に於ても懲戒の権限あることに拡張すること

4、弁護士会の申告に因らざる懲戒裁判開始の場合に於ては、所属又は執務地弁護士会の意見を徴すること

三、司法省に於て毎年一回弁護士会長の会同を招集するの件(可決)

四、司法官をして各地裁判事務の実況を視察せしむるの件(可決)

五、債権の譲受を為すを業とする者に対する取締法制定の件(可決)

六、大会決議事項にして、弁護士法第二十八条第三号に該当する件は、各地弁護士会に於て決議を経、司法大臣に建議して其実行を計ること(可決)

(山口弁護士会提出)

一、執達吏の合同制を廃すること(可決)

右実行方法として、本会より委員を設け、広島控訴院長に交渉せしむること(可決)

二、民事訴訟法中、上訴並に里程猶予期間を短縮すること(可決)

三、民事の控訴、上告状は原審に提出すること(可決)

四、毎年八月中は、緊急事件の外、開廷せざること(可決)

右は、実行委員を設け、広島控訴院長に交渉すること(可決)

(岡山弁護士会提出)

一、弁護士会は、完全なる自治制度に改められ度き旨、其筋へ建議するの件(可決)

二、予審中弁護士届を提出しあるときは、接見通信の禁止解除及び予審終結決定は、其都度弁護人に通知せしむる様、当局へ交渉するの件(可決)

三、民事々件に付、刑事不起訴記録及予審免訴記録は検事局をして、取寄に應ぜしむる様、交渉するの件(可決)

四、裁判所が、職権又は申請に基き、訴訟期日を変更したる場合

は、之を知らざる当事者又は代理人をして、無益の費用時間を費やさしめざる様、電報又は郵便等適宜の方法を以て通知せしむる様、其筋へ交渉するの件(可決)

五、訴訟關係に付、供託局に於て供託の目的物を受領することに手續を改めしむる様、其筋へ建議するの件(可決)

六、弁護士にあらずして訴訟行為又は債権の取立を為すを業とする者に対し、取締規則制定方、其筋へ建議するの件(可決)

七、司法大臣又は司法省各局課より發する司法事務に関する訓示、通牒及び判検事會議の決議、申合等は、其都度弁護士會に通知し、参考に資せられ度き旨、其筋へ交渉するの件(可決)

八、令狀の執行を受けたる被告人、無罪、免訴又は不起訴と為りたる場合は、其冤罪たること明白なる場合に限り、國家をして損害賠償の責に任せしむべき法規の制定を其筋に建議するの件(否決)

(松江弁護士會提出)

一、執達吏の合同制を廢止の件(可決)

二、地方交通の便否を參酌し、区裁判所及支部廢合の件(可決)

三、公判準備手續を意義あらしむるの件(撤回)

(山口弁護士會提出 注、山口は前出、松山または鳥取か?)

一、陪審制度視察の爲め弁護士を欧米に派遣するやう、司法大臣に望む件(否決)

二、家督相続人選定に関する親族會の招集は、慎重に取扱はる、

様、裁判所に望む件(否決)

三、公判期日前、檢事、被告人又は弁護士より証拠物又は証拠書類を裁判所に提出したる時は、裁判所は之を相手方に通知せられたし(可決)

四、刑事訴訟法第五十五条に「訴訟に関する書類は、公判開廷前に於ては、之を公にすることを得ず」とある。公判開廷前は、起訴決定又は起訴、不起訴の場合を指し、不起訴決定の場合を含まずと信ず。檢事局は不起訴記録の取寄せに應ぜられたし(可決)

(注) 中国四國弁護士大會(大阪朝日新聞・山陰版)大正一三・七・二

○ 參照

大正一四(一九二五)年

①中国弁護士大會(「録事」第三二二号、大正一四・二・二)

「中国弁護士大會に臨みて」 宮島五文原

広島控訴院管内弁護士大會は、大正一四年一月七日、八日兩日に亘りて岡山市に開かれた。従来、日本弁護士協會は、其主催にて地方大都市に於いて、協會の大會を開いたことはあつたが、地方弁護士會主催にて地方大都市に開かる、弁護士大會より招待を受けた例はない。然るに、今回は右大會より正式の招待を受けた。新例ではあるが、種々の意味に於いて洵に結構の事と考へ、

協会は御請けすることに決議し、青木博士、森眞一郎両氏と僕とに派遣を命じたので、僕ら三名は協会を代表して右大会に臨むの光栄を得ることになったのである。

新例であるから、万一手落ちがあつては悪しかりなんと大会に敬意を表し、僕と森君とは大会の前日、即ち六日に岡山市錦園旅館に着いた。僕は、大会委員家本、石井両弁護士を訪ね、翌日の次第を承り、森君は大会委員長にして岡山弁護士会長たる足利弁護士及び岡山地方裁判所内大会事務所を訪ふなど、諸般の打合せを爲した。大会委員は、僕らを何処ぞへ案内するといはれたが、御多忙を察し堅く之を辞退し、僕と森君とは東山公園に遊んだ。翌朝、岩田博士、秋山襄の両氏来る。帝国弁護士会の代表者として亦是れ招待に応じて来たのである。当協会代表者青木博士も踵いて到る。期せずして日本、帝国両弁護士協会の代表者悉く錦園旅館に集まつた訳けである。仲よく午餐を共にし居る処へ、大会委員諸氏の迎を受く。乃ち、僕ら五名自動車に同乗して、岡山市会議事堂に開かる、大会に臨んだ。

こゝで、大会次第を書いて見ると、(一)十一月七日午後一時より、岡山市会議事堂に於いて議事、(二)同日午後五時より、旗亭松之江にて懇親会、(三)翌八日午前九時より豪溪探勝、吉備津神社参拝、(四)同日五時より、社交倶楽部にて市長の招待会、(五)解散といふ順序である。而して、大会は滞りなく此プログラム通り開かれたのである。

一、大会議事——決議——來賓祝辭

會員としては、開催地たる岡山は勿論、松江、松島、山口各弁護士会より多数の出席者があつた。來賓として傍聴したる者は、岡山地方裁判所長、検事正、岡山県書記官、市助役、警察署長、各新聞記者及日本、帝国両弁護士協会代表者等で、之も相当多数であつた。僕等両協会代表者には、特に裁判所長、検事正と共に、一段高き番外席を与へられたのは光栄の至りである。足利会長開会の辭を述べ、推されて議長席に就く。議事は、松江、松島、松島、山口、岡山各弁護士会提出の議案に就て、項を逐て附議せらる。熱心にして真面目なる討議には、傍聴者一同を傾聴せしめた。斯くて決議せられたる事項、次の如し。

- 一、司法警察官を検事局に特置されんことを望む
- 二、民事訴訟の書証に刑事不起訴記録の取寄を求むる時は、検事局は之に応ず可きことを望む
- 三、民事訴訟の証人に対しても、当事者より直接尋問を為し得る様、法規の改正を望む
- 四、証人、鑑定人の宣誓を命ずるに際し、宣誓の意義重大なることを徹底的に諭示されんことを望む
- 五、弁護人は予審中と雖も、記録全部を閲覧し得る様、法規の改正を望む
- 六、裁判所と検事局とを分置し、裁判所の行政事務は大審院長をして、之を統轄せしむるの制度に改むるの要ありと認め

七、新刑事訴訟法実施後と雖も、尚被疑者に対する取扱は依然旧態を存せり、宜しく新刑事訴訟法の趣旨に鑑み其取扱を改善するの要ありと認む

八、上訴に関する里程猶予の規定を廢し、上訴状は原裁判所に提出することに規定を改むるの要ありと認む

九、法廷に於ける検事は、訴訟当事者なりとの趣旨に基き、検事の席を裁判官と同列にせざるの要ありと認む

十、競売法に依る競売期日は、利害関係人の承諾あるときは、期日を変更することに取扱を改むること

十一、民事保証金の還付に付、相手方の同意なき場合は、裁判所は相手方に対し一定の期間を定めて催告し、異議なき時は還付することに取扱を改むること

十二、偽証は必罰主義を徹底せられんことを望む

十三、民事事件に付、双方は一方の代理人が裁判所所在地外より出張するものなるときは、而も証拠申請のみの弁論なるときは、事情の許す限り成可民事訴訟法第二百七十七條に依り、書面申請を為すことを相互に勵行すべきこと

十四、執達吏共同役場を単独役場とすべきこと

十五、供託は、供託局に於て為し得る様改正すること

十六、民事訴訟法第六百四十三條の三の公課証明を要せざること
に改正すること

十七、死亡せる事実上の父に対する私生子認知及離縁無効の訴は、

検事を相手取り訴訟を起し得る法律を制定せられんことを其筋に要望すること

十八、親族会員の選定は、将来層一層慎重審議の上、決定せらる、様、其筋に要望すること

十九、予審中弁護届を差出したる弁護士に対しては、予審終結の際、其決定書を送達せらる、様、其筋に要望すること

二十、法廷の威嚴を維持するに注意すべし

二十一、検事局は、不起訴処分に関し、慎重の考慮を欠き濫用の風ありと認む

二十二、司法官の採用は、弁護士よりし、其待遇に関する制限を撤廢すべし

二十三、司法に関する法令の制定改廢に際しては、予め全国各弁護士会に諮詢すべきこと

二十四、司法省は、陪審制度実施に関する宣伝に付ては、各弁護士会と協力すべきは勿論、其費用を適当に支出すること

二十五、我国に於ける司法官の待遇は、行政官に比して著しく懸隔あり、依て速に之が優遇の途を講じ、以て優秀なる司法官を招致すること

二十六、弁護士に非ずして、弁護士の事務に缺掌する所謂三百に對し、其取締法案の制定通過に協力すること

二十七、本決議を權威あらしむるの爲、日本、帝國両弁護士協會の協力を求むること

右決議事項に就いての所感は、題を改めて別に述る積りである。日本弁護士協会は、不日、理事会、評議員会を開き、右決議事項に対する賛否を決定するのであるが、素より趣旨に於いて協会多年の主張と一致すべきを以て、協力して決議の趣旨達成に努力すること、なるべきは、吾人の堅く信ずる所である。

議事終て、便宜上来賓の祝辞を受くること、なる。伊藤地方裁判所長、岩田帝国弁護士協会代表、青木日本弁護士協会代表、順次立て祝辞と感想を述べらる。其感想には、聴くべく紹介すべきもの多々ありしも略す。

午後四時、議事は終り閉会の辞ありて、次の松之江の懇親会に移る、此間に写真を撮る。

二、懇親会——吉備舞——挨拶——童話劇——弁護士道劇
松之江は、岡山第一流の旗亭である。市会議事堂より程遠からざる事として、皆な徒歩にて到る。懇親会は、有名な岡山の吉備楽を以て始まる。

吉備舞は、宮中にも召されたることある高雅なる芸術であるのである。「足柄山」と「挿頭の菊」の二曲が演ぜられた。足柄山頭月影馳なる所、別離に際して笙の和曲を伝ひたる新羅三郎の床しさを、作曲家にして声楽家たる尾原氏が其豊饒なる声量をもて高低自在に謡はれたのには誠に驚嘆した。一門の美姫が動く体をわざと動かさず幽雅に舞納めたるは、吉備舞の本領とやいふべし。「挿頭の菊」の立唄は、女性なりしが、是亦た驚嘆した。

吉備舞の見に入む笙の秘曲哉

吉備舞終て、宴に入る。足利会長の挨拶に対して、広島田上弁護士、來賓たる会員を代表して謝辞あり、次に僕は日本弁護士協회를代表し、秋山君は帝国弁護士協회를代表して、順次謝辞と感想を述べた。來賓は、弁護士の外に、各官庁新聞社の代表、市の名譽職、判検事諸君等多数なりしを以て、宴に列せしもの二百有餘なるべく、誠に盛会であつた。

宴中にも舞台には絶えず余興あり、岡山の名妓等老松の手振りを観せ、又義大夫の喉を聴かず皆可也。驚かされたるは、寿々女会小女連の童話舞踊「ばけ狸」であつた。筋も面白く踊りも達者であつた。少女歌劇の女優かと思ふたら、芸妓の試補であるさうな。そして、特に本会の為に日頃の鍊磨を示した訳けなのであつた。

化け狸踊り出したる夜長哉

更に、驚かされたは、真打の新派劇であつた。相勤めました役人は、岡山少壮弁護士諸君である。筋は、余り金持さうでない弁護士が居た。会社員が事件の依頼に来る。手数料千円出すといふたが、性の悪い事件なので拒絶する。次に、三百屋風の者、知合の者の事件だがとて、手数料現金千円出して依頼せんとする。三百屋と分つて、之も拒絶する。余り拒絶するので妻君は、洪面をつくつて出てくる。女子の知つたことでないとなしなめる。最後に、十数年前義侠弁護士で貰つた者が、其後成金となつたとて、恩返しに來た。土産を置いて行く。後に開いて見ると八千円の銀

行小切手であった。そこで、妻君を連れて友人を誘ふて岡山に豪遊に向かうという荒筋である。大体喜劇的に仕組まれてあるが、自然に弁護士道を表現しあるはうれし。弁護士は本物がやったのだから、悪からう筈なく、其他書生、会社役員、三百屋、成金等何れも軽妙の出来、若しそれ弁護士夫人に至つては、声も調子も頗る男性的で正に二十一世紀の新婦人位に見えたのは頗る愛嬌ものであった。此の天下一品の弁護士道劇は、是非東京の同業にも見せたいものじゃなど考居るうち、酔も廻りたれば、僕等五名御先きに失礼して宿に帰る。斯くて、大会一日は人事美に酔はされた。明日は、自然美探勝だ。夫れを楽しみに穩かなる眠りに就いたのである。

三、豪溪探勝——吉備神社参拝

翌くれば、秋空拭ふが如く、金風肌に爽かなり。青木君と森君とは、未明に起きて後楽園見物に行く。僕、岩田君と朝餐を共にして居るうち、秋山君、森君も帰る。此朝、岩田君帰京す。残る四名は大会委員に迎へられて、裁判所弁護士控室へ行く。伊藤所長、田中検事正を始め、判検事一同、赤木監督書記等既に在り。刑務所長井桁君もあり、それに、市助役、各新聞記者、各地弁護士会員を加へて、同行者百人に近きが、自動車に分乗して九時半出発した。日曜日和、大会日和である。九里の行程、略二時間にして、豪溪に着いた。

豪溪の勝は、故櫻井高梁より聴かされ、又た不折画伯の絵で見

せられた所だが、実物を見るは今が初めてである。成る程、聞きしに優るものがある。小規模ながら整ふた勝地である。山陽の筆法にていは、之を中国第一といふも、或は誣ひざるなりである。横谷川に沿ふて上り行けば、先づ曇岩乱石の路傍に転がりあるに驚かざる、。上ること更に一、二丁すれば、突如、削岩峭壁の溪流をはさんで、聳ゆるものがある。こゝから二、三丁の間が山形岩谷変幻極りなき、豪溪の勝地であるのである。内務省の高札あり、能之を説明す。曰く「豪溪は花崗岩より成れる横谷川の峡谷にして、両崖は絶壁又は天柱を為す。天柱峰圭峰盒に岩剣峰雲梯峰等は其著しきもの也——花崗岩の垂直水平節理能く発達し、之に沿ひ風化浸食せられ、削崖奇石を成せるもの、一標式たるのみならず、小地域に於て変化多く、蓋し中国地方には稀に見る勝地なり云々」。此日、紅葉には尚ほ早かりしが、既に淡紅色なるが、矯樹乱松と巖面に点綴し、壮美の観を呈して居た。僕、句あり。

豪溪は南面に似たり秋日和
岩と岩が積み重つて峰を成したるところ、紅の色濃き一条の葛があつた。またなく目についた。

絶壁の岩の裂け目や葛紅葉

岩谷兀として柱に似たものがある。寛保元年儒者武元登々葺が之に天柱と刻して居る。

薄紅葉天柱空に聳えけり

寺の離れ風の亭あり。眺望のよい処だ。そこで、弁当が出る、

酒が出る、美人も出る。美人は、平素芸者を業とするものなるも、此日は岡山市民として来加したのだといふ。一行の中に詩人池田、長谷、波多野、仁山等あり、素人画家たる水野判事もあり、然るに何の因果か、皆が僕を目がけて揮毫責めにす。御蔭で酒も余り飲めなかつたのである。

流行神たる高松稲荷には、余り要なし。画聖雪舟の育てりといふ宗福寺や、秀吉の水攻めにて名ある高松城跡やは、自動車中に眺むること、す。幾ばくもなく桜の馬場を一直線に官弊中社吉備津神社表石段につく。石段を上ると、北随神門あつて、直に本社殿前に出ず。門は、天文十一年の建造で、八脚門造入母屋松皮葺丹塗で、特別保護建造物だ。本殿の内部は朱塗にて壮麗を極む。其屋根が「吉備津造」と称せらるゝ程の特長ある型で、勿論特別保護建造物だ。

銀杏落葉吉備津造の屋根の上

南随神門も立派だ。而して、廻廊の長さこと天下無比と称せらる。倅而、御神靈は人皇七代孝靈天皇第三子にして、四道將軍の一たる大吉備津彦である。命は、武埴安彦及其の妻吾田媛の乱を治め、今の山陽道を鎮撫し給ふたる武勲赫々たる偉人である。一同は、本社殿内陣朱塗の所に入りて人権擁護の祈願を籠めた。終て、鳴動釜殿に入る、正面に大なる竈がある。白衣の女、玄米を搔笥に入れて振り、神職前に侍り、祝詞を奏上すれば、其竈大に鳴る、鳴るは願意を容れ給ふなりといふ、時に鳴らざるあり、又

鳴るにしても裕かに鳴ると荒らかに鳴るとの別ありといふ。何れも、吉備津彦に征服せられたる豪族温羅の生霊が竈を籍りて意思を表示するのだとは、さても神秘的である。唯だ搔笥を振る白衣の女、即ち阿曾女が手品師のやうな手つきをしたのと、祝詞をあぐる神職が余りに俗っぽかりし為めに、神秘味が半減せられたのは遺憾である。

搔笥振る阿曾女の袖に秋日哉

僕は、実物宝物を見たかつた、山に上りて展望したかつた、而も、時が許さなかつた。高梁に出て、櫻井高梁の墓に詣でたかつた。網島梁川の生れた所をも見たかつた。而も、時は総て之を許さなかつた。岡山市長の招待会は、既に一同を待つて居たのである。

四、岡山市長の招待会——芸尽し

窪谷岡山市長は、同業の關係もありて知らぬ仲でない。特に、市長と特別關係ある同業黒澤君は、当協会の長老にして僕と深交ある所だ。依て、僕は市長に遇へたかつたのだが、市長は重大公用で知事と共に出京せられて不在であつたのは遺憾であつた。遺憾の事をいへば、広島控訴院須賀君が海外旅行中で見へなかつたこと、検事長皆川君が公用の都合にて見へられなかつたこと、である。之は、僕が旧知に遇へると思つたのが遇へなかつたからである。代りに、之も旧知なりし伊藤所長と田中検事に遇ふことが出来て、二日間歓を共にすることを得たのはうれしかつた。尚ほ、旧知の井桁刑務所長に二十年振りであつたのも珍らしかつた。弁

護士諸君にも話し合つて見たら、沢山知合があつた。而して、市長代理助役齋藤威郎君とは、松之江の宴会の際、席相隣りせる為め話もし交りも深くなつた。大会二日間の最後たる今は、幾んど総ての人と知合となつた。そこで、深き親しみの感情を以て、市長の招待会に臨んだのである。会は、此日午後五時より、同地の社交倶楽部に開かれたのであつた。

市長代理として寺坂助役、御挨拶あり、広島島の田上弁護士会員を代表して謝辞あり、僕は日本弁護士協会を代表して、また謝辞と所感を述べ。伊藤所長の発声にて一同岡山市の万歳を三唱す。此時、昨日の大会の写真三葉の絵葉書となりてくばらる。それからが、会員の芸のしくらべ、聴かせくらべ、和氣堂に充ち、歓楽尽くる所を知らなかつた。僕は、帰京の汽車の都合もありて、御先きに失礼して帰る。

歓楽に疲れたる身や秋灯

何にかにの都合にて、僕と森君とは、十一時過ぎの汽車に乗る。遅いのに大会委員諸君が態々御見送り下さつたのは、誠に恐縮の至りであり、深く感謝する所だ。家本弁護士備前焼の儒者像を土産に下さる。斯くて、沢山の土産話を以て、僕等は東京に帰つたのである。

茲に改めて大会諸君御一同の健康を祝し、且つ其御厚意に対して、満腔の謝意を表するものである。(十四、十一、十五)

(注) 広島控訴院管内弁護士大会(中国)大正一四・一〇・二八、大正一四・一一・三、「山陽新報」大正一四・一一・八 参照

②〇中国弁護士大会(録事)第三二二号、大正一四・一一・一

「司法制度の改善と中国弁護士大会の決議」 宮島次郎

司法制度改善に関する広島控訴院管内弁護士大会の決議は、吾人が多年唱道せる所と趣旨に於いて一致するあるを觀、益々之に關する吾人の信念を堅くしたり。依て、此議會に於て其主要なる事項に關して卑見を述べんとす。

(一) 検事局直屬の司法警察官を特置する事は、方今の急務とす。現今制度の如くなるに於ては、時の内閣に不利なるべき犯罪事件は、兎角逸せられ易し。証拠を蒐集すべき、司法警察官が内務省系統に屬するものなるを以て、時の内閣の鼻息を窺ふの弊あれば也。又、警察官と所謂民衆運動者との間の争に基き生じたる暴行陵虐等の犯罪ある場合に、今の如くんば民衆側の犯罪を挙げ得るも、警察官側の加害者は幾んど挙ぐることは能はず。是れ蔽正の態度を失ひ味方を庇護せんとする為なりといはる、も一言もなき事情ありとすべし。又た、一般事件に就ていふも、検事局は其直屬の司法警察官なく、証拠蒐集其他の必要ある場合、内務省系の司法警察官を煩はざるべからざる仕組なるが故に、平素は司法警察官と好感情にある必要上、俗に所謂其顔を立て置くことが便利なるを以て、警察より送致せらる、事件は、多少無理なるかの感

あるものにて、兎角濫訴せらるゝの弊あり。是等の弊は、其あるも法の厳正、人權擁護の爲め慨すべし。況んや、諸弊続出すべき、悪制度なるに於てをや。仮りに、新制度を布くことによりて、若干の弊生ずる虞ありといふものもあるも、之を今の大弊害と比せば素より同日の談にあらず。是れ、吾人が新制度を熱望する所以也。而して、今や中国弁護士大会決議に此新制度の必要を叫ぶ。吾人は、当局者が速に決意断行せんことを望む次第也。

(二) 民事訴訟の書証に刑事不起訴記録の取寄をなさんとする場合に、検事局は之に応じたるものなりしが、近來幾んど之に應ぜざるに至りたるは、眞実発見の裁判の爲に慨すべし。法規の解釈としても、之に應じて差支なしと信するが、若し法の活用を知らざるに於ては、已むを得ず法規を改むるの要ありとす。

(三) 証人に対しては、直接訊問反対訊問を爲すにあらずば、眞証言を得難し。刑事訴訟法に於ては、直接訊問權を認む。民事訴訟に於ても、其必要あるは勿論也。尚ほ、大会決議にはなけれども、調書に重要事項に関する証言を記載せしめんとするも、書記応ぜざるに於いては、何とも仕方なき制度を改め、民事訴訟に於ても刑事訴訟法第六十条第十一号の如き規定を設け、必ず調書に記載せしめ得ること、する要ありと信す。

(四) 大会決議中「裁判所と検事局とを分置し、裁判所の行政事務は大審院長をして、之を統括せしむるの制度に改むるの要ありと認む」とあるは、亦た吾人平素の主張と合す。今の裁判所構成法

は、裁判所の構成に関する法規と検事局の構成に関する法規とを併せて規定しあるが、本来裁判所構成法は、憲法附屬の重要法律なるが故に、憲法第二十四条との關係上、唯だ裁判所の構成に關してのみ規定すべく、検事局の構成は之を同法より除き、他の法規に規定せらるゝを妥当とす。検事局構成法は、之を別の法律に規定するとし、其規定するに方りては、「各裁判所に検事局を附置す」といふが如き不都合にして、裁判の意義に就き誤解を生じ易き文字は素より避けざるべからず。検事は裁判するものにあらず。然るに、裁判所内に検事局あるが故に、裁判は判事検事共に之を爲すものなりとの誤解を抱かしむ。仮に、検事の処置に恨みある場合に、裁判所其者をも恨むに至る。之れ、制度の不都合より生ずる悲しむべき事実なり。依て、之が改善を要す。吾人は、裁判所と検事局との建物其者をも分置せんことを望むものなるが、暫く之を第二の問題とし、先づ法規上劃然之が分置を規定するの急務なるを認む。要之検事局構成規定は、裁判所構成法より除くべし。而して、検事局は裁判所内に附置すとの規定を廢し、之を附置せざることをすべし。之を附置することによりて、百般の弊害生じつゝあるを知らずや。次に、司法省の事務は、大審院長内務省及び法制局に分掌せしむることを得、而して、司法省を廢止することを得、之を廢止したる方却て司法權の眞の獨立の効果を觀ることを得べし。仮りに之は大問題なとするも、裁判所の行政事務は總て大審院長をして統轄せしむることに速に制度を改善せん

ことを望む。

(五) 裁判官優遇の途を拡大し、人材を招致するの要あるは、吾人多年唱道する所、江木法相亦た此に感あり、熱心尽力中なりと聴く。吾人は、協力之が達成を期する者也。

(六) 被疑者に対する取扱は、此上とも大に改善を要す。聴取書の作成にも注意すべし。真に被疑者の意の表れはる、様にすべし。

保釈は、成るべく聴許すべし。必要なき一日を緩ふするは、一日丈け人権蹂躪を為すものと知るべし。地方によりては、新刑事訴訟法実施後に於ても、其取扱方旧態依然たるものありといふ、改善すべし。

(七) 司法に関する法令の制定改廃に際しては、従来も予め各弁護士会に諮詢せられたるものがあるが、亦た諮詢せられざりしものも多し。借地借家法、小作調停法、和議法等、最近の例丈けにても諮詢せられざりしもの、枚挙に暇あらず。斯るが故に、社会の欠陥を救治せんがために生まれたる諸般の法令も実情に迂なるもの、制定なるが故に、能く救治の目的を達するを得ず、往々却て其弊を増す。今回改正せんとする民事訴訟法の如きも、今一応正式に各弁護士会に諮詢することが、誠意ある仕方なりと信す。

(八) 陪審法は、其実施前大に宣伝を要す。今のやり方にては、甚だ心細し。各弁護士会と打合せ協力して熱心宣伝の要あるべく、司法省に於ては、各弁護士会に対し相当之が費用を支出すべき也。

(九) 三百屋退治取締の法規は、県令を以て、既に之を為しつ、あ

るものであるが、這般は全国的に統一的に法律を以て規定せざる時は、実行を挙げ難し。甲地に於て取締るも乙地に於て不問に附するに於ては、甲地は徒に乙地の三百屋的人物に蹂躪せらる、こと、なるに過ぎず。尚ほ、該法規の実施と同時に各弁護士会の内部に於いても之に適応すべき、風紀取締に関し、内部規定改善すべきものあるなるべし。

(十) 「法廷に於ける検事は、訴訟当事者なりとの趣旨に基き、検事席を裁判官と同列にせざるの要ありと認む」と、大会は決議せり。然り、大に然り。然れども、吾人は一步を進めて、検事弁護士座席対等を多年主張し来れり。此点に付ては、従来屢々論じたる所なり。当事者は、対等ならざるべからず。一方が、国を代表すればとて、判官の前には相手と同地位なり。民事訴訟に於て、国を代表する訴訟代理人の場合を考ふ可し。又た、一方が役人なりといふ、而も役人なるが故に高き地位を与ふべきものにあらず。之も民事訴訟に於いて高位高官の当事者なる場合を考ふ可し。法廷以外に於ける地位と待遇とは、自ら別問題なり。唯だ、法廷に於ては、飽迄対等ならざるべからず。其対等の表現として弁護士と席を同列にする要ありと信す。然るに、今は検事の席、裁判官と同列なり。検事と裁判官と共に裁判するものなるかに見ゆ、速に検事の座席を引き下ぐるを要す。

(十一) 司法官の採用は、弁護士よりすべし、之れ多年日本弁護士協会の唱道せる所也。斯くてこそ、司法官は化石との評を免る、

ことを得べけれ。唯だ、今は待遇に關する制限あり、之れ無用有害の制限なり、速に之を撤廢し、裁判所へ新鮮なる空氣を流入することを要す。

其他大会の決議は、別項記載する所の如し。而して、何れも趣旨に於いて吾人の意見と一致す。最後に、大会は如上の決議を權威あらしむる爲め、日本弁護士協会の協力を望むと決議せられたり。協会は、正式の機会を経て相当決議を爲すべく、斯くて司法制度の改善、期して待つべしと信ず。

(此稿は協会の決議前に起草せるもの也。其発表せらるゝ頃は、協会の決議も亦た発表せらるゝなるべし)

(注) 宮島次郎は、前掲「司法制度の改善と中国弁護士大会の決議」と同趣旨の論說「山陽弁護士大会の決議に就て」を、「法律新聞」(大正一四・一一・二五)に執筆している。ただし、前記(六)は、削除されている。

②広島控訴院管内弁護士大会 (正義) 第二卷第一号、大正一五・一・一
一) 「広島控訴院管内弁護士大会」 岡山弁護士会主催 軸原憲一
広島控訴院管内 (広島、山口、鳥取、松江、松山、岡山) 弁護士大会を、本月七日(注、大正一四年一月七日)より、岡山に於て開催したる処、広島弁護士会より田上会長外一七名、其他各地弁

広島弁護士会沿革誌 (3)大正編

護士会より二四名参集(参集者氏名末尾記載)し、殊に帝國弁護士会より岩田博士、秋山弁護士、日本弁護士協会より青木博士、宮島森両氏、出席あり。午後一時より、岡山市会議事堂に於て會議を開き、足利岡山弁護士会長、開会の辞に引続き、満場一致を以て同氏を議長に推し、左記協議事項の議決を爲し終つて、岩田青木両博士の祝詞演説あり、午後五時より同市松ノ江に於て大懇親會を開き、席上田上広島会長、東京宮島秋山両弁護士諸氏の祝辭演説に引続き、宴に移り、余興として吉備樂、童話劇及び岡山若手弁護士連の「或る日の弁護士事務所」と題する新派劇の催しあり。午後一時半、盛會裡に宴を閉じ、翌八日は、午前九時より中国の名勝豪溪に楓を探り、帰途人權擁護祈禱の爲め吉備津神社に詣で、午後五時より岡山社交俱樂部に於ける市長招待會に、一同出席、午後八時全く大會を終了したり。

出席者

「広島弁護士会」 田上諸藏君 池田寛作君 松井繁太郎君 吉田眞策君 麓巖君 土井與一君 岡田陸藏君 井上博君 林飛隆善君 田中豊君 江藤直作君 藤田若水君 三浦強一君 早川六郎君 佐藤芳松君 藤井定市君 今福新一君 森保祐昌君
「松江弁護士会」 小脇熊雄君
「松山弁護士会」 宇和川濱藏君
「山口弁護士会」 頼宮悟一郎君 小河虎彦君 岩本憲三君 中野治介君 木村信一君 小倉泰治君

三〇三 (三〇三)

〔岡山弁護士会〕 会員全部

(松山弁護士会提出案)

- 一、司法警察官を検事局に特置されんことを望む
- 二、民事訴訟の書証に刑事不起訴記録の取寄を求むる時は、検事局は之に応ず可きことを望む

- 三、民事訴訟の証人に対しても、当事者より直接訊問を為し得る様、法規の改正を望む

- 四、証人、鑑定人の宣誓を命ずるに際し、宣誓の意義重大なることを徹底的に諭示されんことを望む

- 五、弁護人は予審中と雖も、記録全部を閲覽し得る様、法規の改正を望む

(松江弁護士会提出案)

- 一、陪審法の趣旨徹底に関し、運動を各地弁護士会一斉に起すこと

(広島弁護士会提出)

- 一、裁判所と検事局とを分置し、裁判所の行政事務は大審院長をして、之を統轄せしむるの制度に改むるの要ありと認む

- 二、裁判官優遇の途を拡大し、人材を登用するの要ありと認む

- 三、新刑事訴訟法実施後と雖も、尚被疑者に対する取扱は依然旧態を存せり、宜しく新刑事訴訟法の趣旨に鑑み其取扱を改善するの要ありと認む

- 四、上訴に関する里程猶予の規定を廢し、上訴状は原裁判所に提

出することに規定を改むるの要ありと認む

- 五、法廷に於ける検事は、訴訟当事者なりとの趣旨に基き、検事の席を裁判官と同列にせざるの要ありと認む

- 六、競売法に依る競売期日は、利害関係人の承諾あるときは、期日を変更することに取扱を改むること

- 七、民事保証金の還付に付、相手方の同意なき場合は、裁判所は相手方に対し、一定の期間を定めて催告し、異議なき時は還付することに取扱を改むること

(岡山弁護士会提出)

- 一、司法省に於て陪審制度を宣伝せらる、場合には、弁護士も其の員に加へられ度きことを、其の筋に要望すること

- 二、死亡せる事実上の父に対する私生子認知及離縁無効の訴は、検事を相手取り訴訟を起し得る法律を制定せられんことを其筋に要望すること

- 三、不起訴記録の取寄に應ずることを司法省に要望すること

- 四、親族会員の選定は、将来層一層慎重審議の上、決定せらる、様、其の筋に要望すること

- 五、予審中弁護届を差出したる弁護士に対しては、予審終結の際、其決定書を送達せらる、様、其筋に要望すること

- 六、司法に関する法令の制定改廢に際しては、予め全国各弁護士会に諮詢す可こと

- 七、司法省は、陪審制度実施に関する宣伝に付いては、各弁護士

會と協力すべきは勿論、其費用を適當に支出する事

八、我國に於ける司法官の待遇は、行政官に比して著しく懸隔あり、依て速に之が優遇の途を講じ、以て優秀なる司法官を招致する事

九、弁護士に非ずして、弁護士の事務に軼掌する所謂三百に對し、其取締法案の制定通過に協力すること

(岡山地方裁判所津山支部弁護士団提出案)

一、偽証は必罰主義を徹底せられんことを望む

二、刑事不起訴及起訴猶予記録を民事事件の取寄に可成應ぜられ度き様、検事局へ交渉の件

三、民事事件に付、双方は一方の代理人が裁判所所在地外より出張するものなるときは、而も証拠申請のみの弁論なるときは、事情の許す限り成可民事訴訟法第二百七十七条に依り、書面申請を為すことを相互に勵行したき件

四、執達吏共同役場を単独役場とする件

五、供託は、供託局に於て為し得る様改正の件

六、民事訴訟法第六百四十三條の三の公課証明を要せざることに改正すること

(山口弁護士會提出)

一、法廷の森嚴を維持するに注意すべし

二、検事局は、不起訴処分に関し、慎重の考慮を欠き、濫用の風ありと認む

広島弁護士會沿革誌 (3)大正編

三、検事局は、不起訴記録の取寄に應ず可し

四、司法官の採用は、弁護士よりし、其待遇に関する制限を撤廢すべし

大正一五(一九二六)年

②広島控訴院管内弁護士大會(「録事」第三三三號、大正一五・二二)

一)

「広島控訴院管内弁護士大會」

本協會より代表者出席

——司法制度改正の提案、議決されし重要事項——

大正十五年十一月六日午後一時、広島控訴院管内弁護士大會は、広島高等工業学校校内に開かる。是より先き、日本弁護士協會は、同會の招待により猪股淇清、塚崎直義、池田清秋三氏を理事會決議を以て派遣に決し、右代表者三名は同日定期前記會場に望む。

此日出席者は、管内弁護士九十三名、内広島五十一名、岡山十八名、山口十二名、松山七名、松江三名、鳥取二名にして、広島控訴院長須賀喜三郎氏、同檢事長皆川治廣氏、広島高等工業学校長川口虎雄氏、帝國弁護士會代表鹽谷恒太郎、堀江專一郎、山崎佐の三氏、本會代表前記三氏外二十四名來賓臨席。而して、會場は階下で各議席を設け、來賓席は會場に設く。定刻より遅る、事約一時間、二時開會せられ、広島弁護士會會長富島暢夫氏、議長に選ばれて着席、先づ左記各弁護士會提出の議案に付き討議せらる。

三〇五(三〇五)

(岡山弁護士会提案)

一、国家賠償法を制定すべきこと。

二、法廷に於ける弁護士席の設備に付き、相当の考慮を煩したきこと。

三、弁護士に支払命令を発するの権限を付与すること。(否決)

四、執達吏の合同役場廃止の事。

五、供託局に於て金銭及有価証券に限り直接取扱ふこと。

提案者各説明を為し、討論に入り、第三案否決の外、第二案は

「刑事法廷に於ける」と修正、他は全部可決せらる。

(山口弁護士会提出)

一、陪審制度の施行を大正二十年まで延期すること。(否決)

二、陪審法廷に於ける検事、弁護士の席を対等にする事。(岡山

案と重複に付撤回)

三、官選弁護の場合に弁護人に費用相当の手数料を支給すること。

本案は、可決せられたるも、反対稍々多数にして相当議論せ

られたり。

四、弁護士訴訟主義を採用すること。

第一案否決、第二案撤回の外は、全部可決せらる。

(松山弁護士会提出)

一、陪審法施行に付、司法省の宣伝方法は遺憾なしとせず。映画

其他の方法を以て、積極的に宣伝せられんことを望む。

二、裁判所書記優遇の途を拡大し、人材を登用するの要ありと認

む。(例へば、公証人は裁判所書記の年功あるものを採用する制

度に改善し、又は判事補並に検事補の職制を設け、之に採用す

る等。)

三、地方裁判所支部に於ける職員の充実を図ること、若し能はず

んば、寧ろ支部の制度を廃止すべし。(若し以下を削り修正可

決)

四、簡易裁判所の設置は、其必要ありと認むるも、司法官以外の

者をして、之に衝らしむることは不可なりと認む。

五、明治十八年九月違警罪即決例を廃止すること。(以上可決)

(松江弁護士会提出)

一、区裁判所に於て出張判事制度を廃止し、必ず専属判事を補任

することを望む。

二、予審に於ける弁護人選任の制度を意義あらしむる様、勉めし

むること。

三、民事訴訟事件に付き、偽証の疑ある場合、裁判官は告発又は

検事に注意を為す様、勵行されたきこと。

四、所謂三百取締の制度を確立する様、当局を鞭撻すること。(以

上可決)

(広島弁護士会提出)

一、弁護士法改正案は、議會へ提出前に相当の審議攻究の期間を

置き、各弁護士会の意見を徴するの要ありと認む。

二、改正民事訴訟法は、其実施を延期し汎く民間の意見を徴し、

之を修正するの必要ありと認む。

三、司法官は、総て弁護士より登用するの制度に改むるの必要ありと認む。

四、判検事停年法は、速かに之を廃止するの要ありと認む。

五、司法省を廃止したる上、裁判所の行政事務は大審院長をして之を統括せしむるの制度に改むるの必要ありと認む。以上

議案は、頗る重要事項にして、而かも二十三項の多きに達したるも、老練なる富島議長は一瀉千里善く之を整理し、僅々二時間にして議了したるは、敬服に値す。

右議事終りて、來賓中帝國弁護士会を代表して鹽谷恒太郎氏、祝辭と共に中央法曹界の事情を述べられ、次で本協会代表者猪股淇清氏先づ昨年岡山市に於ける本会の決議に対し、日本弁護士協会が之が實現を期すべく、司法当局並に貴衆兩院等に向つて運動せる事實並に結果を報告し、且つ当日の決議に付ても、日本弁護士協会は前回同様協力一致、其達成に努力すべき旨及び本会の益々發達せん事を希望する旨挨拶せり。

尚、当日須賀控訴院長、皆川検事長の祝辭並に講演は、時間の都合上省略せられ、午後四時半閉会せられたり。次会は、松山市に於て同大会を開くべきを議決して、校庭に於て記念撮影の上、自動車にて懇親会場羽田別荘に赴きたるが、却々意義ある大会なりし。

「広陵の大会に參列するの記」 清秋生

広島弁護士会沿革誌 (3)大正編

大会六日の正午に間に合ふ汽車は、五日午前九時五分發より外にないので、此の汽車で行くと広島着は六日の午前二時過ぎである。かくては、出迎の都合やら旅館の都合やら、あつちもこつちも太かい迷惑だらうと、そこは苦勞人の猪股氏の工夫で、京都駅に下車し、更に同駅發の午後八時四十五分かの下関行の車に乗り換へたのである。が二時間弱を夜の静かな京都の町を散歩したのは、單調な夜の汽車旅行を調和すべく、格好の工夫と謂はねばならぬ。塚崎氏は、風邪の気味とて、散歩を止めて独り、京都駅前の物産陳列館樓上のカフェーに京美人の婀娜に見取れて居られたのは、目下夫人選択中の君としては、是亦好個の工夫と謂はずばなるまい。呵々、かくて定刻下之関行に乗り込むや、直に寝台車中の人となる、一睡夢は或は広島に或は〇〇にと辿りつ、午前八時五十分、秋空一望朝暾の光を浴びつ、広島駅に下車すると、井上広島弁護士副会長外数氏の出迎を受け、差向けの自動車にて吉川旅館に入る。宿は、三十六疊の大広間に十五疊の次の間付、当館第一の御座敷なので、一行の得意思ふべしである。

大会の議事決議事項は、別項の通り滞りなく済むや、一同自動車にて、大懇親会場たる羽田別荘に向ふ。同邸は、広島第一の宴会場で、庭園頗る広く、池あり瀧あり築山あり、池にはアザラシ、ワットセイの巨獣あり、園の一隅には小動物園あり、恰かも淺草の花屋敷か上野動物園に髣髴たるものがある。一同開園の準備中、園内を嬉々として逍遙、やがて開会と同時に余興の舞台の幕は

切つて落さる。「暗夜の光明」は、本館主特種の工風になる小女劇団の出演で、その「ダンス」は電気の反射光を応用せしこと、と絢爛人目を奪ひ、妖嬌曲線美を照らし出され、見るものをして恍惚たらしめた。加之広島美妓の宮島踊等があつて、更に一種の興趣を添へた。かくて、余興終りて、開宴となるや、富島広島弁護士会長の挨拶あり、之に対し司法官側の来賓を代表して須賀控訴院長莞爾として円転滑脱なる謝辞あり、次に塚崎氏日本弁護士協会を代表して挨拶あり、氏は開口一番、今やモダンガールの流行が如何に欧州を風靡しつゝ、あるかを説き、一転して日本現代の法律制度に及び之を改善応用するは法律文明開拓の活機にあらざるかと喝破して長からんとして、長からざらしめず、之を結ばれたのは、嬉れしかつた。次に、堀江帝国弁護士会代表の挨拶ありて盃盤愈々酣となるや、庭前に仕掛けられた火花は、暗黒の空に百花を開かしめ、歓待至れ尽せりて、真に恐縮の至りであつた。我等野暮党は長座は却つて失礼と窃かに席をすべつて帰宿、按摩に採ませながら三人枕をならべて寝につきしは、少し気がきかない。翌日は、園遊会並に島巡りすることになつてゐるが、塚崎氏は風邪の気味とて、一切のプログラムを放棄し、此夜遽かに二時何分かの夜行特急に帰京せられしは、残念であつた。

十一月七日午前七時五分、睡眠をこすりて起床、朝食も匆々に広島市役所差廻しの自動車で宇品港に向ふ。既に、先着須賀院長、皆川検事長等あり。八時半貸切りの汽船に乗れば、広島市長たる

曩きの控訴院検事長川淵龍起氏舷頭に起つて歓迎の辞を陳べらる。我等は、定めし厳格其もの、如き、法律的御挨拶と思ひの外、世話にくだけた御挨拶……本日は、自分親しく御接待申あげぐべきの処、風邪に加ふるに余病を以てす、医師は門外一步を許さ、るも、其れでは余りに失礼故、充分の警戒の下に兎に角御挨拶丈にてもとて、推参したる次第にて、船中清遊を俱にする能はざるは、誠に遺憾であるが、其の代り十数の孫娘を代りとして差出しまして、一同畏れ入つた。後で聞けば、市長の碎け振りには、今にはじまつたのではなく、今日は是れでも極めて謹厳の方ですといふ。市長も余程法律の社会化を実現せらるゝ、積りらしい。

かくて、船は碇を巻き、多数の婀娜を載せて酒肴の用意も充分に興味深き島巡りの幕は切つて落され、一点の雲もみせぬ宇品湾十里一碧翠嶼点々の間を縫ふて静かに波上を亘るが如く進む。進み進んで、養父崎神社前海上数丁の処に着く。是れより先、宮島神社より差廻された衣冠束帯の神官二人、小舟に乗り、笛を吹き「祝詞」を唱えつゝ、遙か彼岸の神祠に向つて、用意した三玉に御幣を樹て、玉串「お団子」を載せて御鳥様を呼んだ。すると、忽然として彼岸祠林から二羽の神鳥羽音高く三玉に向つて来て、御玉串を啄ばみ、更に之を遙か彼方にある祠前に供へた。かくする事三回、御鳥喰式の光景は、宛として一幅の絵画で、古代神事もかくやと許り、拍手喝采暫く鳴りも止まざるものがあつた。同

乗案内者は、声高く「御目出度く、御式も済みました。本船には御一人も穢れたる御方はなかりし為めに、幸ひ満足に御式もすみました」と、一同相顧みて目出度しく。かくて、船は更に進んで、宮島七浦の内、第一の拝所たる杉の浦に仮泊上陸して祠前に祝詞を捧ぐ。船は更に全島七浦を巡りて一周を終り、午後二時宮島に復り、各自神前に額き、国家安泰を祈り、岩惣旅館の後庭、真紅に燃えた紅葉谷の園遊会場へとゆく。此処には、宮島紅裙のおでん、かん酒かするこ杯の模擬店があつて、一同嗜好物に向つて突進せんとするや、弦歌遽かに林間に起り、紅葉の木影から宮島踊り静々と練り込み来り、興趣愈々豊かに、広島市長の所謂孫娘等と伍して、一段の光彩を添ふ。掉尾の一興真に終ありと謂ふべしである。興味未だ尽きぬのに、時計は猶与する処なく進み、帰りの時間となつたので、一同名残を惜みつゝ、同三時十五分、復び船に上り、更に船中に弁論を再開続行し、四時半といふに、字品に着いた。

我等、此夜（八日）午前二時東京行特急にて、帰京の予定であつたが、復たぐ乗換の妙計を案出し、七日午後十時の汽車で京都に先着下車し、八時十五分かの前記特急を待伏せて、八日午後六時半東京駅に着いたは、極めて工風をこらした旅行であつたと、自画自賛する次第である。

終りに、広島控訴院管内弁護士諸氏の御厚意を謝し、併せて遽かに御健勝を祈る次第である。

(注) 広島控訴院管内弁護士大会(中国)大正二五・二一・六(七)参照

②③広島控訴院管内弁護士大会報告(正義)第二卷第一号、大正一五・二一・一)

一、大正拾五年拾壹月五日午前九、三〇、本会代表堀江専一郎、鹽谷恒太郎兩名、広島行出發(日本弁護士協会の猪股淇清、塚崎直義、池田清秋の三氏も同車なり)

二、六日午前三、三四、広島着、広島弁護士会長富島暢夫、弁護士永井貢、同井上博の三君に迎へられ、一行は吉川旅館に投ず。

三、六日午前、前会長弁護士田上諸藏、井上博の両君其他数氏の來訪あり。

四、六日午後一時半、広島高等商業学校(注、広島高等工業学校が正しい)に於て、広島控訴院管内弁護士大会開會、議案及來賓等別紙の通りなり。來年度開催地を松山市と決す。本会代表山崎佐は、岡山市より定刻会場に着す。

五、議事後、帝国弁護士会代表として、鹽谷恒太郎は、帝国弁護士会の状況、就中民訴法案、司法官の優遇決議、朴列問題、陪審法廷に於ける検事の座席問題等に付、活動の状況を報告し、且つ東京と地方と連絡を取るの必要を述べ賛成を得たり。次に、日本弁護士協会を代表して猪股淇清氏の報告あり。

六、會議終了後一同撮影

七、午後五時、羽田別荘に於て大懇親会あり。出席者は、院長須

賀喜三郎君、検事長皆川治廣君、検事正阿部義彰君、其他約式
百余名にして、頗る盛会なり。富島会長の開会の挨拶あり。次

で、須賀院長の答辞あり。次に塚崎弁護士との挨拶あり、次に堀
江博士の答札及日米弁護士との比較談ありて好評なりし。九時散
会す。

帝国弁護士会 御中

大正十五年十一月六日広島控訴院管内弁護士大会議案

(省略)

五 会員の政治活動

1 衆議院議員

八、七日、広島市長川淵龍起君の招待にて、蔽島七浦廻りの遊覧
あり。午前七時、弁護士米田權之助君来訪、一行自動車にて宇
品に至り、遊覧船児島丸に乗船す。川淵市長は、棧橋にて一行
歓迎挨拶あり。且つ、病氣中に付、同船し難きを謝す。市会議
長弁護士森保祐昌氏及び助役佐野賢作氏、同船接待の労を取ら
る。蔽島に至り、七浦廻り、鳥喰式等を一覽し午後一時廻覧を
了る。

九、一時、蔽島上陸、岩物に於て広島弁護士会主催にて園遊会あ
り。一同、歓を尽し、午後二時半散会す。

十、午後五時、須賀院長を官舎に訪ふ。

十一、八日午前二時二分、広島発にて堀江、鹽谷の兩人帰途に就
く。山崎佐君は他用ありて後る。深更に拘はらず、富島会長余
等二人を駅に送らる。午後八時二十分帰京す。

大正五(一九一六)年一〇月、中正会と同志会が合同して憲政会
が結成され、政友会と憲政会(昭和二年六月民政党となる)が猛烈な
争いを演じるようになったが、広島では早速整爾が率いる憲政派
が優勢であった。大正期に入ると、同じ広島市選挙区の早速整爾
対串本康三(大正八年二月二日死亡)の争いは早速の勝利に帰し、
政友派では望月圭吾(郡部・第9区)が勢力を持つようになり、憲
政会早速対政友会望月の勢力争いとなった。
大正年間、広島弁護士会員で衆議院議員であつた者は、次の通
りである。

総選挙回数	第12回	第13回	第14回	第15回
総選挙年月日	大正4年3月25日	大正6年4月20日	大正9年5月10日	大正13年5月10日

①	横山金太郎	○中正会↓憲政会	○憲政会	○憲政会	○憲政会↓新党倶楽部↓民政党
②	富島暢夫		○政友会↓維新会↓ 新政会↓清和倶楽部 ↓新政会		
③	山科愼次郎			○無所属↓庚申倶楽部↓ 無所属↓無所属倶楽部	
④	渡邊 伍				○政友会
⑤	河野 暁				○憲政会↓新党倶楽部↓民政党 (昭和2・10・21死亡)
⑥	藤田若水				△河野暁死亡↓昭和2・12・5 補欠選挙当選、民政党
⑦	吉田眞策				○政友会(昭和2・9・29死亡) △吉田眞策死亡↓昭和2・11・26 補欠選挙当選、政友会
⑧	名川侃市				
⑨	花井卓藏	○中正会↓無所属 ↓公正会	○無所属↓無所属団 ↓(改称) 正交倶楽部		
⑩	永屋 茂			○政友会 (大正12・11・8死亡)	
○	早速整爾	○中正会↓憲政会	○憲政会	○憲政会	○憲政会(大正15・9・14死亡)

(注1) 横山金太郎は第12回・第13回は郡部、第14回は第5区、富島暢夫は郡部、山科愼次郎は第3区、渡邊伍は第2区(第14回は次点、河野暁は第6区(第14回は無所属で立候補し次点、吉田眞策は第7区から出馬した)。

(注2) 岩田仙宗は、第14回総選挙に第13区において憲政会から立候補したが、次点であった。藤井乾助は、第14回総選挙に第4区において無所属で立候補したが、三位であった。

(注3) 名川侃市(第一東京弁護士会、第7区選出)、花井卓藏(第一東京弁護士会、郡部選出)、永屋茂(第一東京弁護士会・花井法律事務所所属、第12区選出)は、広島弁護士会所属ではないが、広島県出身なので参考に収録した。

(注4) 第14回総選挙から小選挙区制(注、小選挙区制は第15回まで、第16回から中選挙区制)となつて、政友会と憲政会の争いは熾烈であり、そのためか無所属の花井は引退した。

(注5) 永屋死亡による補欠選挙では、吉田中(備後新市織物株式会社社長、憲政会)が当選した。

(注6) 早速整爾(芸備日日新聞社長、広島市・第1区選出)は、横山金太郎の盟友であり、参考に収録した。早速は、現職の大蔵大臣の時、大正二五年九月一三日病没した(享年五九歳)。早速死亡による補欠選挙では、江藤榮吉(広島修道中学校長、憲政会)が当選した。なお、串本康三は、大正八年一月二日病没した(享年五七歳)。

2 広島県会議員

県会議員選挙は、衆議院議員選挙における、政党勢力の根源をなすものであったから、大正期には毎回、政友派と憲政派の天下分け目の選挙戦が演じられた。

県議会では、明治三二(一八九九)年から昭和二(一九二七)年までの間は、選挙における当選者数は政友派が多数を占め、憲政

派が優勢であったのは二回(明治四〇年・四四年)で、一回同数(大正四年)であるに止まった。この政友、憲政両派の勢力争いは、結局、政友派望月圭介と憲政派早速整爾の勢力戦の延長でもあった。大正年間、広島弁護士会員で、県会議員に当選した者は、次の一覧表の通りである。

選挙年月	明治44・9	大正4・9	大正8・9	大正12・9
① 不破熊男	○			
② 藤田若水		○	○	
③ 新開弘道(辰市)				
④ 森保祐昌		○	○	△
⑤ 渡邊 伍			○	
⑥ 吉原一夫			○	○

⑦	岡田陸藏					○
⑧	今福新一					○

(注1) 広島市の定数は、二名であり、郡部の定数は、大正四年は五二名、大正八年は五三名、大正一二年は五一名であった。不破・藤田・森保・岡田は広島市選出、渡邊は呉、新開は安芸郡、今福は福山、吉原は御調郡の選出である。

(注2) 不破熊男(憲政派)は、大正二年八月、偽証・業務横領被告事件で起訴され、議員を辞任した。

(注3) 森保祐昌(憲政派)は、大正一二年九月の選挙で思わぬ落選をしたが、大正一五年二月の補欠選挙で当選した。森保は、大正八年一〇月から大正一二年九月まで市部会議長であった。

(注4) 藤田若水(憲政派)は、明治四一年七月、横山金太郎の衆議院議員当選にともなう辞任による補欠選挙で当選し、その後、参事会員、革新派党内総理の一人として議場の内外で重きをなした(「芸日」大正四・一〇・一三)。そして、大正四年一〇月から大正八年九月まで副議長であった。

(注5) 大正七年、新開弘道(憲政派)辞任にともなう補欠選挙が行われ、同年六月一〇日、村田詮三が当選した。なお、新開は、大正七年三月二八日弁護士名簿の登録を取消した。

(注6) 岡田陸藏は、政友派であったが、大正一三年四月政友本党に入った。今福新一、吉原一夫は、政友派である。

3 広島市会議員

大正期にも、早速整理が統率する革新派(憲政派・旧市民派)と、市民派(政友派・旧市長派)の抗争は、果てしなく続く。明治末期には、革新派が優勢となったが、大正二(一九一三)年六月の選挙では、革新派は、城壕埋立に絡む不正事件疑惑、堀川埋立における

理不尽・没同情問題、公債整理の失敗などが、市民派から激しく批判されて惨敗した。その後、大正一四(一九二五)年六月の選挙によって憲政派が単独過半数を占めるまでは、党派の離合集散、合従連合による主導権争いが続いた。

選挙年月	明治43・6	大正2・6	大正6・6	大正10・6	大正14・6
① 藤田若水	○(2)				
② 林十之助	○(1)	○(1)			

⑬	福田五郎					○(2)
⑫	佐藤五三					○(2)
⑪	麓 巖					○(2)
⑩	香川秀作					○(1)
⑨	植田壽作			○(3)		
⑧	井上 博			○(3)		
⑦	岡田陸藏			○(2)		
⑥	森保祐昌			○(2)	○(2)	○(2)
⑤	高田似龍		△(2)			
④	不破熊男				○(2)	
③	富島暢夫				○(1)	

(注1) ○は当選、△は補欠選挙当選である。括弧内の数字は納税額による等級選挙の級数である。1級から3級(大正二年は、各級定員二名、大正六年・大正一〇年は各級定員一三名)まであったが、大正一四年は1級・2級(各級二〇名)となり、昭和四年からは普通選挙(定数四四名)が実施された。

(注2) 不破熊男(革新派)は、大正二年八月、偽証・業務横領被告事件で起訴され、議員を辞任した。

(注3) 高田似龍(革新派)は、大正四年五月の補欠選挙で当選した。

(注4) 林十之助(革新派)は、明治三六年二月二四日、弁護士名簿の登録を取消しているが、参考として掲載した。

(注5) 富島暢夫(市民派)は、大正二年六月から大正六年五月まで議長、森保祐昌(革新派・憲政派)は、大正六年六月から大正一〇年五月まで副議長、大正一四年六月、昭和四年五月まで議長であった。植田壽作(政友派)は、大正一〇年八月から大正一二年五月まで議長であった。

(注6) 岡田陸藏、麓巖および福田五郎は政友派、佐藤五三は憲政派、井上博および香川秀作は無所属である。

4 政友・憲政両派の対立抗争

大正二(一九一三)年

大正二(一九一三)年六月の市会議員選挙は、六年任期・三年毎

の半数改選から、四年任期・全数改選に替わった最初の選挙であった。

(注) 市民派（大正二年六月の革新派）は、明治四三年六月の市議会半数改選に際し、革新派一七名（改選一六名、補選一名）当選、市長派（大正二年六月の市民派）二名当選と大勝し、市民派（市政刷新同盟・革新派）は、定数三六名中二五名を数えるに至った。

そして、革新派は、市議会の役員を、独占して、専断的行動を取ったという。「中国」大正二・五・二八―三〇。先ず、城壕埋立問題では、埋立地を実費相当価格で広島電気軌道に払い下げて市に損害を与え、次に、堀川埋立問題では、堤防を借地している住民には一厘の立退料も給与せず、これも広島電気軌道に払い下げて市に損害を与えた。更に、公債問題では、市民の税金を減額するという公約に対して税金は現状維持とし、不足する財源は整理公債を発行して市の借金を作った。そして、市長候補推薦問題では、市長代理が閉会を宣した後に、違法にも革新派議員のみで岡崎仁三郎を第一候補者に選挙した。このように革新派は、旧市長派から批判された。その間、早速整爾は、明治四三年六月から明治四四年一二月まで議長で、明治四〇年五月からは広島電気軌道取締役でもあった。また、横山金太郎は、明治四五年一月から大正二年五月まで議長であった。

明治四五年五月の第一回衆議院議員総選挙では、早速は広島電気軌道への城壕払下問題で批判を受けて、広島市選挙区から立候補出来ず、横山的地盤とする郡部から立候補して当選したが、横山は早速の身代わりで広島市選挙区から立候補して、串本康三（政友派）

に大差で敗れた。

この時の選挙では、改選前議員数二〇名を誇った革新派（旧市民派）は、城壕埋立問題、堀川埋立問題、公債政略の失敗などについて徹底的に攻撃されて反論できず、市民派（旧市長派）が二四名当選したのに対し、僅か九名の当選に止まり惨敗した。

しかし、七月の市議会における会派は、政友派二二名、革新派五名、中立組一八名に分かれ、単独で多数を制する会派がない状況となったという「中国」大正二・八・七。こうして、広島市の最大の問題は、広島市議会と市長問題であったが、政友派と非政友派との間の駆引きのため、不安定な時代が永く続くのである。

(注1) 大正二年六月の市議員選挙は、革新派にとって情勢がよくなかったため、早速整爾は立候補を断念し、また、横山金太郎は専心訴訟事務に従事するため、藤田若水は県会議員の職責を果たすため、立候補を辞退すると新聞広告をしているが、実際は立候補断念に追い込まれたのである。「中国」大正二・五・二七、「芸日」大正二・五・二七、大正二・五・三〇。弁護士では、富島暢夫（市民派・政友派）、不破熊男（革新派）、林十之助（元弁護士、革新派）が当選したが、不破は刑事事件で起訴され辞任した。

(注2) 大正二年二月一六日、長屋謙二市長が死亡したが、その後任候

補者が長期に亘り決定出来なかつた。まず、広島市会は、大正二年五月二三日、議場混乱の中で、林市長代理が市長選挙議案を撤回し閉会宣言をして、市民派議員が退場した後に、横山金太郎議長は市会を継続して、革新派議員のみで第一候補者岡崎仁三郎、

藏、第三候補者高木幹吾が指名されて、大正四年一月二三日、吉村は広島市長に就任した。

第二候補者高田似龍、第三候補者高坂萬兵衛を選出した。しかし、

大正四 (一九一五) 年

大正二年七月一四日内務大臣から選挙は適法でないのので再選挙を行うように指令があつた〔中国〕大正一・七・一四一五。その後、新しく選出された議員による市長候補者の選挙は、まず、

1 大正四 (一九一五) 年三月に行われた第二回衆議院議員総選挙においては、広島では、革新派すなわち中正会および同志会(後に合同して憲政会を結成)が大勝した。広島選挙区では早速整爾(中正会)が永年のライバル串本康三(政友会)を難なく破り、尾道では橋本大吉(中正会)、郡部では花井卓蔵(弁護士・中正会)、荒川五郎(同志会)、井上角五郎(政友会)、金尾稜巖(無所属団)、横山金太郎(弁護士・中正会)、宮原幸三郎(中正会)、龍口了信(中正会)、有田温三(中正会)、望月圭介(政友会)、湯淺凡平(無所属)が当選した。

大正二年九月二九日、第一候補者に川崎卓爾を選出したが、川崎は就任を承諾しなかつた。次は、大正二年二月二七日、第一候補者に豊嶋陽蔵を選出し、一旦市長に就任したが、自己の推薦する助役を市会が同意しようとしないので、大正三年三月一六日辞任した。そこで、市長欠員が長期に亘るので、大正三年三月二〇日、広島県理事官武岡充忠が広島市市長事務管掌に命ぜられた。

2 大正三 (一九一四) 年末、観音村灌漑所樋門設置問題に関する流職罪で、一二人の市会議員が拘引されたことから始まった、いわゆる市政疑獄は、大正四年三月、観音村灌漑所事件、福島町家畜市場事件、城壕埋立地事件、上田市長候補推薦事件、学務委員選挙事件、望月市長候補推薦事件(県会議員二名)、および浚渫船購入事件(県会議員三名)につき予審が終結し、贈賄者側を含めて三〇余名(内、市会議員は市民派一九名、革新派二名)全員公判に附されることになった。

第三回目(の)市長候補選挙は、大正三年六月一八日、市長候補者選挙延期説の議員が退場して、定数不足になつたので流会となつたが、引続き富島議長は、残つた議員に対してのみ出席を催告して、市長候補者を選挙し、第一候補者に植田五郎、第二候補者に井原市次郎、第三候補者に林公平を選んだ。これに対して、武岡市長職務管掌は、大正三年七月三〇日、選出は無効であるとして、再選命令を發した。こうして、第四回目(の)市長候補者選挙が行われ、大正三年一月二八日、第一候補者吉村平造、第二候補者田上諸

(注) 大正四年八月二日、広島地方裁判所において、罰金二一名(八〇円から一〇〇円)、懲役刑三四名(三月から一〇月、内執行猶予四年間三名、追徴金一〇円から三〇〇円一七名)と、被告人全員に対して有罪判決が下された(「芸日」大正四・八・二三)。

そして、この疑獄事件で公判請求された市会議員含めて議員を辞職した者が一九名に達し、定数の半数以上を欠くに至ったので、市議会は不成立となり、その内一七名について、大正四(一九一五)年五月二三日から二五日にかけて、補欠選挙が行われることになった(「芸日」大正四・五・一)。この補欠選挙で、高田似壠(弁護士・革新派)が当選したが、その外の市民派、革新派の色分けは不明である。

(注) 二名(3級二区)については、辞職の日が選挙名簿確定より後であったので、大正五年二月に補欠選挙が行われた(「芸日」大正四・五・二)。

3 大正四(一九一七)年六月には、全国的には優勢な政友会に對抗して、広島県でも革新派と同志会との間に、非政友の合同運動が起り、革新派眞藤齋、同志会田中重太郎の名を以て両派の会合が行われ、同月六日「政友会及び国民党の行動は、邦家の前途を誤るものあるを看破し、茲に一大合同を為し、鞏固なる団体を

組織し、以て……中央と地方とを問はず、政友会及び国民党の行動に反対の憲政の済美を期するを以て目的とす」という、誓約書を作成した。この文書には、藤田若水(弁護士・革新派、藤田筆吉(革新派・芸備日日新聞記者)、山本三朗(中国新聞社主)などが加盟者として署名捺印している。これにより、表面的には、中国新聞と芸備日日新聞とが握手した形となった(「芸日」[中国]大正四・六・八)。

しかし、九月の県会議員選挙の後、役員選挙に当たって談判不調となり、お互いに誓約を破ったと非難の応酬となった(「中国」大正四・一〇・一六、大正四・一〇・二〇～二三、「芸日」大正四・一〇・二六～三〇)。

4 大正四(一九一七)年九月の県会議員選挙の結果は、革新派(憲政派)と政友会とは、二六名対二六名の同数であったという。しかし、革新派は、新選無所属を取込み、三二名の同士を糾合して、広島県公友倶楽部という新議員団体を組織して、一〇月臨時県議会において、県議会の諸役員の大部分を自派の手に収めた。この時、藤田若水(弁護士)は、副議長に選任された(「芸日」大正四・一〇・二二～一四)。また、新開辰市(弁護士)は公友倶楽部の院内総理(三名)の一人に選ばれた(「芸日」大正四・一〇・一五)。

この臨時県議会における各派の勢力は、公友会三二名、同志会二二名、益友会(政友派)八名、無所属一名であった(「芸日」大正四・一〇・一五)。

大正五(一九一六)年〜大正六(一九一七)年

1 大正五(一九一六)年一月一日、中正会、公友俱樂部、同志会を中心とする、新政党憲政会の結党式が、築地精養軒で開催され、加藤高明が総裁に選ばれた〔芸日〕大正五・一〇・一一、「中国」大正五・一〇・二二。

この結党式に参列した、早速衆議院副議長、横山、荒川、宮原、瀧口、山道の各代議士、藤田県会副議長、倉本(重)、岩本、小松原、木原の各県会議員、山本中国新聞社主、松井弁護士、古川、高松の各市会議員、松島一郎等の二〇余名は、一〇日午後七時より、東京赤阪三河屋に会合し、憲政会広島支部設置ならびに同支部大会開催の件などを申し合わせ、晩餐を共にした〔芸日〕大正五・一〇・一三。

そして、憲政会広島支部発会式が、大正五(一九一六)年一月一日午前九時より、広島公会堂において、総裁加藤高明、総務尾崎雄らの臨場のもと挙行された。県会議長河本柏人が開会の辞を述べた後、山本三朗が座長となり、支部規則を可決し、更に早速整爾を広島県支部長に指名した。支部役員は、支部長の指名により、幹事五名中、山本三朗、河本柏人、眞藤齋、藤田若水、小松原要作を指名し、評議員の一部を指名した(その中には、弁護士藤田若水、同新聞弘道、元弁護士林十之助。次に、藤田県会副議長が、宣言書および決議を朗読して可決した。それより、県会議員木原七郎が祝電を朗読し、総裁加藤の演説があり、午後〇時七分

散会した〔芸日〕大正五・一〇・一三(一四)。

2 こうして、大正六(一九一七)年四月二〇日に執行された第一三回衆議院議員総選挙は、全国的には、政友会が勝利したが、広島における当選者は、憲政会四名、政友会三名(内、富島暢夫は、六月一日離党し維新会入会)、国民党一名、無所属四名(内二名は、維新会入会)であった。

3 大正六(一九一七)年六月一日から三日に行われた市議員選挙では、弁護士としては、森保祐昌だけが立候補して当選した〔芸日〕「中国」大正六・六・二(四)。当選者派閥の色分けは、改選前の色分けから見ると、為正会八名、革新派七名、不二会八名、新議員一四名であった〔中国〕大正六・六・二三。

六月二日、選挙後の最初の市議会では、議長、副議長選挙が行われたが、革新派連合によって、議長に山縣斎高、副議長には森保祐昌が当選した。派閥の色分けは、次の通りである。反対派の公正会一八名(旧為正会八名、旧不二会四名、新議員六名)、賛成派の革新系九名、親話会七名、旧不二会五名であった〔芸日〕「中国」大正六・六・二三。

そして、六月二八日の参事会員選挙では、当選者六名中、公正会三名、革新派二名、旧不二会一名で、学務委員選挙は、革新系一名、親話会一名であった〔芸日〕「中国」大正六・六・二九。

大正八（一九一九）年

大正八（一九一九）年九月の県会議員選挙では、政友会三名、憲政会一九名、国民党三名、中立九名が当選した。広島市においては、政友派五名、憲政派六名、中立一名（政友系）であり、その内、弁護士は、藤田若水（憲政党、森保祐昌（憲政系）が当選した。

一〇月県議会に向けての議員獲得戦の結果、定員五三名は、民声倶楽部（政友系）二八名、公友倶楽部（憲政系）一三名、純正中立団二二名（内、広島市三名は憲政系）に分かれた（「中国」大正八・一〇・二〇）。これにより、県会議長・副議長、郡部会議長・副議長は、民声倶楽部が獲得した。また、郡部会参事会員には、民声三名、公友一名、中立一名が選挙された。しかし、市部会では政友派は六名で多数を制することが出来ないため、藤田若水に主導権を取られて、市部会議長は森保祐昌（中立・憲政系）、副議長は堀江秀一（中立・憲政系）が指名され、参事会員は民声二名、公友二名、中立一名が当選した（「芸日」「中国」大正八・一〇・二二）。

大正九（一九二〇）年

大正九（一九二〇）年五月一〇日の第一四回総選挙は、小選挙区制による最初の衆議院議員選挙であった。選挙戦は月余に亘り各区とも競争は猛烈を極めたという（「芸日」大正九・五・一四～一八、大正九・五・二〇）。

広島選挙区では、政友会は、広島瓦斯電軌（株）の松浦泰次郎

を立候補させ、広島における憲政会勢力を一掃しようと全力を傾注した。その策戦は、広島市実業団体を動かして、盛んにその推薦をさせ、その黄金と権力を背景に戦うというものであった。次に、従来早速の参謀として有力な人々を縁故および事業関係からして押さえ、それに所謂職業的運動員の全部を取込んだ。そして、中国新聞を味方に引入れて盛んに反早速の論議をさせ、加えるに広島毎夕新聞（肥田琢司主宰）に松浦の推薦演説会を開かせるなどした。そして、言論戦では、民友倶楽部（県議政友派）による攻撃、大岡育造の応援演説、自正倶楽部（市議政友派）による更なる攻撃を以てしたという。最後には、五月八日から一〇日にかけて、早速派の選挙違反容疑の号外を、中国新聞、広島毎夕新聞から出させた。そのため、早速は、九日には検事局の取調を受け同日予審に附された。これらに対して、早速は芸備日日新聞により言論戦をもって対抗し、松浦を大差で破った。

（注一）早速整爾は、六月二九日予審終結決定により公判に附されたが、花井卓蔵、高田似龜、森保祐昌、池田寛作らの弁護により、八月三〇日無罪となった。事案は、早速が、松浦の選挙運動者である小松原要作に対し、松浦の運動を止めて、かつ自己に投票を得る目的を持って、自己のために選挙運動に従事して呉れるよう請託し、同時に自己が推薦任免権を持つ広島商業会議所書記長に就職させて年俸三千円位を支給する旨の職務供与の申込みをしたとい

(注2) うものであった〔中国〕大正九・六・三〇、大正九・八・三二。山本三朗は、大正六年三月三〇日、「今日以後、政党政派と全く関係を絶ち、此社会より身を退きて、専ら新聞事業のみに従事せんとす。」と宣言していたのであるが〔中国〕大正六・三・三二〇、

この選挙で松浦泰次郎を担いで、反早速・反憲政の選挙運動をしたことが原因となり、広島県下の憲政会勢力の反撃を受けて、発行部数に甚大な打撃を蒙った。そのため、中国新聞は、完全に政党から絶縁して新聞経営に専念することになったという〔中国新聞六十五年史〕一七八頁。しかし、中国新聞は、表面上はあくからさまに芸備日日新聞と論争することは避けたが、反憲政・反芸日の基調は変わることにはなかった。そして、大正一〇年六月の市議会議員選挙では、院外黒幕として山本三朗は松浦泰次郎と組んで、反憲政の画策をして成功した〔芸日〕大正一〇・二〇・二三―四。

この総選挙の結果は、定数四六四名に対し、政友会は二八〇余名を獲得して絶対過半数となり、憲政会は一〇九名に転落した。しかし、広島では、憲政会八名(内、横山金太郎は弁護士)、政友会四名(内、永屋茂は花井卓蔵事務所所属弁護士)、国民党一名、無所属一名(山科慎次郎は弁護士・非政友)で、政友会は惨敗した。

大正一〇(一九二二)年

大正一〇(一九二二)年六月の市議会議員選挙では、非憲政派が大

勝した。この選挙の当選者は、自正倶楽部が二名(山本三朗が黒幕となって運動して当選させたという)、政友会が五名(内、弁護士は岡田陸藏)、准政友が三名、無所属が八名(松浦泰次郎が黒幕となって当選させたという。内、弁護士は井上博、植田壽作)、憲政会が一名(内、弁護士は森保祐昌)であった〔中国〕大正一〇・六・四、「芸日」大正一〇・七・二三。憲政会惨敗の原因は、「自ら市民派と誇称して、言論に敵を攻撃したことが、余りに極端で却て反感を買ったと云ふのも原因の一つである」という〔中国〕大正一〇・六・五。

そして、革新系(憲政会系)一名を除いた、非革新系二八名と大同団結して役員選挙に臨もうとした。しかし、選挙前から議長候補者として殆ど内面交渉のままとまっていた、二級から立候補した高野一步(政友会、弁護士)が一票差で落選したので、議長争奪戦が生じ、議長、副議長候補を決定することは容易ではなく、市会改選後二ヶ月半を経過しても紛糾を重ねる状況であった。その間、革新系は、打つ手が無く傍観的態度を示していた〔芸日〕大正一〇・六・二二。

そこで、八月一〇日、政友会の望月圭介が来広して、松浦泰次郎、山本三朗と交渉した結果、議長植田壽作(松浦推薦、松浦の番当格という)、副議長岡田才助(山本推薦、山本の代理人という)で、話がまとまり、八月二三日の市議会において、その通り議長、副議長が選出された〔芸日〕大正一〇・八・一四、大正一〇・八・一四、「芸日」〔中国〕大正一〇・八・二四。

正副議長選挙に当たっては、傍聴席からは、八百長、横暴の声頻りに起こり、賭博犯とか高利貸しとか、聞くに堪えない酷評が出た。そして、芸備日日新聞は、広島市議会は、松浦、山本ら財閥や政商的人物の利益のために左右され、自治機関として危機に瀕していると報道した（芸日」大正一〇・八・二四）。

大正一二（一九三三）年

広島県会に二ヶ年余、多数を占めていた民声派（政友系）は、大正八（一九一九）年の議長選挙問題以来、議長井上利八と郡部会議長望月乙也の間が円満を欠き事毎に衝突し、民声俱樂部望月派は党内党を立て、井上に対抗するに至り、大正九（一九二〇）年の県会開会当時から多数派の結束は覚束ないといわれていた。

大正一〇（一九二一）年の県会において、民声派は最後の崩壊に達し、同年二月十五日、福山師範学校寄宿問題を契機として、井上利八は政友会を脱党し、民声俱樂部三〇名中、一三名は井上と共に民声俱樂部を分離した。そして、県政革新派（憲政系）一七名、庚申俱樂部六名と提携の約を結び、合計三六名の大同団結が現出した。これにより、民声俱樂部望月派は屏息状態に陥ったが（芸日」中国」大正一〇・一二・一八）、その後、井上はその内の五名と辛酉俱樂部を結成し、他の七名は正政会を組織するなどして、形勢は一変し、憲政派はまた少数となった（中国」大正一〇・一二・二二、大正一〇・一二・二四）。

そして大正一一（一九三二）年の県会の分野は、正政会と庚申俱樂部が合体して清話会（二三名）を組織して、更に民声派（一五名）と合して連合派（二八名）を作り、以て、憲政（一九名）、辛酉（五名）の両派と対峙することになった（中国」大正一一・一一・四）。

大正一二（一九三三）年九月の県会議員選挙においては、定員五一名中、政友会は三二名（内、弁護士は岡田陸藏）が当選して絶対多数を獲得した。これに対して、憲政会は一七名であった。広島市では、政友六名、憲政五名、中立一名であったが、直ぐに中立の一名は政友となった。そして、政友派は、交友俱樂部を組織して、単独で県政を左右出来るようになり、県会正副議長、郡部会正副議長、市部会正副議長を始め役員多数を得た（広島県議会史」第四巻、一三三四頁）。

大正一三（一九二四）年

大正一三（一九二四）年一月二九日、中央では、政友会が分裂して、床次一派によって政友本党が組織された。そして、同年一月三一日杉浦内閣は、議会を解散し、選挙日を五月一〇日とした。

そこで、憲政会、政友会、革新俱樂部の三派は相提携して護憲運動を開始した。広島県では、かつての政敵望月圭介、早速整爾を始め、政友、憲政両党の有力者が一堂に集まり、選挙対策を講ずる一方、革新派とも連携を保ち、政友会支部は二月に支部総会を開催して、新たに望月を支部長に推し、憲政会もまた三月には

役員会を開いて支部長早速以下有力党員が相会して陣容を整え、三派協調の下に総選挙に臨んだ。

政友本党結成に伴って、広島県政友会支部には大動揺を生じ、先ず、支部長の井上角五郎が率先して政友会を脱し、県会郡部会議長土屋寛を始め在京、在県の新党共鳴者が続出し、政友派の県会議員吉原一夫(弁護士)、佐々木量一、岡田陸藏(弁護士)および革新倶楽部の是井精造などが井上と行動を共にし、同年四月三日四百数十名の同士を糾合して、政友本党広島市部発会式を挙行した。

大正一三(一九二四)年五月一〇日の選挙の結果は、憲政会一四六名、政友本党一一二名、政友会一〇一名、革新倶楽部三〇名、実業同志会八名、無所属六七名、計四六四名であった。広島県では、憲政会七名(内、弁護士は、横山金太郎、河野曉)、政友会四名(内、弁護士は渡邊伍、吉田眞策)、革新倶楽部二名に対して、政友本党は一名と、護憲派の圧倒的大勝に帰した。

こうして、大正一三(一九二四)年六月一日には、憲政会総裁加藤高明が護憲三派連立内閣を組織した。

大正一四(一九二五)年

広島県の憲政派は、自党総裁が内閣首班となった勢いに乗じて、大正一四(一九二五)年六月の市会議員選挙においては、憲政派は定員四〇名中二三名の多数を得て、一挙にして昔日の頽勢を挽回

した(「芸日」大正一四・六・一一)。

六月一五日の初市議会では、議長に森保祐昌(憲政派、副議長に加藤俊夫(憲政派)、参事会員は憲政派四名、政友派一名、中立一名に割振るなど、その他の役員の大部分を憲政派で固めた(「中国」大正一四・六・一六)。当時の会派の色分けは、憲政倶楽部二二名(内、弁護士は森保祐昌、公友会九名(政友派。内、弁護士は麓巖、福田五郎)、研究会五名(内、弁護士は香川秀作)、中立団五名であった(「中国」大正一四・六・二三)。

六 会員の異動

大正元(一九二二)年七月現在の広島弁護士会の会員は、三八名であったが、大正一五(一九二六)年七月には、六五名となった。しかし、六五名中、大正元(一九二二)年七月当時の会員は一七名に過ぎない。ここでは、大正年間の会員の異動について、一年ごとに紹介する。

「大正元(一九二二)年七月現在の会員名簿」三八名

○森田卓爾、○平本希一郎、○高野一歩、○高橋榮之助、●田上諸藏、●高田似龍、△富島暢夫、△横山金太郎、△香川秀作、▲松井繁太郎(大阪)、△不破熊男、△玉木次郎、△井上房之助(兵庫)、●藤田若水(愛媛)、●新聞辰市、△植田壽作、●篠原迪(愛媛)、△永野法城、▲米田權之助、▲池田寛作、▲佐藤五三、△生駒武彦(福岡)、●岡咲禮太郎、▲小野才次郎(岡山)、△吉田眞策、

△河野曉、▲森田恪藏、○大西虎造（岡山）、△多久間信衛（兵庫）、△小川夔三（新潟）、△南條持一（山口）、●篠原資（愛媛）、△西郷政吉（東京）、●佐藤芳松、○小川浩行、○谷音助（岡山）、△淡正則、△望月市太郎（静岡）

〔大正一五（一九二六）年七月現在の会員名簿〕六五名

○森田卓爾、○高野一步、○高橋榮之助、●田上諸藏、△富島暢夫、△横山金太郎、△香川秀作、▲松井繁太郎（大阪）、▲米田權之助、▲佐藤五三、▲小野才次郎（岡山）、△吉田眞策、△河野曉、▲森田恪藏、●野間傳吉（愛媛）、△高橋光次（香川）、▲廣田定之（山口）、▲麓巖（鹿児島）、●土井與一、△岡田陸藏（鳥根）、△井上博、△高木茂、●角倉晋造、△江藤直作、●林飛隆善（鳥根）、●福田五郎、△原田一（高知）、●田中豊（東京）、●神田靜雄、●柳田勘四郎、●柳川兵一（鳥根）、●高橋嘉四郎、●貞廣角治、▲望月第三郎（大阪）、●田中康道（鳥根）、●甲村信一（鳥根）、●吉田太郎、●大町和佐吉、△渡邊和四郎（愛媛）、●秦良一、●秦野楠雄、●渡邊伍、●佐々木英夫、●加友順平、▲篤晴興（鹿児島）、

●丸下紫朗、●高橋武夫、○大西虎造（岡山）、△深谷長之助（和歌山）、●山科愼次郎、△早川六郎（岡山）、△石川正義（山口）、●龜田正憲、△石川正（山口）、●橘高邦香、●佐藤芳松、△藤井定市、●今福新一、●河村善吉、●石藤好輝、○小川浩行、○谷音助（岡山）、●葛上龜太郎（鳥根）、●木島次郎

〔注1〕 ○印および●印を付した者は純弁護士であり、○印を付した者は広島弁護士会設立当初からの会員で、●印はその後の入会者である。△印を付した者は、元判事検事で、▲印を付した者は、元司法官試験である。括弧内の県名は本籍で、広島が本籍の場合は省略した。

〔注2〕 会員の異動は、官報に掲載された、地方裁判所検事局における弁護士名簿の登録、登録換、登録取消によった。広島弁護士会への入会・退会は、基本的に弁護士名簿の異動と連動する。しかし、登録しても入会しない者、退会しても登録を取消さない者もいて、異動は入退会と一致しないことがある。

大正		増		加		減		少		人数				
(年度)		登録	登録換	取消	登録換	(会員数)		(年度)		登録	加	減	少	人数
元	2	1		2		38		9	1	1		5	2	48
2	4	(2)		4		38		10	5	(2)		3	(1)	48
3	2	(2)				35		11	7	(1)		1		48

8	4		1	48	計	58	15	33	13	
7	1		5	46		6	(1)	2		65
6	2		3	51		1	2	3		66
5	8	3	(1)	43		6	2	1	1	63
4	2	3		36		8	3			
	(2)	(1)				(2)		(2)		
			1			(25)	(1)	(2)		

(注1) 「登録」・「登録換」欄の括弧内の数字は、判事検事退官者、「取消」欄の括弧内の数字は判検事任官者の数字である。
 (注2) 人数は、該当年7月現在である。

大正元(一九一〇)年七月〜同年十二月(七月現在会員三八名)

入会 ①久留島新司(広島県士族、明治四五年七月東京帝国大学法科大学卒業、九月二日登録、「官報」大正元・九・二八)

退会 ①永野法城(八月二六日死亡により同月三〇日登録取消、「官報」大正元・九・六、「芸日」大正元・八・二七)、②玉木市兵衛(八月二五死亡により九月二日登録取消、「官報」大正元・九・一

八)

(注1) ①山口地方裁判所判事永野法城(広島県平民、明治二〇年七月

判事登用試験及第)は、明治三八年二月二〇日広島控訴院判事に補され(「官報」明治三八・一二・二二)、同月二二日退職を命ぜられた(「官報」明治三八・一二・二三)。永野は、明治三九年一月一六日広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した(「官報」明治三九・一・二五)。

(注2) ②玉木市兵衛(広島県平民、明治一〇年三月広島代言免許)は、

明治二三年七月代言免許満期のとき引続き出願をせず代言資格を失うが(「官報」明三三・七・四)、明治二六年四月引続営業願いを聴され代言人免許を再取得し(「官報」明二六・五・五、明治二六年六月二七日広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した。玉木は、大正元年八月二五日病死した(「芸日」中国)大正元・八・一六)。

大正二(一九一三)年一月〜同年二月(七月現在会員三八名)

入会 ①野間傳吉(愛媛県平民、大正元年二月弁護士試験及第、二月四日登録、「官報」大正二・二・二二)、②深谷長之助(和歌山県平民、明治四一年二月判事検事登用試験及第、四月一八日登録、「官報」大正二・四・二三)、③豊川重助(山口県平民、大正元年一〇月東京帝国大学法科大学卒業、五月二四日登録、「官報」大正

二・五・三〇)、④秦野健二(広島県平民、明治二五年七月帝國
大学法科大学卒業、六月三日登録、「官報」大正二・六・一四)

退会 ①小川夔三(三月一日登録取消、「官報」大正二・三・七)、②野
間傳吉(東京へ五月二四日登録換、「官報」大正二・五・三〇)、
③湊正則(六月二八日死亡により七月二五日登録取消、「官報」大
正二・八・一)、④南條持一(八月三日登録取消、「官報」大正
二・八・三〇)、⑤不破熊男(十一月四日登録取消、「官報」大
正二・一一・二二)

(注1) ②岩国区裁判所判事兼徳山区裁判所判事深谷長之助は、大正二
年三月二八日依願免官した(「官報」明治四五・五・一一、大正
二・三・二九)

(注2) ④呉区裁判所判事秦野健二は、大正二年五月一九日広島地方裁
判所部長判事に補され、同年同月二〇日退職を命ぜられた(「官
報」大正二・五・二〇、二二)。

(注3) ①小川夔三(新潟県平民、明治二七年帝國大学法科大学卒業)
は、明治三六年九月一六日尾道区裁判所判事を依願免官し(「官
報」明治三五・四・二三、明治三六・九・一七)、明治三六年一〇
月一九日広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した
(「官報」明治三六・一〇・二七)。その後、小川は、大正六年九月
二八日東京地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した(「官
報」大正六・一〇・一一)。

広島弁護士会沿革誌 (3)大正編

(注4) ③湊正則(広島県士族、元検事)は、明治三八年四月一日高梁
区裁判所検事のとぎ退職を命ぜられ(「官報」明治三八・四・四)、
明治三八年五月一九日広島地方裁判所検事局において弁護士名簿
に登録した(「官報」明治三八・五・二五)。湊は、大正二年六月八
日病没し、同月九日向西館において葬儀を執行した(「中国」大正
二・六・一〇)。

(注5) ④南條持一(山口県士族、元判事)は、明治三二年七月二六日
宮崎地方裁判所判事のとぎ退職を命ぜられた(「官報」明治三二・
七・二八)。南條は、明治三三年七月三〇日福岡地方裁判所検事
局において弁護士名簿に登録し(「官報」明治三三・八・九)、明治
三八年九月五日広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録
換をした(「官報」明治三八・九・一二)。南條は、大正三年二月一
六日病氣のところ保養叶わず死亡した(「芸日」大正三・二・一六)。

(注6) ⑤不破熊男(広島県平民、明治三二年一月判事検事登用試験
及第)は、明治三六年八月二二日、金沢区裁判所判事兼金沢地方
裁判所判事を依願免官し(「官報」明治三六・六・二、明治三六・
八・二四)、明治三六年九月一八日広島地方裁判所検事局において
弁護士名簿に登録した(「官報」明治三六・九・二五)。

大正三(一九一四)年一月〜同年二月(七月現在会員三五名)

入会 ①平佐榮太郎(山口県士族、明治一九年七月帝國大学法科大学卒
業、一月二二日登録、「官報」大正二・二二・二)、②藤井定市

三三五(三三五)

〔広島県平民 明治四二年二月判事検事登用試験及第、二月二
八日登録、「官報」大正二・一二・五〕

退会

①生駒武彦(福岡)二月七日登録換、「官報」大正三・一二・二
八)、②望月市太郎(静岡)四月二六日登録換、「官報」大正二・
四・二二)

(注1)

①岩国区裁判所判事平佐榮太郎は、大正三年一月三日広島控
訴院判事に補され(「官報」大正三・一一・四)、同月四日退職を
命ぜられた(「官報」大正三・一一・五)。

(注2)

②大洲区裁判所検事藤井定市は、大正三年一月五日退職を命
ぜられた(「官報」大正三・一一・七)。

(注3)

①生駒武彦(福岡県士族、明治三一年七月東京帝国大学法科大
学卒業)は、明治三六年九月七日長崎地方裁判所判事を依願免官
し(「官報」明治三六・九・八)、同月二三日長崎地方裁判所検事
局において弁護士名簿に登録したが(「官報」明治三六・一〇・五)、
明治三八年二月一日弁護士名簿の登録を取消した(「官報」明
治三八・一二・二三)。生駒は、明治四〇年二月一日広島地方裁判
所検事局において弁護士名簿に登録した(「官報」明治四〇・一二・
八)。

(注4) ②望月市太郎(静岡県平民、元判事)は、明治四三年三月二九
日竹原区裁判所判事の時退職を命ぜられ(「官報」明治四三・
三・三〇)、明治四三年四月二八日広島地方裁判所検事局において

弁護士名簿に登録した(「官報」明治四三・五・六)。

大正四(一九一五)年一月〜同年二月(七月現在会員三六名)

入会

①山科愼次郎(広島県平民、明治二六年一月東京代官免許、東京
から四月二日登録換、「官報」大正四・四・二八)、②野間傳吉
(愛媛県平民、大正元年二月弁護士試験及第、東京から四月二
日登録換、「官報」大正四・四・二八)、③高橋光次(香川県平民、
明治三六年二月判事検事登用試験及第、一〇月二七日登録、「官
報」大正四・一一・一三)、④廣田定之(山口県平民、明治四四年
七月東京帝国大学法科大学卒業、二月一〇日登録、「官報」大正
四・一二・一六)、⑤小島孫三郎(広島県平民、明治二七年二二
月弁護士試験及第、大津から二月二七日登録換、「官報」大正五・
一・一二)

退会

①久留島新司(三月二日登録取消、「官報」大正四・三・一八)、
②平佐榮太郎(五月二八日死亡により六月四日登録取消、「官報」
大正四・六・一〇、「芸日」大正四・五・三〇)

(注1)

①山科愼次郎は、明治二六年五月一日東京地方裁判所検事局に
おいて弁護士名簿に登録した。山科は、明治三五年の「改正日本
弁護士名簿」には広島弁護士会の会員(尾道市尾崎町出張)とし
て掲載されているが、『官報』には広島地方裁判所検事局の弁護士
名簿に登録したという記録は見出せない。客員であろう。なお、

山科は、明治三二年・明治三三年・明治三七年～三九年度の「改正日本弁護士名簿」では東京弁護士会会員で、広島県尾道市尾崎町出張、大正元年・大正三年の「改正日本弁護士名簿」では東京弁護士会会員で、尾道市久保町出張と記載されている。

(注2) ③広島地方裁判所判事高橋光次は、大正四年一〇月一四日退職を命ぜられた〔官報〕大正四・一〇・一六〇。

(注3) ④廣田定之は、大正二年二月一〇日司法官試験を依願免した〔官報〕大正二・一一・一一〇。

(注4) ⑤小島孫三郎(広島県平民、明治二七年一二月弁護士試験及第)は、明治二六年一月七日岩国区裁判所管内公証人に任用され〔官報〕明治二六・一一・七、明治二七年一月一〇日柳井区裁判所管内を兼官したが〔官報〕明治二七・一一・一〇、明治二八年一月一六日、依願免職した〔官報〕明治二八・一一・一六。そして、小島は、明治二八年二月一五日広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録したが〔官報〕明治二八・二・二〇、明治三二年一〇月二八日弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治三一・一一・五。次いで、小島は、明治三二年一〇月二三日三次区裁判所判事に補任された〔官報〕明治三一・一〇・二四～二五。小島は、大正二年四月二日高千穂区裁判所判事るとき休職を命ぜられ〔官報〕大正二・四・二三、大正四年六月一九日退職を命ぜられた〔官報〕大正四・六・二三。小島は、大正四年八月二日大津地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した

〔官報〕大正四・八・七。

(注5)

②平佐榮太郎は、かねて肺患のため自宅療養中、大正四年五月二八日正午過ぎ死去し、葬儀は同月二十九日向西館に於て執行された。平佐は、広島控訴院判事を勤め、岩国区裁判所監督判事に転任したが、昨年辞職し弁護士となり、堀川町に事務所を設置していたが、同業者中には、稀に見る頭腦明晰の人であった〔中国〕大正四・五・三〇。

大正五(一九一六)年一月～同年二月(七月現在会員四三名)

入会

①山原富四郎(広島県平民、大正四年二月弁護士試験及第、一月一七日登録、〔官報〕大正五・一・二六)、②高橋仰之(広島県平民、大正三年一〇月東京帝国大学法科大学卒業、大阪から二月一七日登録換、〔官報〕大正五・二・二三)、③葛上龜太郎(島根県士族、明治一八年一月西郷代言免許、松江から四月一三日登録換、〔官報〕大正五・四・二〇)、④井前(旧姓、柳原)正(広島県士族、元熊本県士族、明治三三年一月判事検事登用試験及第、同年二月弁護士試験及第、六月二日登録、〔官報〕大正五・六・二九)、⑤麓巖(鹿児島県平民、大正四年一月判事検事登用試験及第、六月二九日登録、〔官報〕大正五・七・五)、⑥津田千晴(広島県平民、明治三九年一月判事検事登用試験及第、八月一日登録、〔官報〕大正五・八・七)、⑦渡邊伍(広島県平民、大正五年七月京都帝国大学法科大学卒業、八月二日登録、〔官報〕大正

五・八・二六、⑧土井與一（広島県平民、大正四年二月弁護士試験及第、東京から八月二日登録換、「官報」大正五・八・二六）、⑨今福新一（広島県士族、明治四四年七月東京帝国大学法学科大学卒業、八月二日登録、「官報」大正五・九・一）、⑩水津千雄（広島県平民、元山口県平民、明治二年一〇月判事検事登用試験及第、九月二日登録、「官報」大正五・一〇・三）、⑪早川六郎（岡山県平民、明治三年一月判事検事登用試験及第、東京から二月十八日登録換、「官報」大正五・二二・二三）

〔注1〕②高橋仰之は、大正三年二月二日大阪地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した（「官報」大正三・二二・二八）。

〔注2〕④広島地方裁判所検事兼広島区裁判所検事井前正は、大正五年六月一日広島控訴院検事に補され、同月一日退職を命ぜられた（「官報」大正五・六・一四～一五）。

〔注3〕⑤麓巖は、大正五年六月九日司法官試補を依願免した（「官報」大正五・六・二二）。

〔注4〕⑥山口区裁判所判事津田千晴は、大正五年七月一日山口地方裁判所判事に補され、同月四日退職を命ぜられた（「官報」大正五・七・六）。

〔注5〕⑧土井與一は、大正四年二月二〇日東京地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した（「官報」大正四・二二・二七）。

〔注6〕⑩中村（高知地方管内）区裁判所判事水津千雄は、明治三二年

九月二八日台湾総督府法院判官に任ぜられたが（「官報」明治三二・二・一六、明治三三・九・二九、明治三五年二月一六日台湾総督府法院判官を依願免官した（「官報」明治三五・一二・一七）。水津は、明治三六年一月二九日山口地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録したが（「官報」明治三六・二・七、明治四〇年四月一三日弁護士名簿の登録を取消した（「官報」明治四〇・四・二〇））。

〔注7〕⑪大分地方裁判所検事早川六郎は、大正二年五月二〇日退職を命ぜられ（「官報」大正二・五・二二）、大正三年一〇月三日東京地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した（「官報」大正三・一〇・九）。

大正六（一九一七）年一月～同年二月（七月現在会員五一名）

入会 ①岡田陸藏（島根県平民、明治三五年一月判事検事登用試験及第、二月一七日登録、「官報」大正六・二・二三）、②池田九郎（広島県平民、大正五年七月京都帝国大学法科大学卒業、三月二日登録、「官報」大正六・三・八）

退会

①池田九郎（福岡へ八月八日登録換、「官報」大正六・八・一六）、②井前正（九月六日登録取消、「官報」大正六・九・一二）、③水津千雄（岡山へ一〇月二五日登録換、「官報」大正六・一一・三）

(注1) ①名古屋区裁判所判事岡田陸藏は、大正六年二月一日名古屋地方裁判所部長判事に補され、同月二日退職を命ぜられた〔官報〕

大正六・二・三、大正六・二・五。

(注2)

①福岡地方裁判所所属弁護士池田九郎は、大正八年一月一日東京地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録換をしたが〔官報〕大正八・一〇・一八、大正九年三月四日弁護士名簿の登録を取消し〔官報〕大正九・三・一二、同月同日札幌地方裁判所検事兼札幌区裁判所検事に補任された〔官報〕大正九・三・五〇。

(注3)

②退職検事井前正は、大正六年九月六日大分地方裁判所検事兼大分区裁判所検事に補任されたが〔官報〕大正六・九・八、大正一〇年一月一日退職を命ぜられ〔官報〕大正一〇・一・一八、大正一二年二月二七日大分地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕大正一・三・九。

(注4)

③岡山地方裁判所所属弁護士水津千雄は、大正一四年七月三日死亡により弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕大正一四・七・一三。

大正七(一九一八)年一月より同年十二月(七月現在会員四六名)

入会 ①河村善吉(広島県平民、大正六年二月弁護士試験及第、四月一六日登録、〔官報〕大正七・四・二四)

広島弁護士会沿革誌 (3)大正編

退会

①豊川重助(二月一六日登録取消、〔官報〕大正七・一・三二)、②庄野雄次(死亡により二月二日登録取消、〔官報〕大正七・二・一八)、③津田千晴(二月一八日死亡により二月二八日登録取消、〔官報〕大正七・三・六)、④新開弘道(注、辰市(三月二八日登録取消、〔官報〕大正七・四・一〇)、⑤篠原雄(二月六日死亡により二月二八日登録取消、〔官報〕大正七・二・四)

(注1)

①豊川重助は、大正七年一月一六日松江地方裁判所判事兼松江區裁判所判事に補任されたが〔官報〕大正七・一・一七(一八)、大正一〇年七月二日退職を命ぜられた〔官報〕大正一〇・七・二五。退職検事豊川重助は、大正一三年八月二日大阪地方裁判所検事に補されたが〔官報〕大正一三・八・七、大阪区裁判所検事兼大阪地方裁判所検事の時、大正一五年九月一五日退職を命ぜられた〔官報〕大正一五・九・一七。

(注2)

②庄野雄次(高知県平民、明治三四年一月判事検事登用試験及第)は、明治明治三五年二月一三日司法官試験を依願免し〔官報〕明治三五・二・一四、明治三五年三月一日広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治三五・三・二〇。庄野は、大正元年の「改正日本弁護士名簿」では、釜山地方法院所屬となっている。

(注3)

③広島市下流川町正七位弁護士津田千晴は、予て病気の所、(大正七年二月)十八日午後四時半死去したが、葬儀は途中行列を

廢し、明二十一日午後五時堀川町永照寺に於て執行し、引続き当座法事を営んだ。会葬者は在広弁護士を初め判検事その他明治大学同窓会員および知友等二百余名であった。遺骨は、郷里高田郡に送った〔中国〕大正七・二・二〇、〔芸日〕大正七・二・二三〕。

(注4)

④ 新開弘道(広島県平民、明治三七年一月弁護士試験及第)

は、明治三八年一月二五日広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治三八・二・一七。

(注5)

⑤ 篠原迪(愛媛県平民、明治三八年七月東京帝国大学法科大学卒業)は、明治三八年九月一六日広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治三八・九・二三〕。

〔篠原弁護士逝く〕広島市小町弁護士篠原迪氏は、今回流行性感冒の爲め臥疔中の所、肺炎を併発し、六日午後九時逝去、九日午後三時紙屋町美以(メソジスト)教会に於て葬儀を執行する由氏は、伊予西条の人にて神戸関西学院を経て、明治三十八年七月東京法科大学を優等にて卒業し、同年十月広島に弁護士を開業、大正五年広島弁護士会副会長となり、尋で屢々常議員に選ばれ尽瘁する所あり。尚西備銀行の監査役となり、同行整理委員としても活動し、広陵中学校にありては、法制経済学を担任し、広島郵便局にありては仏語の講師として教鞭を執りたる等、功績尠からず、資性温厚、殊に至孝の聞え高かりしに、此の訃に接す、悼むべきなり〔中国〕大正七・二・一八〕。

大正八(一九一九)年一月〜同年二月(七月現在会員四八名)

入会

① 藤井乾助(広島県平民、明治三〇年一月東京代言免許、一月一五日登録、〔官報〕大正八・一・二二)、② 井上博(広島県平民、明治三四年一月判事検事登用試験及第、同年二月弁護士試験及第、一月一五日登録、〔官報〕大正八・一・二二)、③ 佐々木英夫(広島県平民、明治四四年七月東京帝国大学法科大学卒業、東京から一月二五日登録換、〔官報〕大正八・二・一)、④ 吉原一夫(広島県平民、大正六年七月東京帝国大学法科大学卒業、一月二八日登録、〔官報〕大正八・二・一八)、⑤ 高木茂(広島県平民、大正四年七月東京帝国大学法科大学卒業、一〇月一八日登録、〔官報〕大正八・一〇・二三)

退会

① 西郷政吉(福岡へ四月一五日登録換、〔官報〕大正八・四・二二)、② 山中正雄(二月一八日死亡により二月一七日登録取消、〔官報〕大正八・二・二三)

(注1)

① 藤井乾助は、明治二六年五月一日広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録し、明治三〇年二月二七日台湾総督府法院判官に任ぜられ〔官報〕明治三〇・二・二八)、同日新竹地方法院判官に補され〔官報〕明治三一・二・一)、明治三一年一月一三日弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治三一・一・一八)。台湾総督府判官藤井乾助は、大正七年五月一日退職を命ぜられた〔官報〕大正七・五・一六)。

(注2) ②広島地方裁判所判事井上博は、大正七年七月一日広島控訴院判事に補され〔官報〕大正七・七・二〇、同年二月二十八日退職を命ぜられた〔官報〕大正七・一二・二九。

(注3) ③佐々木英夫(明治四四年一月文官高等試験合格)は、大正四年九月十五日東京地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕大正四・九・一八。

(注4) ①西郷政吉(東京府平民、明治二五年七月帝国大学法科大学卒業)は、明治二五年七月三日司法官試補を命ぜられ〔官報〕明治二五・七・二五)、明治二八年八月四日名古屋地方裁判所検事に補任されたが〔官報〕明治二八・九・六〇七)、明治三〇年七月九日海軍主理に任ぜられ〔官報〕明治三〇・七・一〇)、明治四〇年一〇月一〇日神経衰弱症のため依願免官した〔任免裁可書〕明治四〇年・任免卷二九。西郷は、明治四五年三月二十九日広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治四五・四・四)。

(注5) ②山中正雄(広島県平民、明治一〇年三月広島代言免許)は、明治二六年五月一日広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治二六・六・九)。

大正九(一九二〇)年一月〜同年二月(七月現在会員四八名)

入会 ①村上省悟(広島県平民、大正四年七月東京帝国大学法科大学卒業、二月二日登録、〔官報〕大正九・二・二七)、②角倉晋造

広島弁護士会沿革誌 (3)大正編

(広島県平民、明治四三年七月東京帝国大学法科大学卒業、東京から一月二四日登録換、〔官報〕大正九・一・一・三〇) 退会

①安倍改造(死亡により一月七日登録取消、〔官報〕大正九・一・一四)、②多久間信衛(死亡により二月二七日登録取消、〔官報〕大正九・三・三)、③山原富四郎(四月二四日死亡により五月六日登録取消、〔官報〕大正九・五・五、大正九・五・一二)、④高橋仰之(五月七日登録取消、〔官報〕大正九・五・一三)、⑤藤田若水(大阪へ五月二日登録換、〔官報〕大正九・五・二八)、⑥若田仙宗(神戸へ九月二〇日登録換、〔官報〕大正九・九・二八)、⑦篠原資(一月九日登録取消、〔官報〕大正九・一・一・二七)

(注1) ①名古屋地方裁判所判事村上省悟は、大正九年一月一日依願免官した〔官報〕大正九・一・一六)。

(注2) ②角倉晋造は、大正三年三月一日東京地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕大正三・三・一四)。

(注3) ①安倍改造(広島県平民、明治二二年一月広島代言免許)は、明治二六年五月一日広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治二六・六・九)。

(注4) ②多久間信衛(兵庫県士族、元判事)は、明治三三年二月五日尾道区裁判所判事から広島控訴院判事に補せられたが〔官報〕明治三三・二・六)、翌六日退職を命ぜられ〔明治〕三三・二・七)、明治三三年九月二五日判事を依願免官した〔官報〕明治三三・

九・二六)。多久間は、明治三十年一月二九日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治三三・一二・七。

(注5) 藤田若水(愛媛県平民、明治三十三年二月弁護士試験及第)

は、明治三十四年三月八日大阪地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録し〔官報〕明治三四・三・一二)、明治三十六年一月十五日広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録換をした〔官報〕明治三六・一一・二二)。

(注6) 宇和島区裁判所判事岩田仙宗(広島県平民、元三重県平民、

明治三十四年一月判事検事登用試験及第)は、明治三十九年四月一日六日退職を命ぜられた〔官報〕明治三九・四・一八)。岩田は、明治三十九年五月一七日広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治三九・五・三三)。岩田は、明治三十九年(明治四三年の「改正日本弁護士名簿」の広島弁護士会所属欄には登録されていないが、大正元年の「改正日本弁護士名簿」には京城地方法院所屬として登録されている。

(注7) 篠原資(愛媛県平民、明治十五年七月松山代官免許)は、明

治二十六年五月一日松山地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録し、明治三三年五月二十五日広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録換をした〔官報〕明治三三・五・三三)。篠原は、大正九年一月一七日公証人に任ぜられ、広島地方裁判所所屬及故公証人柴崎尚善の後任を命ぜられた〔官報〕大正九・一一・一九)。

大正一〇(一九二二)年一月(同年二月(七月現在会員四八名)入会

- ①江藤直作(広島県平民、明治二十八年一月判事検事登用試験及第、二月五日登録、「官報」大正一〇・二・一五)、②新開弘道(旧名、辰市)(東京府平民、元広島県平民、明治三十七年一月弁護士試験及第、二月五日登録、「官報」大正一〇・二・一五)、③浅原清右衛門(山口県平民、明治四五年七月東京帝国大学法科大学卒業、六月二〇日登録、「官報」大正一〇・六・三〇)、④山田璋(岡山県士族、八月一三日登録、「官報」大正一〇・八・二〇)、⑤笠原房夫(岡山県平民、大正一〇年九月弁護士試験及第、一月一日登録、「官報」大正一〇・二・一六、「官報」大正一〇・二・一六)

退会

- ①新開弘道(東京へ四月一日登録換、「官報」大正一〇・四・七)、②村上省悟(七月一八日登録取消、「官報」大正一〇・七・二五)、③浅原清右衛門(東京へ一〇月八日登録換、「官報」大正一〇・一〇・一四)、④玉木次郎(死亡により二月三日登録取消、「官報」大正一〇・二・二九)、⑤岡咲禮太郎(大正一〇年九月二六日死亡、「芸日」大正一〇・九・二九)

(注1)

①久留米区裁判所判事江藤直作は、大正一〇年一月一八日大審院判事に補され〔官報〕大正一〇・一・二〇)、同月二〇日退職を命ぜられた〔官報〕大正一〇・一・二三)。

(注2) ③浅原清右衛門は、大正四年七月二日朝鮮総督府司法官試補

から朝鮮総督府平壤地方法院南浦支庁判事に補任された〔官報〕大正四・七・二三、大正四・七・二四。朝鮮総督府判事浅原清右衛門は、大正九年二月二日朝鮮総督府判事懲戒令により本官を免ぜられた〔官報〕大正九・一二・二九。

(注3) ②村上省悟は、大正一〇年九月二十六日大津地方裁判所判事兼大津区裁判所判事に補任された〔官報〕大正一〇・九・二七、二八。

(注4) ④玉木次郎(広島県平民、明治三二年一月判事検事登用試験及第)は、明治三六年九月一日浜田区裁判所判事を依願免官し〔官報〕明治三六・一・一二、明治三六・九・一七、明治三六年一〇月二七日広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治三六・一一・五。

(注5) ⑤岡咲禮太郎(早稲田大学行政科出身、明治三八年一月弁護士試験及第、明治三九年四月一七日東京で弁護士登録、明治四〇年一月六日広島に登録)は、大正一〇年九月二六日尿道癌で死亡した(行年四五歳)。葬儀は、一〇月二日、御調郡吉和村の自宅出棺、同地において挙行〔芸日〕大正一〇・九・二九、大正一〇・一〇・一)。

大正一一(一九二二)年一月〜同年二月

入会 ①林飛隆善(鳥根県平民、大正一〇年九月弁護士試験及第、一月

広島弁護士会沿革誌 (3)大正編

二四日登録、「官報」大正一一・二・三)、②石川正義(山口県士族、大正六年七月東京帝国大学法科大学卒業、六月二七日登録、「官報」大正一一・七・四)、③石藤好輝(広島県士族、大正九年七月京都帝国大学法学部卒業、一〇月一九日登録、「官報」大正一一・一〇・二六)、④福田五郎(広島県、東京から一〇月一九日登録、「官報」大正一一・一〇・二六)、⑤龜田正憲(広島県平民、大正一二年九月弁護士試験及第、一〇月二六日登録、「官報」大正一一・一一・三)、⑥秦野楠雄(広島県平民、大正一〇年四月東京帝国大学法学部卒業、一月一日登録、「官報」大正一一・一一・二〇)、⑦馬場博(新潟県平民、大正六年七月東京帝国大学法科大学卒業、一月二六日登録、「官報」大正一一・一一・二)、⑧足達精一郎(愛媛県士族、大正一〇年四月東京帝国大学法学部卒業、二月二六日登録、「官報」大正一二・一・一二)。

退会

①井上房之助(二月五日死亡により一月二六日登録取消、「官報」大正一一・一・二三)、②笠原房夫(岡山へ一〇月一〇日登録換「官報」大正一一・一〇・一九)、③高田似龍(東京へ二月二六日登録換、「官報」大正一一・二・二九)

(注1) ②尾道区裁判所検事兼広島地方裁判所尾道支部検事石川正義は、大正一一年五月三日退職を命ぜられた〔官報〕大正一一・五・一六)。

(注2) ①西条区裁判所判事井上房之助(兵庫県平民、明治法律学校卒

業、明治三六年一〇月判事検事登用試験及第)は、明治三六年一〇月一三日退職を命ぜられ(「官報」明治三六・一〇・一四)、明治三六年一〇月三〇日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した(「官報」明治三六・一一・九。井上は、大正一一年一月五日午前九時病没した(享年五五歳)、葬儀は七日午後二時自宅出棺向西館において執行された(「芸日」「中国」大正一一・一・六)。

(注3) ③東京地方裁判所所属弁護士高田似雄は、大正一三年六月二三日弁護士名簿の登録を取消し(「官報」大正一三・七・三)、同月二五日公証人に任ぜられ、広島地方裁判所および故公証人岩佐樟坪の後任を命ぜられた(「官報」大正一三・七・一)。高田は、中風症に罹り病臥中のところ、昭和三年九月一九日午後六時脳溢血のため死亡した、享年六九歳(「芸日」昭和三・九・二二、「官報」昭和三・九・二六、「新聞」昭和三・一〇・一五)。

大正二二(一九三三)年一月〜同年二月

入会 ①原田一(高知県士族、明治一七年八月高知代言免許、三月二三日登録「官報」大正二二・三・二四)、②加友順平(広島県平民、大正二二年二月弁護士試験及第、三月二〇日登録、「官報」大正二二・三・二七)、③田中豊(東京府平民、大正一〇年九月弁護士試験及第、三月二〇日登録、「官報」大正二二・三・二七)、④神田静雄(広島県平民、大正二二年二月弁護士試験及第、四月一〇日

登録、「官報」大正二二・四・一七)、⑤小林正一(東京府平民、大正二二年二月弁護士試験及第、五月一日登録、「官報」大正二二・五・二四)、⑥上田(改姓、柳田)勘四郎(広島県平民、元大分県平民、大正一二年二月弁護士試験及第、大阪より七月二日登録換、「官報」大正二二・七・二六)、⑦柳川兵一(島根県士族、明治三九年七月京都帝国大学法科大学卒業、七月二六日登録、「官報」大正二二・八・六)、⑧木島次郎(広島県平民、大正一二年二月弁護士試験及第、東京から二月一日登録換、「官報」大正二二・一一・二八)、⑨高橋嘉四郎(広島県平民、大正一〇年九月弁護士試験及第、一月二六日登録、「官報」大正二二・二二・五)、⑩望月第三郎(大阪府平民、大正九年二月判事検事登用試験及第、東京から二月二三日登録換、「官報」大正一三・一・一二)、⑪貞廣角治(広島県平民、大正一〇年九月弁護士試験及第、東京から二月二五日登録換、「官報」大正二二・一・二五)

退会

①植田壽作(死亡により一〇月一九日登録取消、「官報」大正二二・一一・一)
(注1) ①広島区裁判所判事原田一は、大正二二年二月二日広島控訴院部長判事に補され(「官報」大正二二・二・二四)、同月二七日退職を命ぜられた(「官報」大正二二・三・一)。
(注2) ⑥上田勘四郎は、大正二二年四月一九日大阪地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した(「官報」大正二二・四・二六)。

(注3) ⑧木島次郎は、大正二二年四月七日東京地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕大正二二・四・二三。

(注4) ⑨高橋嘉四郎は、大正一〇年二月一日大阪地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録し〔官報〕大正一〇・一一・一八、大正二二年八月二七日弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕大正二二・九・一五、大正二二・一〇・一一。

(注5) ⑩望月第三郎は、大正一〇年一月二九日司法官試補を依願免し〔官報〕大正一〇・二・一、大正一〇年二月二日東京地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕大正一〇・二・一七。

(注6) ⑪貞廣角治は、大正一〇年一〇月二二日東京地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕大正一〇・一〇・二七。

大正一三(一九二四)年一月〜同年二月(七月現在会員六三名)

入会 ①新林茂枝(徳島県平民、大正二二年二月弁護士試験及第、大阪から一月二二日登録換、〔官報〕大正二三・二・一)、②石川正(山口県士族、明治一九年一月判事登用試験合格、三月二四日登録、〔官報〕大正一三・四・二)、③田中豊(改名、康道)(島根県平民、大正七年七月東京帝国大学法科大学卒業、東京より四月二二日登録換、〔官報〕大正二三・五・二)、④甲村信一(島根県平民、大正一二年二月弁護士試験及第、五月三二日登録、〔官報〕大正二三・六・一七)、⑤篤晴興(鹿児島県、大正八年七月東京帝国

広島弁護士会沿革誌 (3)大正編

大学法科大学卒業、六月二七日登録、〔官報〕大正一三・七・七、

⑥吉田太郎(広島県、大正八年七月京都帝国大学法学部卒業、七月七日登録、〔官報〕大正二三・七・二三)、⑦丸下紫朗(広島県平民、大正二二年二月弁護士試験及第、一月一日登録、〔官報〕大正一三・一一・二九)、⑧葛上龜太郎(島根県士族、明治一八年一月西郷代言免許、九月二九日登録、〔官報〕大正一三・一〇・一一)

退会

①小林正一(山形へ二月二六日登録換、〔官報〕大正一三・三・一四)、②葛上龜太郎(五月一四日登録取消、〔官報〕大正一三・五・二八)

(注1) ①新林茂枝は、大正二二年四月一四日東京地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録し〔官報〕大正二二・四・二〇、同年六月一日大阪地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録換をした〔官報〕大正二二・六・一九。

(注2) ②朝鮮総督府判事石川正は、朝鮮総督府裁判所令第二六条の六により、大正一三年二月三三日退職した〔官報〕大正一一・一・二〇、大正二三・三・一一。

(注3) ③田中豊(大正一五年七月康道と改名、「芸日」大正二五・二・一七)は、大正八年三月四日東京地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕大正八・三・八。

(注4) ⑤篤晴興は、大正八年八月二日司法官試補を命ぜられ〔官報〕

三三五(三三五)

大正八・八・五)、大正一〇年一〇月二四日司法官試験を依願免職した〔官報〕大正一〇・一〇・二六)。そして、大正一〇年十一月一二日理事試験(陸軍歩兵伍長)を命ぜられ、大正一〇年二月九日第一師団法官部員・理事に補任され〔官報〕大正一〇・一〇・一〇、大正一〇・一二・二三)、大正一三年四月二三日陸軍法務官を依願免官した〔官報〕大正一三・四・二三)。

(注5) 葛上龜太郎は、大正一三年六月二〇日公証人に任ぜられ、広島地方裁判所および広島県双三郡三次町において事務取扱を命ぜられたが〔官報〕大正一三・七・一)、大正一三年九月一〇日願により公証人を免ぜられた〔官報〕大正一三・九・一二)。

(注1) ①高橋武夫は、大正一一年一月朝鮮弁護士試験に合格〔官報〕大正一一年・一・二二)、大正一二年二月弁護士試験に及第して、大正一三年五月一三日東京地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕大正一三・五・二八)。

(注2) ②大町和佐吉は、大正一一年一〇月二四日東京地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕大正一一年・一〇・三〇)。

(注3) ③広島地方裁判所判事兼広島区裁判所判事渡邊和四郎は、大正一四年六月三日退職を命ぜられた〔官報〕大正一四・六・五)。

(注4) ④新林茂枝は、大正一四年七月七日神戸地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕大正一四・七・一六)。

大正一四(一九二五)年一月〜同年二月(七月現在会員六六名)

入会 ①高橋武夫(広島県平民、大正一二年二月弁護士試験及第、東京から二月三日登録換、〔官報〕大正一四・二・二八)、②大町和佐吉(広島県平民、大正一一年九月弁護士試験及第、東京から三月一八日登録換、〔官報〕大正一四・四・八)、③渡邊和四郎(愛媛県平民、大正九年二月判事検事登用試験及第、六月二三日登録、〔官報〕大正一四・七・三三)

退会

①吉原一夫(二月九日登録取消、〔官報〕大正一四・二・二八)、②新林茂枝(六月二日登録取消、〔官報〕大正一四・六・二三)、③藤井乾助(九月二五死亡により一〇月一三日登録取消、〔官報〕大正一四・一〇・二三)、大正一四・一一・四)

大正一五(一九二六)年一月〜同年二月(七月現在会員六五名)

入会 ①橘高邦香(広島県平民、大正一二年二月弁護士試験及第、一月二六日登録、〔官報〕大正一五・二・一五)、②秦良一(広島県、大正一四年二月弁護士試験合格、三月二日登録、〔官報〕大正一五・四・一〇)、③永井貢(広島県平民、大正三年七月東京帝国大学法科大学卒業、八月二四日登録、〔官報〕大正一五・九・九)、④松元辰之助(広島県平民、明治二六年二月弁護士試験及第、九月六日登録、〔官報〕大正一五・九・二三)、⑤林美一(広島県、大正一四年二月高等試験司法科合格、九月二八日登録、〔官報〕大正一五・一〇・七)、⑥水田謙一(広島県平民、明治四一年二月判事検事登用試験及第、一二月一一日登録、〔官報〕大正一

退会
五・二二・二四)
①山田璋（東京へ二月二六日登録換、「官報」大正一五・三・九）、

②大町和佐吉（九月一日登録取消、「官報」大正一五・一〇・二）、③高橋嘉四郎（東京へ九月二九日登録換、「官報」大正一五・一〇・七）、④龜田正憲（九月二九日登録取消、「官報」大正一五・一〇・七）

（注1）③永井貢は、大正一〇年七月一日東京地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録したが、「官報」大正一〇・七・一九、大正一三年三月二日弁護士名簿の登録を取消した（「官報」大正一三・四・二五）。

（注2）④松元辰之助は、明治二十七年二月二八日東京地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録したが（「官報」明治二七・三・六）、明治二十七年一月二二日広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した（「官報」明治二七・二・二六）。松元は、明治三二年一月三日広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録

を取消し（「官報」明治三二・二・一〇）、明治三二年一月二四日福山区裁判所判事に補任された（「官報」明治三二・一・二五）。その後、松元は三次区裁判所判事兼広島地方裁判所三次支部部長判事の時、大正一五年七月二四日広島控訴院判事に補され、同月二六日退職を命ぜられた（「官報」大正一五・七・二七）二八）。

（注3）⑥金沢地方裁判所検事兼金沢区裁判所検事水田謙一は、大正一五年一月二二日名古屋控訴院検事に補され、同月一日退職を命ぜられた（「官報」大正一五・一・二五）二八）。

（注4）④龜田正憲は、大正一五年一月一日公証人に任ぜられ、広島地方裁判所所属元公証人福富恭禮の後任を命ぜられた（「官報」大正一五・一〇・五）。

七 会員の非行

大正年間における会員に係る、懲戒事件、刑事事件などの非行事件とその結果は、次の通りである。

大正	氏名	事件名または事件内容	結 果
2	①小川慶三	誣告・詐欺・横領	大正三年一〇月二九日 懲役六月
2	②不破熊男	偽証・偽証教唆・業務上横領	大正五年五月三日 懲役六月
4	③西郷政吉	第一、紹介人名簿登載者からの紹介により訴訟三件受任（会則三三条違反） 第二、過失により証人に不出頭を勧める（会則二七条違反）	大正三年二月一八日 各件過料一五円 右同日 譴責

5	④藤田若水 法廷における検事侮辱(弁護士法第三三条)	第三、紹介人名簿登載者からの紹介により訴訟受任(会則三三三条違反) 第四、紹介人名簿登載者からの紹介により訴訟受任(会則三三三条違反)	右同日 右同日	過料一五円 無罪
14	⑤平野春一 文書偽造・脅迫・恐喝・偽造有価証券行使	件発生年である。	大正六年二月二九日 大正一四年二月一五日	過料三〇円 予審免訴

(注1) ①②⑤は刑事事件である。③④は懲戒事件であり、第一審は広島控訴院懲戒裁判所、控訴審は大審院懲戒裁判所である。また、「大正」欄は、事件発生年である。

(注2) ①事件の結果は、大正二年八月二五日広島地方裁判所において、詐欺は無罪、誣告・横領により懲役一年の判決を受けた。控訴して、三年七月二七日広島控訴院は、第一審を破毀して、横領は無罪、誣告により懲役六月の判決をした。上告したが、昭和三年一〇月二九日、大審院は上告を棄却した(広島地検保存の広島地裁判決書、広島控訴院判決謄本、大審院判決謄本による)。

なお、小川は、大正二年三月一日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した(「官報」大正二・三・七)。しかし、大正六年九月二八日東京地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した(「官報」大正一六・一〇・二)。

(注3) ②事件は、第一審広島地方裁判所の判決は、懲役一年六月であった。控訴審の広島控訴院は控訴棄却、上告審の大審院は原審を破毀し大阪高裁へ差戻し、大阪高裁では大正五年五月三一日懲役六月の判決があった。

(注4) ③懲戒事件は、第一審判決が大正四年一月五日確定した。

(注5) ④懲戒事件は、大正五年七月七日、第一審の広島控訴院判決は無罪であった。

(補注) 「明治編・続」の「七 会員の非行」欄に収録した福本則行は、株券偽造事件の判決結果が不明であったが、調査の結果、明治四二年二月一日東京地方裁判所において、重禁錮四年の判決を受けたことが判明した(「読売」明治四二・一一・一一)。

大正二(一九一三)年

①小川夔三

○小川弁護士有罪(「芸日」・「中国」大正二・二・一)

尾道市久保町尾道市市会議員弁護士正七位法学士小川夔三(四

七)に係る誣告教唆・詐欺取財被告事件、ならびに同市同町元市會議員定期仲立業旅人宿業増田勝平(五〇)に係る誣告・詐欺取財被告事件は、かねて広島地方裁判所尾道支部において予審中であったが、一月三〇日終結し、同支部の公判に附すべく決定され

た。

予審終結決定書によれば、公訴事實は次の通りである。勝平は、御調郡美ノ郷村武内寅吉より畳表一一一円七六銭を買入れ、明治四一年一〇月その代金の内入れとして「を号貯蓄債券五四五二七」一枚を渡したが、その後大正元年八月に至り同証券が一等（割増金五〇〇円）に当選したので、勝平は俄にその五〇〇円が欲しくなり小川弁護士に相談したところ、同年一月一日小川は、前記債券を担保として寅吉に交付したものであるが、寅吉は内払いとして受取ったとして返さないと、告訴状を認めて勝平に検事局へ提出させた。また、小川は、明治四四年三月一日深安郡本庄村岡崎輝より同村宮林榮に係る登記抹消請求事件に付、榮の後見人宮林謙太郎より訴訟代理を委任せられたので、三月二日謙太郎にあて同事件に付反訴をなすので印紙代として金三〇円を持参させて騙取し、また明治四三年九月二五日愛媛県越智郡清水村宇野利平と御調郡重井村峰松朝吉との間に起こった売買代金返還請求事件に付、利平から訴訟を委託されたのを奇貨として、明治四四年一月一八日差押えをするのに必要なので二〇〇円持つてくるように通知して、該金を詐取したものである。

○小川弁護士公判（芸日）大正二・三・一、大正二・三・三

弁護士小川變三に係る誣告教唆・詐欺取財被告事件、および元尾道市会議員旅人宿兼仲立業増田勝平に係る誣告・詐欺取財被告事件は、三月一日午前一〇時より、尾道支部において開廷された。

小川の弁護は、尾道市の多久間、大西、山科、広島市の藤田、田上、岡山市の石黒、足利、三宅、また、増田の弁護は、広島市の不破らである。裁判長は、特に広島地方裁判所の赤堀判事が出張し、検事は尾道支部の笠原検事の係である。傍聴者は、開廷前より続々と詰めかけ、満員のため入廷できない者数十名は、空しく庭前に佇立して耳を傾けている有様である。

午前中は、事實の審問があつたが、小川は事實を巧みに否認した。しかし、増田は、悉く事實を認めた。午後三時再開し、証拠調べがあり、小川は、御調郡栗原村竹内虎吉が貯蓄債券割増金五〇〇円に当籤したので、これを受領する印紙代と称して金一五円を勝平の手を経て受取り、これを横領したという事件が現れ、小川およびその妻ミツを取調の上、業務上横領として追訴されたので裁判を中止し、重罪として広島地方裁判所の公判に附せられることになった。

●小川弁護士公判（芸日）大正二・八・一三

尾道市久保町弁護士法学士小川變三の詐欺取財、同町旅人宿兼仲立業増田勝平の詐欺取財誣告事件の公判は、本日午前八時より広島地方裁判所に於て開廷せらる、由なるが、弁護士は花井法学博士を初め、尾道の多久間、大西、山科、岡山の石黒、足利、当地の田上、藤田、森保の各弁護士なりと。

●小川弁護士公判（芸日）大正二・八・一四

尾道市久保町正七位弁護士法学士小川變三（四七）の誣告詐欺

取材横領、同町旅人宿兼仲立業増田勝平(五一)の誣告詐欺取材事件の公判は、予報の如く昨日午後二時より広島地方裁判所に於て内藤裁判長、大原、佐々波両陪席判事、黒正検事等の係りにて開廷されたるも、事実に付ては是迄尾道の裁判所に訊問ありたること、て、当日は被告勝平に対し、後に訴追されたる期米証拠金吞行為の四件に関する訊問あり、次で被告變三に対しても、簡單なる訊問ありしが、同人は大体は是迄申立たる事実と大差なきも、自分が勝平の言を軽信して事件の囑託を受けたるは何よりの失策なりと述べ、夫れより証拠調に移り、弁護士側より被告小川の利益の為に書証の提出あり。斯で、黒正検事は、被告勝平が公

訴事実の第一を自白せる事並に証拠金の吞行為を自白し居りながら、本日に至りて俄然之が事実を否認すると雖も其弁解の矛盾せる事実を述べ、更に同人の誣告行為は被告變三と通謀に出でたるを論証し、次で被告變三が金三十円の印紙代を横領し、事件発覚後に至りて妻女が衣類を入質して得たる金にて賠償したる事より、同人が旧年末に際し事件依頼者に打電して仮差押に要する供託国庫債券二百円を取寄せ置きながら仮差押を為さざりし事実の説き及ぼして、職掌柄犯状重き者なりと喝破し、結局被告勝平に懲役一年、變三に懲役二年を求刑したり。次に、花井弁護士は、冒頭弁護士たる者の任務極めて重大なるより説き起して、本件は事件其物が重大なるや否やと云はんより、身は弁護士として、曾ては

司直の職にありたる被告變三が耻を法廷に曝すに至りたるは、在野法曹の爲め憂慮に堪へずと述べ、夫れより事実論に入りて、被告の行為は粗放怠慢の誹りはあらんも、犯罪の証拠は極めて薄弱なる事を一々順序正しく列挙したる後、学問地位を兼備する被告をして復活せしむる様、御同情あらんことを、友人として切望に堪へずと、花井氏独特の一語一派の大弁論を爲す事、約一時間余に至りければ、被告變三は感極まつてハンカチーフを顔に押当て歎歎するに至りぬ。続いて他弁護士の熱誠なる弁論あり、夜に入りて閉廷したり。

●小川弁護士判決(芸日)大正一八・二六

尾道市久保町正七位弁護士小川變三(四七)の詐欺取材横領誣告、同町旅人宿兼仲立業増田勝平(五一)の詐欺取材誣告事件は、昨日(八月二日)午後一時前広島地方裁判所に於て、裁判言渡あり。被告小川は第三の公訴事実たる二百円の国庫債券騙取の点は無罪なるも其他の点に付懲役一年、被告増田は公訴事実全部有罪として懲役八月に処せられたり。

●小川弁護士控訴審公判(中国)大正三・五・三〇

尾道弁護士小川變三の横領誣告、増田勝平の詐欺誣告に関する控訴公判は、昨二十九日午後四時三十分裁判長山香判事、守津検事の係りにて広島控訴院第一号訟廷に開廷せられたり。被告の弁護人は、藤田、岡咲、田熊(尾道)、大西(尾道)、森保、森田卓爾、高田、米田の諸氏にて、先づ、横領罪被告として目下保釈中

なる神原能夫を参考人として訊問し、夫れより公判に移る（午後五時記）。

●小川弁護士控訴審公判（「中国」大正三・五・三二）

尾道市久保町目下東京在住弁護士小川雙三に対する横領及誣告、同町宿屋業増田勝平に対する詐欺及誣告被告事件は、昨既報の如く、広島控訴院に於て開廷されたり。元來本件は、右の内誣告の事實に於て小川は教唆關係を有するものにて、兩名合併合審理に附せられ、曩に昨年八月広島地方裁判所に於て、小川は懲役一年、増田は同八月の言渡を受け、何れも之れを不服として控訴に及び、既に二回迄で公判は開始されたるが、被告の申請に依りて、更に証人を喚問する事となり、昨記の元県會議員尾道市久保町居住、曩に横領罪として収監、目下保釈出獄中なる神原能夫を参考人として召喚せるが、茲に第三回続行公判を開始されたり。

先づ、神原の訊問を始めたるに、彼は法定に立つや、極めて横柄不遜な態度を以て、並居る人名の弁護士を目尻にかけて、ギョロリ／＼と弁護士席を見廻し乍ら、裁判長に向ひ、私は此所に証言するに先立ちて、先づ裁判長へ一言申告したき一事ありと、最と業業しく前提を置き、「私は、今回増田から聴き及たるに広島某弁護士は、私が今回証人として出廷せるに際し、若し証言の如何に依つてウンと遣つて行るから云々と尻押したる事ありと耳にせり。斯く、自分を威嚇して証言に圧迫を加へ、威嚇せるものこそ、即ち曩に自分が入監中、自分の名を利用して詐欺を働きたる

事實あり。自分は、此言に対して責任を以て語る丈けの確信あればこそ、斯く法廷に於て口外するものなり。身は錚々たる広島某の弁護士なるものに、斯の如き不埒千万の不徳漢あるは、怪訝の至りに堪へずと云々」、さも苦々しく罵声を放ち、尚も進むで愈々真相を語り続けんとせしが、裁判長の御む所ありて中止し、直接本件の關係を有する事實問題の訊問に転じたるが、此の時、神原は、小川、増田兩名の面前にては忌憚なく口外し兼ねれば、一応離席を請求したれば、裁判長は之れを容れて、兩名を一時廷外に退出せしめ、其れより神原は、裁判長の問に対して、次の如く陳述をなしたり。

抑も、自分が増田を知りたるは四、五年前県會議員を勤め居りたる當時なり。尚、小川は一面の識もなかりしが、曩に自分が入監の際、藤田弁護士に委託したる保釈願、同氏より更に小川に託されて手続を了りたるより、出獄後同氏を訪れ謝礼なしたる時、初めて面識を得たり。最も、私の母と小川の妻君とは、其以前より交際をなし居り、又彼の易者の細木元恵が尾道にありて最も勢力を示しつ、ありし時代、自分は細木と懇意なりし關係上、小川を同人に紹介をなしなどしたるより、其後屢々会見などして懇意になりたるものなりと、全然熟語の羅列を以てしたる、演説口調を弄して語り続け、尚自分は、昨年十二月十二日保釈出獄せしに際し、面目を失したる自分は、追がに郷里沼隈郡に帰るを憚り、当分尾道に下宿せん考にて適當の宿を探す内、偶々知合なる増田

が宿屋を開業せる事を聞きたるより、同家に下宿する事に定め、二ヶ月程同家の裏座敷に住ひ居たるが、当時同家の表座敷に桑田浩と称する元沼隈郡にて村長か何かを勤め居たる男止宿し居り、毎晩の様に酒に酔ひて増田に対し罵言を浴せて怒鳴り散らすを聞き、何事ならんと増田に訊きたるに、其以前増田が相場の仲買人をなし居りし際、吞行為をなして桑田に対し四、五十円損失をかけ居り、其れが為め桑田は之を請求して怒鳴り居たる事を語り、尚他にも二、三回同様詐欺行為にて他人に迷惑をかけ居り、其儘放任し置けば刑事問題となるならんと憂慮し居る旨打明け、金二百円程の調達方を依頼せしより、担保の有無を問ひたるに、増田は夫は自分が予て竹内寅吉に六、七十円の債務ありて、之れが担保として入れ置きたる五円債券に五百円の割増金当籤し、之を竹内が横領し居れば告訴の上其債券及割増金を取戻せば、何時にても支払すべしと語り居りたるが、自分の考へにては、竹内は豊表の大問屋、一方増田は之れが仲買人にて、其懸隔ある事は主人と雇人程の差あり、又六、七十円の借金に対し五円の担保といふも全く信じ得られず、又竹内が仲買人に金を貸して担保など入れさせる理由なし、其は必ず内入金として入金せしものならんと察し、左様な雲を掴む様な担保にては出金せずと勿付たれば、然らばと他に不動産を抵当として金子借入を頼みたるが事ありしが、之れも遂に不成立にて、其儘自分は其運動者たる某に而も自腹を切つて二十五円の謝礼をなしたる事実すらあり、尚其後小川は保

積帰還したる際、自分に対し全く増田に詐された為め、如斯境遇になりたりと憤慨し居りたり。依つて見るも、全く小川は増田の為に欺かれたるものならん。尚、其以前右取戻事件を藤田、不破の両弁護士に依頼せし際も、藤田氏は民事の訴へにせよと勧め、不破氏は全然物にならずと勿付たる事あり云々と、被告小川には甚だ利益なるも、増田に対しては不利益千万の証言を為したり。之にて証人の取調べを終り、両人を再び入廷せしめたるに、増田は、其証言は全く事実無根なり、就中弁護士の尻押云々なりは全然形でも無き虚偽の申立なりと述べたるが、裁判長は直ちに弁護士申請事項の有無を問ひ、森保弁護士は、被告小川の実父が著述したる漢籍の一冊と同家の系図を提出して、実父の人格及び家庭の如何に就て参考に資し、次いで森田(卓)弁護士は、前に証人が広島弁護士会に如斯き人物ありと毒々しく罵倒したるに對し、「昨年暮か今年の初頭か、曾て自分が弁護士会の会長たりし当時、市内神原能夫とのみ記したる一通の葉書を送り、広島弁護士間に如何はしき不徳漢あり、会長として極力調査の上処分あれ云々」とのみ、最も掴まへ所なき抽象的文意を以て、会長の責任を問ひたる事ありしが、其の際自分は、何かの私怨私恨を以て中傷せんとするものならんと、其儘に放任せし事ありしが、証人はありと確信すると述べしが、自分は絶対になしと確信し居れば、茲に立場を明かにする必要ありと、後の議論に於て疑ひを差挟まざる様と弁解をなし、

其れより、検事の論告に入りたるが、守津検事は、項を別ちて犯罪事実を詳細に論じ終わり、最後に小川の印紙代二十五円横領の事実就ては、一体自分は本件に干与して訟廷に立ち、毒々しく論告するに至りては、全く嫌に感ずる所なるも一言して、元來弁護士が依頼者より印紙代を預るに當つては、或場合は之を他に流用する事あるは一般に行はれつゝある所にして、之をなしたりとて、直に横領罪の構成すると云ふべきものにはあらず。然し乍ら、不幸にも小川弁護士は、其當時家庭の状態頗る窮迫に陥り居りたる事実、及依頼者の返還を求めたる際なども、家宅侵入の告訴する等と威嚇したる事実すらあり、記録の語る事實は、法律上処罪せざるべからざる事實にて、此際同人には気の毒乍ら止むを得ずと、涙を吞むで同情ある論告をなし、何れも棄却ありたしと結論し、其れより各弁護士は、各自に熱弁を振ひて、小川に対する無罪若くは執行猶予の恩典に浴したしと論じ、高田弁護士は、増田の爲めに寛大の判決あらん事をと論じたるが、閉廷は午後九時なりき。

●小川弁護士公判（芸日）大正三・五・三二）

尾道市在住弁護士小川夔三氏に対する誣告教唆並に業務横領、同市増田勝平に対する誣告並に詐欺取財、第二回控訴公判は、二十九日午後四時半より広島控訴院、山香裁判長の係り、守津検事干与、尾道市及び本市の弁護士十一名、保釈出獄中の両被告着席の上開廷され、証人神原能夫（三三三）の訊問に入りし処、神原は劈

頭、裁判長に対し「増田勝平は、或者に向ひ証言の仕様次第に依ては、神原をやり上げて遣ると放言したさうで、而かも其背後には、広島市在住の某弁護士が居つて尻押をして居るさうですから、被告人が此処に居つては、思ふ事が充分に申上げられません。大体広島島の弁護士中には、私が入監の留守中、私の名義を利用して、詐欺を働いたり又印紙代と称して私宅から金を騙取る奴があるんです」と憤慨し、被告の退席を望みたれば、小川、増田の両名は廷外に退出せしめられたり。

神原は、小川との関係に就き、本人とは格別懇意にあらざるも、小川の妻女は家計豊かならざる爲め、自分（神原）の母に金策を依頼し、其関係にて屢々往来し居りたりと述べ、増田との関係に就ては、増田方に下宿し居りたる頃、増田より同人が沼隈郡某村元村長桑田幸及村上穀物店に対し、相場の吞行為に依る詐欺を働きたる事を、本人に嗅付けられ責付けられて困難し居るに依り、二、三百円調金し呉れずやと頼まれたれば、調金はするも支払のメドありやと問ひたるに、増田は支払のメドありとて、当公廷の問題となれる貯蓄債券の話を出したり。即ち、増田は曾て、畳表の問屋を営み居りたる頃、仲買人なる竹内寅吉に対し四、五十円の支払ふべき金ありたるより五円の貯蓄債券を担保として預け置きたる処、右の債券は五百円の割増金に当籤したるが、竹内に掛け合へば、尠くも半額の二百五十円は取れるつもりなりと、自分（神原）に語りたるも、四、五十円の借金の担保として五円の

債券唯一枚を入れると云ふは、信じ難き事にてはあり、又仲買人問屋との関係は、主従の如き懸隔あるものなれば、主人が家來に對する借金に担保を入れる、と云ふも、亦受取り難く、内払ひに竹内へ遣はしたものであらんと考へ、調金のことは跳ね付けたり」と増田に不利なる証言をなし、尚ほ「然る所、増田は然らば此不動産を担保に入れるとて、目録を示したり。依て、自分は奔走すべし契ひ、運動員に二十五円の旅費を自腹を切つて与へたる事さへありしが、後に至り右の不動産は既に増田の手を離れ他人の所有に帰せるものなる事を知り、大いに呆れ果てたり。而して、当時増田は、小川弁護士に許へ貯蓄債券取戻の事を相談に行つて戻り、小川さんは担保に入れてあるものなら大丈夫取り戻し得るから横領の告訴を起こしたが好いと云はれたと、自分に報告せり」と、小川に有利なる陳述をなし、且つ「其後小川さんに逢ひし処、増田に欺されてエライ目に逢ふたと泣いて語り居られたり」と述べ、之にて証人の訊問を終りて、被告二人名廷の上、証拠調を行ひ、守津検事の論告に入る。検事は、増田に對する証告の点に就き、貯蓄債券が内払ひか担保かと云ふが、誣告罪の根底をなすものなるが、担保なる事は明白なりとて一々証拠を列挙し、吞行為に依る詐欺の点も明白なりと断案を下し、次に小川が増田の誣告を教唆せしめたる事は、増田が内払いなる事を小川に内明て相談したりと白状せる一事に依て明かなりと云ひ、又小川が民事の訴訟依頼者より印紙代と称して三十円を受取りながら内二十五銭を使用

せしのみにて残金を費消し、依頼人の父が再三請求に赴きしに、言を構へて返却せず、果ては玄関にて家宅侵入として訴へるなどと大声にて怒鳴りたるは、云ふ迄も無く業務横領なりとて、当時の小川の貧困なりし事を云ひ、然れば兩名とも、原判決（小川は懲役一年、増田は同六月及び同一年）は至当なりとて、控訴棄却を求めしが、夫れより各弁護士（内一名は増田の爲）小川の誣告教唆の点は証拠更に無く、又同人の詐欺の点も依頼者より預かり居りし金其者は費消せしも別に夫れだけの金は備へありたり、依頼者の父を追ひ返したるは、同人が有名なる無頼漢なる爲め、伴（即ち依頼者本人）が来れば渡して遣るとて、追ひ返したるものなりとて無罪の判決を希望し、増田の弁護士も寛大なる判決を希望し、午後八時過閉廷、近日判決言渡ある筈。

●小川弁護士の判決（「中国」「芸日」大正三・七・二八）

尾道市久保町目下東京在住弁護士小川夔三に對する、横領及び誣告、同町宿屋業増田勝平に對する詐欺及誣告被告事件は、昨年八月広島地方裁判所に於て、小川は懲役一年、増田は同八月の宣告を受けたるが、之れを不服として控訴し、去る五月三十日広島控訴院に於て、審理に附せられたるは、当時既報の如くなるが、右の結果、昨二十七日小川に對する前判決は取消され、横領の点は無罪にて、懲役六月、増田は公訴棄却の判決ありたり。

② 不破熊男

○ 不破弁護士 の 拘引 (「芸日」大正二・六・一二、「中国」大正二・七・一一)

広島弁護士会員不破熊男は、一〇日深安郡福山地方に旅行中、同夜突然、広島地方裁判所藤井予審判事の令状により、拘引の上、一日同裁判所において取調を受け、これと同時に、一〇日留守宅の搜索を受けた。事件の内容は、予審中のため記載できないが、聞くところによると、訴訟事務に関する偽証嫌疑であるという。

(注) 不破は、広島監獄に入監していたが、大正二年八月一日保釈を許され、保証金三〇〇円を供託して即日出監し(「芸日」大正二・八・一二)、同月一八日、県会議員および県参事会員を辞職した(「中国」大正二・八・一九)。不破は、偽証、偽証教唆、横領被告事件について、広島地方裁判高橋予審判事の係で予審中であつたが、有罪に決し公判に附せられることになつた(「芸日」大正二・八・二〇、「中国」大正二・八・二二、大正二・八・二三、大正二・八・二五)。

● 不破弁護士 の 罪 (「芸日」大正二・八・二〇)

本市三川町弁護士不破熊男(三八)に係る偽証及び偽証教唆横領事件は、予て広島地方裁判所高橋予審判事の係りにて予審中の処、今回有罪に決し公判に付せられたるが、事件は三つに分かれ

居れども、偽証の事實は別項記載吉田治郎等の土地売買詐欺事件に關し証人として予審廷に出頭したる際、自己が關係せる点に付不利益なる部分を五項に亘りて偽証したりと云ふに在りて、偽証教唆と云ふは沼隈郡鞆町米穀仲買商天野清助(五八)が本年一月二十五日同町米穀仲買商片岡岩吉(三五)共同にて同町秋山龜太郎他一人より玄米四斗五升入二百六十九俵を買受くるに當り、之を一石十八円五十錢にて買受ながら一石二十円にて買受たりと欺き、岩吉より其差額金を騙取したりとの被告事件に付、本年二月二十八日尾道支部裁判所にて懲役四月に処せられたるより、広島控訴院へ控訴を申立て同年三月十四日清助より弁護を受任したるが、其後清助と協議の末、岩吉をして米は一石二十円にて売買したるものに相違なき旨の証明書を作らせ、之を控訴公判の際提出すると共に岩吉を証人として喚問を求め、同人をして広島控訴院に於て偽証の申立を為さしめたりと云ふに在りて、本件に付清助、岩吉の兩人も偽証教唆又は偽証罪の下に有罪に決したり。次に、横領の事實は、去る明治三十七年六月頃、弁護士横山金太郎氏と共に市内上流川町森信正より同人の亡父正一生存中貸附ありし債権取立の委任を受け被告不破に於て専ら其任に當りて取立に従事中、一昨年一月十五日市内櫛下八木常助より千七百八十一円八十五錢を取立てながら之を横領し、事發覚前弁償したるものなりと。

○不破弁護士士の公判〔芸日〕大正二・一二・三、「中国」大正二・一二・三、大正二・一二・六、七

弁護士不破熊男に対する偽証・偽証教唆・業務上横領被告事件、沼隈郡鞆町米穀仲買商天野満助、同町職業同上片岡岩吉に対する偽証被告事件の公判は、広島地方裁判所において大正二(一九一三)年一月五日午前九時より開廷された。弁護士として、花井法学博士外、広島森田、田上、藤田、香川、米田、森保、岡咲、森田(格蔵)各弁護士である。

同年一月二日午後二時半、広島地方裁判所において、不破は、懲役一年六ヶ月、天野、片岡は各懲役三ヶ月の判決を受けた〔芸日〕大正二・一二・一三。

(注) これに対して、不破の弁護士藤田、高田、横山、森保の各弁護士は、判決を不当として、一月一七日控訴を申立てた。天野、片岡の両人も控訴を申し立てた〔芸日〕大正二・一二・一三、大正二・一二・一九。

○不破弁護士の公判〔芸日〕大正四・六・二〇

弁護士不破熊男に係る刑事被告事件は、広島控訴院における控訴棄却の判決に服せず、上告したところ、六月一日、大審院において原判決破毀となり、同時に事件を大阪控訴院に廻された。

○不破弁護士の公判〔新聞〕大正五・三・一八

元広島弁護士会所属弁護士不破熊男の業務上横領上告差戻事件は、大正五(一九一六)年三月二三日、大阪控訴院刑事第三部田中裁判長の係において、福釜検事立会、弁護人側は花井博士、足立弁護士外二名出席の上、公判が開かれた。裁判長は、犯行当時の事実訊問をしたが、不破の陳述によると、受け取った着手金千七百円は、自分が県会議員立候補運動の際に六百余円の負債があったので、その支払いに充て、残額も支出した旨を申立て開廷した。そして、同年五月三十一日、大阪控訴院は、前判決を破毀し、不破を懲役六月に処する旨の判決をした〔新聞〕大正五・六・五。

大正三(一九一四)年

③西郷政吉

●弁護士懲戒判決〔官報〕大正四・一・一八

広島地方裁判所所属弁護士西郷政吉弁護士会則違背事件二対シ、昨三年十二月十八日広島控訴院ニ於ケル懲戒裁判所ニ於テ、左ノ如ク判決シ本月五日確定セリ

大正三年(れ) 第一号

判決書

広島県田市大字和庄東堺通六丁目六番戸平民

広島地方裁判所所属弁護士

西郷 政吉

明治元年二月二十七日生

右懲戒被告事件ニ付当院検事長代理検事森津忠郎立會審理ヲ遂ケ
判決スルコト左ノ如シ

被告西郷政吉ヲ第一ノ各所為ニ付各過料十五円ニ処シ第二ノ所
為ニ付譴責ニ処シ第三ノ所為ニ付過料十五円ニ処ス

被告西郷政吉カ小泊富藏ノ経営セル呉供託実益社ノ法律顧問タ
ルコトヲ承諾シ且小泊富藏カ広島弁護士会ノ訴訟紹介人名簿ニ
登録セラレタルコトヲ知りナカラ同人ノ紹介ニ依リ訴訟事件ノ
代理ヲ受任シ因テ弁護士タル体面ヲ汚シ名誉懿徳ヲ傷ケタリト
ノ点ハ無罪

領置物件ハ各差出人ニ還付ス
裁判費用中証人北浦竹松小泊富藏山崎幾松ニ給与シタルモノヲ
除キ其他ハ全部被告ノ負担トス

理由

被告西郷政吉ハ広島地方裁判所所属弁護士ニシテ広島県呉市大字
和庄東堺通六丁目六番戸ニ事務所ヲ設ケ其職務ニ従事中

第一 呉市莊山田村五番町代書業藤井梅次郎カ広島弁護士会ノ訴
訟紹介人名簿ニ登録セラレタル者ナルコトヲ知りナカラ同人ノ
紹介ニ依リ前記事務所ニ於テ

(イ) 大正二年四月二十六日原告佐藤與八被告城井田清一郎間
ノ強制執行異議事件ニ付佐藤與八ヨリ訴訟委任ヲ受ケ

(ロ) 同年五月十二日原告林ミチ被告瀬山祖市間ノ酒肴料及芸

広島弁護士会沿革誌 (3)大正編

妓揚代金請求事件ニ付佐藤ヨネノ手ヲ經テ林ミチヨリ訴訟代理
ノ委任ヲ受ケ

(ハ) 同年九月三日原告窪木淺吉被告水野秀次郎間ノ約束手形
金請求事件ニ付窪木淺吉ヨリ訴訟代理ノ委任ヲ受ケタリ

第二 呉区裁判所大正三年(ハ)第三百八十七号原告水野千吉被
告高木キヌヨ外三名間ノ頼母子講返掛金請求事件ニ付被告高木
キヌヨ外三名ノ訴訟代理人ト為リ原告水野千吉カ講員ヲ代表シ
講金取立ヲ為スノ権限ヲ有セサル事實ヲ立証センカ為メ証人ト
シテ岩本儀三郎ノ召喚ヲ申請シ其証拠調ノ当日即チ大正三年六
月二十三日裁判所ノ証人訊問ニ先チ前記事務所ニ於テ高木キヌ
ノ同行シ来リタル岩本儀三郎ニ対シ水野千吉ニ返掛金取立ノ権
限アリヤ又其取立委託ニ関シ書類等作成シアリヤ否ヤヲ訊ネタ
ルニ儀三郎カ毫モ了知セサル旨答ヘタルヨリ輕率ニモ同人ニ対
シ今日裁判所ニ出頭スルニ及ハス其儘立帰ルヘシト申聞ケタリ

第三 大正三年四月六日呉市東堺通六丁目七番戸代書業坂越喜之
助ノ紹介ニ依リ今井五六和田才市ノ兩名ヨリ荒木増太郎傷害被
告事件ノ弁護ヲ受任シ翌七日頃前記事務所ニ於テ右紹介ノ報酬
トシテ金三円を喜之助ニ交付シタルモノナリ

証憑ヲ按スルニ

第一事實ニ付テハ
被告西郷政吉ハ当法廷ニ於テ自分ハ明治四十五年三月二十九日広
島地方裁判所検事局ニ於テ弁護士名簿ニ登録ヲ受ケ前記肩書地ニ

二四七 (三四七)

事務所ヲ設ケ其職務ニ従事シ来リタリ而シテ呉市莊山田村五番町代書業藤井梅次郎カ広島弁護士会ノ訴訟紹介人名簿ニ登録セラレ居ルコト及ヒ判示第一ノ(イ)(ロ)(ハ)ノ各訴訟事件ニ付判示ノ者ヨリ訴訟代理ノ委任ヲ受ケタルコトハ孰レモ相違ナク同上(ハ)ニツイテハ当日藤井梅次郎ハ窪木淺吉ヲ自分方ニ連れ来リ此人カ訴訟ヲ依頼シタト申スカ何分老人ノコトニテ耳モ遠キニ付能ク事実ヲ聴取り謝金モ特別ニ安クシ呉レト申シタルヲ以テ淺吉ヨリ事実ヲ聴取り訴訟委任ヲ受ケタル旨供述シタリ

証人藤井梅次郎訊問調書ニ自分ハ明治三十六年頃代書業ヲ始メタル当時広島弁護士会ノ訴訟紹介人名簿ニ登録セラレタリ佐藤與八ハ友重庄吉ト共ニ自分代書所ニ来リ執行異議事件ノ訴訟代理ヲ委任シタキニヨリ弁護士ニ頼ミ呉レト申シタルヲ以テ俸十九三二西郷へ連行キ安クヤリテ上ケ呉レト申スヘキ旨命シ十九三八兩人ヲ西郷方へ連行キタリ又大正二年五月中自分カ五番町ノ宅前ニ立チ居リタル際佐藤ヨネカ通掛リ事件ヲ松井弁護士ニ頼ミ居リタルニ同人ハ病氣ニ付他ノ弁護士ニ頼マント思フカ弁護士ハ何処ニ居ルカ尋ネタルニヨリ橋ヲ越ヘタル所ニ居ルト教ヘタレハヨネハ西郷弁護士方ニ至リ藤井ヨリ聞イテ来タカ安クヤリ呉レト申シタル趣ナリ又窪木淺吉カ自分事務所ニ来リ弁護士ニ訴訟事件ヲ依頼シタキニヨリ連行キ呉レト申シタルニ付淺吉ヲ西郷弁護士方ニ連行キ同弁護士ニ面会シ此人カ訴訟ヲ起シタシト云フ故安クヤリ呉レト申置キ立帰リタル旨ノ供述記載アリ

証人友重庄吉訊問調書ニ大正二年四月中佐藤與八ノ依頼ニヨリ城井田清一郎カ與八ノ財産ヲ差押ヘタル件ニ付代書人藤井梅次郎方ニ同行シタル処梅次郎ハ弁護士ニ頼ム方宜シカラントテ其俸ニ西郷弁護士方へ案内ヲ命シ自分ハ與八ト共ニ藤井ノ俸ニ連れラレ西郷ノ宅ニ行キタルニ妻君カ取次ニ出テ藤井ノ俸ハ妻君ニ対シ藤井ヨリ来リタルカ此人ハ事件依頼ノ為メ来リタルニ付安クシテ上ケ呉レト申シテ帰リタリ其際西郷ハ不在ニテ自分等ハ玄閣ニ上リ待居リタルニ聽テ西郷婦来リ妻君ハ西郷ニ対シ今藤井方ヨリ此人ヲ案内シテ来ラレタルニ付安クシテ上ケ呉レト云ヒタリ自分等ハ藤井方ニテ代書シテ貰ヒタル書類ヲ西郷ニ示シ事件ノ内容ヲ話シタレハ西郷ハ大丈夫勝テルト云ハレタルニヨリ訴訟代理ヲ委任シタル旨ノ供述記載アリ

証人佐藤ヨネ訊問調書ニ林ミチヨリ瀬山祖市ニ対スル酒肴料及ヒ芸妓揚代金請求事件ノ訴訟代理ヲ松井弁護士ニ委任シ置キタル処病氣ニテ代理出来サル旨ノ葉書来リシニ付大正二年五月中同弁護士ノ事務所ニ行キタルニ病氣ニテ面会出来サリシヨリ如何セント思ヒ事務所前ノ道ニ立チ居リタル処予テ顔ヲ知ル藤井梅次郎カ通り掛リタルニ付何レノ弁護士ニ頼ミタレハ宜シキヤヲ尋ネタルニ花見橋ノ交番所ノ裏ニ西郷ト云フ弁護士アリソレハ行キ藤井カ云フタトテ安クシテ貰ヘト申シタルニ付直ニ西郷方ニ行キ同人ニ面会シ藤井ヨリ參リタルカ事件ヲ御願スルト申シタレハ事実ヲ尋ネ受任シ呉レタリ林ミチハ自分ノ縁故者ニテ自分ハミチノ營ミ居ル

料理屋湖月庵ヲ引受ケ居リ右事件依頼ノ節ミチノ委任状ヲ西郷ニ渡シ置キタル旨ノ供述記載アリ

証人窪木淺吉訊問調書ニ大正二年九月中自分ハ水野秀次郎ニ対スル約束手形金請求事件ノ訴訟代理ヲ南條弁護士ニ依頼セント思ヒ藤井梅次郎方ニ行キ南條ニ頼ミ呉レト申シタル処藤井ハ南條ハ病氣中ニ付西郷ニ依頼スルカ宜シカラン規則上紹介ハ出来ヌカ庭口マデ連行キ遣ラント云ヒ自分ヲ西郷弁護士方ヘ連行キ玄関ニテ西郷ニ対シ小サキ事件ニテ厄介ナランモ引受ケ呉レト申シ奥ノ室ニ入り西郷ト話合ヲ為シタル上出て来リ六円位差出セト云ヒシモ持合セナカリシニヨリ前金二円ヲ渡シ殘金ハ成功ノ上差出スコト、為シタルハ藤井ハ其旨西郷ニ話シ呉レタルニ付自分ヨリ事件ヲ西郷ニ委任シタル旨ノ供述記載アリ

第二事實ニ付テハ

被告西郷政吉ハ当法廷ニ於テ判示第二事實ト同趣旨ノ供述ヲ為シタリ

証人岩本儀三郎訊問調書ニ自分ハ水野千吉ヨリ高木キヌヨ外三名ニ対スル頼母子講返掛金請求事件ニ付大正三年六月中呉区裁判所ヨリ証人トシテ出頭スヘキ旨ノ呼出ヲ受ケ同月二十三日高木キヌヨト共ニ呉ニ行キタル処キヌヨハ弁護士ノ所ヘ寄り呉レト云フニヨリ同人ト共ニ西郷ノ宅ニ立寄りタレハ西郷ハ自分ニ対シ五十人ノ頼母子講員ヨリ水野ニ講ノ世話ヲ頼ムトノ堅イ書類ヲ渡シアルカト問ハレタルニ付自分ハ夫ハ知ラヌト答ヘタル処然ハ今日ノ裁

判ニハナラヌト云ハレタルニヨリ夫ハ自分ノ志望ナリ自分ハ証人ニナルカハナシト云ヒ今カラ婦リテモ宜シキヤヲ問ヒタルニ西郷ハ婦リテモ宜シト申サレタル故西郷方ヲ立出テ途中水野千吉ニ出会シ同人カ裁判所ヨリ沙汰アルマテ待居ル方宜シカラント注意シ呉レタルニ依リ裁判所ニ出頭シタル処呼上アリタルニ付訟廷ニ入り訊問ヲ受ケタル旨ノ供述記載アリ

第三事實ニ付テハ

被告西郷政吉ハ当法定ニ於テ判示第三事實ヲ自認シタリ

証人今井五六訊問調書ニ大正三年四月六日荒木増太郎ノ傷害事件ニ付代書人坂越喜之助ニ代書シ貰ヒタル嘆願書ヲ呉警察署ヘ差出シタル後弁護士ニ弁護ヲ頼ムコトニ決シ坂越ニ其紹介ヲ頼ミタル処同人ハ一寸待テト云ヒ外出シ二三十分ヲ経タル頃婦来リ弁護士ノ処ヘ行キ見タルニ只今在宅ニ付帰宅ノ序ニ連行キ遣ルト云ヒ自分ト和田才市トヲ西郷弁護士方ヘ連行キ呉レタルニ付同弁護士ニ弁護ヲ依頼シ坂越モ力ヲ入レテ遣リ呉レト頼ミ自分ヨリ弁護料十円ヲ支払ヒタル旨ノ供述記載アリ

証人坂越喜之助訊問調書ニ和田才市今井五六ノ兩名カ自分代書所ニ来リ西郷弁護士ニ弁護ヲ頼ミニ行カント思フ旨申スニヨリ自分ハ嘆願書ヲ代書シタル縁故アリ且婦路ノ序ナリシヲ以テ右兩名ト共ニ西郷弁護士方ニ行キ今井、和田等ヨリ事件ヲ依頼シ其翌日自分ハ西郷方ニ抵リ三円ノ報酬ヲ貰ヒタル旨ノ供述記載アリ
以上ノ証憑ヲ綜合シテ考覈スレハ判示ノ事實ヲ認ムルニ十分ナリ

被告西郷政吉ハ大正元年九月頃他人ノ債権取立又ハ諸般ノ紛争ニ干与シ其報酬ヲ受ケテ生計ヲ営メル呉市藏本町小泊富藏ノ経営セル呉供託実益社ニ法律顧問トシテ自己ノ氏名ヲ使用スルコトヲ承諾シ且大正二年五月頃小泊富藏カ広島弁護士会ノ訴訟紹介人名簿ニ登録セラレタルコトヲ聞知シシカラ同年七月十三日同人ノ紹介ニ依リ原告山崎幾松被告堀銀太郎間ノ酒肴料請求事件ノ原告訴訟代理ヲ受任シ因テ弁護士タル体面ヲ汚シ名誉懿徳ヲ傷ケタリト

ノコトハ之ヲ認ムヘキ証憑十分ナラス
法律ニ照スニ右第一ノ各所為ハ広島弁護士会則第三十三條弁護士法第二十三條第二項第二ノ所為ハ広島弁護士会則第二十七

條弁護士法第二十三條第二項第三ノ所為ハ広島弁護士会則第三十二條弁護士法第二十三條第二項ニ各違背スルモノナルヲ以テ弁護士法第三十三條ノ規定ニ從ヒ第一ノ各所為ニ付各過料十五円ニ第二ノ所為ニ付譴責ニ第三ノ所為ニ付過料十五円ニ処シ前記証憑不十分ノ点ニ付テハ弁護士法第三十四條刑事懲戒法第三十七條刑事訴訟法第二百二十四條ニヨリ無罪ヲ言渡シ領置物件ハ各差出人ニ還付シ裁判費用中証人北浦竹松小泊富藏山崎幾松ニ給与シタルモノヲ除キ其他ハ弁護士法第三十四條刑事懲戒法第四十五條第二項刑事訴訟法第二百一條第一項ニ依リ被告ヲシテ負担セシムヘキモノトス仍テ主文ノ如ク判決ス

大正三年十二月十八日

広島控訴院ニ於ケル懲戒裁判所

裁判長 判事 志方 鍛
判事 山浦武四郎
判事 安藝 茂富
裁判所書記 西川 榮

大正五(一九一六)年

④藤田若水

○藤田弁護士懲戒裁判(中國)大正五・七(四・五)

弁護士藤田若水に対する弁護士懲戒裁判は、七月四日、広島控訴院刑事法廷において、午前九時過ぎから横山、森田、香川外二名が出廷し、公証人懲戒委員部長山香判事担当、懲戒委員守津検事立会、その他各懲戒委員列席の上、懲戒裁判が開廷された。藤田弁護士が、今回の懲戒裁判に付せられるに至った原因は、次の通りである。

市會議員選挙法違反事件被告呉市選出県會議員堀岡眞一外一名の市會議員選挙違反が、呉警察署において検挙され、呉区裁判所に事件を廻送されたので、同区裁判所中田検事は事件を略式手続に請求したが、服せず公判を仰ぎ、同裁判所法廷で公判開始された。藤田弁護士は、堀岡眞一の弁護の衝に当り、事実の審問終了後、二、三の証人を申請したが、中田検事は必要なしと意見を述べ、裁判長もその必要なしと却下した。そこで、藤田弁護士は、奮然として「証人喚問却下とあれば、略式手続と何ら異なる無し、

近來検事の裁判するもの多く、裁判所の検事か、検事の裁判所か、判断に苦しむが如き傾向あり云々の意味の意見を述べ、中田検事の心機に触れたものである。因みに、懲戒裁判開廷の控訴院法廷の参考人席には、和服姿の中田検事の姿も見えた。

(注) 藤田は、広島控訴院では、大正五年七月七日無罪の判決を受けたが、控訴されて、大審院において、大正六年二月一九日原判決を取消され過料金三〇円に処せられた(「官報」大正六・三・八)。

● 弁護士懲戒判決(「官報」大正六・三・八)

広島地方裁判所所属弁護士藤田若水弁護士会則違背事件ニ付
広島控訴院ニ於ケル懲戒裁判所竝ニ大審院ニ於ケル懲戒裁判所ニ
於テ左ノ判決アリタリ

判決

広島県広島市小町十番地平民

広島地方裁判所所属弁護士

藤田 若水

明治九年年十二月十一日生

右懲戒被告事件ニ付当院検事長代理検事黒生太助立会審理ヲ遂ケ
判決スルコト左ノ如シ

被告藤田若水ハ無罪

理由

広島弁護士会沿革誌 (3)大正編

本件ハ弁護士藤田若水カ広島地方裁判所所属弁護士トシテ其職務執行中大正五年二月十七日堀岡眞一外一名ニ対スル市会議員選挙違反被告事件ニ付呉区裁判所ニ於テ公判ノ際右被告眞一ノ弁護士トシテ出頭シ共同弁護士秦野健二ト共ニ被告人等ノ為關連次郎外十余名ノ証人喚問ヲ申請シタルニ立会検事中田棍太ハ孰レモ喚問ノ必要ナキモノト思料スル旨ヲ述ヘ判事丸田慎吾ハ其申請ヲ採用セサル旨ノ決定ヲ言渡シ尋テ右立会検事ヨリ被告人等ノ犯罪ノ証憑ハ十分ナルヲ以テ略式命令ト同一ノ処分アルヲ相当ト思料スル旨ノ意見ヲ開陳シタルニ被告弁護士ニ於テハ検事ハ自己カ有罪ナリトシテ起訴シタル事件ニ付自己カ信スル所ヲ吹聴シ証人ヲ喚ハスシテ自己ノ信スル証拠ニ基キ安心シテ裁判セヨトノ意見ナリシカ夫レハ自分ノ信用ヲ押売スルモノニテ其意見ヲ容レテ判事カ裁判スレハ春秋ノ論法ニヨレハ全ク検事自カラ裁判ヲ為ス事ニナル証人申請ヲ採用セラレサルニ付テハ本件ノ証拠ハ本件ノ記録丈ニ拠ルノ外ナク本件ノ記録ニ拠レハ「ドンナ」裁判官テモ又盲目ノ裁判官ト雖モ有罪ノ判決ヲ為スコト明カナリ裁判官ハ自分ノ信シタ事ハ間違ヒナシト自惚レテハイケナイ裁判ニハ誤リカアルモノタ夫レ故裁判制度カ三級審ニナツテ居ルノタ本件ノ略式命令ハ丸田判事カ発セラレ居リ又公判判事モ同一判事ニシテ証拠モ略式命令ヲ發セラレタル当時ト異同ナキモノナレハ裁判ハ言渡ヲ待タスシテ略式命令ト同一ナルコト明カニシテ弁護ノ余地ナシ此裁判ハ最モ不親切極ル裁判テアルト極言シテ置キマス私ハ憤慨ニ堪ヘサ

ル旨ノ弁論ヲ為シタリト云フニ在リテ被告弁護士カ自己及共同弁

護人ヨリ為シタル証拠調ノ申請ニ関スル立会検事ノ意見ニ対シテ

ノ反駁又ハ本案ニ付テノ最終弁論ヲ為スニ当リ信用ノ押売、自惚、

不親切極ル裁判、憤慨ニ堪ヘヌ等不謹慎ノ言語ヲ使用シタルコト

ヲ認ムルニ足レトモ被告弁護士カ当該判検事ヲ侮辱スルノ意思ア

リシモノト認ムヘキ証憑十分ナラサルノミナラス右不謹慎ノ言語

ハ当時裁判官ニ於テ被告弁護士ニ注意ヲ与ヘ直ニ之ヲ取消シ若ハ

訂正セシメ得ヘキモノニ係リ未タ以テ広島弁護士会則第二十七条

ニ所謂弁護士ノ体面ヲ汚シ其名譽懿徳ヲ傷クルノ行為トシテ懲戒

スヘキ程度ニ在ルモノト認ムルニ足ラサルヲ以テ弁護士法第三十

四条判事懲戒法第三十四条ニ依リ主文ノ如ク判決ス

大正五年七月七日

広島控訴院ニ於ケル懲戒裁判所

裁判長 判事 志方 鍛

判事 山香二郎吉

判事 山浦武四郎

裁判所書記 西川 榮

●弁護士懲戒判決(「官報」大正六・三・八)

判決

広島県広島市小町平民

広島地方裁判所所屬弁護士

藤田 若水

明治九年十二月十一日生

右懲戒被告事件ニ付キ大正五年七月七日広島控訴院ニ於ケル懲戒

裁判ノ言渡シタル無罪ノ判決ニ対シ原院検事長川淵龍起ハ控訴ノ

申立ヲ為シタルニ依リ本院ハ検事総長代理検事林頼三郎立会弁論

ヲ經テ判決スルコト左ノ如シ

原判決ヲ取消ス

被告弁護士藤田若水ヲ過料金三十円ニ処ス

理由

被告弁護士藤田若水ハ広島地方裁判所所屬弁護士ニシテ其職務執

行中大正五年二月十七日堀岡眞一外一名ニ対スル市会議員選挙違

反被告事件ニ付キ呉区裁判所ニ於ケル公判ニ眞一ノ弁護人トシテ

出頭シ共同弁護人秦野健二ト同シク各自証人喚問ノ申請ヲ為シタ

ルニ立会検事田根太ハ反対ノ意見ヲ述ヘ判事丸田慎吾ハ其申請

ヲ採用セサル旨ノ決定ヲ言渡シ尋テ立会検事中田根太ヨリ被告人

等ノ犯罪ノ証憑ハ十分ナルヲ以テ略式命令ト同一ノ処分アルヲ相

当ト思料スル旨ノ意見ヲ開陳シタルニ被告弁護士ハ検事ハ有罪ナ

リトシテ起訴シタル事件ニ付キ自己ノ信スル所ヲ吹聴シ証人ヲ喚

ハスシテ自己ノ信スル証拠ニ基キ安心シテ裁判セヨトノ意見ナリ

シカソレハ自分ノ信用ヲ押売スルモノニテ其意見ヲ容レテ判事カ

裁判スレハ春秋ノ論法ニ依レハ全ク検事自ラ裁判ヲ為ス事ニナル

証人申請ヲ採用セラレサルニ於テハ本件ノ証拠ハ本件ノ記録丈ニ

拠レハ「どんな」裁判官テモ有罪ノ判決ヲ為スコト明カナリ裁判

官ハ自分ノ信シタ事ハ間違ヒナシト自惚レテハイケナイ裁判ニハ誤リカアルモノタ夫レ故裁判制度カ三級審ニナツテ居ルノタ本件ノ略式命令ハ丸田判事カ発セラレ居リ又公判判事モ同一判事ニシテ証拠モ略式命令ヲ発セラレタル当時ト異同ナキモノナレハ裁判ハ言渡ヲ待タスシテ略式命令ト同一ナルコト明カニシテ弁護ノ余地ナシ此裁判ハ最モ不親切極ル裁判テアルト極言シテ置キマス私ハ憤慨ニ堪ヘサル旨ノ陳述ヲ為シタリ

右事実申被告弁護士藤田若水カ広島地方裁判所所屬弁護士ニシテ前記年月日前記判事被告事件ニ付キ前記区裁判所ニ於テ公判ノ際刑事被告人堀岡眞一ノ弁護人トシテ出頭シ被告人ノ為メ証人喚問ノ申請ヲ為シタルコトハ其当時公廷ニ於テ自認スル所ニシテ前記公判開廷ノ際ニ於ケル判示出来事ハ呉区裁判所公判始末書謄本ニ同一趣旨ノ記載アリ原審口頭弁論調書ニ証人弁護士秦野健二ノ供述ヲ掲ケテ前記判事被告事件ニ付キ弁護士藤田若水ト共同弁護人ナリシコトニ相違ナク前記年月日前記区裁判所ノ公判ノ節若水及自己ヨリ裁判所ニ対シ証人喚問ノ申請ヲ為シタルニ其申請ヲ却下セラレタリ当時中田検事ハ司法警察官カ被告共ヲ取調ヘタルトキシテ記憶ニ存スルハ検事ハ司法警察官カ被告共ヲ取調ヘタルトキ立会ヒタルモノニシテ被告等ハ決シテ無キコトヲ曲ケテ供述シタルモノト認メサリシ、被告共ノ自白ハ真実ニシテ任意ノモノナリトノ事ナリシ之ニ対シ藤田弁護人ハ検事ノ意見ハ不当ナリ自分カ警察署ニ於ケル被告ノ取調ニ立会ヒ被告ノ供述ハ任意ニシテ真実

ナルコトハ間違ナシトハ自分ノ言フ所ヲ信セヨトノ意味ナルカ一旦夫等自白ノアル聴取書ニ依リ略式命令ヲ発セラレタル判事カ新ニ申出テタル証人ヲ取調ヘスシテ裁判スルトセハ判事モ入ラヌモノナリト反駁シタルコトヲ記シ且其当時藤田弁護人ハ検事ハ自己カ有罪ナリトシテ起訴シタル事件ニ付テハ自己カ信スル所ヲ吹聴シ証人ヲ呼ハスシテ自己ノ信スル証拠ニ基キ安心シテ裁判セヨトノ意見ナリシカ夫レハ自己ノ心証ヲ押充スルモノニシテ春秋ノ論法ニ依レハ全ク検事自ラ裁判ヲ為ス事ニナルトノコトヲ陳ヘタルヤトノ裁判長ノ問ニ対シ総テ左様ナ露骨ナル語句ナリシヤ否ハ記憶セサルモ御訊問通ノ趣旨ヲ以テ弁論シタルニ相違ナシト答ヘ又同弁護人ハ裁判官ハ自分ノ信シタ事ハ間違ヒナシト自惚レテハイケナイ裁判ニハ誤リカアルモノタ夫レ故裁判制度カ三級審ニナツテ居ルノタトノ事モ陳ヘタルヤトノ裁判長ノ問ニ対シ是レ又語句體裁ハ記憶セサルモ其趣旨ノ事ヲ弁論シタルニ相違ナシト答ヘ又同弁護人ハ本件ノ略式命令ハ丸田判事カ発セラレ居リ又公判判事モ同一判事ニシテ証拠モ略式命令ヲ発セラレタル当時ト異同ナキモノナレハ裁判ハ言渡ヲ待タスシテ弁護ノ余地ナシトノコトモ陳ヘタルヤトノ裁判長ノ問ニ対シ其意味ノコトモ陳ヘタルニ相違ナシ其語句カ全ク御訊問ノ通ナリヤ否ハ記憶セスト答ヘ又同弁護人ハ此裁判ハ最モ不親切極ル裁判テアルト極言シテ置キマス私ハ憤慨ニ堪ヘス云々ト陳ヘタルヤトノ裁判長ノ問ニ対シ藤田弁護人ハ最終弁論ノ第一節ニ於テ申請ノ証人ヲ調ヘテ貰ヘヌニ付テハ

遺憾不堪ヘストノ意味ヲ陳タルコトハ記憶セリ尤モ其用語ハ如何

ナリシヤハ覚エ居ラスト答ヘタル旨ノ記載アリ又被告弁護士ハ当

公廷ニ於テ中田検事カ証人喚問反對ノ理由ヲ具陳シ自ら聴取書作

成ニ立会ヒタル事実ヲ示シテ被告人ハ犯罪事実ヲ自白シ其自白

セル事実ハ真実ニシテ自分ハ被告等ニ同情アルカ故ニ証人ノ必要

ナシト述ヘタルニ対シ自分ハ検事自身カ立会ヒ心証アルカ故ニ証

人ノ必要ナシトハ宜シカラス安心シテ裁判セヨト云フハ信用ノ押

売ナリト云ヒタリ又自惚レテハイケンイトノ陳述ハ証拠申請却下

後被告弁護士最後ノ弁論ノ始ニ於テ述ヘタルモノニシテ且裁判ハ

間違ヒ易ヒモノテアルカラ虚心訟ヲ聴クヘク仮令誤判ナリトモ親

切ノ取調ナレハ満足スルカ左様テナクシテ自分カ断スレハ間違ハ

ナイト極メルコトハイケンイト云ヒ進ンテ証拠不十分ナルヲ以テ

無罪ノ判決アリタキコトヲ述ヘタル旨ノ供述ヲ為シ又本院立会検

事ノ問ニ対シ堀岡眞一等ノ被告事件ニ付キ公判前中田検事ニ面会

シ証人喚問ニ同意ヲ求メタルモ同検事ハ同意セザリシ旨ノ事実ヲ

自認スルヲ以テ上叙ノ証憑ヲ綜合考察シテ前記判示ノ如ク認定ス

右被告弁護士ノ行為ハ法定ニテ憤懣ノ意ヲ漏ラスニ暴慢野卑ノ言

辞ヲ以テシ延テ自己ノ弁護士タル品格ヲ傷クルコト少ナカラス広

島弁護士会則第二十七条ノ規定ニ所謂弁護士ノ体面ヲ汚シ其名譽

懿徳ヲ傷クルモノニ該当スルヲ以テ弁護士法第三十三条ヲ適用シ

被告弁護士ヲ過料金三十円ニ処スヘキモノトス依テ同法第三十四

条判事懲戒法第四十四条第二項ニ則リ主文ノ如ク判決ス

大正六年二月十九日

大審院ニ於ケル懲戒裁判所

裁判長 鶴 丈一郎

判事 大倉 鈕藏

判事 大倉 格

判事 藤波 元雄

判事 藤波 元雄

裁判所書記 秋野 精郎

大正一四 (一九二五) 年

⑤平野春一

○平野弁護士無罪 (芸日) 大正一四・二・一五

平野春一 弁護士は、石黒慶太郎外三名の文書偽造脅迫恐喝偽造

有価証券行使事件に連座して、広島地方裁判所の予審に付され、

福田予審判事の手で予審審理中であつたが、二月一五日予審終結

し、ともに予審免訴となつた。

(注) その後、検事局が抗告し、広島控訴院に廻され篠田裁判長の掛で

慎重に審議され、「抗告の理由なし」と抗告は却下となつた。これで

平野は、いよいよ青天白日の身となつたので、再び弁護士登録をし

法律事務に従事することになつた (芸日) 大正一四・七・二八。

八 おわりに

大正に入ると、『芸備日日新聞』、『中国新聞』には、広島弁護士会の活動が報道されることが、明治期に比べて少なくなつて、大正期後半になると毎年の会長選挙についても報道されなくなつた。そこで、『法律新聞』「日本弁護士協会録事」の記事も拾い、更に広島控訴院長、同検事長、広島地方裁判所長、同検事正の異動を収録して、何とか広島弁護士会の沿革の項を埋めたが、昭和戦前編の編集が思いやられる。

そして、代書人組合については、現在の司法書士法の先駆ともいえる、「司法代書人法」(大正八年四月一九日法律第四八号、同年九月一五日施行)の制定に關しての報道は見えるが、広島における代書人組合の活動に關しては、新聞報道はなされなかつた。そして、行政代書人を取締まる「代書人規則」(大正九年一月二五日内務省令第四〇号、大正一〇年一月一日施行)の制定に至つては、新聞報道もされない。従つて、代書人組合に關しては、本稿では叙述することが出来なかつた。

その一方で、大正期には、弁護士個人に關する情報は、しばしば新聞記事に連載されたり、紳士録や人物名鑑に紹介されているので、広島における代言人・弁護士列伝に収録する材料として百人分は、収集できた。

なお、大正七年には、判事検事登用試験・弁護士試験の及第者

や、弁護士名簿登録者を官報に掲載するに当たつて、従来は属籍(某県平民、某県士族など)を記載していたが、平民の場合は本籍のみの表示となり、大正一三年からは、すべて氏名のみしか掲載されなくなつた。そのため、広島弁護士会員の異動を「官報」によつて追跡するのは困難となつた。

(注) 海軍は、大正六年二月一三日、海軍省令を以て「平民」を族称と認めず、若し文書に族称記載の必要がある時は、その族称が「華族」または「士族」であるときに限り、これを記載すべきである旨公布し、即日施行した。陸軍においても、この頃には、「平民」を族称とは認めていないという(『芸日』大正六・二・一一)。